

# 廿日市市文化財保存活用地域計画

( 第 1 次計画 )



令和 5 年(2023)

廿日市市教育委員会





# 目 次

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 序 章 廿日市市文化財保存活用地域計画について | 1  |
| 第1節 計画作成の目的と効果          | 1  |
| 1 計画作成の背景               | 1  |
| 2 計画作成の目的と期待される効果       | 2  |
| 3 計画の対象                 | 3  |
| 4 本計画の戦略的視点             | 6  |
| 第2節 計画の位置付けと計画期間        | 8  |
| 1 計画の位置付け               | 8  |
| 2 上位計画・関連計画の概要          | 9  |
| 3 計画期間                  | 14 |
| 第1章 廿日市市の概要             | 15 |
| 第1節 位置及び交通条件            | 15 |
| 第2節 自然環境                | 16 |
| 1 地 形                   | 16 |
| 2 地 質                   | 19 |
| 3 気 候                   | 20 |
| 4 植 生                   | 22 |
| 第3節 社会環境                | 26 |
| 1 人 口                   | 26 |
| 2 産 業                   | 27 |
| 3 入込観光客数                | 28 |
| 4 文化財等の保存・活用に関する施設      | 30 |
| 5 地域区分と概況               | 33 |
| 第4節 歴史的環境               | 38 |
| 1 歴史の概要                 | 38 |
| 2 災害史                   | 44 |
| 第5節 文化的環境               | 47 |
| 1 木の文化                  | 47 |
| 2 食の文化                  | 48 |
| 第2章 廿日市市の文化財の概要         | 52 |
| 第1節 廿日市市の文化財の現状         | 52 |
| 1 文化財の指定等の経過と特徴         | 52 |
| 2 世界遺産                  | 67 |
| 3 未指定文化財                | 69 |
| 第2節 廿日市市における文化財の把握調査    | 73 |
| 1 これまでの文化財調査            | 73 |
| 2 ワークショップによる文化財の把握      | 76 |

|                                |            |
|--------------------------------|------------|
| <b>第3章 廿日市市の歴史文化の特性</b>        | <b>78</b>  |
| <b>第1節 廿日市市の歴史文化</b>           | <b>78</b>  |
| 1 石器となる石材に恵まれた冠高原              | 78         |
| 2 厳島神社と厳島信仰                    | 81         |
| 3 中世の武士たちと廿日市                  | 83         |
| 4 人びとの往来とモノの移動                 | 86         |
| 5 近現代の戦争の記憶                    | 88         |
| 6 海・山のめぐみと食文化                  | 90         |
| 7 はつかいちの木工文化                   | 93         |
| 8 暮らしの中に息づく芸能と祭り               | 95         |
| <b>第2節 歴史文化の全体的なまとめ</b>        | <b>98</b>  |
| <b>第4章 文化財の保存・活用の将来像と現状・課題</b> | <b>99</b>  |
| <b>第1節 保存・活用の将来像</b>           | <b>99</b>  |
| 1 廿日市市が目指す将来像                  | 99         |
| 2 将来像と方向性                      | 100        |
| <b>第2節 文化財の保存・活用の現状と課題</b>     | <b>101</b> |
| 1 調査と保存                        | 102        |
| 2 公開と活用                        | 105        |
| 3 宮島の保存と活用                     | 108        |
| <b>第3節 文化財の保存・活用の方針と施策</b>     | <b>111</b> |
| 1 方向性1 調査と保存                   | 111        |
| 2 方向性2 公開と活用                   | 113        |
| 3 方向性3 宮島の保存と活用                | 115        |
| <b>第5章 文化財の保存・活用に関する措置</b>     | <b>117</b> |
| <b>第1節 措置の設定の考え方</b>           | <b>117</b> |
| <b>第2節 文化財の保存・活用の措置</b>        | <b>117</b> |
| 1 方向性1 調査と保存                   | 117        |
| 2 方向性2 公開と活用                   | 122        |
| 3 方向性3 宮島の保存と活用                | 127        |
| <b>第3節 計画期間内に取り組む重点措置</b>      | <b>129</b> |
| 1 重点措置の考え方                     | 129        |
| 2 第1次計画期間内に取り組む重点措置            | 129        |
| <b>第6章 文化財の保存・活用の推進体制</b>      | <b>139</b> |
| <b>第1節 廿日市市及び広島県等の組織体制</b>     | <b>139</b> |
| 1 廿日市市の庁内体制                    | 139        |
| 2 廿日市市内の地域団体・関係団体              | 141        |
| 3 広島県及び広島市、広島県内の国機関・大学         | 144        |
| <b>第2節 地域社会総がかりの体制</b>         | <b>146</b> |
| 1 行 政                          | 146        |
| 2 地 域                          | 146        |
| 3 所有者、保持者等                     | 147        |

|            |                     |            |
|------------|---------------------|------------|
| 4          | 専門家、研究者等            | 147        |
| 5          | 協議会の設置              | 147        |
| 6          | 支援団体の指定             | 147        |
| <b>第3節</b> | <b>計画の進行管理とその体制</b> | <b>149</b> |
| 1          | 進行管理の体制             | 149        |
| 2          | 計画の進行管理の方法          | 149        |

## 資 料 編 目 次（別冊）

|     |                             |    |
|-----|-----------------------------|----|
| 資料1 | 計画作成の体制と経過                  | 2  |
| 1   | 計画策定の体制                     | 2  |
| 2   | 計画策定の経緯                     | 3  |
| 資料2 | 指定等文化財リスト                   | 4  |
| 資料3 | 埋蔵文化財包蔵地リスト                 | 11 |
| 資料4 | 未指定文化財リスト                   | 17 |
| 資料5 | 計画策定に伴う調査（歴史ワークショップ）        | 49 |
| 資料6 | 廿日市市を中心とした歴史年表              | 65 |
| 資料7 | 廿日市市における災害史                 | 70 |
| 資料8 | 廿日市市における既存の文化財調査            | 73 |
| 資料9 | 廿日市市文化財保存活用地域計画に関する意見募集について | 78 |

## 例 言

1. 本書は、文化財保護法第 183 条の 3 第 1 項の規定により作成した『廿日市市文化財保存活用地域計画』で、令和 5 年〔2023〕12 月 15 日に文化庁長官から認定されたものである。
2. 本計画の作成は、令和 3～5 年〔2021～2023〕度文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）の交付を受け、令和 3～5 年〔2021～2023〕度の 3 か年で実施した。
3. 本計画の作成にあたっては、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」（最終変更、令和 5 年〔2023〕3 月、文化庁）を基本とし、各地方自治体が作成し、認定を受けた文化財保存活用地域計画を参照した。
4. 本計画の作成にあたっては、新たに「廿日市市文化財保存活用地域計画協議会」を組織して計画内容の協議及び検討を行うとともに、廿日市市文化財保護審議会の指導・助言を受けたほか、文化庁の指導・助言を得た。
5. 本計画は、廿日市市教育委員会が作成し、その事務等は廿日市市教育委員会教育部生涯学習課（文化財保存活用係）が担当した。
6. 参考文献・引用文献については、各頁に示している。
7. 本計画で使用する「指定等文化財」とは、指定・選定・登録された文化財を指す。
8. 厳島神社の名称については、全て「厳島神社」（常用漢字）で統一した。
9. 広島大学瀬戸内カーボンニュートラル国際共同研究センターグリーンイノベーション部門宮島自然植物実験所については、表 1-4 を除いて「宮島自然植物実験所」と略した。
10. 挿図、表、グラフ等については、全て本計画のために作成した。
11. 廿日市市全図は、廿日市市地図情報システムの地図を下図として、トレースした。
12. 掲載した写真のうち特に注記がないものは、廿日市市及び廿日市市教育委員会所蔵である。また、厳島神社に関する写真（画像）については、宗教法人厳島神社の画像使用承諾を得た（承認番号：厳文 FP50148 号）。
13. 年・年度については、基本的に元号とし、後ろに〔 〕書きで西暦を記入している。
14. 本計画で示す現状と課題・方針・措置（措置番号）は、2 大別 3 区分しており、項目（内容）ごとに次の色調で統一した。

■ 廿日市市全体で共通する事項（市域全体）

・ 調査と保存 .....



・ 公開と活用 .....



■ 宮島に関する事項（宮島）

・ 宮島の保存と活用 .....



## 序 章 廿日市市文化財保存活用地域計画について

### 第1節 計画作成の目的と効果

#### 1 計画作成の背景

##### ● 世界遺産「厳島神社」と宮島（厳島）

本市の文化財を代表するものが、平成8年〔1996〕に世界遺産（文化遺産）として登録された「<sup>いつくしまじんじや</sup>厳島神社」である。構成資産としては、宮島に所在する<sup>みせん</sup>厳島神社と神社前面の<sup>みせん</sup>海域及び背後の<sup>みせん</sup>弥山北斜面（<sup>みせん</sup>瀨山原始林）を含む区域となっている。

宮島の美しい自然景観は、17世紀から「日本三景」の一つとして称えられてきた。厳島神社はこの自然美のなかで、満潮時には社殿群が海上に浮かぶかのように建ち並ぶ偉容から、全島が大正12年〔1923〕に史蹟・<sup>しせき</sup>名勝に指定され、昭和27年〔1952〕には特別史跡・特別名勝となった。また、この島の主峰である弥山（標高535m）の北斜面は、古来から神社の社叢として、特別な保護を受けてきたことで原始林的様相を保っており、昭和4年〔1929〕に「瀨山原始林」として天然記念物に指定された<sup>(注)</sup>。

さらに、「厳島神社」や「平家納経」など、12件の国宝をはじめとして、数々の重要文化財が伝わっている島であり、とくに国宝は、広島県内に存在する国宝（26件）の半分近くを占める。また、令和3年〔2021〕には厳島神社の門前町（港町）の町並みが、「廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区」として、重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

こうしたことから、宮島には国内外から多くの観光客が訪れており、本市はもちろん、わが国を代表する観光地の一つでもある。

<sup>(注)</sup> 昭和25年〔1945〕の文化財保護法制定で、「史蹟」は「史跡」、「天然記念物」は「天然記念物」に変更。

##### ● 市域全体に存在する指定・未指定、有形・無形の文化財

本市の指定・選定・登録文化財（以下「指定等文化財」という。）は、このように宮島に集積しているが、その他の市域にも有形・無形の指定等文化財が数多く存在する。

また、指定・選定・登録がなされていない文化財（以下「未指定文化財」という。）は、市域全体に数多く存在することが予想され、その一部についてはこれまでの調査や、令和3年〔2021〕度を実施した市民による歴史ワークショップなどで確認している。

##### ● 文化財を取り巻く厳しい状況

文化財とは、「指定などの措置がとられているか否かにかかわらず、歴史上又は芸術上などの価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要なすべての文化的所産を指すものである。」（『文化審議会文化財分科会企画調査会報告書』平成19年〔2007〕）であり、その保存・活用は「国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」（文化財保護法第1条）ものである。

しかし、人口の減少や少子高齢化が進むなかで伝統芸能の担い手の不足、耕作放棄地の増加による農山村の景観変容など、文化財を取り巻く厳しい状況が顕在化している。また、国宝・重要文化財をはじめとする指定等文化財を除くと、今後、伝統的な建造物の老朽化やき損などに際して、適切に対応できない状況が生じてくることも懸念される。

特に本市の場合、後述するように未指定文化財についての把握調査は、これまでほとん

ど行われておらず、その価値や内容は把握できていない。このため、市域には保存・活用が難しいもの、劣化・滅失が懸念されるもの、さらには存在自体が忘れられそうなものが多数あると推定される。

さらに、本市の厳しい財政状況のなかで、文化財の保存・活用についても効果的で効率的な成果重視型の取組が求められ、国、県などのさまざまな制度に加えて、民間資金の活用による事業費の確保、また事業の選択と集中の観点も重要となっている。

## ● 文化財保護法の改正と、廿日市市における文化財保存活用地域計画作成の必要性

平成30年〔2018〕6月8日に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、翌平成31年〔2019〕4月1日に施行された。また、この法改正により「都道府県による文化財保存活用大綱の策定」、「市町村による文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定」などが規定されている。

この法改正の要旨は、「過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸などの防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要である。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。」（文化財保護法改正の概要：文化庁、平成30年〔2018〕）とされている。

「文化財保存活用地域計画」は、各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関するマスタープラン、かつ基本的なアクションプラン（行動計画）で、目標や中長期的な基本方針等を定めるとともに、文化財の保存・活用の措置などを方向付け、具体的な事業を明らかにするものである。また、この計画は、都道府県を通じて国に認定の申請を行い、文化庁長官によって認定された場合は、特例措置（文化財登録原簿への登録の提案、一部事務の権限移譲など）が可能となる（一部改正、令和5年〔2023〕3月20日）。

本市としても、文化財行政を効果的・効率的に、そして地域社会総がかりで取組むためにはこの「文化財保存活用地域計画」がこれらの前提となるため、作成の意義と役割は大きいと考える。

## 2 計画作成の目的と期待される効果

### (1) 計画作成の目的

この『廿日市市文化財保存活用地域計画』（以下「本計画」という。）は、市民・地域団体などの多様な主体の参加及び行政を含めた協働を進めつつ、本市の文化財行政を積極的に推進し、計画の効果（下記（2）を参照）を発現させていくためのマスタープラン、かつ基本的なアクションプランとして作成するものである。

また、本計画を推進することで、文化的向上を図り、世界文化の推進に貢献し、市民や市域出身者などの本市への誇りと愛着、そして定住意識を醸成するとともに、他の施策などと連携して実施することで、広く人びとの本市への関心を高め、訪れたいくなるまち、さらには住んでみたいくなるまちづくりに役立てることを目指す。

### (2) 計画に期待される効果

本計画が認定されることにより、次のような効果が期待される。



- 文化財の保存・活用に関して、本市が目指す将来的なビジョンや具体的な事業の実施計画を定め、これに従って計画的に取組を進めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が一層促進される。
- 本市における文化財行政の将来像とその方向性を広く周知し、関係する地域団体だけでなく広く市民の理解・協力を得ることにより、地域社会総がかりによる、より充実した文化財の保存・活用を図っていくことが可能となる。
- 未指定文化財を含めた多様な文化財を持続的かつ総合的に把握・調査し、それらの保存・活用の可能性を広げる。
- 把握できた未指定文化財を含めた文化財の全体像を視野に入れ、施策・事業の優先順位や重点性等を考慮しながら、文化財の総合的・一体的な保存・活用を進めることができる。
- まちづくりや観光など文化財以外の行政分野とも連携し、総合的に文化財の保存・活用を進めていくことにつながる。
- 国庫補助事業等に関する優遇が期待される。

### 3 計画の対象

本計画の対象は、本市において文化財保護法（以下「法」という。）が規定する文化財（6分類、法第2条）である有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群と、埋蔵文化財（法第92条）、文化財の保存技術（法第147条）が中心となるが、このなかには指定・選定・登録など、指定等文化財以外の未指定文化財も含まれる（次頁、次々頁を参照）。

そして、これらに加えて文化財保護法上の文化財には必ずしも該当しないが、歴史的に継承されてきた「音」や「香り」、また古くからの「地名」・「方言」を広義の文化財と捉える。そして、「文化財が置かれている自然環境」や「周囲の景観」、「文化財を支える人々の活動」など（例えば、「宮島が良好に眺望できる場所（眺望点）」「美しい夕日・星空を見る場所・区域」など：文化財を取り巻く周辺環境）も大切な“地域の宝”であることを市民に伝え、できる限り守るとともにこれを活かすことも意図する。

#### ○ 歴史文化の概念

地域に固有の風土のもと、先人によって生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動などの成果及びそれらが存在する環境を総体的に把握した概念（『文化財保存活用地域計画』パンフレット、文化庁）。

#### ○ 「歴史文化基本構想」における歴史文化（文化財とその周辺環境）

ここでいう歴史文化とは、文化財とそれに関わるさまざまな要素とが一体となったものである。文化財に関わるさまざまな要素とは、文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承などであり、文化財の周辺環境のことである（『「歴史文化基本構想」策定技術指針』平成24年〔2012〕2月、文化庁）。

※アンダーラインは本計画で付記

#### ※ 歴史文化基本構想

地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財行政を進めるための基本的な構想（マスタープラン）となるもの。

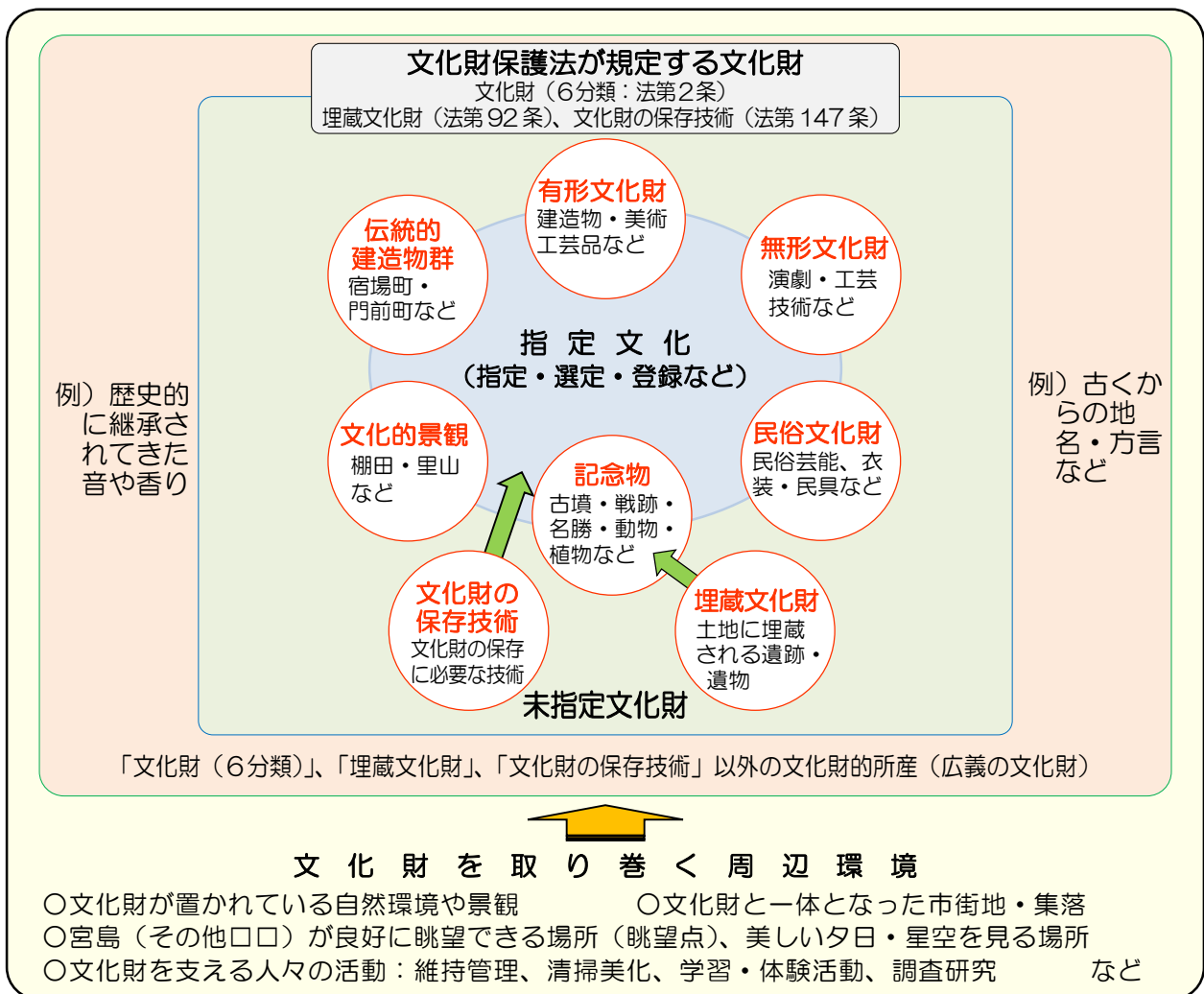


図1 本計画の対象（歴史文化：文化財と文化財の周辺環境）

#### 文化財保護法第2条（文化財：6分類）

- 有形文化財：建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
- 無形文化財：演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの
- 民俗文化財：衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
- 記念物：貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの
- 文化的景観：地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの
- 伝統的建造物群：周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの

#### 文化財保護法第92条

- 埋蔵文化財：土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡と言われている場所）。埋蔵文化財の存在が知られている土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。

#### 文化財保護法第147条

- 文化財の保存技術：文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを、文部科学大臣は『選定保存技術』として選定し、その保持者及び保存団体を認定している。

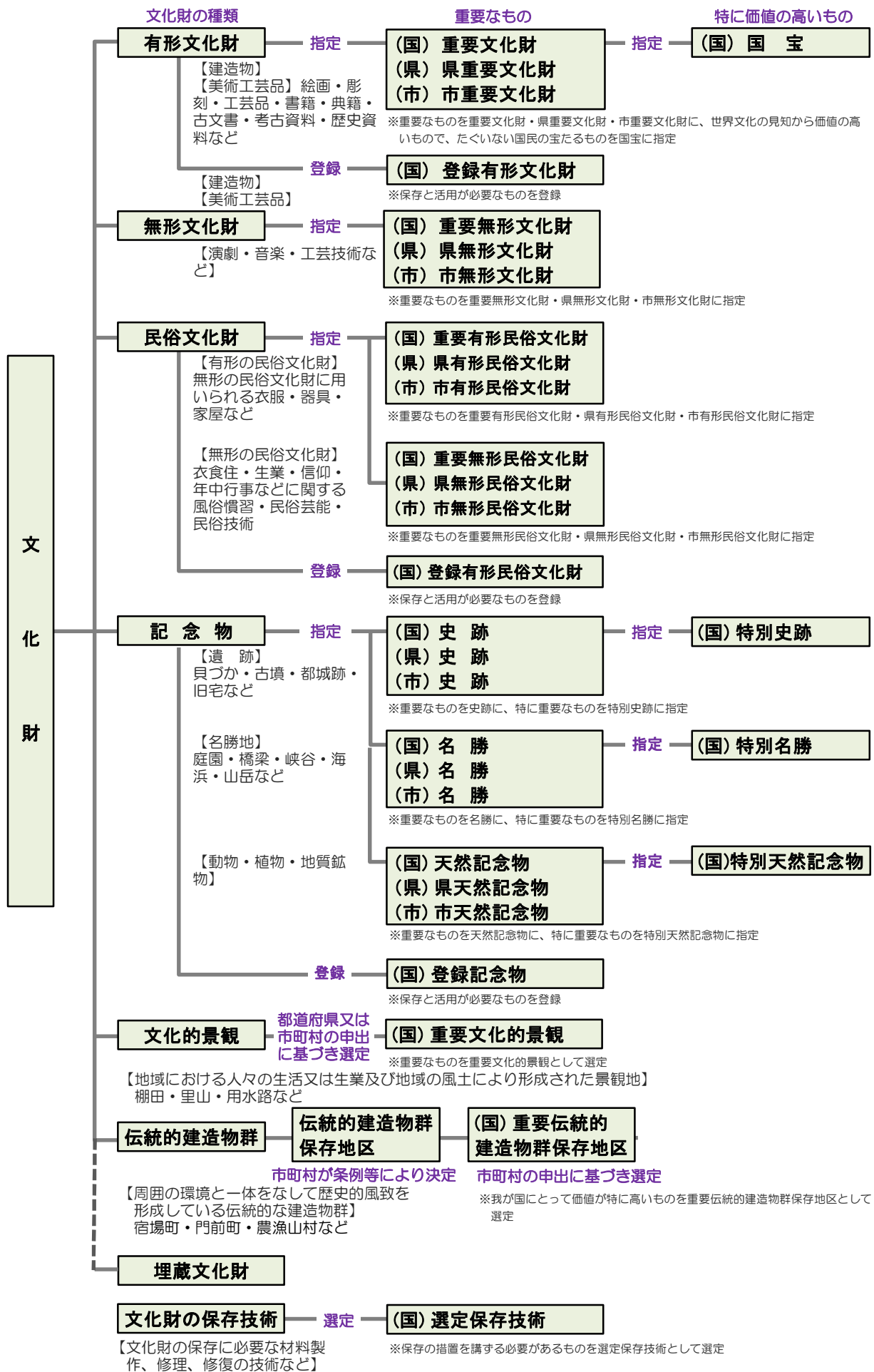


図2 文化財の体系

## 4 本計画の戦略的視点

本計画は、本市の文化財行政のマスタープランかつ基本的なアクションプランであることから、文化財の調査、保存・活用、体制の全般についての方針や施策・事業などを明らかにする必要があるが、限られた人員と財源のもとでは優先順位や成果重視など施策・事業の効率化と実効性の確保が求められる。また、これまでの個々の文化財の保存・活用に加え、文化財相互を関連付け、文化財をその周辺環境を含めて面的に捉えることで文化財の持つ可能性や潜在力を発揮させることが期待される。

さらに、数多くの指定・未指定、有形・無形の文化財を保存・活用するためには、行政とともに文化財の所有者・保持者・管理者ら（以下「所有者等」という。）だけでは限界があり、市民・地域団体（自治会等）や関係団体（文化財に関わる団体、観光協会など）の協力と参加が重要となる。

そこで本計画は、本市の特性を踏まえて「市域全体」に関わるものと、「宮島」独自のものとに大別し、文化財行政における戦略的な視点を次のように設定する。

### (1) 市域全体

#### ● 協働を基本とした文化財の保存・活用（地域社会総がかりの仕組みづくり）

本市では、『第3期廿日市市協働によるまちづくり推進計画』（令和3年〔2021〕）を策定しており、これは先の「地域社会総がかり」の考え方と共通するものである。

このため、文化財の保存・活用をまちづくりの視点からも捉えつつ、『第3期廿日市市協働によるまちづくり推進計画』（地域社会総がかりの仕組みづくり）を文化財調査とともに保存・活用の面からも展開する。また、文化財保護体制の整備についても進める。

#### ● 文化財を活かした観光振興やまちづくり（地域活性化）の展開

個々の文化財について、それぞれの保存・活用だけでなく、観光やまちづくり等に活かしていくことが文化財の持つポテンシャルを発揮させ、引いてはその意義を高めることにつながる。これは文化財保護法改正の要旨の1つでもある。

このため、市内での連携、地域団体及び関係団体との連携のもと、文化財をより一層まちづくり（地域活性化）や観光振興に役立てていく。また、文化財を総合的・一体的に保存・活用するため、関連文化財群<sup>（注1）</sup>や文化財保存活用区域<sup>（注2）</sup>の設定とその具体化について検討するとともに、資料館など文化財等の公開活用施設の整備を計画する。

### (2) 宮 島

#### ● 世界遺産「厳島神社」を核とした文化財の保存と活用

本市の文化財や歴史文化のイメージを大きく特徴づけるものが「宮島」である。この島には世界遺産「厳島神社」があり、国宝や重要文化財、特別史跡・特別名勝、天然記念物、さらには国立公園等の指定が行われ、また重要伝統的建造物群保存地区の選定やラムサール条約（以下「登録湿地」という。）の登録が行われた地域が広がっていることで、文化財の保存・活用をはじめとして、自然環境の保護、景観形成、観光振興などに関するさまざまな事業が行われている。

そして、この島が持つ価値と魅力、また事業成果等から、国内外はもとより世界各地から多くの観光客が訪れているのである。

こうした宮島の歴史的・文化的意義や観光地としての魅力を認識するなかで、今後も国

をはじめ、県・市などの関係部局や関係機関などと協力して文化財を保護・保存する考え方を遵守し、情報提供・情報発信とともに公開・活用などの充実を図っていく。そして、この島の魅力を未来へ確実に伝えて行く手法を検討する。

**（注１） 関連文化財群**

指定・未指定に関わらず多種多様な文化財を、歴史文化に基づく関連性・テーマ・ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたもの。群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用する枠組。

**（注２） 文化財保存活用区域**

文化財が特定の範囲に集積している場合に、当該文化財（群）をその周辺環境を含めて面的に保存・活用するために設定。域内の地区特性や歴史文化に応じて、市町村が独自に設定する戦略的な計画区域。



写真１ 廿日市市文化財保存地域計画協議会での協議・検討



写真２ 廿日市市文化財保護審議会での協議・検討



## 第2節 計画の位置付けと計画期間

### 1 計画の位置付け

本計画は、「文化財保護法」第183条の3第1項の規定に基づいて作成するものであり、内容に関しては、文化財保護法をはじめとした関係法令などに準拠し、文化財の保存・活用の措置などを明らかにする。

また、本市の最上位計画である『第6次廿日市市総合計画』、『第2期廿日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略』と、教育部門の上位計画となる『第2期廿日市市教育大綱』、『第3期廿日市市教育振興基本計画』を踏まえ、『広島県文化財保存活用大綱』などを勘案した。そして、作成にあたっては、文化財部門の各種個別計画とともに、『廿日市市都市計画マスタープラン』、『廿日市市景観計画』などの関連計画と整合を図った。

このようにして作成した本計画は、本市の文化財の保存・活用に関するマスタープラン、かつ基本的なアクションプラン（行動計画）となるものである。

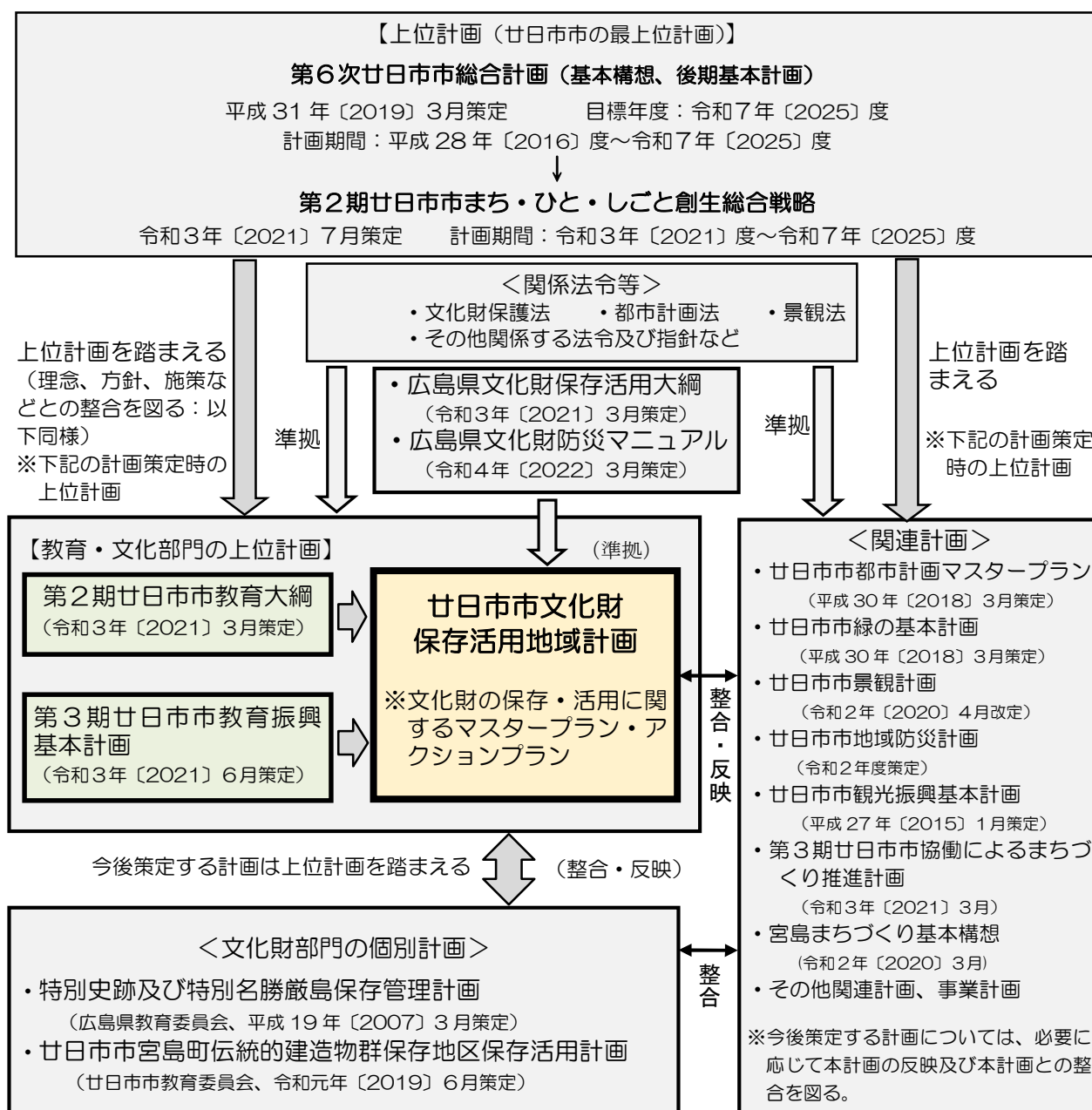


図3 計画の位置付け（上位計画、関連計画等との関係）

## 2 上位計画・関連計画の概要

### (1) 上位計画

#### ア 第6次廿日市市総合計画（基本構想、基本計画）

（前期計画、策定：平成28年〔2016〕3月、計画期間：平成28年度～令和2年〔2020〕度）

（後期計画、策定：令和3年〔2021〕6月、計画期間：令和3年度～令和7年〔2025〕度）

この『第6次廿日市市総合計画』は、本市における今後の進むべき方向と具体的な行政施策を明らかにする計画で、基本構想は平成28年〔2016〕3月、後期基本計画は令和3年〔2021〕6月に策定した。

基本構想では、まちづくりの基本理念を「市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくり」とし、将来像として「挑戦！豊かさと活力あるまち はつかいち ～夢と希望をもって世界へ～」を掲げる。

また、後期基本計画では4つの方向性のもと、14の重点施策で構成される。

このうち、文化財に関しては「方向性2 人を育む」の中で、「2-2 郷土の歴史・文化を次世代につなぐ」を重点施策に掲げており、文化財に関わる基本事業として「文化財や民俗芸能の保存・継承」、「まちへの愛着と誇りを育成」、「各地域の歴史文化を踏まえたまちづくり」を設定している。

#### イ 第2期廿日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略

（策定：令和3年〔2021〕7月、計画期間：令和3年度～令和7年〔2025〕度）

この『第2期廿日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略』は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく市町村ごとの総合戦略であり、本市においては第1期（平成27年〔2015〕4月～令和3年〔2021〕6月）に引き続き、令和3年〔2021〕7月に策定した。計画期間は、令和3年度から令和7年〔2025〕度までの5年間である。

この計画では、「廿日市市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和3年〔2021〕改訂版）」に基づき、令和27年〔2025〕における本市人口の将来展望を110,000人と推定する。

また、4つの基本目標を設定し、それぞれ「基本的方向」、「施策」、「重要業績評価指標」を設定している。これらのうち文化財に関しては、「基本目標1 はつかいちの『産業』はニュースにあふれている!!! ～そこ！に着目するはつかいち～」の「小施策② 魅力的な観光資源の活用」、「小施策⑤ 地域資源の活用」、「基本目標4 『そこ！が好き』はつかいち ～はつかいちの心を育む～」の「小施策① ふるさとに愛着や誇りを持つ子を育てる」などがある。

#### ウ 第2期廿日市市教育大綱

（策定：令和3年〔2021〕3月、計画期間：令和3年度～令和7年〔2025〕度）

この『第2期廿日市市教育大綱』は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や根本となる方針を定めるものであり、第1期（平成28年〔2016〕度～令和2年〔2020〕度）に引き続き、令和3年〔2021〕3月に策定した。期間は、令和3年度から令和7年〔2025〕度までの5年間である。

基本理念である『ふるさと廿日市』に愛着と誇りをもち、未来を担う人づくり」のも

とに、5つの基本方針を示し、「方針④ ふるさとに誇りと愛着をもつ心を育みます」及び「方針⑤ 生涯にわたる一人ひとりの学びを支援します」において、歴史・文化の活用に取り組むこととしている。

## エ 第3期廿日市市教育振興基本計画

（策定：令和3年〔2021〕6月、計画期間：令和3年度～令和7年〔2025〕度）

この『第3期廿日市市教育振興基本計画』は、「教育基本法」（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づくもので、第2期（平成28年〔2016〕度～令和2年〔2020〕度）に引き続き、令和3年〔2021〕6月に策定した。計画期間は、令和3年度から令和7年〔2025〕度までの5年間である。

この計画は、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けるもので、本市の『第6次廿日市市総合計画』を上位計画とし、教育分野に関する内容を、より具体的に整理した計画である。

第2期計画から引き継いだ基本理念のもと、4つの基本目標を示し、「基本目標3 受け継がれてきた歴史や文化の継承とふるさとに愛着と誇りをもつ心の育成」における主な取組として「5-(2) 文化財の保存・継承」をあげている。

## (2) 文化財部門の関連計画

### ア 特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画

（管理団体：広島県、策定：平成19年〔2007〕3月）

この『特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画』は、宮島の文化財的な価値を具体的に構成するものは何か、またそれをどのような方法で保存し、将来にどう継承していくかなどの諸課題について、昭和51年〔1976〕3月に当時の宮島町教育委員会が策定した『保存管理計画』を、その後の保護対象の拡大や土木建築技術の変化に対応した内容に見直し、平成19年〔2007〕に広島県教育委員会がまとめたものである。

計画全体は、特別史跡・特別名勝・天然記念物の本質的価値を構成する枢要な諸要素と、それらと密接に関わる諸要素に分けられているが、さらに、地区区分として特別保護地区（世界遺産登録区域、第1～4種特別保護地区）、保護地区（世界遺産緩衝地帯、第1～5種保護地区）に区分し、保存管理の基本方針とその方法、また伝統的建造物群保存地区の指定後の保存管理について、その方向性を記述している。

### イ 廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区保存活用計画

（策定：令和元年〔2019〕6月、令和4年〔2022〕12月まで4回改訂）

この『廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区保存活用計画』は、厳島神社を中心に形成された伝統的な町並みを、市民共有の財産として後世に守り伝えながら、交流や情報発信を通したまちづくりに活用することにより、住民の生活環境の向上や地域の活性化などを目的とし、そのための方針や手段、基準などを定めたものである。

計画は、保存地区を門前町と総称しながら、西町（社家町）と東町（港湾商業町）に区分する。そして建造物の特性として町家、社寺、社家の居屋敷（邸宅）と工作物、また環境物件（樹木など）を列記し、伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境の保全を図るこ



ととしている。

令和元年〔2019〕6月以降、伝統的建造物（特定物件など）の認定増加などに伴い、これまで4回の改訂を行っている。

### **(3) その他の関連計画**

#### **ア 第3期廿日市市協働によるまちづくり推進計画**

（策定：令和3年〔2021〕3月、計画期間：令和3年度～令和7年〔2024〕度）

この『第3期廿日市市協働によるまちづくり推進計画』は、本市の『第6次廿日市市総合計画基本構想』で示された「市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくり」を基本理念とし、令和3年〔2021〕3月に策定した。計画期間は、令和3年度から令和7年〔2025〕度とする。

この計画は、行政だけでなく、本市のまちづくりを支える全ての市民や多様な主体が信頼関係のもと、3つの視点（協働・地域経営・行政経営）を大切に、まちづくりを進めていくことを目指すものである。また、平成24年〔2012〕3月に制定された「廿日市市協働によるまちづくり基本条例」に規定する協働によるまちづくりの具体的な施策の方向性を示し、推進していくものである。

#### **イ 廿日市市都市計画マスタープラン**

（策定：平成30年〔2018〕3月、計画期間：平成30年度～令和7年〔2025〕度）

この『廿日市市都市計画マスタープラン』は、「都市計画法」第18条の2第1項に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、本市の総合計画の改定を受けて、平成30年〔2018〕3月に策定した。目標年次は、令和7年〔2025〕度である。

このマスタープランは、都市計画を実施する上での基本となるもので、都市の将来ビジョンを明らかにするとともに、その実現に向けた土地利用の方針、都市施設の整備方針、市街地の整備・開発・保全の方針などを定め、都市計画に係る具体的な施策を総合的、計画的に推進するための基本的な方針を明らかにすることを目的とした計画である。

文化財に関しては、都市づくりの目標における「ウ 多彩な資源を活かした人・ものが交流する活力あるまち」の中で、歴史・文化資源などの多彩な資源の活用をあげている。

#### **ウ 廿日市市緑の基本計画**

（策定：平成30年〔2018〕3月、計画期間：平成30年度～令和7年〔2024〕度）

この『廿日市市緑の基本計画』は、「都市緑地法」第4条第1項に規定される「緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画」に基づくもので、都市公園の整備、緑地の保全、市街地の緑化などを、総合的・計画的に推進するための計画である。

また、この計画は、市民・事業者と行政が協力して、緑地の保全及び緑化の推進に係る取組を進めていくための指針となるとともに、国・県などの関係機関に対し、本市の緑に係る施策の方針について、理解と協力を求める際の根拠となるものである。

## エ 廿日市市景観計画

（策定：平成 24 年〔2012〕 2 月、改訂：令和 2 年〔2020〕 4 月）

この『廿日市市景観計画』は、「景観法」に基づく計画であり、地域の特色を活かした景観形成や魅力ある都市景観の形成などの「良好な景観の創造」、及び瀬戸内海国立公園や西中国山地国立公園などの自然景観、宮島の町家通りなどに代表される歴史的景観などの「優れた景観の保全」を行うため、市民、事業者、市（行政）が協働して取り組む計画である。平成 24 年〔2012〕 2 月に策定し、令和 2 年〔2020〕 4 月に改定した。

「市（行政）と市民・事業者が一丸となって『廿日市市の景観形成』を推進するための指針」、「新しい廿日市市の『総合的な景観形成』を推進するためのしくみやルール」という 2 つの大きな役割があり、文化財関連の景観形成の基本方針として「4 歴史的資源を活かした景観形成」や「8 地域の力を活かした愛着と誇りがもてる景観形成」などをあげている。

## オ 廿日市市地域防災計画

（一般対策編、地震対策編、策定：令和 3 年〔2021〕 5 月）

この『廿日市市地域防災計画』は、「災害対策基本法」第 42 条の規定に基づく計画であり、令和 2 年〔2020〕 度に策定した。

この計画は、暴風・豪雨・洪水・高潮及びその他の異常な自然現象又は大規模な火災・爆発と、車両・船舶などによる集団の大事故などに対処するため、廿日市市防災会議が市域に係る防災に関し、市及び関係機関が処理すべき事務並びに業務の大綱を中心として、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について総合的な計画を定めたものである。

「第 2 章 災害予防計画」の「第 2 節 被害の発生・拡大防止対策の推進」において、第 18 項「第 6 文化財の保護」をあげている。

## カ 廿日市市観光振興基本計画

（策定：平成 27 年〔2015〕 1 月、計画期間：平成 27 年度～令和 6 年〔2024〕 度）

この『廿日市市観光振興基本計画』は、将来に渡って持続可能な観光地として進むべき方向を定め、経済・雇用効果の増大、地域の活性化、ブランド力向上により「住んでよし、訪れてよし」として選ばれる地域を目指すため、平成 27 年〔2015〕 1 月に策定した。

3 つの基本方針に基づき、観光振興を進めることとしている。これらのうち「基本方針 1 宮島は観光の質向上をめざし、その風土や文化を理解する観光の担い手の定住と人材育成を進め、その取組を通じて宮島のブランド力を高めることにより“一流の国際観光拠点”を目指す。」及び「基本方針 2 本土側の各地域においては、地域固有の交流資源を磨くとともに、その場所でしか食べられない“食”、その土地でしか買えない“商品”の充実などにより、“地域色豊かな交流地域”の形成を目指す。」を中心に、文化財に関連した施策を位置付ける。

## キ 宮島まちづくり基本構想

（策定：令和 2 年〔2020〕 3 月、計画期間：短期、中期、長期）

この『宮島まちづくり基本構想』は、宮島地域の急激な高齢化と人口減少、伝統文化の継承の困難さ、来島者の激増とオーバーツーリズムという、これまでになかった新たな

課題に鑑み、令和2年〔2020〕3月に策定した。宮島の持つ自然・文化・歴史など、他に類を見ない特性と生活環境の整備、福祉・保健・医療の充実など島民の暮らしに視点を当て、宮島の「あるべき姿」と「ありたい姿」、そして、まちづくりの理念と基本方針を示す長期的な構想である。

文化・歴史における施策展開として、「施策展開② ～文化・歴史～」の中で「施策の方針 宮島の伝統文化の保存伝承とともに、観光や学習の資源として活用を進める」のもと、文化・歴史の継承や活用に関する取組を位置付けている。

#### **(4) 広島県の文化財計画等**

##### **ア 広島県文化財保存活用大綱**

(策定：令和3年〔2021〕3月)

この『広島県文化財保存活用大綱』は、文化財保護法第183条の2第1項の規定による法定計画であり、令和3年〔2021〕3月に策定された。文化財に係る広島県の「目指す将来像」の実現に向けた基本的な方向性や取組方針である。また、本大綱は、広島県が広島県域の所有者・保持者・保持団体・管理責任者・管理団体その他関係者とともに各種取組を進める上での指針でもある。

目指すべき将来像に、「県民、関係団体など多様な関係者が文化財及び周囲の自然環境・景観・伝統行事などの一体的な保存・活用に取り組むことを通して、県民一人ひとりが地域に誇りと愛着を持ち、内外から魅力ある地域として選ばれ」るを掲げ、その実現に向けて行う文化財の保存・活用を図るために講ずる措置、防災・災害発生時の対応、その他の県の取組、文化財の保存・活用の推進体制について記載されている。

文化財の保存・活用を図るために講じる措置では、「1 文化財所有者などへの支援の充実を図る。」、「2 文化財の調査と把握に努め、指定その他の保護措置を図る。」、「3 文化財の新たな活用策を積極的に推進する。」、「4 情報発信と普及啓発の充実を図る。」、「5 広域的な取組を積極的に推進する。」、「6 市町に対する支援を積極的に推進する。」、「7 県民を対象とする人材育成と資質向上の取組を推進する。」をあげているが、個々の市町や、文化財についてまでは言及していない。

##### **イ 広島県文化財防災マニュアル**

(策定：令和4年〔2022〕3月)

この『広島県文化財防災マニュアル』は、災害による文化財被害の予防や被害軽減のための事前措置及び被災文化財の救出、応急措置並びに修理又は復旧を目的とした措置を講じるために策定した具体的行動の指針である。

指定等文化財、とくに記念物として保存の対象とされている土地における災害復旧工事や、その他の工事に係る手続き、また埋蔵文化財の取扱いについても併せて示している。

### 3 計画期間

本計画の計画期間（第1次計画）は、令和5年〔2023〕度から令和12年〔2030〕度の8年間とし、それを前期（令和5～7年度〔2023～2025〕）、中期（令和8～10年度〔2026～2028〕）、後期（令和11～12年度〔2029～2030〕）に分ける。これは、現行の『第6次廿日市市総合計画』（後期基本計画）の計画期間が令和7年〔2025〕度までであり、次期の『第7次廿日市市総合計画』（前期基本計画）に本計画の内容を反映させるためである。

また、『第7次廿日市市総合計画』は、これまでどおり10年間と想定すると、令和12年〔2030〕度はその前期基本計画の終了年度となる。この時期に後期基本計画の策定と併せ、本計画の検証と必要に応じた見直しを行うこととする。これにより、『第7次廿日市市総合計画』（後期基本計画）にも、本計画の内容（見直し・改善）を盛り込むことができる。

なお、『第7次廿日市市総合計画』（基本構想・基本計画）の策定が、上記の想定より1～2年程度異なった場合においても、同様に対応する。

さらに、本計画に位置付けた措置や体制整備などについては、前期・中期・後期の最終時点に、必要に応じて点検・検証を行うとともに、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）の考え方を取り入れ、その結果を次の段階の施策・事業などの実施に役立てる。また、本計画の見直し（変更）に関しても柔軟に対応する。

措置などの点検・検証の結果などを踏まえ、本計画について次の①～③にあげた変更が必要となった場合は、文化庁に申請して認定を受けるものとする。

- ① 計画期間の変更
- ② 市の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ③ 地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

また、上記以外の軽微な変更があった場合には、その内容について広島県教育委員会と文化庁に情報を提供する。

表1 本計画の計画期間

| 計画                   | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 令和14年度 | 令和15年度 | 令和16年度 | 令和17年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第6次廿日市市総合計画          |       |       |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |
|                      |       |       |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 第7次廿日市市総合計画（10年間を想定） |       |       |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |
|                      |       |       |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 廿日市市文化財保存活用地域計画      |       |       |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |
|                      |       |       |       |       |       |       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |

## 第1章 廿日市市の概要

### 第1節 位置及び交通条件

本市は、広島県の西端に位置し、北は安芸太田町及び島根県益田市、東は広島市、西は<sup>おおたけし</sup>大竹市及び山口県岩国市に接する。また、南は瀬戸内海に面している。

市域の総面積は489.48 km<sup>2</sup>で、瀬戸内海の宮島から西中国山地の稜線までという広大な行政区域を有している（広島県域の5.8%を占める）。

近隣の主要都市への距離（市役所の位置）は、直線距離で東の広島市へ約12km、西の山口県岩国市へは約23km、また北の島根県益田市へは約58kmである。

飛行機によるアクセス時間は、首都圏の羽田空港から広島空港まで約1時間20分、岩国飛行場（岩国錦帯橋空港）まで約1時間30分となり、そこから山陽自動車道などで本市につながる。新幹線によるアクセス時間は、JR東京駅からJR広島駅まで約3時間50分、JR新大阪駅から約1時間30分、JR博多駅からは約1時間15分である。

また、広島市から市役所付近までのアクセス時間は、自家用車で約30分、鉄道はJR広島駅から約20分である。

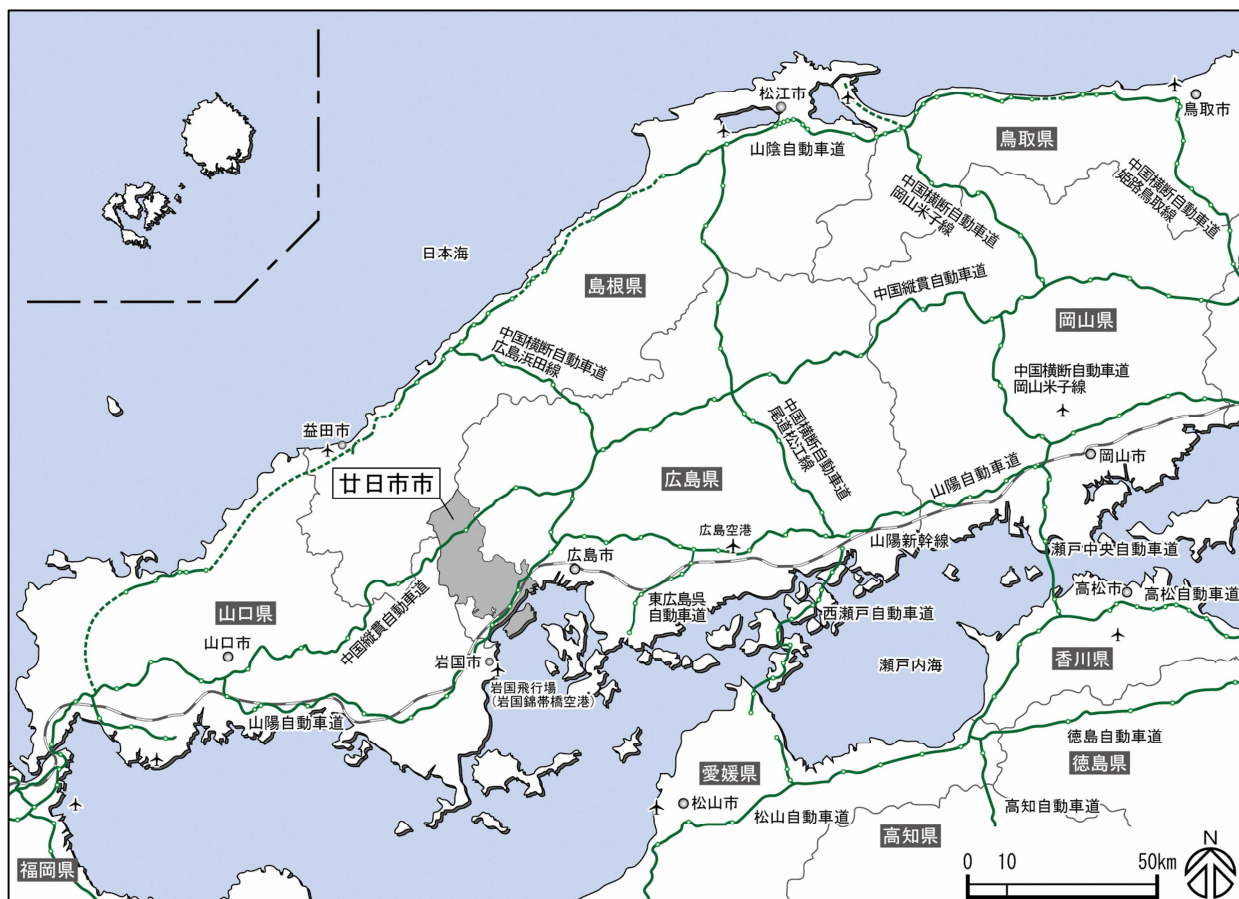


図1-1 廿日市市の位置と広域的な道路・交通



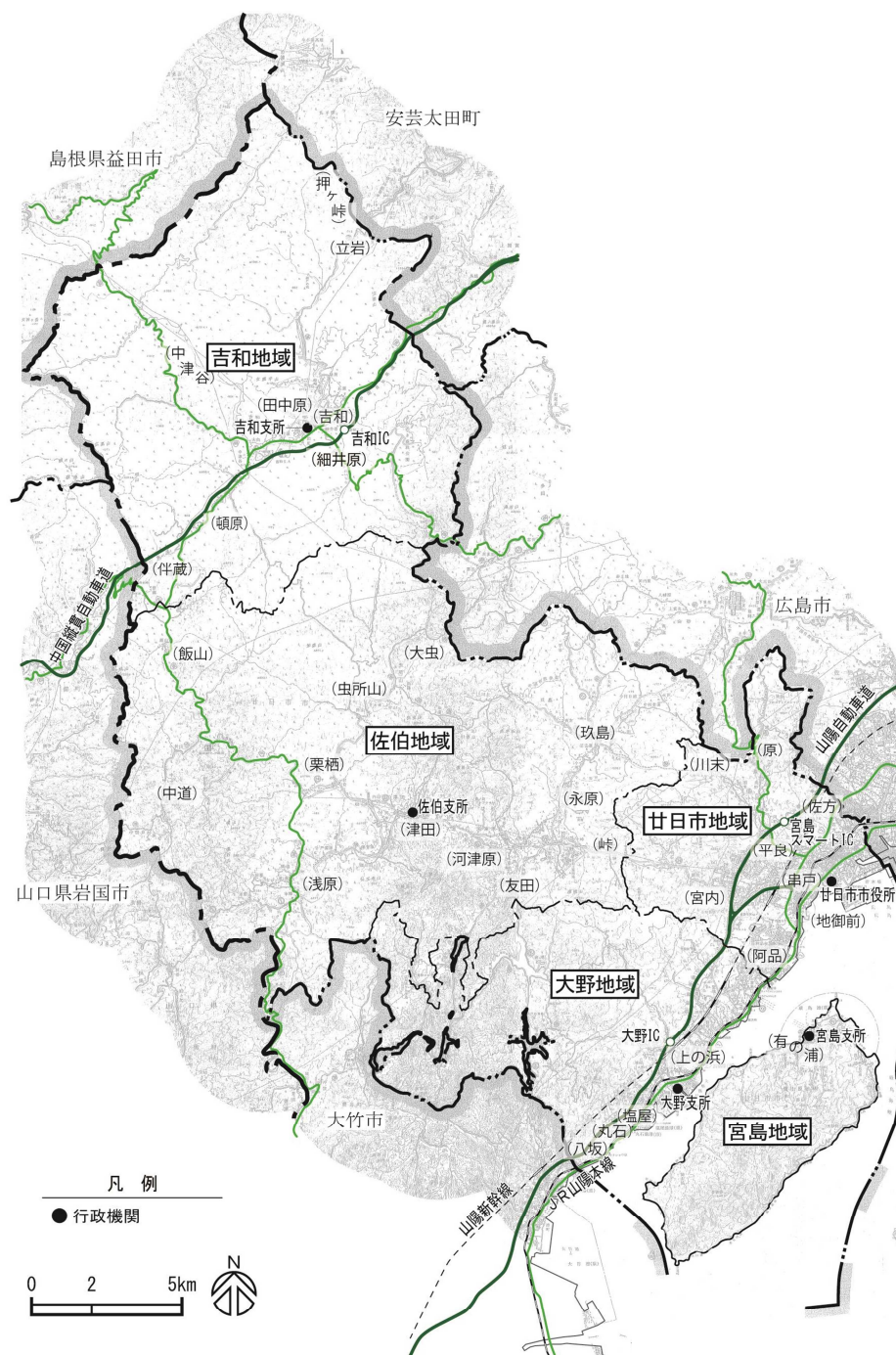


図 1-2 廿日市市の地域区分と主な地名

本計画の地域区分は、平成 15 年〔2003〕及び平成 17 年〔2005〕に合併した廿日市市、<sup>さいきちょう</sup>佐伯町、吉和村、大野町、宮島町を、それぞれ廿日市地域、佐伯地域、吉和地域、大野地域、宮島地域と呼ぶ。

## 第 2 節 自然環境

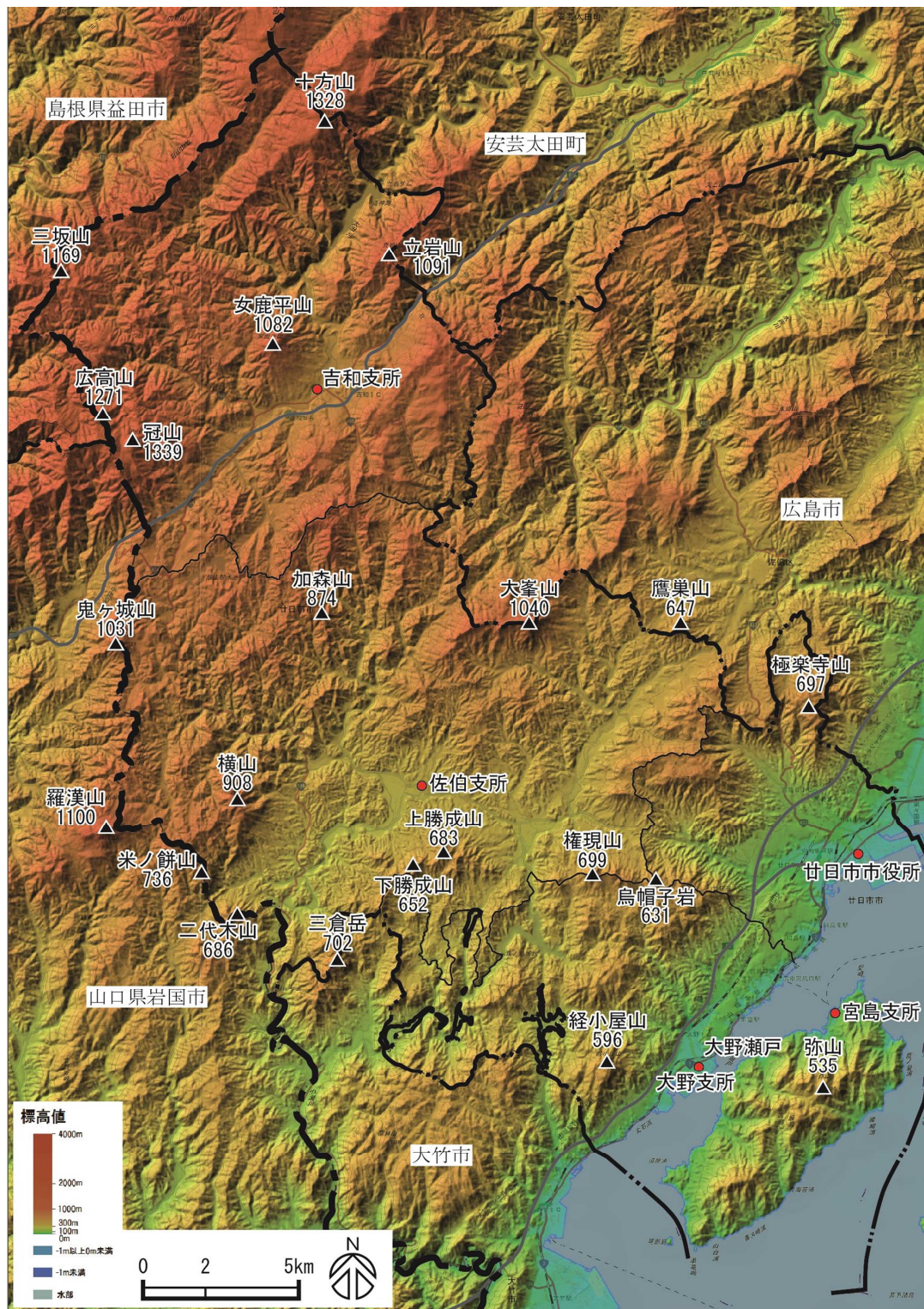
### 1 地 形

廿日市市は、大きくは山間部（山岳部と高原部）、沿岸部、島しょ部から構成される。山岳部である西中国山地の島根・山口県境付近では、<sup>かんむりやま</sup>冠山や<sup>じつほうざん</sup>十方山など 1,000m 級の山々が<sup>ごんげんやま</sup>連り、それより南側の高原部では、<sup>かみかつなりやま</sup>権現山、<sup>しもかつなりやま</sup>上勝成山、<sup>たかのすやま</sup>下勝成山、鷹巣山などの単独



峰が点在する。また、山間部の太田川水系<sup>おおたがわ</sup>沿いや小瀬川水系<sup>おぜがわ</sup>沿いには、盆地状をなす平坦地が帯状に連なって形成されている。

沿岸部は、丘陵地帯とその間から流れ出る中小河川により形成された沖積平野と海岸の埋立地からなり、平野部はそれほど広くはない。廿日市・大野地域と宮島との海峡は細長く延びる大野瀬戸で、最も狭いところで500m程度である。



※国土交通省国土地理院「電子国土web」をベースに加工・編集

図 1-3 廿日市市の地形



島しょ部に位置する宮島地域は、海岸部から立ち上がる急峻な地形で、最高点は弥山の535mを測り、平地や緩やかな扇状地形は小河川の河口付近に限られている。

主な河川としては、一級河川として吉和地域の冠山を源とし、北流した後に南流して広島湾に流れ込む太田川と、佐伯地域の<sup>おにがじょうさん</sup>鬼ヶ城山や<sup>らんさん</sup>羅漢山などを源とし、南流して瀬戸内海に注ぐ小瀬川のほか、二級河川の<sup>かあいがわ</sup>可愛川、<sup>みたらいがわ</sup>御手洗川、<sup>えいけいじがわ</sup>永慶寺川などがある。このうち小瀬川の上流は「羅漢峡」、支流の1つ大虫川の一部は「万古溪」として市指定の名勝で、太田川の支流である吉和地域の<sup>なかつやがわ</sup>中津谷川も名勝的な溪谷美を誇る。

宮島地域の弥山から、北の大野瀬戸に流れ出る紅葉谷川には「紅葉谷川庭園砂防施設」があり、重要文化財に指定されている。



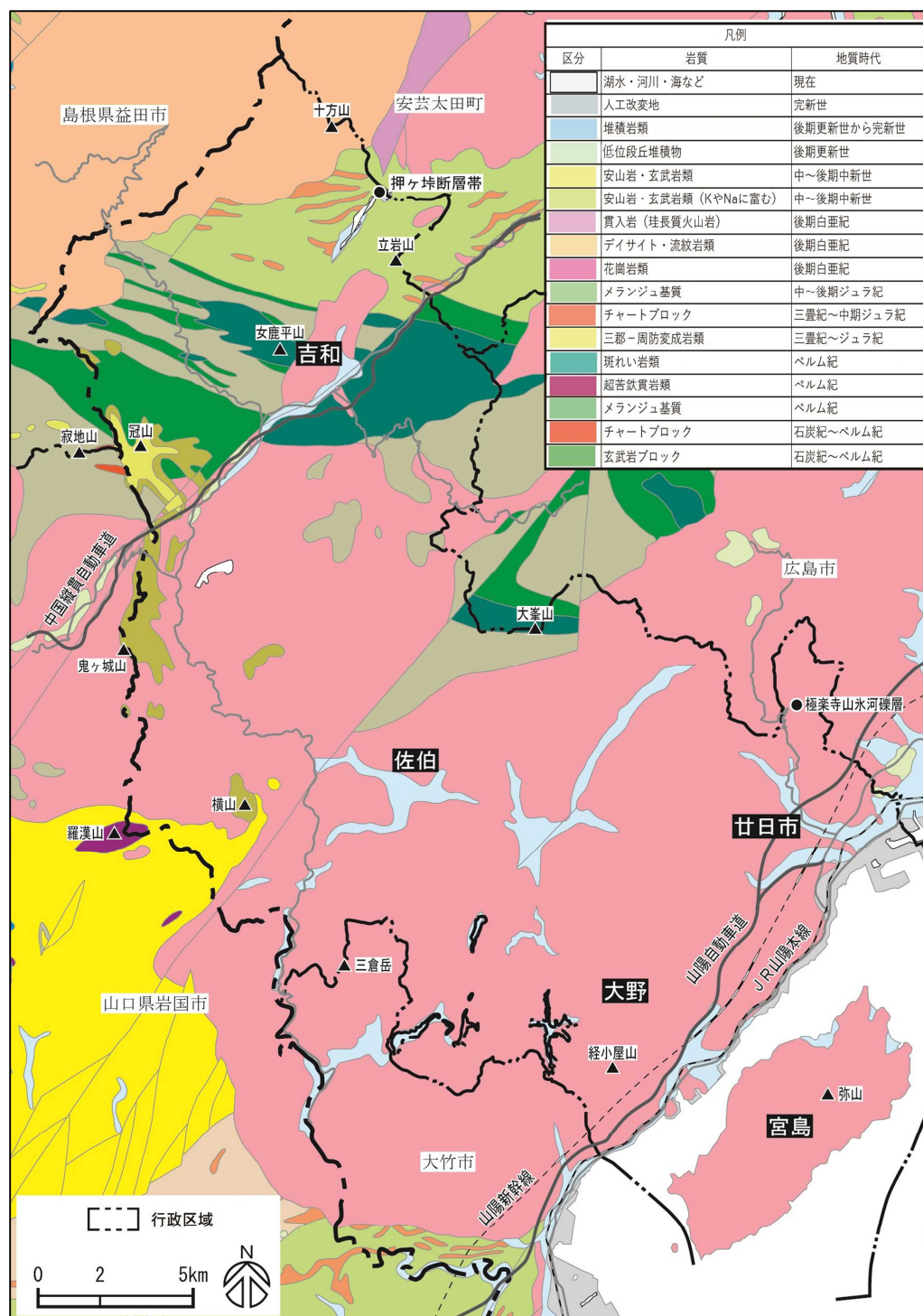
図 1-4 廿日市市内の主要河川

## 2 地 質

本市の地質は、大部分が広島花崗岩類であるが、北端には吉和層群が広がっている。

廿日市地域の北東（極楽寺山）には、<sup>かくせんせきくろうん もかこうせんりよくがん</sup>角閃石黒雲母花崗閃緑岩を覆った第四紀の礫層が分布し、「極楽寺山氷河礫層」として市指定の天然記念物（昭和 50 年〔1975〕）となっている。また、市域の北端、吉和地域から安芸太田町にまたがる「押ヶ峠断層帯」は、北東及び南西方向に約 20km 延び、天然記念物（昭和 40 年〔1965〕）に指定されている。

冠山安山岩は、吉和冠山の火山活動によって流出した安山岩類の総称である。この石材は、旧石器時代から弥生時代まで打製石器の原材料として利用された。



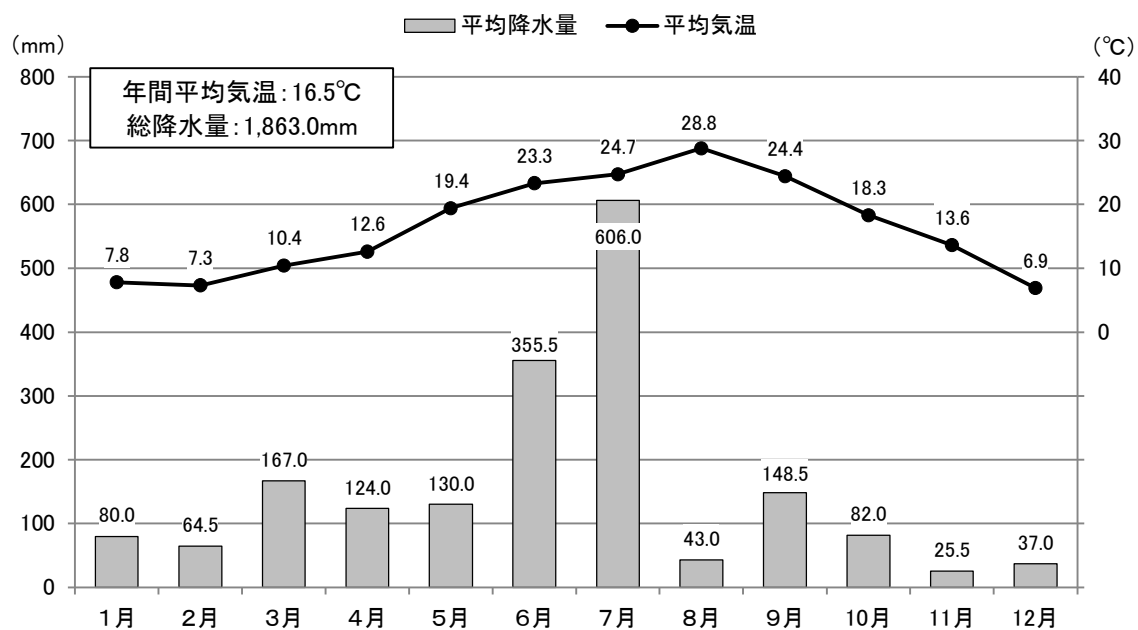
出典：20 万分の 1 日本シームレス地質図 V 2（産総研地質調査総合センター）を加工・編集して掲載  
図 1-5 廿日市市の地質

### 3 気 候

本市の沿岸部は瀬戸内海式気候に属し、年間を通じて温暖・小雨である。

山岳部の吉和地域は、西中国山地の南脊梁面に位置し、「豪雪地帯対策特別措置法」の定める「豪雪地帯」に指定されている。冬季の積雪は盆地内でも 50～60cm に達することがあり、昭和 38 年〔1963〕の「三八豪雪<sup>さんぱち</sup>」では 197cm の積雪<sup>くしど</sup>を記録した。

各地域の気候を統計データでみると、沿岸部に位置する串戸（廿日市地域）では年間平均気温 16.5℃、年間降水量が約 1,863 mm である。また、高原部に位置する津田（佐伯地域）は年間平均気温 12.9℃、年間降水量は 1,948.7 mm、山岳部の吉和（吉和地域）では年間平均気温が 9.7℃、冬期の 1・2 月を除いた年間総降水量は 1,826.9 mm である。



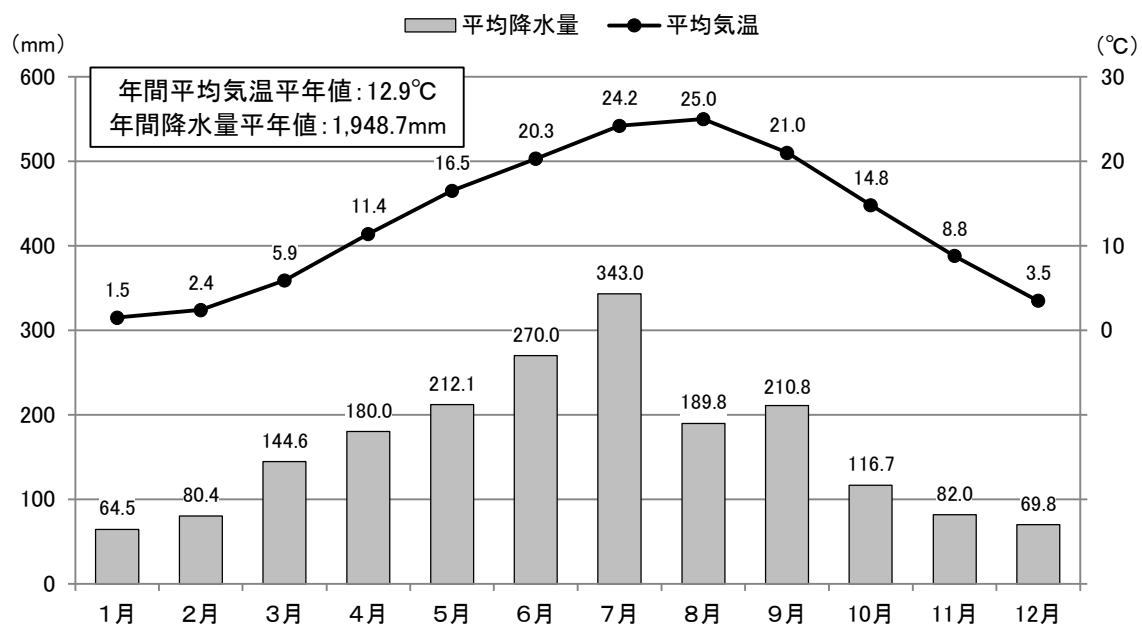
資料：『廿日市市統計書』（2021 年版）

図 1-6 廿日市市串戸（廿日市地域）の気温と降水量（2020 年）

表 1-1 廿日市市津田（佐伯地域）の気候

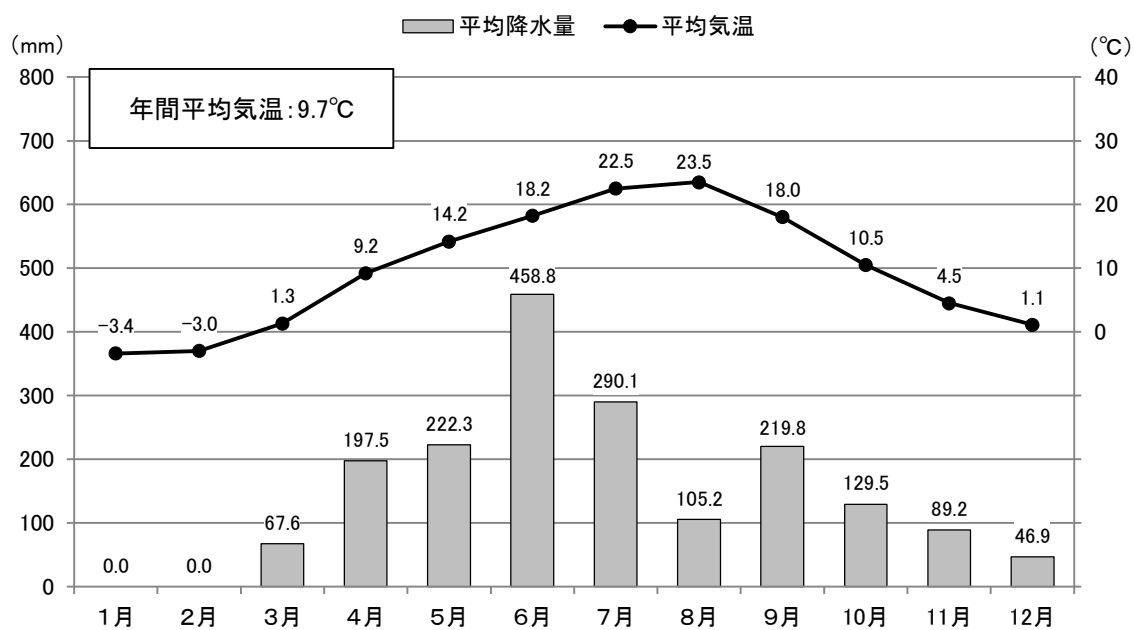
| 要 素  | 降水量<br>(mm) | 平均気温<br>(℃) | 日最高気温<br>(℃) | 日最低気温<br>(℃) | 平均風速<br>(m/S) | 日照時間<br>(時間) |
|------|-------------|-------------|--------------|--------------|---------------|--------------|
| 統計期間 | 1991～2020   | 1991～2020   | 1991～2020    | 1991～2020    | 1991～2020     | 1991～2020    |
| 資料年数 | 30          | 30          | 30           | 30           | 30            | 30           |
| 1 月  | 64.5        | 1.5         | 6.7          | -2.9         | 1.4           | 116.9        |
| 2 月  | 80.4        | 2.4         | 8.1          | -2.6         | 1.4           | 127.6        |
| 3 月  | 144.6       | 5.9         | 12.2         | -0.1         | 1.4           | 165.0        |
| 4 月  | 180.0       | 11.4        | 18.1         | 4.6          | 1.4           | 189.2        |
| 5 月  | 212.1       | 16.5        | 23.1         | 9.9          | 1.2           | 210.0        |
| 6 月  | 270.0       | 20.3        | 25.8         | 15.4         | 1.1           | 143.3        |
| 7 月  | 343.0       | 24.2        | 29.3         | 20.1         | 1.1           | 149.8        |
| 8 月  | 189.8       | 25.0        | 30.7         | 20.6         | 1.1           | 183.3        |
| 9 月  | 210.8       | 21.0        | 26.9         | 16.2         | 1.0           | 151.9        |
| 10 月 | 116.7       | 14.8        | 21.3         | 9.2          | 1.0           | 167.6        |
| 11 月 | 82.0        | 8.8         | 15.3         | 3.2          | 1.0           | 142.2        |
| 12 月 | 69.8        | 3.5         | 9.2          | -1.2         | 1.3           | 124.5        |
| 年    | 1,948.7     | 12.9        | 18.9         | 7.7          | 1.2           | 1,874.0      |

資料：気象庁「廿日市津田」



資料：気象庁『廿日市津田』

図 1-7 廿日市市津田（佐伯地域）の気温と降水量（平均：1991～2020 年）



資料：『要覧吉和』（1987 年発行）

図 1-8 廿日市市吉和（吉和地域）の気温と降水量（1・2月は降雪のため観測中止）



## 4 植 生

### (1) 植生区分

本市の植生区分は、市街地や農地を除くと、沿岸部では二次林等のヤブツバキクラス域代償植生、山岳部では二次林などのブナクラス域代償植生が広がる。また、市の全域において植林地・耕作地植生がみられる。

こうしたなかで、吉和地域の冠山や三坂山<sup>みさかやま</sup>、十方山一帯では、ブナクラス域自然植生が、宮島地域の弥山や廿日市地域の極楽寺山などではヤブツバキクラス域自然植生がみられ、モミの自然林も分布するが、宮島では海岸付近にもモミが広がっている。

#### ■宮島とモミ林

(出典：広島大学デジタル博物館HPより)

常緑の針葉樹で、高さ 30～50m の高木となり、胸高直径は 1.5～2 m に達する。ただし、直径が 1 m を超える個体でも、樹齢が 200 年を超えることは稀である。実際、宮島で台風によって倒れたモミの年輪を測定したところ、80～120 年程度であった。

モミは、中間温帯や神社の境内地、社叢<sup>しゃそう</sup>などに生育するが、本来は大規模なかく乱が起きた場所に生育する性質をもつ。宮島での海岸近くのモミ林は、大規模な土石流があまり人為的にかく乱を受けないまま放置されたことが成立要因の一つとして考えられる。宮島の白糸川崩壊地においても、崩壊後の早い時期にモミ種の発芽が確認されている。

#### ※ 植生について

(※出典：環境省自然環境局生物多様性センターHPより)

##### ○植生区分とクラス域

わが国の植生は、自然植生の構成種の名をとって、高山帯域（高山草原とハイマツ帯）、コケモートウヒクラス域（亜高山針葉樹林域）、ブナクラス域（落葉広葉樹林域）、ヤブツバキクラス域（常緑広葉樹林域）の各クラス域に大別されている。

この「クラス域」とは、広域に分布し景観を特徴づけている自然植生によって植物社会学的に定義されたもので、主要なクラスの生育域のことを指す。

##### ○ブナクラス域

落葉広葉樹林域は、群落体系上の最上級単位であるブナクラスの名をとり、ブナクラス域と呼ばれている。ブナクラス域は、東北北部から北海道では低地からみられる。しかし、南に行くほど高度は上がり、中部地方では標高 1,500～1,600m から 600～700m の間に発達し、九州の霧島では 700m から 1,000m となる。

##### ○ヤブツバキクラス域

常緑広葉樹林域は、体系上の最上級単位であるヤブツバキクラスの名をとって、ヤブツバキクラス域と呼ばれている。ヤブツバキクラス域は、関東以西の標高 700～800m 以下で発達し、北に行くほど高度を下げ、東北地方北部では海岸寄りに北上している。

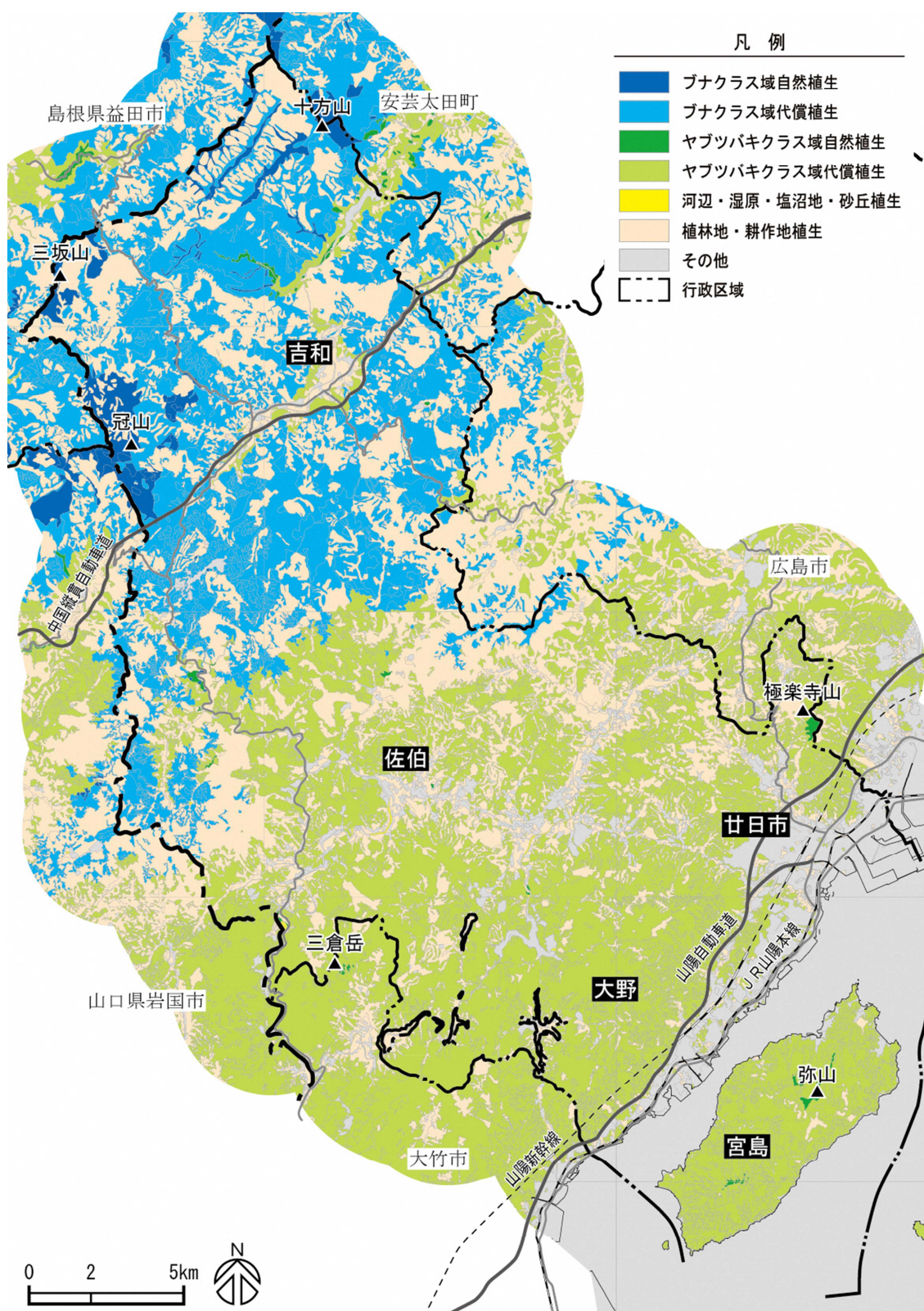
逆に南に行くほど高度は上がり、九州の霧島山地では 1,000m が上限となる。ヤブツバキクラス域は本州、四国、九州までの各地域と、常緑植物の豊富な奄美大島以南の琉球及び小笠原の亜熱帯域に大きく二分される。

##### ○自然植生と代償植生

現存植生の多くは、本来その土地に生育していた自然植生（原生林など）が人間活動の影響によって置き換えられた代償植生（二次林など）である。このため、現存植生図の作成にあたっては、植生区分はこれらクラス域の植生について、自然植生と代償植生とに区分されている。

さらに、河辺・湿原・塩沼地<sup>えんしょうち</sup>・砂丘などの環境条件の厳しい特殊な立地に生育する植生のように、クラス域を越えて分布する植生（主として自然草原）は、地形や地質的要因で持続する自然植生のため、特殊立地の自然植生として、独立して区分されている。





出典：環境省生物多様性センター

「1/2.5 万現存植生図（平成 11 年～整備）」GIS データをベースに加工・編集

図 1-9 廿日市市の植生区分

## (2) 植生自然度

本市の植生自然度は、市街地や農地を除くと、市域の大半が二次林や人口植林地である（表 1-2 の「6～8」）。

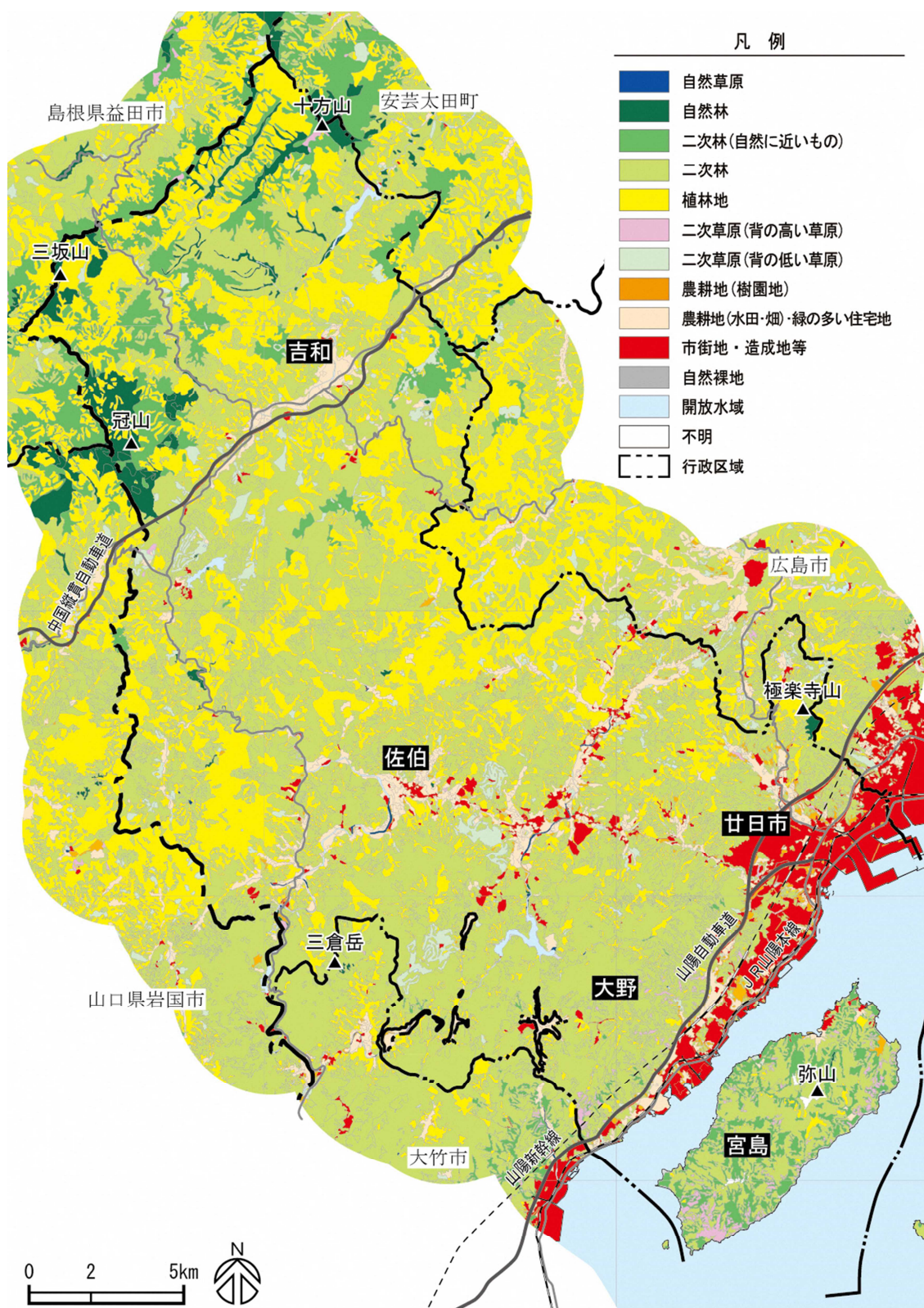
しかし、吉和地域の冠山や三坂山、十方山などの西中国山地一帯では、自然林や自然に近い二次林が、宮島でも自然に近い二次林がある程度まとまってみられ、沿岸部では廿日市地域の北東、極楽寺山一帯において自然林が存在する。

また、佐伯地域から吉和地域においては、植林地が比較的まとまった面積の区域を含めて多くみられ、とくに吉和地域では「八郎杉」と呼ばれる良質のスギ<sup>はちろうすぎ</sup>によって、林業による振興が古くから積極的に推し進められてきた。近年では、スギの植林が盛んに行われている地域である。

表 1-2 植生自然度の区分

| 植生<br>自然度 | 区 分 基 準                                                                                                            |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10        | <b>自然草原</b><br>・高山ハイデ（ツツジ科の植物を主体とした5～10 cm程度の低木群落）、風 <sup>ふう</sup> 衝 <sup>しょう</sup> 草原、自然草原など自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区 |
| 9         | <b>自然林</b><br>・エゾマツートドマツ群集、ブナ群集など自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区                                                             |
| 8         | <b>二次林（自然に近いもの）</b><br>・ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林など代償植生であっても自然植生に近い地区                                                    |
| 7         | <b>二次林</b><br>・クリーミズナラ群集、クヌギ・コナラ群落など等、一般に二次林と呼ばれている植生地区                                                            |
| 6         | <b>植林地</b><br>・常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹などの植林地                                                                             |
| 5         | <b>二次草原（背の高い草原）</b><br>・ササ群落、ススキ群落などの背丈の高い草原                                                                       |
| 4         | <b>二次草原（背の低い草原）</b><br>・シバ群落などの背丈の低い草原                                                                             |
| 3         | <b>農耕地（樹園地）</b><br>・果樹園、桑畑、茶畑、苗圃などの樹園地                                                                             |
| 2         | <b>農耕地（水田・畑）・緑の多い住宅地</b><br>・畑地、水田などの耕作地、緑の多い住宅地                                                                   |
| 1         | <b>市街地・造成地等</b><br>・市街地、造成地などの植生のほとんど存在しない地区                                                                       |





出典：環境省生物多様性センター

「1/2.5万現存植生図（平成11年～整備）」GISデータをベースに加工・編集

図 1-10 廿日市市の植生自然度

### 第3節 社会環境

#### 1 人 口

本市の人口は、令和2年〔2020〕の国勢調査で114,173人だが、その後、令和5年〔2023〕4月には115,984人と若干増加している。また、人口推移をみると昭和35年〔1960〕以降増加を続け、平成17年〔2005〕の115,530人をピークにそれ以降はわずかな上下が認められるもののほぼ横ばい傾向となっている。

なお、令和4年9月での人口密度は、市域全体で237.0人/㎢である。しかし、地域別にみると、廿日市地域は1,577.8人/㎢、佐伯地域は46.0人/㎢、吉和地域は3.9人/㎢、大野地域は414.8人/㎢、宮島地域は47.0人/㎢とばらつきが大きい（表1-5を参照）。

年齢3区分別の人口構成の推移では、老年人口（65歳以上）の割合が増加し、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）の割合が減少するというように少子高齢化が進んでいる（図1-12を参照）。そして、今後は人口減少が少しずつ進むと予測されている。

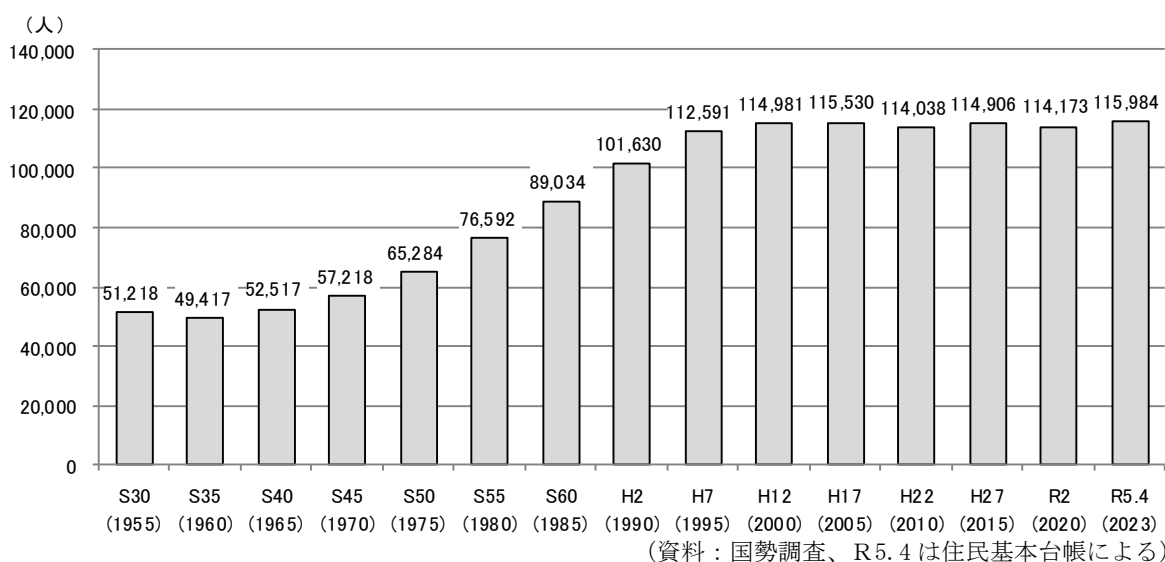


図1-11 廿日市市の人口の推移

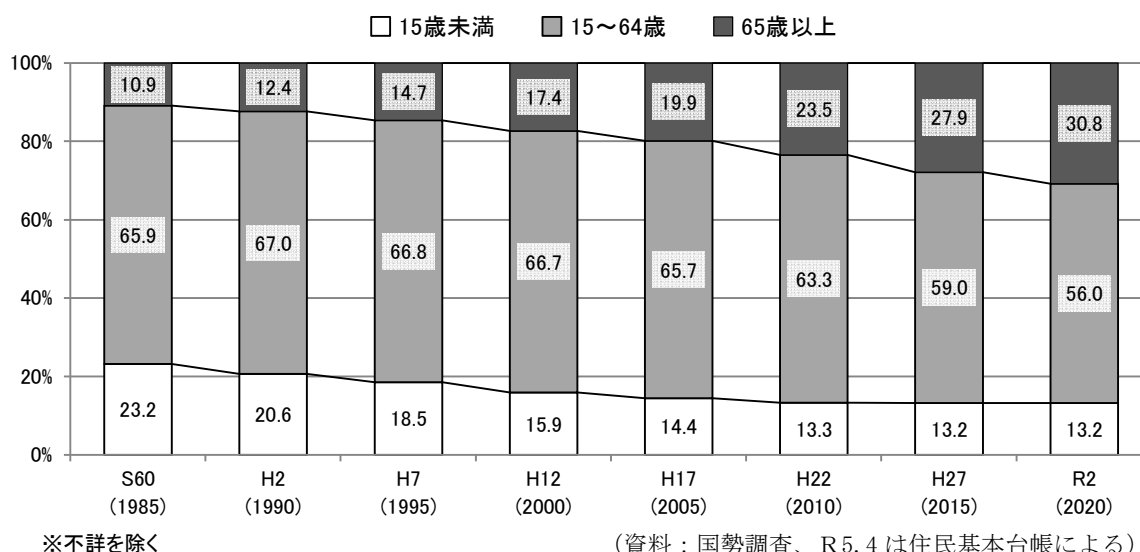


図1-12 廿日市市の年齢構成の推移

## 2 産 業

本市の産業を就業者数（国勢調査）からみると、平成 27 年〔2015〕には第 3 次産業が 39,108 人（全体の 71.0%）、第 2 次産業が 13,120 人（同 23.8%）、第 1 次産業が 1,241 人（同 2.3%）で、第 3 次産業と第 2 次産業が中心となっている。

また、就業者数の推移（平成 22 年～27 年〔2010～2015〕）をみると、5 年間で 264 人、率にして 0.5%増加している。産業別では、第 1 次産業は横ばい、第 2 次産業は 2.8%の増加、第 3 次産業は 0.3%の減少となっている（表 1-3 を参照）。

表 1-3 廿日市市の産業別就業者数

| 産 業 分 類 |                         | 平成 22 年〔2010〕 |            |            |            | 平成 27 年〔2015〕 |            |            |            |
|---------|-------------------------|---------------|------------|------------|------------|---------------|------------|------------|------------|
|         |                         | 就業者数<br>(人)   | 構成比<br>(%) | 合 計<br>(人) | 構成比<br>(%) | 就業者数<br>(人)   | 構成比<br>(%) | 合 計<br>(人) | 構成比<br>(%) |
| 第 1 次産業 | A 農業、林業                 | 888           | 1.6        | 1,241      | 2.3        | 863           | 1.6        | 1,241      | 2.3        |
|         | （うち農業）                  | 815           |            |            |            | 803           |            |            |            |
|         | B 漁業                    | 353           | 0.6        |            |            | 378           | 0.7        |            |            |
| 第 2 次産業 | C 鉱業、採石業、砂利採取業          | 4             | 0.0        | 12,764     | 23.3       | 2             | 0.0        | 13,120     | 23.8       |
|         | D 建設業                   | 4,171         | 7.6        |            |            | 4,047         | 7.4        |            |            |
|         | E 製造業                   | 8,589         | 15.7       |            |            | 9,071         | 16.5       |            |            |
| 第 3 次産業 | F 電気・ガス・熱供給・水道業         | 309           | 0.6        | 39,230     | 71.6       | 293           | 0.5        | 39,108     | 71.0       |
|         | G 情報通信業                 | 1,079         | 2.0        |            |            | 1,075         | 2.0        |            |            |
|         | H 運輸業、郵便業               | 3,588         | 6.5        |            |            | 3,502         | 6.4        |            |            |
|         | I 卸売業、小売業               | 10,391        | 19.0       |            |            | 9,497         | 17.2       |            |            |
|         | J 金融業、保険業               | 1,123         | 2.0        |            |            | 996           | 1.8        |            |            |
|         | K 不動産業、物品賃貸業            | 877           | 1.6        |            |            | 993           | 1.8        |            |            |
|         | L 学術研究、<br>専門・技術サービス業   | 1,708         | 3.1        |            |            | 1,644         | 3.0        |            |            |
|         | M 宿泊業、飲食サービス業           | 3,102         | 5.7        |            |            | 3,126         | 5.7        |            |            |
|         | N 生活関連サービス業、娯楽業         | 2,094         | 3.8        |            |            | 1,944         | 3.5        |            |            |
|         | O 教育、学習支援業              | 2,752         | 5.0        |            |            | 2,688         | 4.9        |            |            |
|         | P 医療、福祉                 | 6,702         | 12.2       |            |            | 7,662         | 13.9       |            |            |
|         | Q 複合サービス事業              | 361           | 0.7        |            |            | 494           | 0.9        |            |            |
|         | R サービス業<br>（他に分類されないもの） | 3,237         | 5.9        |            |            | 3,360         | 6.1        |            |            |
|         | S 公務<br>（他に分類されるものを除く）  | 1,907         | 3.5        |            |            | 1,834         | 3.3        |            |            |
| -       | T 分類不能の産業               | 1,558         | 2.8        | 1,558      | 2.8        | 1,588         | 2.9        | 1,588      | 2.9        |
| 合 計     |                         | 54,793        | 100.0      | 54,793     | 100.0      | 55,057        | 100.0      | 55,057     | 100.0      |

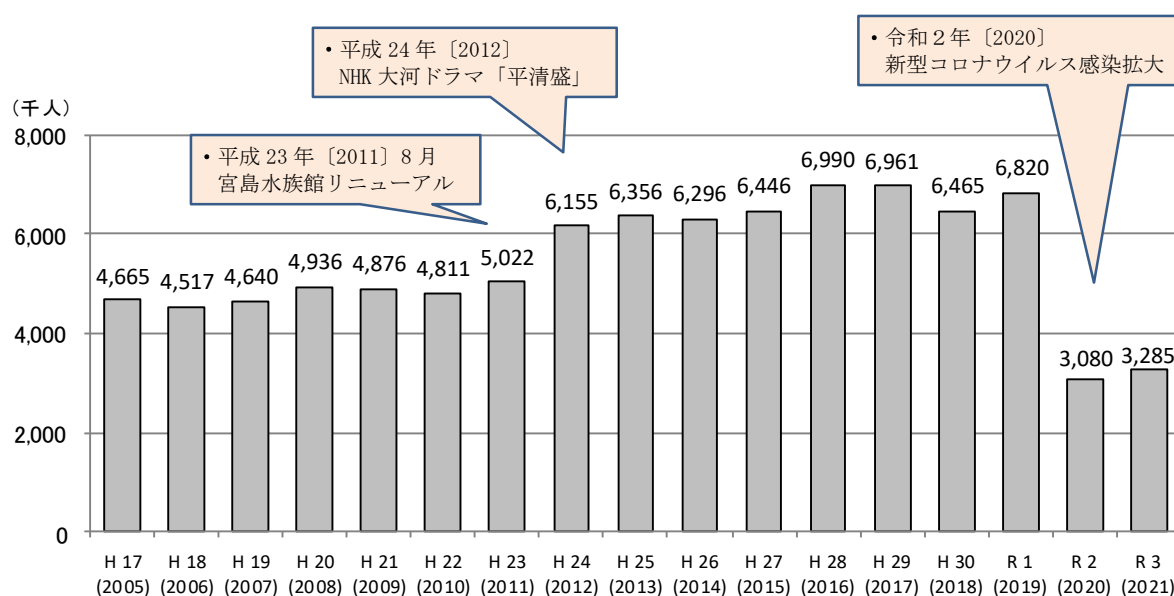
（資料：国勢調査）



### 3 入込観光客数

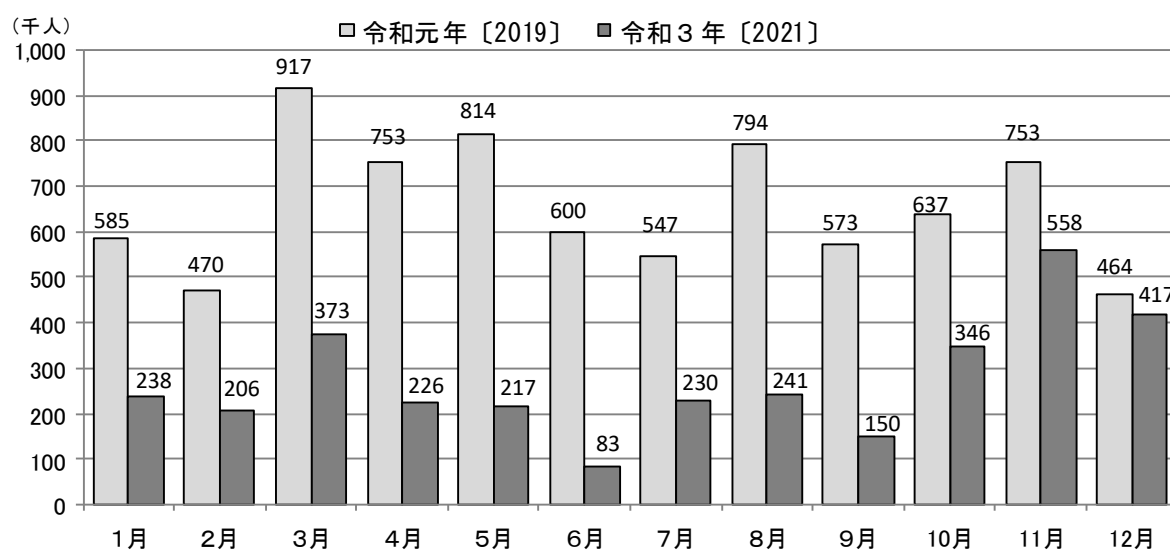
本市の入込観光客数の推移をみると、平成 23 年〔2011〕の宮島水族館（みやじマリン）のリニューアル、平成 24 年〔2012〕のNHK大河ドラマ「平清盛」の効果などもあり、平成 24 年〔2012〕以降は、宮島を中心に 600 万人を超えて推移していた。しかし、令和 2 年〔2020〕は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少して 367.2 万人、翌令和 3 年〔2021〕は 328.5 万人となっている。

入込観光客数を月別でみると、令和 3 年〔2021〕は 11 月が約 55 万人となっているものの、新型コロナウイルス感染症の影響によりいずれの月も観光客数は減少しており、特に全国を対象とした緊急事態宣言の発出された 4～8 月は大幅に減少している。



出典：『広島県観光客数の動向』

図 1-13 廿日市市の入込観光客数の推移



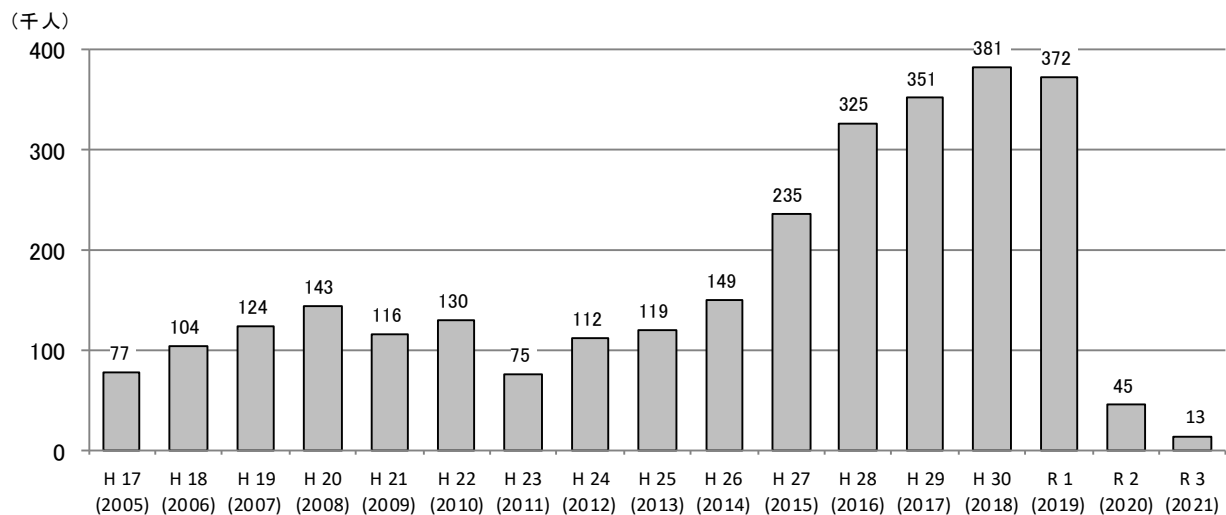
出典：『広島県観光客数の動向』

図 1-14 廿日市市の月別入込観光客数

### ＜外国人観光客数の推移＞

本市への外国人観光客数は平成 23 年〔2011〕に落ち込みをみせたものの、その後は平成 30 年〔2018〕まで顕著な増加傾向にある。また、令和元年〔2019〕はやや減少したものの、それでも約 37 万人となっている。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和 2 年〔2020〕は 4.5 万人、翌令和 3 年〔2021〕は 1.3 万人と大きく落ち込んでいる。



出典：『広島県観光客数の動向』

図 1-15 廿日市市の外国人観光客数の推移



写真 1-1 宮島口から宮島に向かうフェリー

## 4 文化財等の保存・活用に関する施設

本市における文化財等の保存・活用に関する施設は、歴史民俗資料館が宮島・佐伯・吉和と3館あり、それぞれの地域（旧町・旧村）の歴史資料や考古資料、民俗資料などを展示・解説している。また、この他の市立の施設としては、廿日市地域に民俗芸能伝承館「眺楽座」と、はつかいち美術ギャラリーがある。さらに民間ではあるがアートギャラリーミヤウチのほか、国宝・重要文化財などの指定等文化財が展示可能な施設として、宮島地域に厳島神社宝物館、大野地域に海に見える杜美術館、吉和地域にはウッドワン美術館が存在する。

そして、自然系の施設としては、宮島地域に宮島水族館（みやじマリン）と広島大学瀬戸内カーボンニュートラル国際共同研究センターグリーンイノベーション部門宮島自然植物実験所、大野地域におおの自然観察の森が存在し、木工細工を中心とした産業系施設としては、宮島地域に宮島伝統産業会館がおかれている。

これらの施設は、それぞれの目的に応じて活用されている。

表 1-4 廿日市市における文化財の保存・活用に関する施設

| 施 設 名 称                                           | 所 在 地                       |
|---------------------------------------------------|-----------------------------|
| 宮島歴史民俗資料館                                         | 廿日市市宮島町 57 番地               |
| 佐伯歴史民俗資料館                                         | 廿日市市玖島 4368 番地              |
| 吉和歴史民俗資料館                                         | 廿日市市吉和 3523 番地 1            |
| 厳島神社宝物館                                           | 廿日市市宮島町 1 番地 1              |
| 民俗芸能伝承館「眺楽座」                                      | 廿日市市原 1070 番地 1             |
| はつかいち美術ギャラリー                                      | 廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号         |
| アートギャラリーミヤウチ                                      | 廿日市市宮内高通 4 3 4 7 番地 2       |
| 海に見える杜美術館                                         | 廿日市市大野亀ヶ岡 10701 番地          |
| ウッドワン美術館                                          | 廿日市市吉和 4278 番地              |
| おおの自然観察の森                                         | 廿日市市大野矢草 2723 番地            |
| 宮島水族館（みやじマリン）                                     | 廿日市市宮島町 10 番地 3             |
| 広島大学瀬戸内カーボンニュートラル国際共同研究センターグリーンイノベーション部門宮島自然植物実験所 | 廿日市市宮島町三ツ丸子山<br>1156 番地 2 外 |
| 宮島伝統産業会館                                          | 廿日市市宮島町 1165 番地 10          |



写真 1-2 宮島歴史民俗資料館



写真 1-3 民俗芸能伝承館「眺楽座」



写真 1-4 海の見える杜美術館



写真 1-5 ウッドワン美術館



写真 1-6 おおの自然観察の森



写真 1-7 宮島水族館（みやじマリリン）



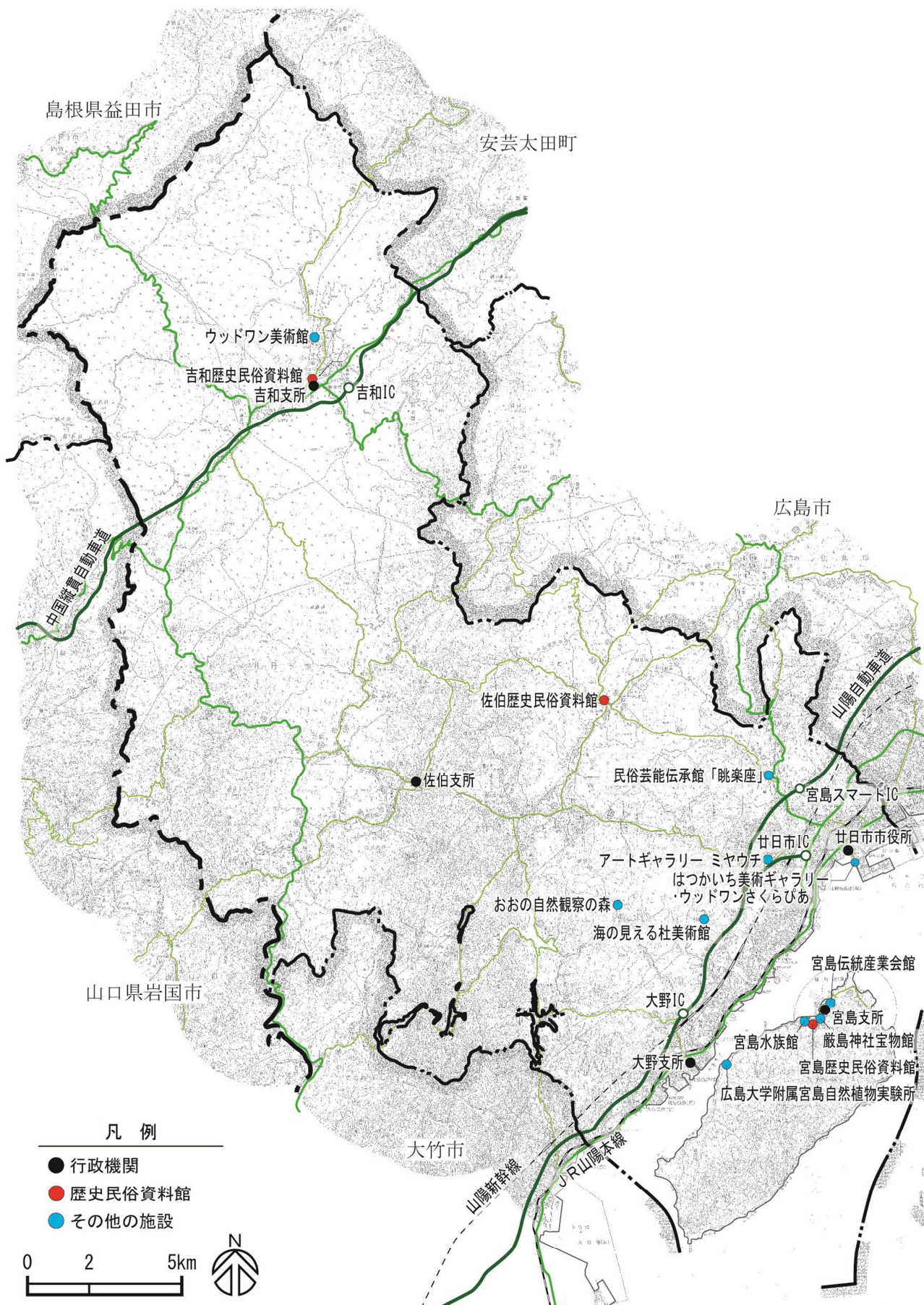


図 1-16 廿日市市における文化財の保存・活用に関する公共公益施設の立地



## 5 地域区分と概況

### (1) 地域区分

本市は、先述のように大きくは廿日市・佐伯・吉和・大野・宮島の5つの地域で構成される。それぞれの地域には自治会組織が設けられており、合計28の地域自治組織によってまちづくり活動が行われている（下図を参照）。

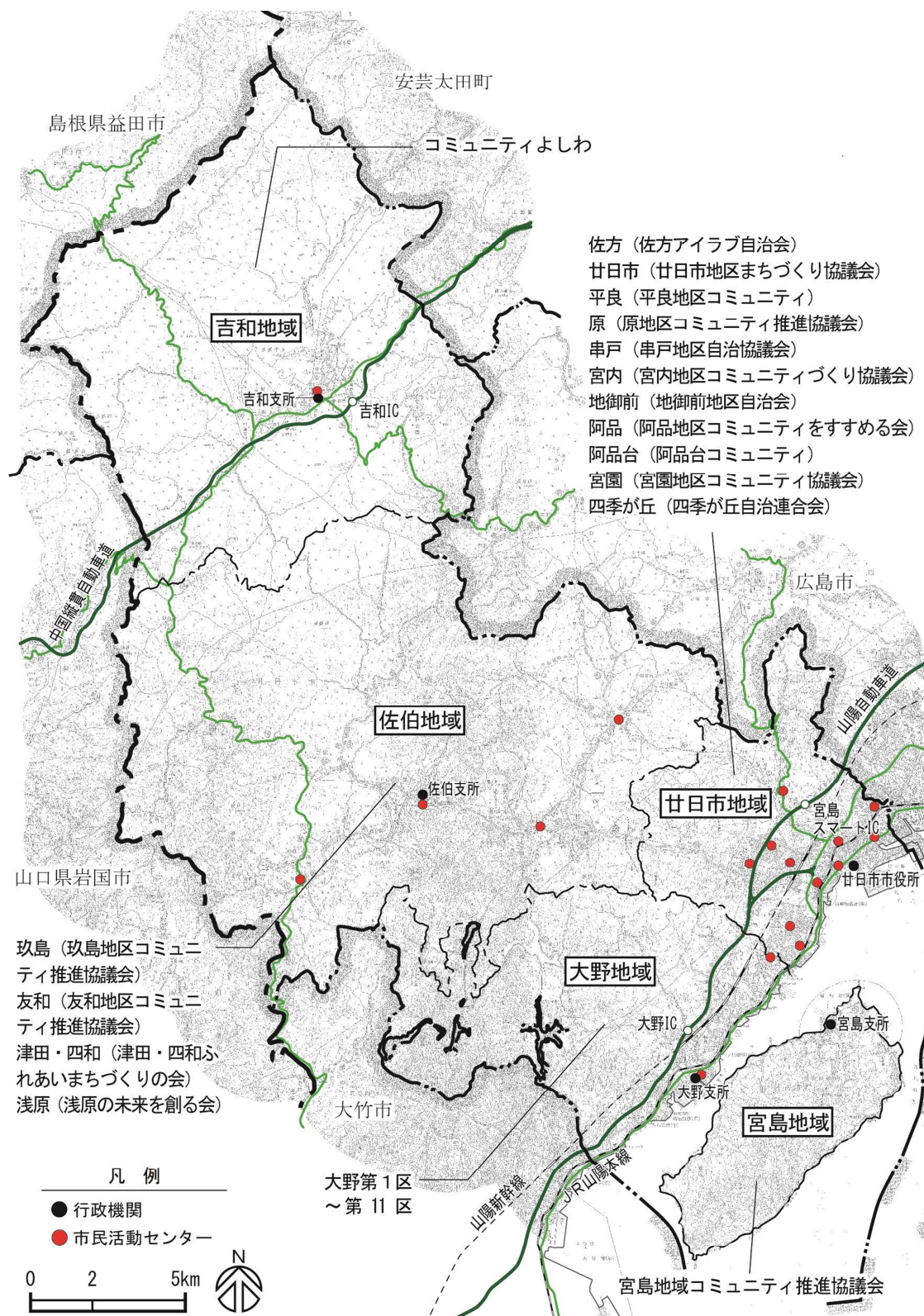


図 1-18 廿日市市の地域自治組織

## (2) 各地域の概況

### ア 廿日市地域

廿日市地域の沿岸部は、本市の行政管理機能、保健・医療・福祉機能、商業・業務機能、文化・スポーツ機能などが集積し、中心的役割を担っている。国道2号西広島バイパス以北では、内陸方面への主要な道路沿いの市街地、低丘陵地帯に開発された大規模住宅団地や工業団地、さらには瀬戸内海を臨むかたちでなだらかな田園集落が形成されており、それらの背後には山地部が広がっている。

人口は75,672人、世帯数34,336（令和5年〔2023〕4月1日現在）で、市域の総人口の2/3近くを占める。

明治22年〔1889〕の町村制施行時には、廿日市町、平良村、原村、宮内村、地御前村に分かれていたが、昭和31年〔1956〕年9月1日にこれら1町4村が合併し、廿日市町が誕生した。そして、昭和63年〔1988〕4月1日の市制施行で、廿日市市となった。

この地域には、速谷神社、地御前神社、潮音寺、洞雲寺、極楽寺をはじめとして有形文化財（建造物）が数多く立地し、「桜尾城跡」や古戦場跡などの遺跡、「モリアオガエル」などの動物、「ケンボナシ」、「ムクロジ」などの植物、「極楽寺山氷河礫層」などの地質鉱物が存在する。また、かつては海岸線に沿うように西国街道（近世山陽道）が通り、それと結節して津和野街道が内陸部に延びていた。現在でもその痕跡は確認できる。



写真 1-8 廿日市地域中心部の景観

さらに「説教源氏節」、「原神楽」をはじめとした無形の民俗文化財や「廿日市張子製作技法」も継承されている。

この地域の地域自治組織は、11組織で構成される。

### イ 佐伯地域

佐伯地域は、本市の内陸部に位置し、大部分を山地に囲まれた盆地と谷間に市街地などが形成され、小規模な住宅団地や工業団地も立地する。また、スポーツや野外レクリエーション施設、小瀬川沿いには温泉施設が立地する。

人口は8,968人、世帯数4,591（令和5年〔2023〕4月1日現在）で、市域の総人口の8%を占めるが、人口の減少及び少子高齢化が続いており、高齢化率は40%を超える。

明治22年〔1889〕の町村制施行時は、玖島村、三和村、友原村、津田村、浅原村、四和村に分かれていたが、昭和4年〔1929〕4月1日に三和村と友原村が合併して友和村、津田村は町制施行で津田町となった。

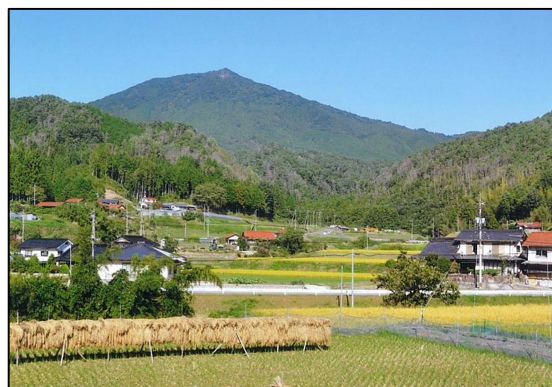


写真 1-9 佐伯地域の景観

また、昭和30年〔1955〕4月1日にこれら1町4村が合併して佐伯町が誕生し、平成15年〔2003〕3月1日に廿日市市と合併した。



この地域には「羅漢峡」や「万古溪」の名勝地、また「大虫<sup>おおむし</sup>の枝垂れ桜」などの植物、「教覚寺山門<sup>きょうかくじ</sup>」などの有形文化財（建造物）、城跡、「石見津和野石だたみ道<sup>いわみ</sup>」、「八田家長屋門及び米蔵<sup>はったけ</sup>」をはじめとした遺跡（史跡）が多数存在する。また、「津田神楽」に代表される無形の民俗文化財も継承され、「飯山<sup>いいのやま</sup>、河内神社の湯立神事<sup>こうち</sup>」を含め、県及び市指定の無形の民俗文化財が6件と本市内では最も多い。

地域自治組織は、4組織で構成される。

## ウ 吉和地域

吉和地域は、本市の最も北、中国山地の稜線を含んだ山岳部に位置し、太田川とその支流沿いの盆地一帯には田園集落が形成されている。地域内にはもみのき森林公園やスキー場、温泉施設などの観光施設が立地する。

人口は568人、世帯数317（令和5年〔2023〕4月1日現在）と市域で最も少なく、人口の減少及び少子高齢化が続いている。高齢化率は51.5%で、本市の中では最も高い地域である。明治22年〔1889〕の町村制施行時に吉和村となり、平成15年〔2003〕3月1日に廿日市市と合併した。

この地域には、打製石器の原材料となる石材を産出する冠遺跡群をはじめ、先史時代の人々が営んだ遺跡や山城跡が数多く確認されており、神社や石仏・石碑などの有形文化財とともに数少なくなった茅葺の民家（建造物）も存在する。



写真 1-10 吉和地域の景観

美濃木神社<sup>みののき</sup>に奉納される神楽、吉和音頭などの無形の民俗文化財も継承されている。また、溪谷や滝の名勝地、アユ・ヤマメ・イワナなどの動物、カタクリ群生地・巨木などの植物、断層帯などの地質鉱物が多数存在し、地域の西部～北部にかけては西中国山地国定公園に指定されている。

地域自治組織は、1組織が存在する。

## エ 大野地域

大野地域の沿岸部には廿日市地域から続く住宅団地が広がっており、東端には宮島へ渡るフェリーターミナル（宮島口）があり、宮浜温泉<sup>みやかはま</sup>が立地する。また、市街地の北側には山地部が広がり、小瀬川水系の玖島川、永慶寺川などが瀬戸内海（大野瀬戸）に向かって流れている。

人口は29,348人、世帯数13,182（令和5年〔2023〕4月1日現在）で、市域の総人口の約1/4を占めており、廿日市地域に次ぐ人口規模である。



写真 1-11 大野地域の景観（奥は宮島）

明治22年〔1889〕の町村制施行時に大野村

となり、昭和 25 年〔1950〕の町制施行によって大野町に移行し、平成 17 年〔2005〕11 月 3 日に廿日市市と合併した。

この地域には、遺跡として西国街道（近世山陽道）が通り、石畳や一里塚跡などが確認されるとともに、街道に関わる石碑、山城跡、砲台跡、鉾山跡なども存在する。また、植物の「ベニマンサク群叢」や名勝地の妹背の滝、白糸の滝、湯舟の滝等の豊かな自然環境があり、妹背の滝の近くには有形文化財（建造物）の大頭神社も立地する。さらに沿岸部には、大野瀬戸を挟んで宮島が望める良好な場所が多数存在し、経小屋山の山頂からは西瀬戸内の島々を眺望することができる。

地域自治組織は、11 組織で構成される。

## オ 宮島地域

宮島地域は、一つの小島で構成され、大野瀬戸を挟んで廿日市・大野地域と対峙する。全島が特別史跡・特別名勝及び瀬戸内海国立公園（特別地域、特別保護地区）に指定され、厳島神社と前面の海及び背後の「瀬山原始林」（天然記念物）は、世界遺産「厳島神社」の構成資産として登録されている。

江戸初期の寛永 20 年〔1643〕には日本三景の 1 つに数えられ、現在においても本市を代表する地域資源・観光資源である。

宮島の本土側には、厳島神社をはじめとする社寺、フェリーターミナル、旅館・ホテル、商店及び住宅などからなる市街地、北東側の包ヶ浦やその周辺にはレクリエーション施設や住宅地などが立地する。

人口は 1,428 人、世帯数 788（令和 5 年〔2023〕4 月 1 日現在）と人口の減少及び少子高齢化が続いている。高齢化率は 47.8% で、吉和地域に次いで高い。

明治 22 年〔1889〕の町村制施行時に厳島町となり、昭和 25 年〔1950〕に宮島町へと町名変更し、平成 17 年〔2005〕11 月 3 日に廿日市市と合併した。

島内には、厳島神社のほかに大聖院、大願寺等の寺院があり、国宝・重要文化財が多数存在し、とくに広島県内の国宝（26 件）の半数近く（12 件）が厳島神社を中心とした宮島に存在する。大聖院や大願寺を含んだ伝統的な町並みは「廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区」として重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。また、山城跡や砲台跡などの遺跡、「瀬山原始林」、ミヤジマトンボ、さらにはモミ林をはじめとする巨木、岩の露出した山等の植物・動物・地質鉱物も多数存在する。なかでもミヤジマトンボは瀬戸内海国立公園の指定動物で、広島県レッドデータブックの絶滅危惧Ⅰ類に分類されており、この希少種が生息できる潮汐湿地を守るため、島の南西側を中心とした臨海部がラムサール条約の「登録湿地」に登録された。背後の丘陵部（国有林）はミヤジマトンボ希少種個体群保護林に指定されている。また、「宮島踊」に代表される無形の民俗文化財も継承されている。



写真 1-12 宮島地域の景観

地域自治組織は、1 組織である。



表 1-5 廿日市市の地域状況

| 地域名称  | 旧市町村名 | 合併等<br>年月日                | 人口(人)   | 世帯数    | 面積(k㎡) | 人口密度<br>(人/k㎡) | 自治組織数 |
|-------|-------|---------------------------|---------|--------|--------|----------------|-------|
| 廿日市地域 | 廿日市市  | 昭和 63 年<br>4月1日<br>(市制施行) | 75,672  | 34,336 | 47.96  | 1,577.8        | 11    |
| 佐伯地域  | 佐伯町   | 平成 15 年<br>3月1日           | 8,968   | 4,591  | 194.85 | 46.0           | 4     |
| 吉和地域  | 吉和村   | 平成 15 年<br>3月1日           | 568     | 317    | 145.52 | 3.9            | 1     |
| 大野地域  | 大野町   | 平成 17 年<br>11月3日          | 29,348  | 13,182 | 70.76  | 414.8          | 11    |
| 宮島地域  | 宮島町   | 平成 17 年<br>11月3日          | 1,428   | 788    | 30.39  | 47.0           | 1     |
| 合 計   |       |                           | 115,984 | 53,214 | 489.48 | 237.0          | 28    |

人口及び世帯数は令和 4 年 9 月 1 日現在 (※印は、各地域での地域自治組織数)

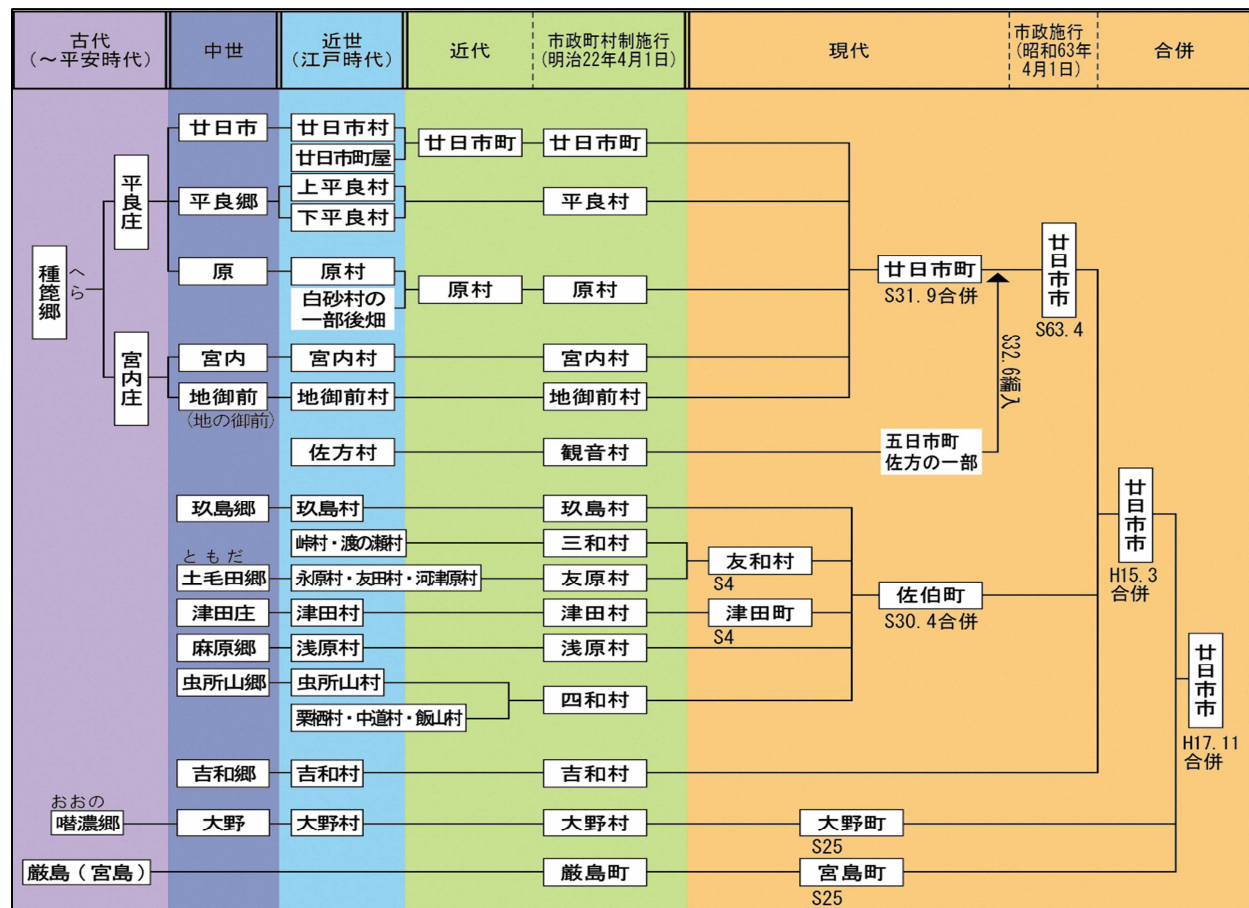


図 1-18 廿日市市の沿革

## 第4節 歴史的環境

### 1 歴史の概要

#### (1) 廿日市の黎明 ―旧石器時代～縄文・弥生時代―

市内における人びとの足跡は、後期旧石器時代の初頭近く（3万年以前）までさかのぼる。吉和地域の冠山（標高1,339m）から噴出した良質の安山岩を加工していた遺跡が、冠高原や吉和盆地一帯で数多く確認されている。なかでも冠遺跡群は、わが国最大の石器製作遺跡の1つで、そこでは旧石器時代～弥生時代までの長期間、大型の打製石器が製作され、中国地方の西部を中心とした各地に運ばれていた。

旧石器時代の遺跡は市域の山岳部や高原部が中心で、吉和地域の冠遺跡群・頓原遺跡、佐伯地域では飯山貯水池遺跡群・神宮原遺跡など数多くの遺跡が存在するが、宮島地域の下室浜遺跡でもナイフ形石器が採集されており、人びとが狩猟・採集を行いながら移動していたことがうかがえる。

縄文時代になると、吉和地域の冠遺跡群・頓原遺跡・半坂遺跡・焼山遺跡群、佐伯地域の飯山水源池遺跡群・越峠遺跡をはじめとして、廿日市地域の黒岩遺跡・地御前遺跡、大野地域の郷遺跡、宮島地域の御床浦遺跡・大川浦遺跡など、山岳部や高原部のみならず沿岸部や島しょ部にも遺跡が多く存在する。

ところが、弥生時代にはこれまでとは逆に沿岸部から山岳部へと遺跡が広がっていった。廿日市地域の丸小山遺跡は前期初頭と、広島湾岸地域の中では最も早く稲作が導入された遺跡の1つだが、高冷地の吉和地域に所在する石原遺跡や妙音寺原遺跡などには、中期後半に至ってようやく稲作文化が伝わったと考えられている。そして、後期～終末期に至ると鉄製品の普及によって可耕地が広がり、遺跡も市内一円に分布するようになる。



写真 1-13 冠高原全景



写真 1-14 冠遺跡群の発掘調査風景

#### (2) 古代の廿日市 ―古墳～奈良・平安時代―

##### ■古墳時代から古代へ

市内には、今のところ古墳時代前期（4世紀）にさかのぼる古墳は確認されていない。廿日市地域の四季が丘団地の造成中に発見された高砂古墳は、墳丘の形は明らかでないが、長さ約4.3m、幅0.6～0.8m、深さ0.6m以上の竪穴式石室が検出され、中に割竹形木棺が安置されていたと考えられている。古墳時代中期（5世紀代）の築造である。同じ廿日市地域の下平良古墳（薬師のくぼ古墳）は、全長50m以上の前方後円墳であった可能性が推定される（注）。現状は墓地や住宅地となっているが立地や形状から中期古墳に位置付けられ、墳丘が現存していれば本市最大規模の古墳であったと推測される。

また、吉和地域の田中原<sup>たなかばら</sup>1号古墳は、標高600mの高地に存在する直径約10m、高さ約1mの円墳で、墳丘に葺石<sup>ふきいし</sup>が認められる古墳時代中期（5世紀前半）のものである。

古墳時代後期（6世紀）には、埋葬施設に横穴式石室をもつ古墳が存在する。廿日市地域では沿岸部の扇状地が見渡せる位置<sup>さがた</sup>に佐方古墳、五庵山古墳、伴丈木古墳などが点在し、山間部の吉和地域には田中原3・4号古墳がある。これらの一部は7世紀初め頃まで埋葬が行われており、それぞれの地域の有力者らが葬られた墳墓と考えられる。



写真 1-15 田中原第4号古墳

(注) 大正15年(1926)刊行の『広島県佐伯郡平良村是』(平良村編)に、「古墳 下平良字道狭薬師ノ窪ニアリ今墓地トナリ居レリ(後略)」とある。また、この「薬師ノ窪」(ヤクシノクボ)の地名は、文政8年(1825)に完成した『芸藩通志』巻49(安芸国佐伯郡1、各村上)の下平良村の頁で確認され、そこには薬師堂(ヤクシ)と横から見た状態の前方後円墳の形が描かれている。

## ■神の島と厳島神社

古墳時代中期、5世紀中頃には瀬戸内海の島々でも手捏ね<sup>てづく</sup>によって作られた土器とともに、粘土や滑石などで作られた玉類(勾玉を含む)・鏡・剣形などの模造品を用いた祭祀が行われるようになる。こうした遺跡<sup>ないかい</sup>は内海航路の安全祈願<sup>とう</sup>を目的とした祭祀場(祭祀遺跡)と考えられており、宮島地域の千畳閣や五重塔が建つ塔の岡<sup>おか</sup>でもこのような遺物がまわって出土することから、この場所で海の祭祀が行われていたと推定される。

その後、塔の岡での祭祀行為は奈良時代まで続くが、6～7世紀になると島の山中においても祭祀が盛んとなる。横穴式石室(後期古墳)に見られる副葬品と同様な須恵器や玉類・鉄製品などが弥山の中腹を中心に出土する。この頃からこの山が「神の山」(神体山<sup>しんたいさん</sup>)として位置付けられていった。また、山頂周辺では奈良時代後半～平安時代の仏具や供膳具<sup>きょうぜんぐ</sup>なども採集されており、弥山一帯は早くから山岳修行の地として開かれたと推測されている。

なお、宮島の須屋浦遺跡や大川浦遺跡では製塩土器などが出土しており、砂浜で塩の生産が行われていたと考えられる。

厳島神社の創建は推古元年〔593〕と伝わるが、この神社が正史に現れるのは廿日市地域の速谷神社とともに「名神大社」<sup>めいしんたいしや</sup>に列した弘仁2年〔811〕の『日本後紀』の記事である。そして、平清盛が安芸守となった久安2年〔1146〕頃から安芸国内に厳島神社の荘園が増加し、社殿群の大規模な新造も進む。

また、島内には、神社のさまざまな行事や維持管理を目的とした多くの施設も造営されていく。その1つが神社背後の白糸川左岸で発見<sup>なかにしまち</sup>された中西町の菩提院遺跡である。

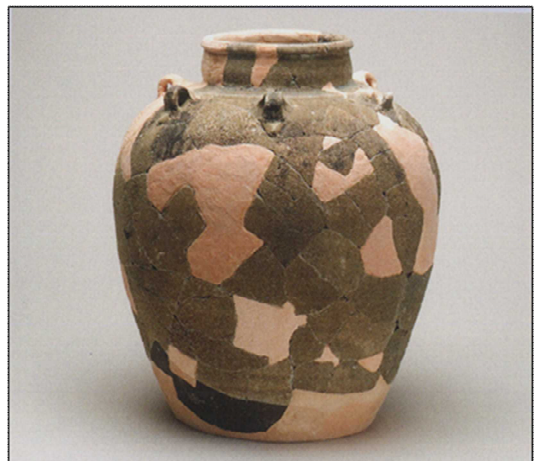


写真 1-16 菩提院遺跡出土の褐釉六耳壺



### (3) 中世の廿日市

#### ■藤原神主家と廿日市 ー鎌倉～室町時代ー

文治元年〔1185〕3月、平氏一門は長門壇ノ浦で滅亡したが、厳島神社の神主佐伯景弘<sup>さえきかげひろ</sup>は皇位の象徴である三種神器の1つ、宝剣の探索を命じられ、しばらくはその職を続けることとなった。

その後、厳島神社は承元元年〔1207〕と貞応2年〔1223〕に火災に見舞われた。最初の火災では安芸国の国費が充てられて8年後に再建されたが、2度目の火災では、その前々年に佐伯氏が神主職を追われたことで、文暦2年〔1235〕まで停滞した。そこで鎌倉幕府は御家人の藤原親実<sup>ちかざね</sup>を神主に据えるとともに安芸国守護にも任命し、安芸国の国費や守護領からの年貢も再建費用に充当したことで、仁治2年〔1241〕に至ってようやく遷宮が行われた。本社本殿を除き本社と摂社<sup>まろうど</sup>客神社の中心建物などはこのときの造営とされる。

藤原氏は、その後も厳島神社の神主（神主家）でありながら、將軍の側近衆の1人として幕府に仕えたために武士的性格が強く、廿日市に本拠を移した後も佐西郡の山間部を中心とした領地（神領<sup>しんりょう</sup>）を武力で支配していた。このため、神主として神社の祭礼に直接関わることはなく、重要な事案についても現地に惣政所を置き、この組織に代行させた。西隣では周防国守護の大内氏が山口を本拠に勢力を拡大すると、藤原神主家は積極的に大内氏と結びつき、その庇護を受けるようになった。しかし、応仁・文明の乱〔1467～1477〕を経た頃からこの体制は崩壊する。

#### ■戦国時代の廿日市 ー戦国時代ー

永正5年〔1508〕、大内義興<sup>よしおき</sup>とともに京都に上洛していた藤原興親<sup>おきちか</sup>が病死し、跡継ぎのいなかった藤原神主家は途絶えたため、神領内の武士（神領衆）らは東西に分かれて争った。この抗争は数年に及んだが、永正15年〔1518〕に義興が京都から帰国すると神主を定めずに神領の多くを直接支配としたことから、神領衆の一部は大内氏の被官<sup>ひかん</sup>（直属の武士）となった。

大永3年〔1523〕、大内義興の被官の1人であった友田興藤<sup>おきふじ</sup>が佐東郡を本拠としていた武田氏などの力を借りて廿日市地域の桜尾城に入り、自ら神主と称した。また、これに乗じて出雲の尼子経久<sup>あまごつねひさ</sup>が毛利氏や吉川氏<sup>きつかわ</sup>などを従え、武田氏と通じて安芸国内を南下する。このことで一時は尼子方が優位に立ったが、天文10年〔1541〕には大内方が桜尾城を包囲するなど、失った領地を取り戻していった。

天文20年〔1551〕8月、陶晴賢<sup>すえはるかた</sup>が宮島を占拠し、桜尾城も接收して大内義興の子、義隆<sup>よしたか</sup>を倒すと、毛利元就<sup>もとなり</sup>もこれに呼応して広島湾岸域を占領した。その後、毛利氏は天文23年〔1554〕6月に至り、廿日市地域の折敷畑で陶軍を破ると、佐西郡内を進撃したと伝わっており、翌天文24年〔1555〕10月の厳島合戦に



写真 1-17 穂田元清(手前)、夫人(奥)墓



よって陶晴賢を滅ぼし、戦国大名へと成長していった。なお、桜尾城は藤原神主家の滅亡後は大内氏が城督<sup>じょうとく</sup>をおいたが、毛利元就がこれを接收すると桂元澄<sup>かつらもとずみ</sup>、穂田<sup>ほいだ</sup>（毛利）元清<sup>もときよ</sup>、穂田<sup>ほい</sup>（毛利）秀元<sup>ひでもと</sup>らが城主となった。

ところで、「廿日市」の地名が初めて史料で確認されるのは、室町時代中期の享徳3年〔1454〕に書かれた「三郎次郎詫状」<sup>さぶろうじろうわじょう</sup>（「小田家文書」）である。しかし、発掘調査では現在の市街地で14世紀後半、南北朝期にまでさかのぼる輸入陶磁器類がまとまって廿日市町屋跡（遺跡）から出土しており、この頃には廿日市の町並みが形成されたと考えられる。

#### (4) 近世の廿日市

##### ■浅野氏の統治

慶長5年〔1600〕、関ヶ原の戦いの結果、毛利氏は防長2か国に転封され、安芸と備後は福島氏が治めることとなった。廿日市は、慶長6年〔1601〕の福島検地によって町分と村分<sup>じかた</sup>（地方）とに分けられ、町分は田・畑<sup>ひとふで</sup>が一筆もなく、すべてが屋敷地となった。

しかし、17年後の元和3年〔1617〕に福島氏の領地は没収され、新たに安芸1国と備後国の8郡をあわせた芸備16郡が広島藩領とされ、浅野長晟<sup>ながあきら</sup>が紀伊和歌山から入部した。浅野氏はその直後から、林産物の取締所を廿日市に設置し、佐伯郡内だけでなく西中国山地一帯から運び込まれた木地物や諸材木・薪・炭類、さらには米・紙・楮<sup>こうぞ</sup>・鉄などへの運上銀<sup>うんじょうぎん</sup>（税金）を徴収するとともに、慶安期〔1648～1651〕以降、廿日市浦を改修し、広島藩の重要な積み出し港の1つに指定した。また、この町は西国街道の宿駅<sup>しゆくえき</sup>としての機能を備えており、津和野街道との分岐点でもあった。石見国津和野藩主の亀井氏は参勤交代に際し、津和野を出発した後、途中の佐伯郡津田村の本陣等に宿泊し、廿日市宿の津和野藩御船屋敷から大坂堂島までは海路を行き来した。

宮島は、有の浦を中心とした港町という側面に加えて、厳島神社の門前町でもあった。江戸時代には「宮島市」が年4回、それぞれ10日から1か月程度、藩公認で開かれていた。歌舞伎・人形浄瑠璃・芝居などに加えて、富くじも盛大に開催されていたという。

なお、島の東側、東新町に存在した遊郭は寛文年間〔1661～1672〕に広島城下から移されたものである。

幕末、文久3年〔1863〕の第一次長州戦争は、事前工作によって無期限中止となった。しかし、長州藩に隣接する佐伯郡は「重要警備地」と位置付けられ、幕府によって関所や砲台などが築かれた。そして、続く慶応元年（1865）の第二次長州戦争では、長州軍の廿日市通過を阻止するという名目で町家に火が放たれた。芸州口にあたる佐伯郡内も各地が直接の戦場となり、甚大な被害が出たと伝わっている。

##### ■家老上田氏が支配した村々

元和5年〔1619〕、福島氏に代わって浅野氏が広島城に入部した後、家老<sup>しげやす</sup>の上田重安は、佐伯郡小方村<sup>おがたむら</sup>（現大竹市玖波<sup>くば</sup>）を中心とした1万石の所領を給地として与えられた。上田氏の館

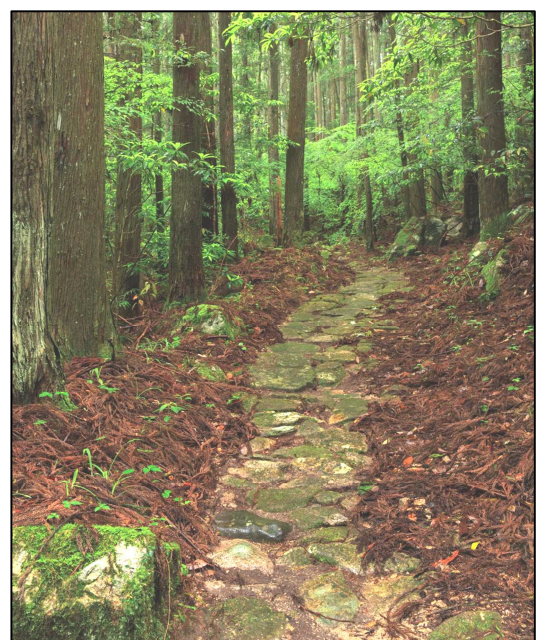


写真 1-18 石見津和野路石たたみ道墓

は、慶長16年〔1611〕に一国一城令によって破却された亀井城の近くに設けられたが、そこには代官を置き、重安自身は広島城下に屋敷を構えた。彼は上田宗箇<sup>そうこ</sup>の名でも知られ、茶道を千利休や古田織部に学んだ茶人、また作庭家としても著名である。

佐伯郡内の上田氏の所領は、元和6年〔1620〕当初には18ヵ村（約4,800石）が充てられたが、寛永11年〔1634〕までに21ヵ村（約8,300石）に加増されている。市域では佐伯地域の栗栖<sup>くりす</sup>・中道<sup>なかみち</sup>・浅原<sup>あさはら</sup>・峠<sup>とうげ</sup>・渡瀬<sup>わたせ</sup>の各村、大野地域の大野村と谷尻村の一部、廿日市地域の宮内村、吉和地域の吉和村である。それぞれの村には村方役所<sup>むらかた</sup>がおかれた。

これらの村々の産物は、広島藩とは別に上田家による独自の専売制がとられていた。なかでも諸材木・薪・炭類や紙・楮が有名で、要地に設けられた番所を経由して、米などとともに串戸浦<sup>おがた</sup>や小方浦の港から、船で広島城下や大坂堂島の広島藩蔵屋敷へと直接運ばれた。こうして産物は、上田氏への給金に替えられたのである。佐伯郡内の紙漉人<sup>かみすきびと</sup>（和紙職人）は、最盛期には藩支配の17ヵ村1,220人に対して、上田家支配の21ヵ村では3,026人を数えたという。

## (5) 近代の廿日市

明治2年〔1869〕2月、広島藩は薩摩・長州両藩の請願から1か月遅れて、版籍奉還の請願書を幕府に提出した。明治4年〔1871〕の廃藩置県で広島藩は広島県となり、藩知事の浅野長勲<sup>ながこと</sup>は免職、東京への移住を命ぜられた。しかし、民衆が哀訴<sup>あいす</sup>したために出発できず、これを契機として旧藩内の至る所で一揆が展開した。いわゆる「武一騒動<sup>ぶいち</sup>」である。佐伯地域に所在する玖島の豪農八田家の長屋門などには、この騒動の最中に刀や斧で切りつけられた痕跡が今でも明瞭に残っている。

また、これらに先立つ明治元年〔1868〕には神仏分離令が發布された。広島藩の役人とともに宮島に渡った政府の大参事<sup>だいさんし</sup>某は、厳島神社の社殿群が神仏習合<sup>ほんじぶつ</sup>のつくりであったため、これを直ちに焼き払うとともに、神社の中に安置されていた本地仏の十一面観音菩薩立像（現大聖院蔵）をはじめとする多くの仏像などは、すべて海に流してしまうべきと命じた。ところが、これを聞きつけた神職の棚守らは家財等を売り払って上京し、政府に嘆願して破却を免ぜられた。現在伝わる神社の主要な建造物群の多くは、その後、特別保護建造物（のちの国宝・重要文化財）に指定され、保存されることとなったのである。

一方、広島は、軍事県の色合いを強めていく。当初、政府の強兵政策に基づいて広島市に鎮西鎮台第一分営<sup>ちんせい</sup>が設けられ、明治10年〔1877〕2月には西南戦争に出征した（宮島「腔血報國碑<sup>こうけつほうこくのひ</sup>」）。その後、この第一分営は第五軍管広島鎮台、さらには第五師団司令部へと増強された。山陽鉄道（現JR山陽本線）の延伸によって宇品軍港が開かれると、大陸進出への前線基地となった。また、第二海軍区の鎮守府が賀茂郡呉浦<sup>かもぐんくれうら</sup>に置かれると、造船廠と造兵廠が設けられた。両施設が統合されたのが、のちの呉海軍工廠である。そして、これらを護るために広島湾の要塞工事が始まった。



写真 1-19 襲撃を受けた八田家の門  
（柱に斧で切りつけられた痕跡が残る）



この要塞は、広島湾地域への外国艦船の侵入を阻止する目的で、明治30年〔1897〕から大野瀬戸～音戸瀬戸の間（宮島～能美島～倉橋島）に7か所の巨大な砲台群と6か所の堡塁群などが築かれた。

宮島には、北岸の大野瀬戸側に室浜砲台、南岸の能美島側には鷹ノ巣高砲台・低砲台が設けられた。豊予海峡などに新たな要塞が造られると、昭和15年〔1940〕にはともに廃止された。そののち、太平洋戦争が始まると、広島市をはじめとする主要都市への空襲を事



写真 1-20 室浜砲台跡

前に察知するために、大規模な聴音・探照施設を備えた防空監視所が、宮島地域の岩船岳と廿日市地域の地御前村にあった通称海軍山（地御前キラキラ公園）、また佐伯地域の栗栖村や玖島村などの山中にも設けられた。

ところで、昭和12年〔1937〕に勃発した日中戦争により特殊鋼の需要が増加すると、小規模鉱山の開発も行われた。その1つが大野地域の山中に開発された大野鉱山である。

この鉱山は、主にタングステン鉱の生産を主目的とし、坑道から鉱石塊をトラックで選鉱場に運び出し、麓の集積場からトラックによって搬出していた。この付近には宿舎跡等も存在する。昭和13～19年〔1938～1944〕頃まで創業しており、最盛期には60人前後の人びとが従事していたと伝わる。

また、電力需要の増大に伴い昭和7年〔1932〕、小瀬川上流に栗栖川発電所が造られた。

## (6) 戦後の復興と現代の廿日市

昭和20年〔1945〕8月6日、広島市に原子爆弾が投下され、広島市は壊滅した。当時の人的被害は13万人以上と推測されているが、廿日市・大野地域では国民学校や役場などが仮設の救護所にあてられ、多くの避難者を収容した。しかし、宮浜温泉の大野陸軍病院に収容された人々の多くは（180人近く）、同年9月17日の枕崎台風の犠牲となった。

この枕崎台風は中国地方西部にも未曾有の豪雨をもたらし、宮島においても大きな被害が多発した。なかでも紅葉谷川では、上流にあたる弥山中腹の7合目付近の土砂崩れによって大規模な土石流が発生し、濁流となって背後から厳島神社の境内に押し寄せ、多量の土砂が堆積したという。

この溪流の復旧工事は、「史蹟及名勝厳島」にふさわしいものとするため、土石流によって出現した巨石や大小の石礫を野面石のまま使用し、しかも石材は他地域からは一切運び入れず、庭園風に組み合わせた全国でも例のない河川として施工された。これを見たウィーン農科大学の砂防研究者アウリッキー教授は、「自然美と工学的技術の融合」と絶賛し、令和2年〔2020〕12月にはこの「紅葉谷川庭園砂防施設」が、戦後に造られた土木施設の代表事例の1つとして、全国初の重要文化財に指定された。また、それまでの「史蹟及名勝厳島」は、文化財保護法の改正に伴って昭和27年〔1952〕11月に「特別史跡及び特別名勝厳島」に再指定されている。

ところで、広島県は戦後、外国からの原木輸入が国内最多であった。しかし、貯木・加工・出荷のための施設が県内各地に分散していたために作業効率が悪く、木材港と木材加工場の一体的な港湾整備が望まれていた。

そこで県は、昭和 45 年〔1970〕に陸上交通の西の要衝にあたる廿日市地域において、大規模な木材港と木材工業団地の整備工事に着手し、その埋立土は廿日市ニュータウン（現あじなだい阿品台）などの造成土を用いることとした。

その背景の 1 つは、明治期以前からロクロ細工が発達し、佐伯郡立工業徒弟学校に指物さしもの科や挽物科かひきものが設置されたことでも知られるように、多くの木工技術者が育っていたことによる。また、平成 5 年〔1993〕3 月からは第 2 期港湾整備工事が行われ、あわせて高規格道路（広島南道路）の工事も開始された。「木のまち、はつかいちいつかいちちよう」の誕生である。

こうしたなかで、広島市の西隣に位置した佐伯郡五日市町と佐伯郡廿日市町は、ともに広島市のベッドタウンとして急速に発展していく。前者は昭和 55 年〔1980〕、後者は昭和 60 年〔1985〕に人口が日本一の「町」となり、廿日市町は昭和 63 年〔1988〕4 月 1 日に単独市制を施行して廿日市市（人口約 58,000 人）となった。

その後、平成 8 年〔1996〕12 月 8 日、厳島神社の 2 つの社殿群（本社と摂社客神社）と附属舎からなる 17 棟 3 基の建造物群、弥山の北斜面に広がる瀬山原始林を中心とする森林地域、そして神社の前面の海域によって形成される資産が、ユネスコの世界文化遺産「厳島神社」として登録された。また、令和 3 年〔2021〕8 月 2 日には、その門前町である宮島の市街地の一部が、「廿日市市宮島町重要伝統的建造物群保存地区」に選定された。



写真 1-21 廿日市木材港

## 2 災害史

### (1) 風水害

本市における災害の記録をみると、風水害に関わる被害の記録が最も多い。

人的被害（死者）については、慶長 11 年〔1606〕に宮内村御手洗川の洪水で 108 人が水死、元禄 10 年〔1697〕には再び宮内村の御手洗川洪水で 7 人水死、宝永元年〔1704〕に佐伯の御境川（小瀬川）流域で死者多しのほか、文政 11 年〔1828〕、明治 2 年〔1869〕、昭和 20 年〔1945〕にも同様な記録がある。

とくに、昭和 20 年〔1945〕9 月 17 日の枕崎台風では、大野町の丸石川で大規模な土石流が発生した。丸石川が敷地の中央を流れていた大野陸軍病院は直撃を受け、180 人近くが死亡することとなった。本市における記録では最大の惨事である。このとき、原爆被害調査のため大野陸軍病院で活動していた京都大学原子爆弾災害総合研究班も土石流に飲み込まれた。洪水・大雨・台風などの記録は数多くあり、とりわけ厳島神社に関しては、台風や高潮を含め風水害の被害とその修復の歴史を読み取ることができる。

さらに広島県は、花崗岩の風化した土壌（真砂土まさつち）が多くを占め、土石流や崖崩れが起きやすい地域である。前述の陸軍大野病院

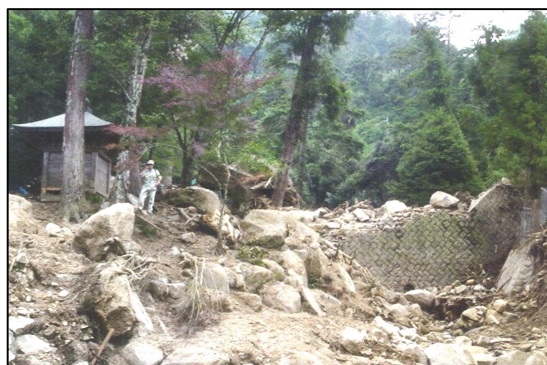


写真 1-22 宮島での土石流発生状況



の被災を含め、文献には「山崩れ」、「土石流発生」、「山津波」といった記録が頻繁にみられる。また、記録上は洪水・大雨・台風などと記されている災害の中には、山崩れ・土石流などが発生した場合もあったと推定される。

この他、吉和では雪害も受けており、天保年間〔1830～1844〕には吉和豪雪、わずか半年たらずで村の人口の3分の1以上が飢死、冷害が数年続いて疲弊がその極に達し、伝染病も発生との記録がある。昭和38年〔1963〕には「三八豪雪」と呼ばれた豪雪が発生し、21日という長期間、村全体が孤立した。

## (2) 高 潮

本市における高潮被害は、風水害、特に台風被害と重複している。

記録に残るものを見ると、大永8年〔1528〕には厳島神社の御殿（本社本殿）の板敷まで海水が上がっている。また、天正元年〔1573〕には宮内村、享和3年〔1803〕には大野、嘉永2年〔1849〕には地御前村で高潮被害が報告されており、文久元年〔1861〕と慶応3年〔1867〕には、廿日市・串戸沖・阿品・田屋たやなどの新開が損壊している。昭和25年〔1950〕のキジヤ台風では、厳島神社の社殿とともに、対岸の串戸港などの堤防が決壊している。

こうしたなかで、平成3年〔1991〕9月27日の台風19号に伴う高潮は、近年にない大規模なものであった。満潮予定の23時21分よりも早い22時頃には、海水が厳島神社の廻廊床上85cmに達したという。そして本社と客神社の祓殿などは、床材の脱落または流出、平舞台や東西廻廊、本社と客神社の拝殿などは床材が浮上、または移動した。

## (3) 地 震

本市における地震は、平成13年〔2001〕に発生した最大震度5強の芸予地震げいよが記憶に新しい。この他にも歴史上「大地震」と呼ばれるものが、治承4年〔1180〕、文禄5年〔1596〕、貞享2年〔1685〕、明治14年〔1881〕、明治30年〔1897〕、明治38年〔1905〕、昭和24年〔1949〕にそれぞれ記録されている。

こうした地震によって、多くの人々や建物などが被害を受けたと推定されるが、宮島や厳島神社の被害はよく記録されている。治承4年〔1180〕には宮島で大地震おこる、貞享2年には厳島神社の大宮・経堂きょうどうなどに被害、明治14年〔1881〕には厳島神社境内の裏左右斎垣いつきかき・客神社玉垣まろうどじんじやたまがきなどが破損、明治38年〔1905〕には宮島各所石灯籠の傘ひぶくろ・火袋部落下とある。

なお、本市に直接影響のある活断層は、周辺地域と同様にいずれも南西－北東方向である。宮島の南方沖に「広島湾－岩国沖断層帯」、大野瀬戸北岸には「岩国－五日市断層帯」、そして北の吉和盆地（立岩貯水池沿い）には「筒賀断層帯つつが」などが延びている。

## (4) 火 災

本市の火災の記録としては、宝暦5年〔1775〕の大北風八つ時より吹き、八時半時より地御前大火事、厳島神社外宮社消失が最も古く、次いで安永5年〔1776〕の厳島神社の大鳥居に落雷あり、炎上、その後は、明治時代に3件の記録がある。また、廿日市・大野地域の沿岸部や宮島での山林火災も多い。

近年の本市での出火発生件数を見るとは、令和元年〔2019〕：21 件、令和 2 年〔2020〕：34 件、令和 3 年〔2021〕：23 件、令和 4 年〔2022〕：18 件である。

## (5) 災害伝承碑にみる災害記録

本市には、災害の記憶を伝え、また犠牲者の慰霊を行う災害伝承碑が、廿日市・佐伯・大野・宮島の各地域に合計 9 基存在する。

このうち、廿日市地域にある宮内串戸の天王社碑は、津波（高潮）を記述したものである。また、大野及び宮島地域にある 3 基の伝承碑は、昭和 20 年〔1945〕9 月 17 日の枕崎台風に関する碑である。大野瀬戸を挟み、その両岸での降雨量が著しかったことがうかがえる。

佐伯地域の浅原・津田にある伝承碑は、両者とも大正 14 年〔1925〕の台風による豪雨災害に関するものである。豪雨が佐伯の一部（南西部）を局所的に襲ったことが知られる資料といえる。また、佐伯地域の<sup>なかみち</sup>中道、廿日市地域の宮内に存在する伝承碑は集中豪雨、廿日市地域の<sup>しもへら</sup>下平良に存在する伝承碑は風水害の碑である。

表 1-6 災害伝承碑にみる災害記録

| 碑 名                | 所在地                       | 災害名                                  | 碑 文 内 容                                           | 備 考                 |
|--------------------|---------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------|
| 天王社碑               | 廿日市地域、串戸<br>（天王社）         | 津波（高潮）<br>（天正年中〔1574<br>～1592〕       | 広田神社の麓にあった天王社が<br>破損したため、移転した碑                    | 天正元年<br>〔1573〕建立    |
| 水害死没者供養碑           | 大野地域<br>宮浜温泉一丁目<br>（米山広場） | 枕崎台風<br>（昭和 20 年〔1945〕<br>9 月 17 日）  | 枕崎台風により発生した土石流<br>被害の犠牲者を弔う碑                      | 令和 2 年<br>〔2020〕移設  |
| 京大原爆災害調査<br>班遭遇記念碑 | 同上                        | 同上                                   | 原爆調査で来ていた京都大学調<br>査班が枕崎台風による土石流で<br>犠牲となったことを伝える碑 | 昭和 45 年<br>〔1970〕建立 |
| 枕崎台風襲来碑            | 宮島地域、宮島町<br>（厳島神社本殿裏）     | 同上                                   | 枕崎台風により発生した土石流<br>被害に関する碑                         | 昭和 31 年<br>〔1956〕建立 |
| 昭和 26 年災害復<br>旧記念碑 | 佐伯地域、中道<br>（中道橋袂）         | 集中豪雨<br>（昭和 26 年〔1951〕<br>10 月 14 日） | ルース台風により発生した洪水<br>被害に関する碑                         | 昭和 31 年<br>〔1956〕建立 |
| 地藏菩薩像              | 廿日市地域、宮内                  | 集中豪雨<br>（昭和 39 年〔1964〕<br>6 月 27 日）  | 宮内地区を襲った大規模な土石<br>流被害に関する碑                        |                     |
| 小野荒神社の祠            | 廿日市地域、下平良                 | 風水害<br>（1630 年頃）                     | 1630 年頃に発生した風水害被<br>害を忘れないために祠を建立                 | 昭和 55 年<br>〔1980〕建立 |
| 浅原の水害碑             | 佐伯地域、浅原                   | 台風豪雨<br>（大正 14 年〔1925〕<br>9 月 1 日）   | 大正 14 年の台風豪雨被害に関<br>する碑                           |                     |
| 津田の水害碑             | 佐伯地域、津田                   | 台風豪雨<br>（大正 14 年〔1925〕<br>9 月 1 日）   | 大正 14 年の台風豪雨被害に関<br>する碑                           |                     |

## 第5節 文化的環境

本市では、さまざまな環境のなかで歴史がつくられ、先人たちの知恵と努力によって、多彩な文化が生み出されてきた。今日も市民の間に受け継がれているものも少なくないが、ここでは市域の文化のうち、「木」と「食」についてその概要を述べる。

### 1 木の文化

本市の木に関する文化のうち、その中心となるのは「林業」と木材をを利用した「木工業」、すなわち「木材関連産業」である。林業自体は生業<sup>せいぎょう</sup>に分類されるが、ここでは一体的なものとして捉え、記述する。

#### ■吉和の八郎杉

西中国山地一帯ではブナ林の中に天然のスギ（杉）が生育しており、これを山口県（岩国市北部）では「寂地杉」<sup>じゃくち</sup>、島根県（匹見町）<sup>ひきみちょう</sup>では「アシオ杉」と言うが、市域の北部（佐伯地域北部～吉和地域）では、「八郎杉」と呼んでいる。

この八郎杉がいつ頃から伐採され始めたかは明らかでない。しかし、記録によると、室町時代中期の応仁元年〔1467〕、秋穂<sup>あいお</sup>八幡宮本殿（山口市）の再建時に吉和の杉板<sup>すぎいた</sup>

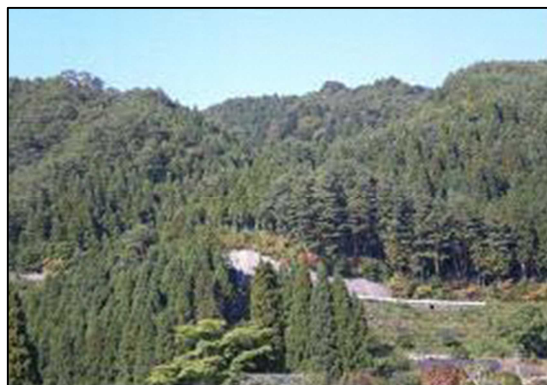


写真 1-23 吉和の八郎杉

「曾木」<sup>そぎ</sup>（枋板・削ぎ板：屋根材）を多量に購入している。運搬には地御前から海路、船が利用された。また、江戸時代になるとこの杉板は「廿日市曾木」とも呼ばれ、広島藩の特産品の1つとして取引されていた。西国街道廿日市宿場町の絵図には「西木材町」や「東木材町」等の町名を見ることができ、この地は広島藩によって木材の集積地として位置づけられていたと推定されている。

吉和地域では現在、山中に優良な種穂を採取するための「八郎杉特別母樹林」<sup>ぼじゅりん</sup>（樹齢 150～250 年）が指定され、地域内でその苗木が育てられている。

#### ■宮島細工とけん玉

西中国山地では、江戸時代もしくはそれ以前から「木地師」<sup>きじし</sup>と呼ばれるロクロ師によって大小さまざまな挽物（木製の器）が生産されていた。吉和地域の山中には、彼らが居住していたと伝わる屋敷跡や墓所などが確認されるが、その詳細は不明である。こうした木地師の墓は、西国街道日市宿に建つ洞雲寺にも存在する。宮島では、江戸時代に土産物として「色楊枝」<sup>いろようじ</sup>、「松皮盆」<sup>まつかわぼん</sup>（龍鱗盆）<sup>りょうりん</sup>と「誓真杓子」<sup>せいしんしゃくし</sup>の三品が生産されていた。

色楊子は五色に染め、また金銀泥で蒔絵を描いた豪華なものもあり、島の名物であった。松皮盆は松の樹皮が付いた盆で、香りがよい。杓子は島内の神泉寺で修行していた僧



写真 1-24 宮島細工

誓真<sup>せいしん</sup>が広めたと伝わっている。彼は、僧侶でありながら優れた木工技術を持っており、寛政頃〔1789～1801〕に島内に井戸を掘るなど、島内の社会事業にも尽くした。

宮島の木工業は、この杓子<sup>しやくし</sup>に続いて、江戸時代の終わり頃からロクロを用いた挽物（ロクロ細工）が発達する。初期の頃の丸盆は1人が心棒<sup>かんぼう</sup>を回し、他の1人が鉋<sup>かんな</sup>で加工していた。製品は分厚く、重厚な感じがあるが、明治20年〔1887〕頃には足踏み式の1人ロクロが普及した。また、この頃には「宮島彫り」や「角



写真 1-25 けん玉

盆」(削り物)も製作され、島内には杓子師30人、ロクロ師16人、彫師20人の職人がいたという。彼らは、鎌倉時代の厳島神社修造に伴って来島した工人の流れを組むと伝えられているが詳細は明らかでない。こうした作品は総称して「宮島細工」と呼ばれ、特に盆などの中に宮島の景色(大鳥居と紅葉や鹿など)を彫ったものは、人気を博していた。

杓子は、ご飯を盛るための道具であるが、広島<sup>みやじま</sup>の軍都化の影響を受けて、「敵を召し取る」との意味が付加され、「宮島杓子<sup>みやじましやくし</sup>」として全国にその名が知られるようになった。現在では、阪神甲子園球場(兵庫県西宮市)で行われる春と夏の高校生野球大会において、「カチカチカチと、勝ちを召し取る」という語呂合わせから、この宮島杓子は広島県の代表校の間では、球場内スタンドでの風物詩の1つとなっている。

けん玉は、当初は玉と棒だけで作られていたが、大正8～10年〔1919～1921〕に呉市の江草濱次<sup>えぐさ はまじ</sup>がこれを改良し、皿胴<sup>さらどう</sup>の付いた現在の形(「日月ボール」)<sup>にちげつ</sup>を考案し、廿日市で家具小物を作っていた本郷東平らに製造を依頼したのが始まりである。古くから和傘の部品や算盤、また碁石の入れ物など、高度なロクロ技術が伝わっていた廿日市であったからこそ生産が可能な製品であったといえよう。大正13年〔1924〕頃からは国内の主要都市でも知られるようになり、昭和7～10年〔1932～1935〕に爆発的に流行した。太平洋戦争中は生産が休止されていたが、その後再度流行を迎え、最盛期となった昭和45年〔1970〕頃には生産量が全国7割のシェアを占めた。

その後、生産者の転廃業が続いたため、平成10年〔1998〕には市内での生産が中止された。しかし、市民らの要望と努力によって平成13年〔2001〕に復活し、平成26年〔2014〕からは、市内において「けん玉ワールドカップ」も開催されている。

## 2 食の文化

本市は南北に長く、瀬戸内海に浮かぶ宮島から標高1,000mを超える西中国山地まで、多様な気候風土が広がっている。

### ■瀬戸内海沿岸部と宮島

瀬戸内海では、古くから「打瀬網<sup>うたせあみ</sup>」(底曳網)や「延縄漁<sup>はえなわ</sup>」、「釣魚漁」が行われてきた。廿日市地域(地御前など)では厳島神社の管絃祭<sup>かんげんさい</sup>やお盆など、祝い客が多く集まるときには、タイやチヌ(黒鯛)、またメバルなどを利用した「鯛素麺<sup>たいそうめん</sup>」が作られてきた。大皿に素麺と鯛などを乗せ、煮汁をかけて身をほぐしながら食する。

大野地域(宮島口など)では、新鮮なあなごの頭と骨を煮込んだだし汁でご飯を炊き、



その上に焼いたアナゴを乗せた「あなごめし」(あなご丼)や「あなご寿司」が作られてきた。明治30年〔1897〕に山陽鉄道が開通し、駅弁として厳島神社の参拝客に売り出されたことでこれが広範囲に知れ渡った。現在では宮島口だけでなく、宮島の島内各所でも食べることができる。

また、四国の南予地方(愛媛県南部)を中心とする「ひゅうが飯」(日振飯)は有名であるが、廿日市にもこれが伝わった。この地域では「ひゅうがのお茶ご飯」と呼ばれている。南予ではアジを使うが、廿日市ではタイ・コノシロ・ヤズ・サバなどを刺身にして皿に並べ、生姜醤油に浸して「漬け状」にする。そして、炊きたてのご飯の上にこれを乗せ、熱い番茶をかけて食べるのが一般的である。

カキは、明治期から養殖されていたが、昭和28年〔1953〕に竹製の筏が考案されると、大野瀬戸や宮島などの周囲にも急速に広まった。「かきの殻焼き」、「かきめし」、「酢がき」、「かきの生姜煮」、「かきフライ」、「かきのどてなべ土手鍋」など、多彩な料理がある。

大野地区の海岸では、広大なアサリ畑が営まれており、「大野あさり」として地理的表示保護制度登録産品(GI)に指定されている。全国的にも珍しい地割り(「いけがい」)によって個々人が漁業権を管理している。稚貝は年2回(春・秋)磯にまく。採取されるのは2年もので、「貝汁」、「卵とじ」、「あさりご飯」、「バター焼き」、「酒蒸し」、「なます」、「寿司」、「かき揚げ」などで食されている。

この他に、全国的に知られる宮島の銘菓として、「もみじ饅頭」が作られている。明治40年〔1907〕頃から生産されているが、由来については諸説ある。その特色は、皮を除いてさらした小豆の餡と小麦粉・卵・砂糖・水飴を配合した焼き生地であり、昭和40年〔1965〕頃までは鉄板を手で回転させながら炭火で焼いていたが、徐々に回転自動焼き機が普及していった。また、近年では小豆餡のほか、チーズやジャム、スイートポテトなど、さまざまな味の餡が加わっている。



写真 1-26 あなごめし (あなご丼)

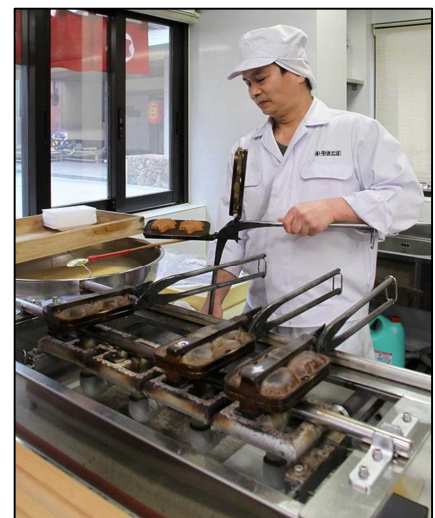


写真 1-27 もみじ饅頭とその製造

## ■吉和・佐伯などの山間部

吉和・佐伯地域の山間部を流れる溪流には、ニジマスやゴギ・アマゴなどのマス科に属

する淡水魚が生息し、養魚場（釣り堀など）も整備されている。とくにニジマスは、佐伯地域おだ が わの小田川上流の大虫川・おおむしがわ 万古溪ばんこけいにおいて、ふ化してから2年弱で500～600 g サイズに成長させた後、それを瀬戸内海（大崎上島周辺）おおさきかみじまで養殖する。「広島サーモン」と呼ばれ、あっさりとした程よい脂のりとサーモン特有の臭みがないのが特徴である。

アマゴは、ふ化してから2年目で70～80 g に成長し、「塩焼き」、「唐揚げ」、「刺身」、「せごし」で食されている。なお、吉和盆地を北流する太田川本流では、アユ漁も行われている。

吉和地域は、ワサビの生産地としても知られ、「根が青く、辛味が強く、摺りおろすと程よい粘りがあって、口ざわりも良い」と言われてきた。このワサビは大正期に石見地域から導入されたと伝わるが、昭和30年〔1955〕頃から谷間が本格的に開田され、今に至っている。昭和58年〔1983〕には水害に強い畳式栽培法も始まった。「わさび漬け」として、「がにめ」（芽の酢漬け）や「わさび葉」（葉の塩漬け）、「わさびの大根漬け」などが製造されている。



写真 1-28 吉和地域のワサビ

## ■廿日市市域全体

市域全体で食べられている料理の一つとして、「角寿司かくずし」と「煮物」がある。「角寿司」は四角い木型に酢飯と具を乗せて詰め、押蓋を押して作る「押し寿司」の一種で、広島県西部～島根県西部に分布する。

廿日市地域に広がるものは「箱寿司」と呼ばれ、大きな木型（1升・5升木型）にすし飯と具（ごぼう・かんぴょう・干し椎茸など）を交互に入れ、エビやキスと金糸卵を配し、木蓋の上に重しを3～4時間置く。そして、型から抜いて小さく角に切り、上に人参の葉などを添える。冠婚葬祭には必ず食された。西の錦川流域に広がる「岩国寿司」（岩国市域）に似通ったものである。

なお、江戸時代の西国街道廿日市宿には、大黒屋新助が考案した「大新の桶ずし」と呼ばれた押し寿司があったと伝わるが、詳細は明らかでない。

「煮物」は、「はっすん」（宮島・大野地域）、「のっぺい」（廿日市地域）、「こにしめ」（吉和地域）などと呼ばれている。



写真 1-29 角寿司



写真 1-30 はっすん

このうち「はっすん」は、直径8寸（約24cm）程度の木皿に盛り合わせていたことから、この名が付いたと伝わる。主に大根・にんじん・ごぼうなどの根菜類、里芋・こんにゃく・椎茸・油揚げなどを出し汁で煮て、醤油や酒・塩などで味を調える。祭りや仏事、正月などの催しに出された。

なお、本市では、近年、学校給食の献立に郷土料理や行事食を取り入れ、食文化についての関心を高め、また地場の産物を活用して、地域において食材の生産・流通・消費の理解を深めるなど、児童・生徒らのふるさとへの愛着や感謝する心を育んでいる。



## 第2章 廿日市市の文化財の概要

### 第1節 廿日市市の文化財の現状

#### 1 文化財の指定等の経過と特徴

##### (1) 指定等文化財の概要

本市域における指定文化財は、222件である。この内訳は国86件、県29件、市107件を数える。また、重要伝統的建造物群保存地区が1件、有形登録文化財の建造物が3件、「記録作成などの措置を講ずべき無形の民俗文化財」（選択）が3件で、これらを合わせた指定等文化財は229件である。

埋蔵文化財（遺跡）は、これまでの分布踏査では218件が確認されているが、このうち12件（古墳2件〈4基〉、古墓5件、城跡2件、古戦場跡1件、本陣跡1件、近世道路1件）については、市史跡である（資料編 資料2、指定等文化財リスト参照）。

さらに、「厳島神社」（社殿群と前面の海域及び背後の原始林地帯）は平成8年〔1996〕12月に世界遺産（文化遺産、コアゾーン）に、その登録範囲を除いた島全体は緩衝地帯（バッファゾーン）とされている（本節「2 世界遺産」を参照）。

#### ア 国による文化財指定

宮島地域においては、建造物と美術工芸品に分類される有形文化財、そして記念物については、国において早くから保護・保存を目的とした文化財指定が行われてきた。

そのはじめは明治30年〔1897〕6月公布の「古社寺保存法」によって内務省に古社寺保存会が設けられ、同年12月に国宝に指定された厳島神社の「平家納経」（33巻）である。

続く明治32年〔1899〕2月には、東京美術学校（現東京芸術大学）の岡倉天心や帝国大学工科大学（現東京大学工学部）の伊東忠太らの古社寺保存会委員が宮島に来島し、厳島神社、大願寺、光明院などの調査を行った。そして同年4月には、「厳島神社本社」、「大鳥居」、「摂社 客神社社殿」、「大国神社本殿」、「天神社本殿」、「末社 門客神社左殿」、「末社門客神社右殿」の7件、翌明治33年〔1900〕に「厳島神社塔婆」（五重塔）、明治34年（1901）には「宝山神社本殿」（多宝塔）、明治37年〔1904〕には「厳島神社末社荒胡子神社本殿」、明治43年〔1910〕には「厳島神社末社豊国神社本殿」（通称千畳敷又は千畳閣）がそれぞれ特別保護建造物に指定されている。

美術工芸品などの有形文化財については、明治32年～昭和6年〔1899～1931〕の間に、厳島神社の刀剣・甲冑・舞楽面等42件、大願寺で4件、光明院で2件の仏像・仏画と、これら社寺の宝物類48件すべてが国宝に指定されている。

一方、大正8年〔1919〕4月に制定された「史蹟名勝天然紀念物保存法」によって、大正12年〔1923〕に宮島全域が歴史的風致の保全を目的として史蹟及び名勝「厳島」、続いて昭和4年〔1929〕には「瀬山原始林」が天



写真 2-1 厳島神社



然紀念物に指定されるとともに、同年7月の「古社寺保存法」改正による「国宝保存法」の公布によって、昭和24年〔1949〕に「厳島神社おおもと摂社大元神社本殿」、「厳島神社ほうぞう宝蔵」の2件が国宝に指定されている。

現在の「文化財保護法」は、昭和25年〔1950〕5月30日に公布されたが、これによって既に指定の厳島神社等の主要建造物や美術工芸品等は、新たに国宝もしくは重要文化財、宮島全島と神社前面の海域は特別史跡及び特別名勝として、それぞれ再指定されたのである。

その後、厳島神社では、昭和戦前には指定であった刀剣・甲冑・舞楽装束や文書・もんじょ・經典類等のいくつかの美術工芸品が、また昭和53年〔1978〕には現存する厳島神社の社家の1つ、しやけ上卿の屋敷「林家住宅」（建造物）、平成12年〔2000〕には有形文化財（絵画）としてウッドワン美術館（吉和地域）所蔵の「紙本しほん墨書淡彩四季山水図」、平成25年〔2014〕には海見える杜美術館（大野地域）所蔵の「岩倉具視関係資料」1,707点（歴史資料）、さらには令和2年〔2020〕に有形文化財（建造物）として「紅葉谷川庭園砂防施設」（宮島地域）がそれぞれ重要文化財に指定されている。

なお、令和3年〔2021〕には、「廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区」が国の選定を受けて、重要伝統的建造物群保存地区となった。

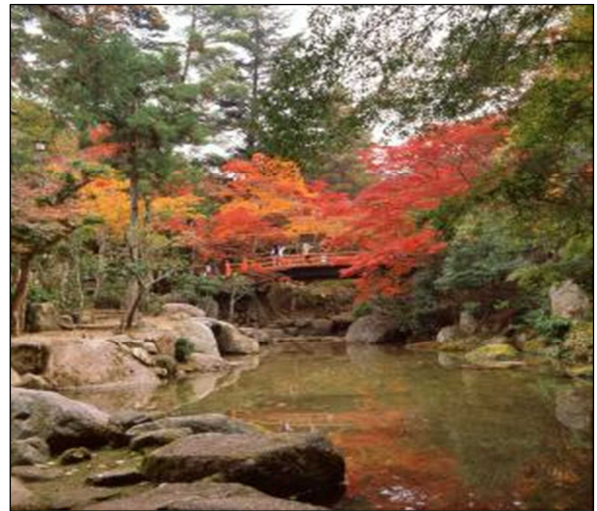


写真 2-2 紅葉谷川庭園砂防施設

## イ 県及び廿日市市と旧市町村による文化財指定

### ■広島県による文化財指定

広島県による文化財指定は、昭和12年〔1937〕の「ベニマンサク群叢」（大野・佐伯地域）が最初である。そして昭和24年〔1949〕に記念物の「津田の大カヤ」、昭和28年〔1953〕に美術工芸品の「紙本墨書小田家文書」（佐伯地域）や「厳島神社銅鐘」（宮島地域）、さらに翌昭和29年〔1954〕には「冠高原のレンゲツツジ大群落」（吉和地域）がそれぞれ指定されている。

その後、昭和42年〔1967〕に有形文化財として「極楽寺本堂」と「銅製鰐口」（廿日市地域）、宝寿院の「木造阿弥陀如来坐像」（宮島地域）、昭和50年〔1975〕には無形の民俗文化財「説教源氏節」（廿日市地域）というように、この時期はなかなか指定が進まなかった。

しかし、廿日市地域において仏教美術研究者の佐和隆研、さらには関根龍雄らによる社寺の什物詳細調査が昭和59年〔1984〕に終了すると（廿日市町郷土文化研究会『廿日

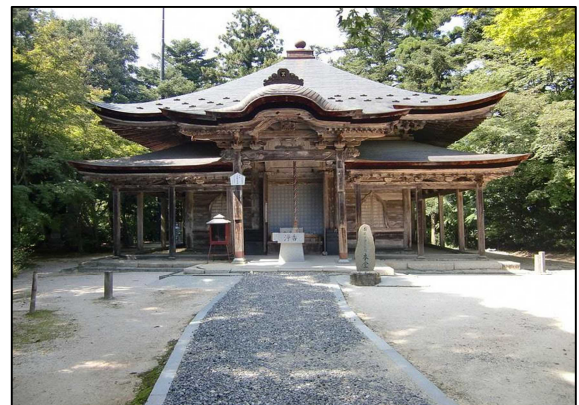


写真 2-3 極楽寺本堂

市の佛像』(廿日市の文化第15集)1985)、翌年からこの地域において美術工芸品11件(絵画2件・彫刻5件・工芸品1件・典籍2件・歴史資料1件)がまとめて指定された。

平成に入ると、有形文化財は平成5年〔1993〕に3件(工芸品1件、典籍2件)、平成14年〔2002〕に1件(工芸品)、平成22年〔2010〕に1件(彫刻)、無形の民俗文化財として平成20年〔2008〕に津田神楽(佐伯地域)、平成24年〔2012〕に原神楽(廿日市地域)がそれぞれ指定されている。

#### ■廿日市市及び旧市町村による文化財指定

いわゆる平成の大合併以前の市町村は、それぞれ文化財の指定状況が異なるので、以下ではこの旧市町村に分けてまとめる。

・旧廿日市町：46件の文化財を指定している。旧廿日市町は、昭和50年〔1975〕に、1度に15件の文化財を指定している。有形文化財としては洞雲寺の「木造三十三観音菩薩像」などの彫刻5件、極楽寺の「銅製梵鐘」などの工芸品3件、記念物としては洞雲寺の「陶晴賢の墓」などの史跡6件、「極楽寺山氷河礫層」の天然記念物1件である。また、昭和56年〔1981〕には記念物として「折敷畑古戦場跡」などの史跡3件を追加指定している。その後、昭和59年〔1984〕には正覚院の「絹本着色四所明神曼荼羅」などの絵画2件、洞雲寺の「木造厨子入釈迦十六羅漢像」などの彫刻3件、正覚院の金銅製「五鈷杵」などの工芸品5件、天満神社の書跡「絹本着色天満宮神号」1件、翌昭和60年〔1985〕には有形文化財として常国寺の「日蓮宗法塔」1件を建造物に、蓮教寺の「絹本着色弥陀来迎図」等の絵画3件、正行寺の「木造不動明王坐像」などの彫刻6件、新宮神社の「銅円板懸仏」1件を工芸品、記念物として「シャクナゲ群生地」などの天然記念物6件の文化財を指定している。

廿日市町は、昭和63年〔1988〕に市制が敷かれて廿日市市となるが、その後は平成元年〔1989〕に有形文化財の古文書「山田家祭文(3種)」1件、無形文化財の「廿日市張子製作技法」を工芸技術、またその張子の型である「廿日市張子伝承の型」を工芸品として指定した。そしてさらに、平成13年〔2001〕には記念物として「原のモリアオガエル」などの4件を天然記念物に指定している。

・旧佐伯町：32件の文化財を指定している。旧佐伯町は、昭和40年〔1965〕に記念物として「中山城跡」が史跡、「羅漢峡」が名勝、翌昭和41年〔1966〕には「石見津和野路石だたみ道」などの史跡5件、「勁操園」などの名勝4件を指定している。そして昭和51年〔1976〕には「安井家母屋」などの建造物2件、昭和52・53年〔1977・1978〕には「紙



写真 2-4 陶晴賢の墓



写真 2-5 シャクナゲ群生地



ほんぼくしよけいちょうろくねん つ だ むらけんちちょう  
本墨書慶長六年津田村検地帳」などの古文書5件、昭和54年〔1979〕には無形の民俗文化財として「飯山、河内神社の湯立神事」などの無形の民俗文化財5件、さらに昭和62年〔1987〕には有形文化財として「浅原郷、弘法堂の什物」などの3件、「大虫の枝垂れ桜」などの天然記念物3件と、ほぼ10年おきに文化財指定が行われている。

しかし、その後の指定については、平成4年〔1992〕と平成6年〔1994〕に天然記念物2件、平成12年〔2000〕に有形文化財（彫刻）が1件のみである。

・旧吉和村：8件の文化財を指定している。旧吉和村では、どれも昭和63年〔1988〕に文化財指定が行われた。有形文化財は「速田神社の合掌像」などの彫刻2件、「八幡神社の神輿」などの工芸品2件、速田神社の「大般若経」などの典籍2件、記念物は「田中原1号古墳・2号古墳」、「田中原3号古墳・4号古墳」の史跡2件である。

・旧大野町：9件の文化財について指定している。

旧大野町で指定された文化財は、昭和48年〔1973〕の9件のみであるが、そのすべてが「大頭神社文書」をはじめとする有形文化財の古文書である。

・旧宮島町：2件の文化財について指定している。

旧宮島町が有形文化財として「宮島の大風呂釜」（工芸品）を昭和38年〔1963〕に、天然記念物として「大願寺の九本松」を昭和48年〔1973〕に指定しているが、その後は行われていない（「大願寺の九本松」は、枯損したために現在は指定解除。）。

・新制廿日市市：2件の文化財を指定している。

新制廿日市市は、平成の大合併（平成15年〔2003〕2月：佐伯町・吉和村、平成17年〔2005〕10月：大野町・宮島町）以後の市指定であるが、平成19年〔2007〕の無形の民俗文化財「宮島踊」（宮島地域）と、平成28年〔2016〕には有形文化財の古文書「糸賀家文書」（佐伯地域）の2件のみである。

このように、本市における文化財指定は、近年特に少なく、市指定は平成28年〔2016〕の「糸賀家文書」、県指定は平成24年〔2012〕の「原神楽」以降行われていない。その背景は、市域の把握調査や詳細調査が行われていないためである。



写真 2-6 安井家母屋



写真 2-7 大虫の枝垂れ桜屋



写真 2-8 大般若経

表 2-1 廿日市市内の指定等文化財の状況(令和5年〔2023〕4月1日現在)

| 種 別 ・ 分 類  |                       |       | 国       |       |     |    | 県  | 市   | 計   |      |
|------------|-----------------------|-------|---------|-------|-----|----|----|-----|-----|------|
|            |                       |       | 指定      | 選択    | 選定  | 登録 | 指定 | 指定  |     |      |
| 有形文化財      | 建造物                   |       | 13      | －     | －   | 3  | 1  | 3   | 20  |      |
|            |                       |       | うち国宝    | (1)   | －   | －  | －  | －   | －   | (1)  |
|            | 美術工芸品                 | 絵 画   |         | 4     | －   | －  | 0  | 2   | 5   | 11   |
|            |                       |       |         | うち国宝  | (1) | －  | －  | －   | －   | －    |
|            |                       | 彫 刻   |         | 11    | －   | －  | 0  | 8   | 19  | 38   |
|            |                       | 工芸品   |         | 44    | －   | －  | 0  | 6   | 14  | 64   |
|            |                       |       |         | うち国宝  | (9) | －  | －  | －   | －   | －    |
|            |                       | 書跡・典籍 |         | 5     | －   | －  | 0  | 4   | 3   | 12   |
|            |                       |       |         | うち国宝  | (1) | －  | －  | －   | －   | －    |
|            |                       | 古文書   |         | 3     | －   | －  | 0  | －   | 16  | 19   |
|            | 考古資料                  |       | 0       | －     | －   | 0  | －  | －   | －   |      |
|            | 歴史資料                  |       | 1       | －     | －   | 0  | 1  | －   | 2   |      |
| 無形文化財      | 工芸技術                  |       | 0       | 0     | －   | 0  | －  | 1   | 1   |      |
|            | 芸 能                   |       | 0       | 0     | －   | 0  | －  | －   | 0   |      |
| 民俗文化財      | 有形の民俗文化財              |       | 0       | 0     | －   | 0  | －  | －   | 0   |      |
|            | 無形の民俗文化財              |       | 0       | (※) 3 | －   | 0  | 3  | 7   | 13  |      |
| 記 念 物      | 遺 跡（史跡）               |       | 1       | －     | －   | 0  | －  | 17  | 18  |      |
|            |                       |       | うち特別    | (1)   | －   | －  | －  | －   | －   | (1)  |
|            | 名勝地（名勝）               |       | (1)     | －     | －   | 0  | －  | 5   | 5   |      |
|            |                       |       | うち特別    | (1)   | －   | －  | －  | －   | －   | (1)  |
|            | 動物・植物・地質鉱物<br>（天然記念物） |       | 4       | －     | －   | 0  | 4  | 17  | 25  |      |
| うち特別       |                       | (1)   | －       | －     | －   | －  | －  | (1) |     |      |
| 文化的景観      |                       |       | －       | －     | 0   | －  | －  | －   | 0   |      |
| 伝統的建造物群    |                       |       | －       | －     | 1   | －  | －  | －   | 1   |      |
| 総 計        |                       |       | 86      | 3     | 1   | 3  | 29 | 107 | 229 |      |
|            |                       |       | うち国宝・特別 | (15)  | －   | －  | －  | －   | －   | (15) |
| 埋蔵文化財（遺 跡） |                       |       |         |       |     |    |    |     | 218 |      |

1) この他に、重要美術品が3件（絵画2件、工芸〈太刀〉1件）ある。

2) (※) 印は、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」（選択）である。

3) 国指定特別史跡・特別名勝は「厳島」のため、指定件数は1件となることから、名勝地の欄を( )付きとしている。

## （２）指定等文化財とその特徴

このように、厳島神社を中心とした宮島の文化財については、国による調査が早くから行われ、指定等がなされてきた。また、広島県による文化財指定は昭和12年〔1937〕と早かったが、広域合併前の旧町村における調査と指定については遅く、しかも町村史（誌）の編さん事業に伴い始まっているのが大半である。ただし旧宮島町については、町史編さん事業自体が途中で中止となったため、指定文化財もわずか2件（現在は1件のみ）にとどまっている。

以下、指定等文化財を文化財保護法第2条に規定されている分類ごとに6つに整理するが、美術工芸品の中の考古資料と民俗文化財の中の有形の民俗文化財については、指定されているものはない。



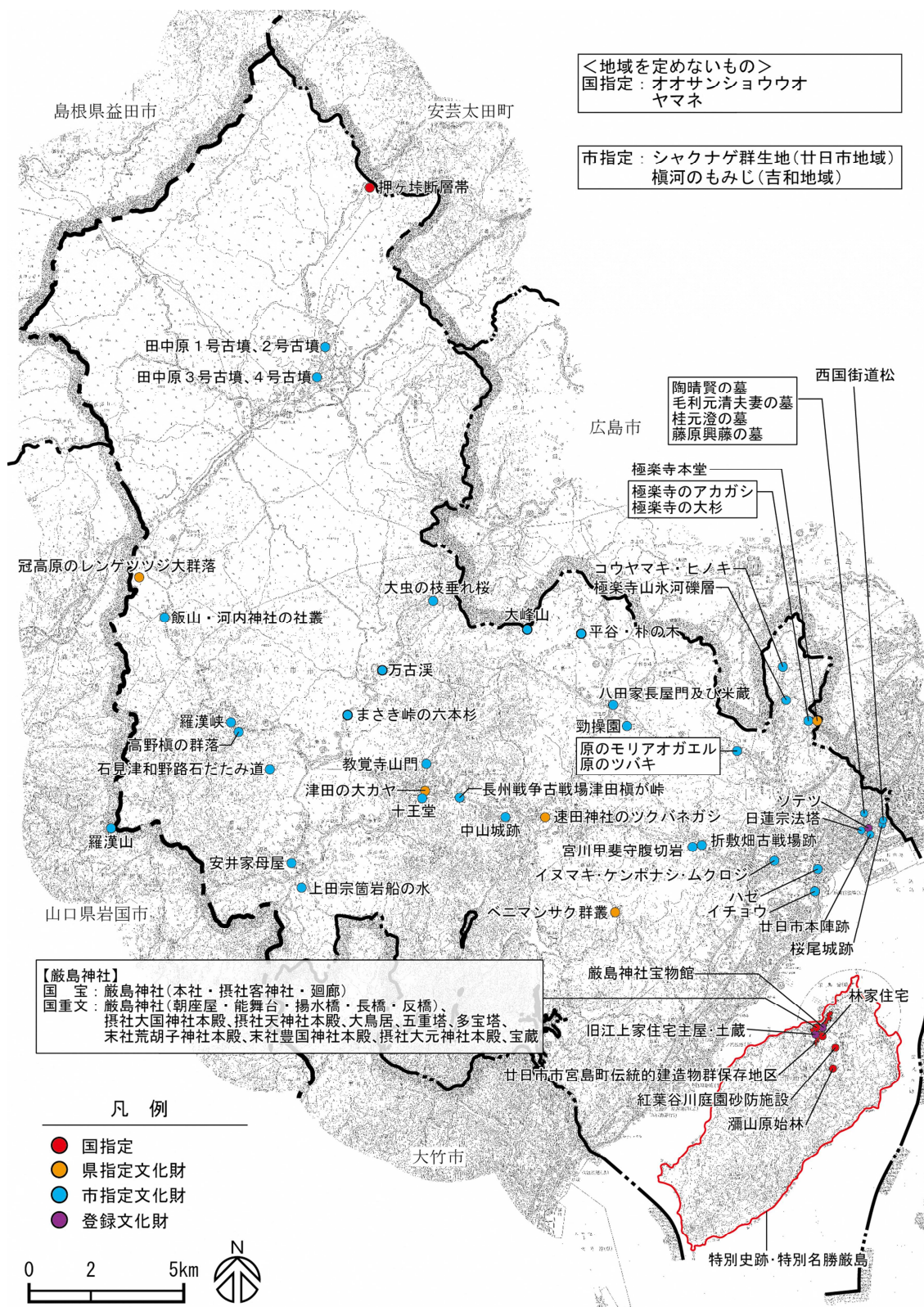


図 2-1 廿日市市の指定等文化財の分布  
（有形文化財〔美術工芸品〕、無形文化財、無形の民俗文化財を除く）

## ア 有形文化財

### (ア) 建造物

指定・登録されている建造物は、20 件（国宝 1 件、重要文化財 12 件、登録 3 件、県重要文化財 1 件、市重要文化財 3 件）である。

国宝である「厳島神社」1 件（本社本殿・幣殿・拝殿、本社祓殿、摂社客神社本殿・幣殿・拝殿、摂社客神社祓殿、東廻廊、西廻廊の 6 棟）と重要文化財 10 件（11 棟、3 基）が厳島神社の建造物である。このうち国宝に指定されている社殿群は平安時代の寝殿造りを今に伝えるもので、海上社殿とも呼ばれている。

現在の本社本殿は、正面間口 23.7m、側面 11.5m とわが国最大の規模を誇り、その内陣には巨大な玉殿が 6 基並んでいる。「厳島神社五重塔」、「厳島神社多宝塔」、「厳島神社末社豊国神社本殿」（通称千畳閣）、また本社本殿裏の「不明門」などは、仏教的要素を示す建造物である。

廿日市地域の「極楽寺本堂」（県指定）は享保 4 年〔1719〕に再建されたものだが、中世の禅宗様式を彷彿とする特徴を持つ。

重要文化財である宮島地域の「林家住宅」（上卿屋敷）は、古くから厳島神社の神官を勤める社家の 1 つ、上卿の屋敷であった。江戸時代中期にさかのぼる数少ない社家の遺構で、こけら葺きの薬医門も伝わっている。

加えて「紅葉谷川庭園砂防施設」は、昭和 20 年〔1945〕の枕崎台風で被災した史蹟及名勝「厳島」の災害復旧事業として国、地方公共団体と GHQ（連合国最高司令官総司令部）の主導により、土石流で堆積した巨石を巧みに利用しながら、紅葉の名所として知られる紅葉谷公園の風景や宮島の歴史的風致との調和を図るように施工された砂防施設である。戦後間もない土木施設として重要文化財に指定された。

### (イ) 美術工芸品

指定されている美術工芸品は 146 件（国宝 11 件、重要文化財 57 件、県重要文化財 21 件、市重要文化財 57 件）で、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、歴史資料からなる（考



写真 2-9 厳島神社五重塔(右)と  
厳島神社末社豊国神社本殿(左)



写真 2-10 厳島神社多宝塔



写真 2-11 林家住宅（薬医門）



古資料の指定はない。)。国宝の11件はすべて厳島神社に伝わるもので、その内訳は絵画1件、工芸品9件、典籍1件である。

このうち絵画の「平家納経」(33巻)は、「法華経」28巻に「無量義経」、「観普賢経」、「般若心経」、「阿弥陀経」の各1巻と「清盛願文」1巻が加わった装飾経である。平清盛を総帥とする平家一門が1巻ずつ結縁して書写した経典群で、当時流行していた装飾経の最高峰をなし、やまと絵の資料としても大変貴重とされる。そして、これらを納めた三段重ね箱の「金銀荘雲龍文銅製経箱」と黒漆塗りの「蔦蒔絵唐櫃」(慶長7年〔1602〕の修理時に奉納)も善美をつくして制作されたものである。また、この他に工芸品としては「彩絵檜扇」をはじめ、「金銅密教法具」、「古神宝類」、「甲冑」、「刀剣」、典籍は紺紙金字の「法華経」と「観音賢経」が存在する。

重要文化財の美術工芸品135件の内訳は、絵画10件、彫刻38件、工芸品55件、書跡・典籍11件、古文書19件、歴史資料2件である。

絵画は、10件のうち8件が曼荼羅や来迎図等の仏教絵画であるが、吉和地域のウッドワン美術館「紙本墨画淡彩四季山水図」(国指定)は古式の水墨山水図屏風として、厳島神社の「山姥図」(国指定)は長沢蘆雪晩年の傑作としてともに注目されるものである。

彫刻は、38件のうち29件が仏像、3件が神像である。宮島地域の大聖院「木造不動明王坐像」(国指定)と大願寺の「木造薬師如来坐像」(国指定)、廿日市地域の極楽寺「木造十一面千手観音坐像」(県指定)は平安時代の作である。また、廿日市地域の神宮寺毘沙門堂「毘沙門天立像」(市指定)も彫りの状態から平安時代の可能性が高いと考えられている。その他は中世から近世の作である。

工芸品は55件と、美術工芸品の4割強を占める。主なものをみると刀剣類(国指定)が24件、舞楽・狂言・能装束(国指定)は4件、甲冑(国指定)3件、梵鐘・鰐口は7件で、国・県・市の指定である。

このうち「太刀」(銘一)は福岡一文字派(備前長船)、「大太刀」(銘備後国住人吉行作)は古三原派(備後国三原)の作品で、「刀」(銘談議所西蓮)は筑前博多で作られた毛利氏の奉納品とされる。また、「鍍金兵庫鎖太刀」は



写真 2-12 木造不動明王坐像  
(大聖院)



写真 2-13 木造薬師如来坐像  
(大願寺)



写真 2-14 木造十一面千手観音  
坐像(極楽寺)

高級品として儀仗化されたもので、鞘の青海波に三鱗<sup>さんりん</sup>文<sup>もん</sup>が施されていることから鎌倉北条氏の奉納品と考えられている。甲冑等と合わせた厳島神社の武具は、神社への奉納品としては国内有数の量と質である。

厳島神社の舞楽は平安時代末から八百数十年続くもので、「舞楽装束」と「舞楽面」（彫刻、国指定）はその歴史を語る資料である。鎌倉・室町、そして戦国時代を経て江戸時代に至っても絶えることなく、現在も主要な祭礼において舞楽の奉納が慣例化している。

また神能は、戦国時代の後半から四百年來演じ続けられており、江戸時代初期に現在のような能舞台・橋懸・楽屋が建てられたことで、「法楽神能」<sup>ほうらくしんのう</sup>が年中行事の1つとして定着したといわれている。

なお、梵鐘・鰐口7件うち大聖院弥山本堂の「梵鐘」と厳島神社の「銅鐘」（国指定）、吉和地域の教龍寺<sup>きょうりゅうじ</sup>に伝わる「銅鐘」（県指定）を除き、廿日市地域の極楽寺「銅製鰐口」（県指定）と極楽寺・正覚院・蓮教寺の「銅製梵鐘」（市指定）は、中世末～近世における廿日市<sup>いもじ</sup>鑄物師を考える上で貴重な資料である。

書跡・典籍は11件を数える。このうち經典類は5件で、廿日市地域の洞雲寺に伝わる「洞雲寺本正法眼藏」<sup>どううんじほんしやうほうげんぞう</sup>（県指定）は初期の60巻本に近いものとされている。

吉和地域の速田神社に伝わる「大般若經」（市指定）は、近隣の村々の寺院で書写されたものだが、市域の中では600巻が完存する唯一の史料である。

古文書19件は、厳島神社の「紙本墨書御判物帖」<sup>ごはんもつちょう</sup>、「伊都岐嶋社内宮調度等注進状草案」<sup>いづきしまないくうちやうどうちゆうしんじやう</sup>と大願寺の「紙本墨書尊海渡海日記」（国指定）、そして地方文書（市指定）16件がある。そのうち紙本墨書「慶長六年津田村検地帳」3冊は、初期の広島藩における地方支配をうかがい知る資料として貴重である。

歴史資料2件のうち国指定のものは、大野地域の海に見える杜美術館所蔵の「岩倉具視関係資料」で、合計1,707通を数える。明治維新当時の政治思想や政策の立案・施行がうかがえるものである。また、県指定は廿日市地域の洞雲寺の「金岡用兼禪師関係遺品」<sup>きんこうようけんぜんじ</sup>（夏・冬用袈裟<sup>じはつ</sup>、持鉢<sup>ながつえ</sup>、長杖）がある。このうち長杖は、同寺の「絹本着色金岡用兼禪師像」<sup>けんぽんちゃくしよくきんこうようけんぜんしぞう</sup>（永正8年〔1511〕銘）に描かれており、両資料は不可分のものとされている。

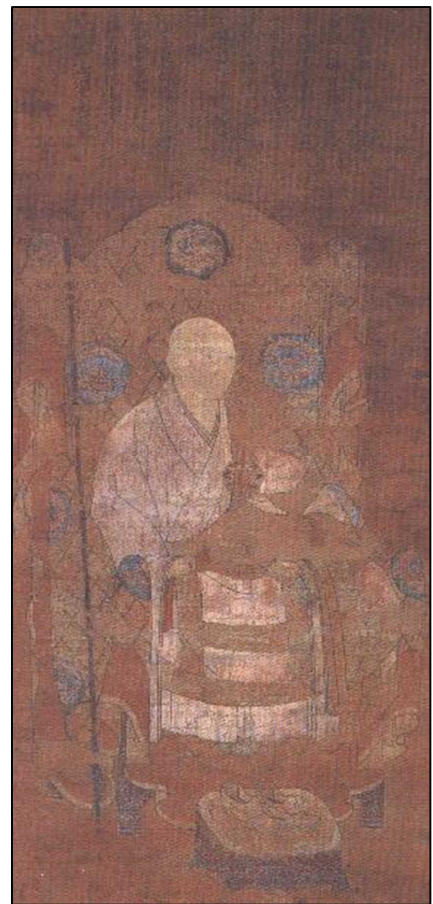


写真 2-15 絹本着色金岡兼禪師肖像画

## イ 無形文化財

無形文化財は、工芸技術1件である。

この工芸技術は市指定の「廿日市張子製作技法」で、京都伏見で創始されたと伝えられ、その製作技術は市内在住の大島家によって約300年前から世襲的に伝承されている。現在のものは、木型の上に西隣りの大竹産手すき和紙を幾重にも貼り付け、それを天日で乾かした後、中の型を抜き取り、手描きで色をつけて仕上げる。以前は泥絵具<sup>どろえのぐ</sup>が使用され



ていた。「おかめ」、「ひょっとこ」、「天狗」、「おぼこ人形」など、喜怒哀楽の気持ちが素直に表現された民芸品である。

なお、この張子に使われる木型（235点）は、「廿日市張子伝承の型」として、市重要文化財（工芸品）に指定されている。

## ウ 民俗文化財

### （ア）有形の民俗文化財

本市には、指定されている有形の民俗文化財はない。

### （イ）無形の民俗文化財

指定されている無形の民俗文化財は10件（県3件、市7件）で、このうち7件についてが神楽（芸能）である。

佐伯地域の「津田神楽」（県指定）は、広島県南西部に分布する安芸十二神祇神楽の曲調、形式を持っているが、記紀神話に由来する内容が濃厚で、神道の強い影響を受け、周防山代地方（山口県岩国・玖珂・熊毛・佐波地域など）の神楽の特色も留めており、「荒平」など12の神楽舞を舞う。廿日市地域の「原神楽」（県指定）は安芸十二神祇神楽の型を忠実に伝承しており、加えて、中世神楽の根幹を成す神楽舞（「湯たて」、「所務分」、「荒平」、「天臺将軍」など）を伝える。

廿日市地域の「川末斎庭神楽」（市指定）も十二神祇系の神楽であるが、中央の祭壇に天神七神、地祇五神の十二神を祭り、将軍が舞いのテンポが速まるにつれて神がかり状態に陥り、失神して倒れた際に豊作か凶作かの神託を受けるという「将軍弓舞」（いわゆる託宣舞）を継承する。また、佐伯地域の玖島中村神楽団では「天臺将軍」、「王子」、河津原神楽団では「お神楽と楽」、「注連口」、「八岐大蛇」、浅原神楽団では「三本薙刀」、「灑水」、「恵比寿」、栗栖神楽団では「大江山」、「塵倫」などが舞われる（いずれも市指定文化財）。

廿日市地域の「説教源氏節」（県指定）は、天保年間〔1830～1843〕頃に大坂で始まり、その後、名古屋を中心に全国へと広まったとされる。廿日市には明治20年〔1887〕に伝わったが、人形浄瑠璃等をまねて舞台装置や人形を制作しており、「眺楽座」という一座を組んで今日に至る。曲目は死別・生別・子別れ・責め折檻・愚痴・くどき等、涙を誘う内容のことが多い。



写真 2-16 神楽「注連口」



写真 2-17 宮島踊

この他、佐伯地域の「飯山、河内神社の湯立神事」(市指定)は、鉄鍋から湯を注いだ布を三宝に乗せて神前に供えるものである。笹などを用いて湯を振りかける一般的な湯立神事とは異なるが、湯を利用した浄祓の1種と考えられている。

また、宮島地域の「宮島踊」(市指定)は、暴風雨で遭難した海賊らの魂を鎮めるために始まったものと伝わる。編み笠を被って顔を隠し、黒羽織を着て踊るのを正装とする。踊り方は、囃子に合わせて手を左右交互に上下させ、足は3歩進め1歩戻りだけの簡素なもので、風流踊りの1つである。

## エ 記念物

### (ア) 遺 跡 (史跡)

指定されている遺跡(史跡)は、18件(国1件、市17件)である。

このうち宮島は、島全体が特別史跡に指定されている。弥山の山頂には磐座と呼ばれる花崗岩の巨石群が存在し、北側斜面にかけて原始林が広がる。こうした山を擁する島全体が「神の島」として古くから自然崇拝の対象であったため、厳島の呼び名も「神を齋きまつる島」から出たとも言われている。またこの島は、天文24年〔1555〕に毛利元就と陶晴賢が覇権を争った、いわゆる厳島合戦の地でもあった。



写真 2-18 西国街道松

市史跡は、内陸部に位置する吉和地域の「田中原1号古墳・2号古墳」と「田中原3号古墳・4号古墳」、佐伯地域の「中山城跡」、廿日市地域の「桜尾城跡」や「折敷畑古戦場跡」、さらに廿日市地域の「陶晴賢の墓」(全姜の墓)をはじめ、「毛利元清夫妻の墓」、「桂元澄の墓」、「藤原興藤の墓」といった墓所、「宮川甲斐守腹切岩」と戦国時代にまつわる文化財がある。また近世では、廿日市地域の「廿日市本陣跡」や「西国街道松」、佐伯地域の「十王堂」、「上田宗箇岩船の水」、「八田家長屋門及び米蔵」、「石見津和野路石だたみ道」、「長州戦争古戦場津田槇が峠」がそれぞれ指定されている。



写真 2-19 八田家長屋門及び米蔵

### (イ) 名勝地 (名勝)

指定されている名勝地(名勝)は、6件(国1件、市5件)である。

このうち宮島は、島全体が特別名勝となっている。厳島神社の門前町として栄えた宮島は、古くからさまざまな絵画や漢詩・和歌・俳諧などで紹介され、なかでもとくに寛永



20 年〔1643〕に幕府の儒学者であった林<sup>はやし</sup> 鷲<sup>が</sup> 峰<sup>ほう</sup>が著した『日本国事跡考』において、松島・天橋立とともに「三<sup>さん</sup> 処<sup>しよ</sup> 奇<sup>き</sup> 観<sup>かん</sup>」と紹介され、これが「日本三景」の端緒になったと考えられている。そして、明治政府の近代化政策のなか、明治6 年〔1873〕に「社寺其他名区勝跡ヲ公園ト定ムルノ件」（太政官布告第16 号）によって島内が公園に指定され、紅葉谷園地<sup>おおもと</sup>や大元公園、さらには弥山の山頂一帯が「厳島公園」として整備されたのである。



写真 2-20 勁操園

「勁操園」（市指定）は、佐伯地域の東部、旧玖島村の豪農・八田新七の功績を後世に伝えるために造られた庭園であり、その中に八田新七信敏翁之碑も建立されている。この他、佐伯地域の「羅漢山」と「大峰山」（市指定）、また、小瀬川上流部の溪谷（栗栖～飯山）においては、血がわりの淵（羅漢峡小滝）や大滝など清流と奇岩が織り成す「羅漢峡」、小瀬川支流の大虫川の溪谷（所山～助藤）においては、孫淵<sup>まごぶち</sup>と呼ばれる甌穴やふぶきの滝が存在する「万古溪」（市指定）がある。

#### （ウ）動物・植物・地質鉱物（天然記念物）

指定されている動物・植物・地質鉱物（天然記念物）は、26 件（国4 件、県5 件、市17 件）である。

これらのうち、特別天然記念物の「オオサンショウウオ」（地域を定めず）は、市域では小瀬川流域や太田川上流域に生息しており、「ヤマネ」（地域を定めず）についても佐伯・吉和地域の山間部で確認されている。

吉和地域の「押ヶ<sup>おし</sup> 埜<sup>が</sup> 断層帯」（国指定）は、太田川上流の立岩<sup>たていわ</sup>ダムから押ヶ<sup>おし</sup> 埜<sup>が</sup> の坂根集落に至る左岸、約 20 kmの間に断層帯が延びており、その上に4 個の断層丘陵（ケルンバット）が存在するものである。国内での類例は乏しく、地元ではこの丘陵を南から順に「タオ」、「松ヶ埜」、「スケソ」、「ニゴヤ」と呼んでいる。

また、宮島地域の「瀬山<sup>みせん</sup> 原始林」（国指定）は、ベルリン大学の植物学者で植物園長でもあったアドルフ・エングラーが、大正2 年〔1913〕に宮島を訪れた際に植物系統学上の貴重な植物を数多く発見し、感激したという。モミの大木が多く、ツガ林が発達しており、クロバイやウラジロガシなどの常緑広葉樹が著しいのは、古来、厳島神社の社叢として、特別な保護を受けてきたためと考えられている。



写真 2-21 冠高原のレンゲツツジ大群落

県天然記念物は、佐伯・大野地域に分布する「ベニマンサク群叢」、吉和地域の「冠高原のレンゲツツジ大群落」、佐伯地域の「津田の大カヤ」、「速田神社<sup>はやた じんじや</sup>のツクバネガシ」の5 件、市天然記念物は、植物が廿日市地域の



「シャクナゲ群生地」や「極楽寺の大杉・アカガシ」、佐伯地域の「大虫の枝垂れ桜」や「高野槇の群落」など15件、動物は廿日市地域の「原のモリアオガル」、地質鉱物は廿日市地域の「極楽寺山水河礫層」がそれぞれ指定されている。

## オ 文化的景観

本市には、選定されている文化的景観（重要文化的景観）はない。

## カ 伝統的建造物群

本市の伝統的建造物群保存地区は、宮島に「廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区」（国選定）がある。

この保存地区は、通称千畳閣と五重の塔が建つ「塔の岡」を境とし、「西町」と「東町」に分かれる。西町は、厳島神社や大願寺・大聖院などを中心とし、早くから神社関連施設とともに塔頭寺院や社家などが建っていたと考えられ、道沿いには連続する石垣が残る。対して東町は、中世末頃から町家が形成され始めた。港としての有の浦海岸が徐々に埋め立てられると、切妻平入りの町並みが整備された。



写真 2-22 廿日市市宮島町伝統的建造物群  
保存地区

この地区は、宗教機能を集約した西町と、賑やかな港湾商業町としての東町が互いに補完し、海浜に建つ厳島神社の門前町を形成しており、さらに山と海に挟まれた環境が合わさり、歴史的風致を良く伝えている。

## キ 文化財の保存技術

本市においては、文化財の保存に必要な材料や用具の生産製作、修理・修復の技術などに関して、国により選定された文化財の保存技術（選定保存技術）はない。

## ク その他（記録作成などの措置を講ずべき無形の民俗文化財）

文化財保護法第77条第1項に規定されている、記録作成などの措置を講ずべき無形の民俗文化財として、「安芸・備後の辻堂の習俗」、「安芸・備後の水車習俗」（農業揚水用、精米・精麦など）、そして「宮島のタノモサン」の3件が国により選択されている。

このうち「宮島のタノモサン」は、旧暦の8月八朔（8月1日）の行事である。子どものいる家々が「タノモ船」と呼ばれる小さな船を作り、季節の野菜や家族と同じ数の人形などを乗せて海に流すもので、農作物に感謝し、五穀豊穰などを祈願する。

## (3) 埋蔵文化財

埋蔵文化財とは、文化財保護法において第2条で規定されている6類型の文化財には含まれず、法第92条第1項に規定されている「土地に埋蔵されている文化財」（主に「遺跡」

といわれている場所) のことである。この埋蔵文化財が文化財指定されると、史跡(国)又は県史跡、市史跡となる。

現在、本市で把握している埋蔵文化財(周知の埋蔵文化財包蔵地:以下「遺跡」という。)は218件で、この中には指定文化財(市史跡)9件を含んでいる。また、地域別には廿日市地域が86件、佐伯地域は41件、吉和地域は39件、大野地域は19件、宮島地域は33件を数えるが、時代や種別などは地域によって大きく異なる。

時代別には、旧石器時代～弥生時代の遺跡が93件と最も多く、中世が77件と続く。また古墳時代は27件、近世は12件、古代は7件で、時期不明のものが2件存在する(資料編 資料3、埋蔵文化財包蔵地リスト参照)。

## ア 旧石器～弥生時代

この時代の遺跡からは、吉和地域の冠山から噴出した安山岩で作られた打製石器が出土する。旧石器時代の遺跡はこの吉和地域に16件と多いが、縄文時代の遺跡は佐伯・宮島地域がともに12件である。また、弥生時代の遺跡は廿日市地域が25件と突出する。

## イ 古墳時代

古墳時代の遺跡は、古墳、生産遺跡、祭祀遺跡と包蔵地に分けられる。

古墳は廿日市地域で9、佐伯地域で1、吉和地域で4の合計14基、集落跡の可能性が高い包蔵地は11件である。生産遺跡は佐伯地域で須恵器を焼成した<sup>あながま</sup>窖窯跡が発見されている(津田百合野窯跡)。また、祭祀遺跡は宮島地域で複数発見されている。

## ウ 歴史時代(古代・中世・近世)

歴史時代、すなわち古代・中世・近世の遺跡は、96件が確認されている(古代7件、中世77件、近世12件)。このうち町家跡は廿日市地域の廿日市と地御前、宮島地域の宮島であり、後者の範囲は「廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区」とほぼ重複する。この他に製塩遺跡は宮島地域において2件(須屋浦遺跡・大川浦遺跡)、製鉄遺跡は宮島地域において1件確認されている(<sup>たたらがた</sup>多々良潟遺跡)。

中世の城跡(市史跡2件)は29件で、廿日市地域は11件、佐伯地域は9件、吉和地域は5件、大野地域は2件、宮島地域は2件である。また、中世の墳墓(いわゆる「古墓・墳墓」)は31件(うち市史跡は4件)で、廿日市地域は16件、吉和地域は11件である。

表2-2 廿日市市における地域別・時代別の埋蔵文化財一覧

(時代は、各遺跡の中で最も古い遺物から推定)

| 時代<br>地域 | 旧石器 | 縄文 | 弥生 | 古墳 | 歴史 |    |    | 不明 | 計   |
|----------|-----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
|          |     |    |    |    | 古代 | 中世 | 近世 |    |     |
| 廿日市      | 0   | 7  | 25 | 15 | 0  | 34 | 3  | 2  | 86  |
| 佐伯       | 7   | 12 | 3  | 4  | 0  | 14 | 1  | 0  | 41  |
| 吉和       | 16  | 4  | 0  | 4  | 0  | 15 | 0  | 0  | 39  |
| 大野       | 0   | 3  | 3  | 1  | 0  | 4  | 8  | 0  | 19  |
| 宮島       | 1   | 12 | 0  | 3  | 7  | 10 | 0  | 0  | 33  |
| 計        | 24  | 38 | 31 | 27 | 7  | 77 | 12 | 2  | 218 |

表 2-3 廿日市市における種別・地域別の埋蔵文化財一覧

| 種 別   | 地 域 |     |     |      |     | 計   |
|-------|-----|-----|-----|------|-----|-----|
|       | 廿日市 | 佐 伯 | 吉 和 | 大 野  | 宮 島 |     |
| 貝 塚   | 11  | 0   | 0   | 7    | 1   | 19  |
| 経 塚   | 0   | 0   | 0   | 0    | 1   | 1   |
| 古 墳   | 9   | 3   | 4   | 0    | 0   | 16  |
| うち市史跡 | 0   | 0   | (2) | 0    | 0   | 0   |
| 墳 墓   | 16  | 4   | 11  | (※)1 | 0   | 32  |
| うち市史跡 | (4) | 0   | 0   | 0    | 0   | (4) |
| 祭祀遺跡  | 0   | 0   | 0   | 0    | 3   | 3   |
| 寺 院 跡 | 0   | 0   | 0   | 0    | 1   | 1   |
| 集 落 跡 | 3   | 0   | 0   | 0    | 1   | 4   |
| 城 館 跡 | 11  | 9   | 5   | 2    | 2   | 29  |
| うち市史跡 | (1) | (1) | 0   | 0    | 0   | (2) |
| 窯 跡   | 0   | 1   | 0   | 0    | 0   | 1   |
| 製塩遺跡  | 0   | —   | —   | 0    | 2   | 2   |
| 製鉄遺跡  | 0   | 0   | 0   | 0    | 1   | 1   |
| 道 路 跡 | 0   | 1   | 0   | 3    | 0   | 4   |
| うち市史跡 | 0   | (1) | 0   | 0    | 0   | (1) |
| 包 蔵 地 | 36  | 23  | 19  | 6    | 21  | 105 |
| 計     | 86  | 41  | 39  | 19   | 33  | 218 |
| うち市史跡 | (5) | (2) | (2) | 0    | 0   | (9) |

注 1) ※印は、陵墓指定地（後伏見天皇八世皇孫、仁助親王墓）

注 2) 種別は、主な遺跡の性格とした。

注 3) 弥生時代の遺跡数は、佐伯地域 3 件、吉和・宮島地域 0 件である。しかし、同じ遺跡のなかで時代が重複しているものについては、「時代は、各遺跡の中で最も古い遺物から推定」しており、実際には佐伯地域 8 件、吉和地域 3 件、宮島地域 4 件を数える。

### ■ 周知の埋蔵文化財包蔵地

文化財保護法 第 92 条第 1 項（調査のための発掘に関する届出）

土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の 30 日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

文化財保護法 第 93 条第 1 項（土木工事などのための発掘に関する届出）

土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第 1 項の規定を準用する。この場合において、同項中「30 日前」とあるのは、「60 日前」と読み替えるものとする。

文化財保護法 第 94 条第 1 項（国の機関などが行う発掘に関する特例）

国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第 97 条において「国の機関など」と総称する。）が、前条第 1 項に規定する目的で周知の埋蔵文化財を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関などは、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。



## 2 世界遺産

世界遺産条約（世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約）は、昭和 47 年〔1972〕にユネスコ総会で採択された条約で、わが国は平成 4 年〔1992〕に批准している。

この条約の目的は、世界に価値の高い文化遺産や自然遺産は人類共有の財産であるとの認識に立って、それらが損壊や滅失の危機にあるとき、各国が協力してその保存を図ろうとするものである。

この目的のため、条約の締約国の代表国からなる世界遺産委員会は、締約国から推薦のあった遺産を審議し、その遺産が顕著な普遍的価値を有していると認められたときには、人類共有の財産として世界遺産一覧表に記載され、この遺産を一般に「世界遺産」と呼んでいる。

### (1) 厳島神社の世界遺産としての価値

宮島は、瀬戸内海の西部にあって、古来から神聖な地として崇められてきた。厳島神社の創建は 6 世紀末と伝わる。そして、現存する社殿の大半は 12 世紀にさかのぼるものであり、調和のとれたその建物配置は、芸術・技術における熟練の高さを示す。社殿は背後の山及び前面の海の色や形の対比をなし、自然と人間の創造性との融合という日本の名勝の理念を表現している。

厳島神社は、神道施設群の卓越した見本であり、芸術的・技術的に優れた伝統的な建築を壮大な自然環境の中に置くことにより、比類の無い美しさをもつ芸術作品を形成していることから、それは顕著な普遍的価値を持つものといえる。

### (2) 世界遺産の区域

世界遺産として登録された遺産区域（コアゾーン）は、社殿を中心とする厳島神社と、前面の海及び背後の瀨山原始林（天然記念物）の森林を含む区域の 431.2ha である。厳島全島の約 14% を占める広い範囲を占めている。

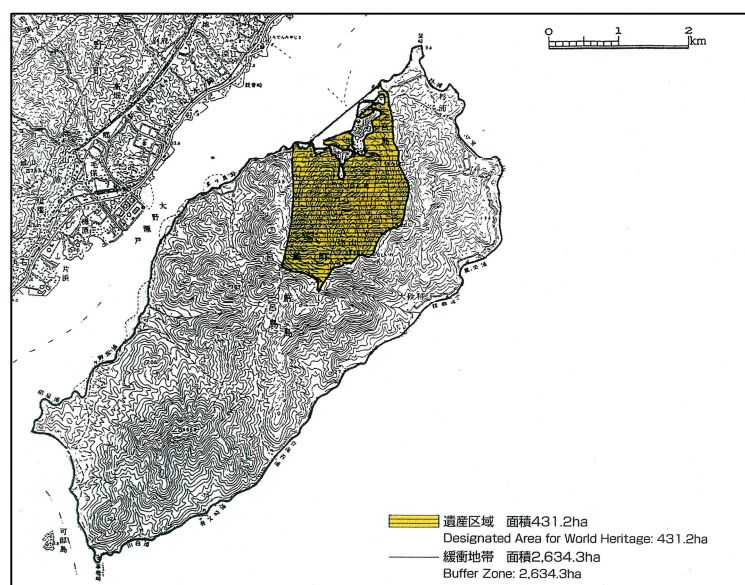


図 2-2 世界遺産「厳島神社」の遺産区域（コアゾーン）と緩衝区域（バッファゾーン）

厳島神社は、弥山を中心に深々とした緑に覆われた山容を背景として、海上に鮮やかな朱塗りの本社本殿・大鳥居などの社殿群を展開するという、世界でも例をみない大きな構想の下に独特の景観を作り出している。

そして、緩衝区域（バッファゾーン）は、「厳島全島」および「宮島町字長浜小名切り<sup>こなきり</sup>突角<sup>とつかく</sup>より同町大字大西町水晶山北部突角を見通す線内の海面」の範囲から、遺産区域を除いた範囲となっている。

登録された遺産のうち、厳島神社の本社本殿・幣殿・拝殿等の 17 棟、大鳥居・五重塔・多宝塔の 3 基からなる建造物群は、6 棟が国宝、11 棟・3 基が重要文化財に指定されている。

### (3) 保護と管理

資産を構成する 17 棟 3 基の建造物、海面、山林及びこれらを含む 431.2ha の土地は、いずれも文化財保護法の下に、国宝・重要文化財及び特別史跡・特別名勝、また天然記念物などに指定され、確実に保護されている。資産の現状を変更する行為はこの法律によって規制されており、あらゆる変更行為に対して国の許可を要する。

この資産は、自然公園法の下に国立公園にも指定され、保護されている。また、資産範囲のうち 418.2ha を占める森林の区域については、広島県が都市公園法の下に都市公園に指定している。これらの法律によって樹木の伐採、建造物の建築行為、動物の狩猟行為などに制限が課せられている。

また、資産の範囲を除く、宮島の島全域が緩衝地帯（バッファゾーン）となっている。緩衝地帯においても、文化財保護法及び自然公園法などの下に資産周辺の文化的環境及び自然環境が保全され、現状に影響を及ぼす行為に規制が課せられている。

17 棟 3 基の社殿等は、宗教法人厳島神社により所有されており、所有者が管理責任を負う。厳島神社では資格をもつ修理技術者（技師）を雇用しており、この技術者が日常の維持の措置を行うほか、台風後のき損箇所などの修理の計画を立案し、工事現場の監理を行っている。17 棟 3 基のすべての社殿及びその周辺の建造物が木造であることから、それぞれに警報・消火・避雷などの設備が整備されている。

文化庁は、所有者に対して財政的支援及び技術的指導を行っている。自然環境の保護に関しては環境省が同様の役割を果たしている。また、資産の保護と維持管理には林野庁（広島森林管理署）、国土交通省、広島県、廿日市市などが協力している。

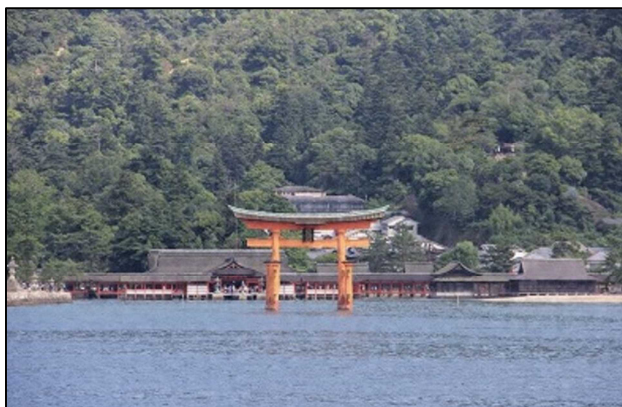


写真 2-23 厳島神社



写真 2-24 宮島（厳島）

### 3 未指定文化財

#### (1) 未指定文化財の概要

本市における未指定文化財の系統的な把握調査は、次節（第2節「廿日市市における文化財の把握調査」参照）でまとめたように、地域的な偏りが大きい。

これまでの把握調査では、1,236件の文化財（廿日市地域172件・佐伯地域105件・吉和地域61件・大野地域90件・宮島地域808件）が明らかになっている。また、本計画作成中に行った歴史ワークショップでは、344件の文化財（廿日市地域78件・佐伯地域45件・吉和地域50件・大野地域79件・宮島地域92件）が抽出された。この合計は1,580件である。

しかし、今回集計した文化財の中には、古くからの呼び方や地域独特の呼び方などが記載されているために資料そのものが重複し、または指定文化財（市指定文化財）となっているものが含まれている。この確認は今後、早急に行わなければならない（未指定文化財及び歴史ワークショップで集計したリストは資料編に掲載）。

これらの種別をみると、先述した文化財の6種類の全てが存在する。このうち最も多いのは有形文化財の彫刻で575件と突出する。次いで記念物の史跡が178件、有形文化財の歴史資料が154件、民俗文化財の民俗芸能と記念物の動物・植物・地質鉱物がともに105件である。さらに民俗文化財の民話伝承が99件、風俗習慣が95件、記念物の名勝地（名勝）が67件と続く。なお、景観が良好に眺望できる場所（眺望点）は29件である。

地域別にみると、宮島地域が900件と突出し、廿日市地域は250件、大野地域は169件、佐伯地域は150件、そして吉和地域は111件と続く。宮島地域は島内の石像物605件（石燈籠・石碑・水盤・丁石・石像物など）を含んでおり、これが総数を押し上げた要因になっている。しかし、この石像物を除いても宮島地域で300件弱の未指定文化財が把握されており、他の地域についても同様に調査を実施していく。

#### (2) 未指定文化財とその特徴

##### ア 有形文化財

###### （ア）建造物

未指定文化財のうち建造物は、70件（廿日市地域15件、佐伯地域8件、吉和地域1件、大野地域9件、宮島地域37件）が把握されている。

このうち、廿日市地域では地御前神社（厳島神社<sup>げんく</sup>外宮）の「大宮本殿」と「客宮本殿」がともに宝暦10年〔1760〕の再建で、その前に建つ巨大な「拝殿」は大正3年〔1914〕の再建ではあるが、それ以前の建築意匠を忠実に模倣している。また、宮島の北端<sup>ひじりざき</sup>、聖崎の沖にある聖崎灯台は、天保5年〔1844〕に造られたものである。石積みの櫓の上に石製灯籠を立てたもので、「奉獻常夜燈<sup>ほうけんじょうやとう</sup>」と刻まれている。現在は太陽光発電によって夜間に燈火されている。宮島地域の厳島神社御文庫（名山蔵<sup>ごぶんこ</sup>）は、巨大な亀腹状をなした基壇<sup>きだん</sup>上に建つ入母屋造り<sup>いりもやつく</sup>、屋根は本瓦葺き<sup>ほんがわら</sup>で、中に儒学の始祖・孔子が祀られ、多量の貴重書が納められていた。寛政年間〔1790年代〕に建てられている。

###### （イ）美術工芸品

美術工芸品は、絵画13件、彫刻575件、工芸品5件、典籍2件、古文書25件、考古資料3件、歴史資料154件の合計777件（廿日市地域51件、佐伯地域47件、吉和地域14件、大野地域18件、宮島地域647件）が把握されている。



絵画の中で、廿日市地域の西蓮寺「紙本着色十八羅漢図」は、筑前黒田家の旧蔵品である。中国・元～明時代と推定されている作品で、渡来品と考えられている。厳島神社（豊国神社、通称千畳閣）に奉納された絵馬のうち、室町時代以降の300年間に掛けられてきた幾百枚の中から67点を選び出して天保3年〔1832〕にまとめられた『厳島絵馬鑑』に掲載されたものは、大半が所在不明である。現状では狩野某筆による天文21年〔1552〕奉納の「橋弁慶・牛若丸の図」が最も古い。

彫刻は、廿日市地域で宮内大歳神社の応仁2年〔1468〕銘がある「木造薬師如来坐像」、佐伯地域は津田円通寺の永徳3年〔1383〕銘がある「四天王像」（2軀）や、永原新宮神社の応永16年〔1409〕銘がある「神像」（1対）が把握されている。宮島地域では明治元年〔1868〕の神仏分離に伴い、厳島神社の各所に祀られていた仏像類が大願寺と大聖院に移管されている。また、大聖院弥山本堂の背後に広がる岩場（「曼荼羅岩」）には、三鬼神（魔羅鬼神、追帳鬼神、時媚鬼神）を中心とした巨大な磨崖仏が彫られている。

工芸品は、廿日市地域の極楽寺に伝わる「金銅製五鈷杵」などがある。

典籍は、佐伯地域の浅原弘法堂と友田専念寺の「大般若経」である。600巻すべては揃っていないが附属の経箱と小箱も伝わる。

古文書は、佐伯・吉和・大野地域ともに近世～近代にかけての「<sup>じかた</sup>地方文書」が多い。

考古資料は、佐伯地域で縄文土器（早期）や弥生土器、宮島地域で千畳閣の屋根に葺かれていた瓦類があげられている。

歴史資料は、廿日市地域では洞雲寺の「木造仏舎利塔」、「<sup>ひちやくけさ</sup>被着袈裟」（夏用麻袈裟・木綿袈裟）で、関係するこのほかの資料については「<sup>きんこうようけん</sup>金岡用兼禅師関係遺品」として県重要文化財に指定されている。「<sup>いちどう</sup>小倉一道製作の算盤」は廿日市の木工品（木の文化）を代表するもので、「地御前神社の手洗い石」は宝暦6年〔1756〕に木材入札場の役人が寄進した。佐伯地域の浅原弘法堂に伝わる「弘法堂の什物」は、享禄5年〔1532〕銘の位牌とともに袈裟などが存在する。また、大野地域では昭和20年〔1945〕9月の枕崎台風慰霊碑「京大原爆災害調査班遭遇記念碑」（第1章第4節2「災害史」参照）、宮島地域では厳島神社の境内の中に明治10年〔1877〕の西南戦争についての記録が刻まれた「<sup>こうけつほうこくのひ</sup>腔血報國碑」が存在する。

## イ 無形文化財

無形文化財は、佐伯地域に古武道・難波一甫真伝流（柔術）が伝わっており、宮島地域においては、厳島神社で現在も行われている舞楽や能がある。

## ウ 民俗文化財

### （ア）有形の民俗文化財

佐伯地域では、津田の<sup>あじみいさく</sup>味見伊作が開発した<sup>すき</sup>自在掬がある。それまでのものに比べて軽量化が進んだもので全国に普及した。

### （イ）無形の民俗文化財

無形の民俗文化財は、風俗習慣95件、民俗芸能105件、民話伝承99件、民俗技術12件、食文化23件の合計334件（廿日市地域100件、佐伯地域51件、吉和地域15件、大野地域69件、宮島地域99件）が把握されている。

風俗習慣は、神社・寺院などの祭り（祭礼）や儀式、季節の変わり目、人生の節目に行われる行事である。このうち吉和地域や佐伯地域の一部では、結婚式に地区内の地蔵をその家に集める風習が伝わっている。

民俗芸能は、盆踊りとその踊り歌（くどき）、農林水産業での作業歌、神楽舞等ある。このうち廿日市地域では毎年4月初旬、冬期に収納されていた網を外に出す「しばり網おろし」という行事を行うことで<sup>さわら</sup>鱈網漁が開始されていた。他地域には例のないものである。

民話伝承は、伝説・民話・昔話など、昔から語り伝えられている話である。各地域ともに似通った内容が多いが、宮島地域の弥山には「<sup>しゃくじょう</sup>錫杖の梅」、「不消の火」、「<sup>きえず</sup>曼荼羅岩」、「<sup>かんまん</sup>干満岩」、「<sup>りゅうとう</sup>時雨桜」、「<sup>さくら</sup>龍燈杉」、「拍子木の音」という七不思議の現象が生じると古くから語り継がれている。神仏習合を背景とした伝承である。

民俗技術は、廿日市地域のロクロ技術と杉板を利用した曾木の生産、大野地域のシダかごや注連縄（大頭神社）、宮島地域の宮島細工（杓子・ロクロ細工〔挽物〕・宮島彫り・角盆〔割り物〕）が存在する。

食文化は、廿日市地域の「桶ずし」や「かき雑煮」、佐伯・吉和地域の「角寿司」、吉和地域の「かたら餅」、大野地域の「大野あさり」、「宮島焼き」、「もぶり飯」、宮島地域の「太閤の力餅」、「もみじ饅頭」、「雪花づけ」などがあげられる。

表 2-4 廿日市市における未指定文化財一覧

| 種 別   |                       |      | 地 域 |     |     |     |     | 計     |
|-------|-----------------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
|       |                       |      | 廿日市 | 佐 伯 | 吉 和 | 大 野 | 宮 島 |       |
| 有形文化財 | 建造物                   |      | 15  | 8   | 1   | 9   | 37  | 70    |
|       | 美術工芸品                 | 絵 画  | 6   |     |     |     | 7   | 13    |
|       |                       | 彫 刻  | 30  | 28  | 4   | 5   | 508 | 575   |
|       |                       | 工芸品  | 4   |     |     |     | 1   | 5     |
|       |                       | 典 籍  |     | 2   |     |     |     | 2     |
|       |                       | 古文書  | 1   | 6   | 9   | 8   | 1   | 25    |
|       |                       | 考古資料 |     | 2   |     |     | 1   | 3     |
|       |                       | 歴史資料 | 10  | 9   | 1   | 5   | 129 | 154   |
| 無形文化財 |                       |      |     | 1   |     | 1   | 4   | 6     |
| 民俗文化財 | 有 形                   |      |     | 1   | 2   | 1   | 1   | 5     |
|       | 風俗習慣                  |      | 26  | 4   | 2   | 5   | 58  | 95    |
|       | 民俗芸能                  |      | 45  | 30  | 5   | 23  | 2   | 105   |
|       | 民話伝承                  |      | 22  | 15  | 5   | 33  | 24  | 99    |
|       | 民俗技術                  |      | 3   |     |     | 2   | 7   | 12    |
|       | 食文化                   |      | 4   | 2   | 3   | 6   | 8   | 23    |
| 記念物   | 遺 跡（史跡）               |      | 53  | 17  | 12  | 47  | 49  | 178   |
|       | 名勝地（名勝）               |      | 14  | 11  | 24  | 14  | 18  | 81    |
|       | 動物・植物・地質鉱物<br>（天然記念物） |      | 16  | 13  | 39  | 8   | 29  | 105   |
|       | 文化的景観                 |      |     |     | 1   | 2   | 12  | 15    |
| その他   | 生 業                   |      |     | 1   | 3   |     |     | 4     |
|       | その他                   |      | 1   |     |     |     | 4   | 5     |
| 合 計   |                       |      | 250 | 150 | 111 | 169 | 900 | 1,580 |

※ 地域において把握された文化財がない種別については、空欄とした。

## エ 記念物

### (ア) 遺 跡 (史跡)

遺跡 (史跡) は、廿日市地域が 53 件、佐伯地域が 17 件、吉和地域が 12 件、大野地域が 47 件、そして宮島地域は 49 件の合計 178 件が把握されている。

市域においては、藩や郡町村などの官公庁諸施設跡、村の境界標 (道しるべ・碑)、一里塚、墳墓地が多いが、この他に廿日市・大野・宮島地域では港湾施設、佐伯地域は湯治場跡、大野地域は鉱山跡、宮島地域は旧日本軍 (陸軍省・海軍省) の施設跡がある。

### (イ) 名勝地 (名勝)

名勝地 (名勝) は、廿日市地域が 14 件、佐伯地域が 11 件、吉和地域が 24 件、大野地域が 14 件、そして宮島地域が 118 件と、合計 81 件が把握されている。

このうち市域においては、瀑布の文化財指定はないが、落差約 30m の雄滝と約 50m の雌滝からなる妹背の滝 (大野地域) や、落差 50m 弱の瀬戸の滝 (吉和地域) 等が存在する。溪谷は西中国山地国定公園内の細見谷溪谷や中津谷溪谷 (吉和地域)、河川の源流として太田川の源流 (吉和地域) や小瀬川の源流 (佐伯地域)、奇岩として火立岩 (廿日市地域) や念仏岩 (佐伯地域)、クルソン仏岩 (吉和地域) 等がある。また、これらの他に大野の瀬戸に浮かぶ小さな島や岬、由緒のある山・池・公園・名水などがあげられている。

なお、この他の 14 件については、景観地 (文化的景観) の眺望点として存在するものである。

### (ウ) 動物・植物・地質鉱物 (天然記念物)

動物は 15 件 (吉和地域 13 件・宮島地域 2 件)、植物は 83 件 (廿日市地域 14 件・佐伯地域 13 件、吉和地域 21 件、大野地域 12 件、宮島地域 23 件)、地質鉱物は 7 件 (吉和地域 4 件、大野地域 1 件、宮島地域 2 件) の合計 105 件が把握されている。

このうち本市では、動物のコロホオヒゲコウモリ (哺乳類)、ウラジャノメ・カシワアカシジミ冠高原亜種 (キタアカシジミ冠高原亜種)・クロミドリシジミ (昆虫類)、モリアオガエル・ハコネサンショウウオ (両生類)、ゴギ・サツキマス (淡水魚類)、ハンジロギセル・イトウムシオイ (淡水貝類)、植物のクロフネサイシイ・ジャクチスミレ・サンカヨウ・オニシモツケ・マイヅルソウ・エゾノヨツバムグラなどが吉和地域で確認されている。宮島地域では植物のシバナ・モロコシソウ・ヒメハシゴシダ・ヒメミゾシダ・エダウチホングウシダなどの紀州種が確認されている。

また、極楽寺山湿原 (廿日市地域) をはじめ、コブシ・ミズゴケ (大野地域)、カタクリ (吉和地域) などの群生地、さらに栗栖の千年杉 (佐伯地域)、オバケ杉・雨スギ (吉和地域)、サカキの大木 (大野地域)、ヤマザクラの大木 (宮島地域) などの文化財未指定巨樹が存在し、地質鉱物では加森山の玄武岩柱状節理群 (佐伯地域)、滝の沢礫断層 (吉和地域) などがある。

## オ 文化的景観

文化的景観は大半が眺望点で、吉和地域が 1 件、大野地域が 2 件、そして宮島地域が 12 件の合計 15 件が把握されている。

これらは、「その地域に根ざした生活生業が形成した景観」という観点から取り上げられたもので、瀬戸内海 (大野瀬戸) には「カキ筏」が浮かぶとともに、北岸 (大野地域) の



砂浜において「あさり畑」が営まれており、宮島地域ではカキ料理、大野地域ではカキ料理に加えてアサリ料理の対面販売が行われている。また、吉和地域では冠山・十方山系からの清流を利用した、畳式栽培法によるワサビ田が作られており、ワサビを利用したさまざまな料理が伝わっている。

## カ その他

### (ア) 生 業

生業は、佐伯地域 1 件、吉和地域 3 件である。

佐伯地域のものは、松茸・椎茸・シメジ（栽培種）、吉和地域では、溪流釣り（ヤマメ・イワナ）、アユ漁（友釣り・投網<sup>とあみ</sup>など）、ワサビ田である。

### (イ) その他

本計画においてその他としたものは、どの項目にも当てはまらない事項である。

廿日市地域では、津和野町からの要請で、津和野の子どもたちを廿日市小・中・高校や山陽女子短期大学に通わせていたこと、宮島地域では表外漢字「杓」（シャク、ひしゃく）を使うこと、小中学校の吹奏楽、エリザ・シドモアさんの紀行文、大阪営林署の復活などがワークショップであげられた。

## 第 2 節 廿日市市における文化財の把握調査

### 1 これまでの文化財調査

#### (1) 既存調査の概要

本市におけるこれまでの文化財調査は、国、広島県・広島県教育委員会、合併前の廿日市市（廿日市町）、旧佐伯・大野・宮島町、旧吉和村と、研究機関、研究団体、個人等によって行われている（調査等の詳細は、資料 8 にまとめている）。

このうち国の専門的な調査と研究は、厳島神社を中心としたもので、明治 29 年〔1896〕4 月に内務省に設置された古社寺保存会（岡倉天心ら）によって明治～昭和戦前まで断続的に行われたようだが、詳細は明らかでない。しかし、先述（第 2 章第 1 節 1 「文化財の指定等の経過と特徴」を参照）のように多くの建物は特別保護建造物、宝物類は国宝に指定されていることから、その内容の一部はうかがい知ることができる。

こうしたなかで、本市において確認できる記録としては、戦前の昭和 10 年〔1935〕、同 16 年〔1941〕に東京文化財研究所による平家納経の調査研究、昭和 15 年〔1940〕の奈良帝室博物館による『平家納経図録』の作成で、戦後においても平家納経や厳島神社での奉納芸能等の調査が行われている。また、厳島神社の国宝・重要文化財建造物についての保存修理報告書が、昭和 32 年～平成 27 年〔1975～2015〕にかけて 9 冊、重要文化財林家住宅（厳島神社社家）の保存修理報告書が昭和 58 年〔1983〕に 1 冊刊行されており、これらはそれぞれの建造物などの詳細がうかがえる資料である。

広島県などによる文化財調査は、「厳島の文化財」や「広島県文化財解説図録」等の文化財の紹介・一覧などに関わるものが 3 件、有形文化財や民俗文化財、天然記念物、埋蔵文化財（中世城館跡）の詳細調査に関するものが 10 件、埋蔵文化財（遺跡）の発掘調査に関するものは 15 件となっている。また、広島県が編纂した県史 3 冊は厳島神社を中心

とし、さらに既存の古文書とともに、新たに発見された古文書類も掲載されている。

平成の広域合併前の旧市・旧町村による調査は、文化財の把握及び紹介などに関するものが18件、詳細調査が7件、埋蔵文化財（遺跡）の発掘調査に関するものが14件、史料所在目録の作成に関わる調査が8件となっている。また、村誌・町誌（町史）などの自治体史は18冊、研究機関・研究団体・個人などによる調査や記録は55件を把握しており、この合計は168件である。

なお、江戸時代に作成された地誌や記録類には、厳島神社の宝物類や古文書等の記述が散在するが、これについては割愛した。

## (2) 文化財の種別と調査

こうした報告書などに記載されている文化財調査168件を地域別に分けると、廿日市が地域31件（18.5%）、佐伯地域が17件（10.1%）、吉和地域が20件（11.9%）、大野が地域5件（3.0%）、そして宮島地域が83件（49.4%）で、市域全体に関するものは12件（7.1%）を数える。

しかし、埋蔵文化財36件のうち21件は、どれも災害復旧工事や開発工事に伴う発掘調査（事前の緊急発掘調査）である。いずれも文化財保護法第93条（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）、同法第94条（国の機関等が行う発掘に関する特例）に基づく記録保存を前提としたもので、調査区域の埋蔵文化財（遺跡）は残っていない。加えて宮島地域については、国などの主導において、早くから実施された厳島神社の建造物群と平家納経などの調査（厳島神社関係）が24件で、これに頁の大半を厳島神社が占める文化財全般の24件を加えた57件を除くと、調査件数は26件を数える。

したがって、市域における文化財調査件数は、埋蔵文化財（事前の緊急発掘調査）や厳島神社関係の調査を除くと合計99件で、その内訳は廿日市地域が25件（25.3%）、佐伯地域が17件（17.3%）、吉和地域が15件（15.2%）、大野地域が4件（4.0%）、そして宮島地域が26件（26.3%）で、市域全体に関するものは12件（12.1%）となる。

表 2-5 廿日市市における文化財の調査状況

（単位：件、地域計欄のカッコ内は%）

| 種 別       |           | 地 域       |           |           |           |         |           | 種別計     |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|---------|
|           |           | 市域全体      | 廿日市       | 佐 伯       | 吉 和       | 大 野     | 宮 島       |         |
| 有形文化財     | 建造物       | 4         | 2         | 1         |           |         | 5         | 12      |
|           | 美術工芸品     |           | 5         | 3         | 2         | 1       |           | 11      |
| 無形文化財     |           |           | 1         |           |           |         |           | 1       |
| 民俗文化財     | 有 形       |           |           |           |           |         |           |         |
|           | 無 形       | 2         | 3         | 3         |           |         | 2         | 10      |
| 記念物       | 遺 跡       |           |           |           |           |         |           |         |
|           | 名勝地       |           |           | 2         |           |         | 2         | 4       |
|           | 動植物等      | 1         | 2         | 1         | 3         | 1       | 6         | 14      |
| 埋蔵文化財     |           | 1         | [6]       |           | [5] 8     | [1] 1   | [9] 5     | [21] 15 |
| 厳島神社関係    |           |           |           |           |           |         | [24]      | [24]    |
| 県、市町村史（誌） |           | 1         | 8         | 3         | 2         | 1       | 6         | 21      |
| 文化財全般     |           | 3         | 4         | 4         |           |         | [24]      | [24] 11 |
| 地 域 計     | 合 計       | 12 (12.1) | 25 (25.3) | 17 (17.2) | 15 (15.2) | 4 (4.0) | 26 (26.3) | 99      |
|           | 【 】内を加えた数 | 12 (7.1)  | 31 (18.5) | 17 (10.1) | 20 (11.9) | 5 (3.0) | 83 (49.4) | 168     |

※【 】のうち埋蔵文化財については、広島県教育委員会などによる調査件数、厳島神社関係・文化財全般については、国などが中心となって実施した調査件数である。また、有形文化財（建造物）欄の宮島5件は、厳島伝統的建造物群保存対策調査を含んだ数値である。

有形文化財のうち、建造物については民家と近世社寺建築、また近代化遺産に関する調査のほか宮島地域の町並み（厳島神社の門前町）に関する調査が多く、この他に寺院の詳細調査が廿日市地域（蓮教寺庫裏、極楽寺本堂）で行われているが、把握調査はわずかに佐伯地域（玖島地区）での神社だけである。また、美術工芸品は廿日市地域で社寺の什物調査が行われているが、この他にはどの地域でも古文書類が対象となっており、宮島地域については古文書調査の大半が『広島県史』、『宮島町史』などに掲載されている。

無形文化財は、廿日市地域に伝わる廿日市張子の製作技法に関する調査である。

民俗文化財は諸職、つまりさまざまな職業の調査や神楽についての調査が行われており、宮島地域や廿日市地域、佐伯地域の一部については民話や伝説も含めた聞き取りを中心とする無形の民俗文化財調査が実施されている。

記念物は、動物・植物・地質地形（天然記念物）の調査が多く、なかでも特に宮島全域及び吉和地域のレンゲツツジと大野・佐伯地域のベニマンサクについては詳細調査が行われている。

文化的景観については宮島地域は把握調査が進んでおり、大野・吉和地域においても一部が行われていることは民俗文化財の調査や県・市町村史（誌）編さんに伴う調査で確認できる。

伝統的建造物群については、厳島神社の門前町について把握・詳細調査が行われている。

埋蔵文化財は、工事などに伴う事前の緊急発掘調査を除くと、吉和地域の冠遺跡群（第4節「歴史環境」参照）の保存目的の発掘調査、そして、宮島地域での門前町以外の島内各所に分布する旧石器時代～中世・近世の遺跡の分布調査が精力的に進められている。

### (3) 未指定文化財の把握調査状況

未指定文化財について、報告書などからこれまでの調査状況を整理すると、以下のようになる。

・ **有形文化財**：建造物については宮島地域を除くと、4地域全てでほとんど実施されていない。美術工芸品は、廿日市地域と宮島地域では社寺の什物調査（絵画・彫刻・工芸品など）が実施され、その成果をもって歴史的・文化的に重要なものについて、前者は県・市、後者は国・県の文化財として指定が行われている（第2章第1節1「文化財の指定等の経過と特徴」を参照）。古文書類については各地域とも優先的に把握調査が行われ、目録も出されているが、その後の所在確認調査までは手が付けられていない。

・ **無形文化財**：廿日市地域において「廿日市張子製作技法」の調査が行われているのみで、その他は地域・種別ともに手付かずの状態である。

・ **民俗文化財**：吉和・宮島地域については詳細調査が行なわれているが、保管されているものは印刷・刊行された報告書のみで、当時の記録資料は残っていない。廿日市・佐伯地域では神楽（芸能）についてはある程度把握されているが、それ以外のものについては明らかでなく、大野地域も含めて把握調査が必要である。

・ **記念物**：廿日市地域は遺跡（史跡）・名勝地（名勝）、佐伯地域は遺跡（史跡）、吉和地域と大野地域では、記念物全てについて把握調査が行われていない。ただし、遺跡（史跡）については、次の埋蔵文化財と重複する部分が多い。

・ **文化的景観**：宮島地域の調査は進んでおり、大野・吉和地域は一部について行われていることが、有形・無形の民俗文化財の調査や、県・市町村史（誌）編さんに伴う調査



で確認できる。

- ・ **伝統的建造物群**：宮島地域のみ把握・詳細調査（保存対策調査）が実施されているが、今後、市域内の他地域についても実施しなければならない。
- ・ **埋蔵文化財**：市域全体について把握調査（分布踏査）が必要である。
- ・ **文化財の保存技術**：市域全体について把握調査が必要である。
- ・ **そ の 他**：上記以外の文化財の所産（広義の文化財）及び文化財を取り巻く周辺環境である（本計画 4 頁、「本計画の対象」を参照）。市域全体について把握調査が必要である。

表 2-6 廿日市市における未指定文化財の把握調査状況

| 種 別      |          | 地 域 |    |    |    |    |
|----------|----------|-----|----|----|----|----|
|          |          | 廿日市 | 佐伯 | 吉和 | 大野 | 宮島 |
| 有形文化財    | 建 造 物    | △   | △  | △  | △  | ◎  |
|          | 美術工芸品    | ○   | △  | △  | △  | ○  |
| 無形文化財    |          | △   | △  | △  | △  | △  |
| 民俗文化財    | 有 形      | △   | △  | ○  | △  | ○  |
|          | 無 形      | ○   | △  | ○  | △  | ○  |
| 記 念 物    | 遺 跡 (史跡) | ○   | ○  | ○  | ○  | ◎  |
|          | 名勝地 (名勝) | △   | ○  | △  | △  | ○  |
|          | 動植物 (注)  | ◎   | ○  | ○  | △  | ◎  |
| 文化的景観    |          | △   | △  | ○  | ○  | ◎  |
| 伝統的建造物群  |          | △   | △  | △  | △  | ◎  |
| 埋蔵文化財    |          | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 文化財の保存技術 |          | △   | △  | △  | △  | △  |
| そ の 他    |          | △   | △  | △  | △  | △  |

※凡例 △：調査が必要、○：一部について調査が必要、

◎：ある程度の調査が行われている。

注）動植物は、動物・植物・地質鉱物（天然記念物）である。

## 2 ワークショップによる文化財の把握

本計画の作成の過程では、令和 3 年度（10 月～11 月）に市内 5 地域で下記のように「歴史ワークショップ（地域の宝〈文化財〉の再発見）」を行った。参加者は、合計 93 名である。

- 吉和地域：令和 3〔2021〕年 10 月 6 日（水）・・・未指定文化財 49 件
- 佐伯地域：令和 3〔2021〕年 10 月 15 日（金）・・・未指定文化財 45 件
- 宮島地域：令和 3〔2021〕年 10 月 22 日（金）・・・未指定文化財 93 件
- 廿日市地域：令和 3〔2021〕年 10 月 27 日（水）・・・未指定文化財 78 件
- 大野地域：令和 3〔2021〕年 11 月 13 日（土）・・・未指定文化財 79 件

この一連のワークショップにおいては、合計 344 件の未指定文化財が明らかとなった。このなかには、今まで地元以外では知られていない文化財も数多く存在することから、今後、これらの未指定文化財の所在や内容及び現状等について確認する必要がある。

また、これらワークショップで出された未指定文化財は、市内に存在する文化財の一部であると考えられることから、文化財把握調査とともに悉皆調査を持続的に行うことの

必要性が示されたものでもある。

なお、今回のワークショップの開催概要や出された文化財のリスト及び分布図については、別冊の資料編（資料5 計画策定に伴う調査〔歴史ワークショップ〕）に掲載している。



写真 2-25  
ワークショップの作業風景  
（大野地域）



写真 2-26 ワークショップで作成したマップ（佐伯地域）

## 第3章 廿日市市の歴史文化の特性

### 第1節 廿日市市の歴史文化

本市の南端に位置する宮島は、世界遺産をはじめとして指定等文化財が集積する。また、厳島神社においては、神仏習合に基づいた特殊な神事が名称を変えて数多く伝わっている。瀬戸内沿岸には古くからの陸路（山陽道、もしくは西国街道）が通っていたが、宮島は古代末から海運の要衝でもあった。このため、この島は交易（海上交通）による利権を背景として、戦国武将なども重視した。

吉和の冠高原は、安山岩を産出する西日本有数の石器原材料の供給地で、それを加工した石器製作跡であった。また、この吉和地域をはじめとする西中国山地からは木材が市域はもちろん周辺地域にも搬出された。それらの木材は建築材だけでなく、さまざまなロクロ細工（挽物）や杓子・けん玉・算盤などの原材料として供給されている。また、瀬戸内海は早くから良好な漁場が広がっているが、大野瀬戸や宮島の周囲にはカキ筏が点在し、大野の海岸にはアサリ畑が営まれている。こうした自然豊かな土地に根付いた人びとの暮らしの中から多くの祭りや芸能が生まれてきた。

本計画における歴史文化とは、こうした歴史の流れのなかで生まれた文化財と、その周辺環境（人びとの活動・技術、自然環境や景観など）とが一体となったものと捉えている。このため、計画の作成にあたっては、本市の歴史文化の特性について次の8事象に整理する。

#### 1 石器となる石材に恵まれた冠高原

吉和地域の冠高原は、南西端に広がる標高 800～840m の高原である。北東約 4 km にそびえる冠山（標高 1,339m）から多量に噴出した火山岩（安山岩）を利用し、後期旧石器時代～弥生時代までのおよそ 3 万年にわたり高原内の各所で打製石器が作られていた。

この石器製作跡（<sup>げんさんち</sup>原産地遺跡）は「冠遺跡群」と呼ばれ、東西約 1 km、南北約 2 km と広範囲に分布する。<sup>あいらたんざわ</sup>始良丹沢火山灰（<sup>註</sup>）などの広域火山灰を間に挟んで石器群が層位的に出土するとともに石器となる良質な安山岩の原石が豊富に入手できることから、他の遺跡と比べて個々の石器が大きなことが特徴である。通常の石槍（槍先形尖頭器）の長さが 10 cm 前後なのに対して、この遺跡では 19 cm を超える長さのものも出土する。

最も古い石器群（Ⅰ期：36,000～29,000 年前）は、基盤層の火山岩礫層とその上の始良丹沢火山灰層の間から出土する。刃先を台形状に加工した石器（台形様石器）や錐状に尖らせた石器（錐状石器）を中心としたもので、中国・四国地方においては最古の後期旧石器前半期の 1 群と考えられている。

始良丹沢火山灰層の上の黄褐色土層から出土する石器群（Ⅱ期：29,000～17,000 年前）は、鋭い縁辺を刃先とし、側縁に急角度の加工を施し



写真 3-1 冠高原

たナイフ型石器や、厚手で角錘状に仕上げられた石器など（角錘状石器・三稜尖頭器）である。これらの多くは横剥ぎの素材（石材）を利用しているが、縦剥ぎの素材（石材）はカミソリ刃状のもの（石刃石器<sup>せきじん</sup>）を作り、それを棒に埋め込んで使われていた。

黄褐色土の最上層から黒色土の下層にかけて出土する石器群（Ⅲ期：17,000～12,000 年前）は、木葉形・柳葉形の槍先形尖頭器や小型のナイフ型石器などである。



写真 3-2 冠遺跡群出土の石器

黒色土層の中の石器群には石鏃<sup>せきぞく</sup>や石匙<sup>いしき</sup>などがあり、土器なども伴出することから、縄文時代～弥生時代のものと考えられている（Ⅳ期：12,000 年前以降）。

吉和盆地内（標高 600m 前後）では、冠遺跡群Ⅰ期の石器群は発見されていないが、冠遺跡群Ⅱ期以降になると、低丘陵上や段丘上などで数多く確認されている。各所に石器となる良質の安山岩の原石が存在し、個々の石器が大きな点は冠遺跡群と共通する。

南の佐伯地域（標高 300m 前後）では、石器が出土する遺跡は多いが個々の石器はそれほど大きくはない。この地域では石器となる安山岩の原石が発見されておらず、どれも冠高原等から運ばれたと推定されるが、後期旧石器時代の遺跡よりも縄文・弥生時代の遺跡数が多い。また、廿日市・大野地域と宮島地域の遺跡は、いずれも縄文時代～弥生時代のものであるが、安山岩のほかに乳白色の姫島産黒曜石<sup>ひめしま</sup>（大分県）を利用して作られた打製石器が確認されている。

このように市域の北端、冠高原などでは良質な安山岩が豊富で、旧石器時代には大型の石器が盛んに作られた。しかし、縄文時代になると、冠高原から離れた沿岸部の遺跡では、他の石材を利用した石器も補助的に使われているのである。

#### （注）始良丹沢火山灰

今から約 29,000 年前に始良カルデラ（鹿児島湾）の巨大噴火で噴出した大量の火山灰。この噴火で火砕流が陸上を流れて堆積したものが入戸火砕流で、「シラス」の通称でよく知られている。同時に噴出した火山灰のうち、空中高く吹き上げられて偏西風に乗って東方へ飛び、地上に降下したものが始良丹沢火山灰と呼ばれている。

表 3-1 「石器となる石材に恵まれた冠高原」に関する文化財一覧

#### 【代表する文化財】

- |        |        |                      |
|--------|--------|----------------------|
| ・冠遺跡群  | ・吉和地域  | ：頓原遺跡、半坂遺跡、石原遺跡      |
| ・冠山安山岩 | ・佐伯地域  | ：飯山水源池遺跡群、神宮原遺跡、田原遺跡 |
|        | ・廿日市地域 | ：地御前南遺跡、小丸山遺跡        |
|        | ・大野地域  | ：大野東中学校遺跡、大野郷遺跡      |
|        | ・宮島地域  | ：下室浜遺跡、御床浦遺跡、大川浦遺跡   |

#### 【関連する文化財】

- |      |          |         |
|------|----------|---------|
| ・冠高原 | ・始良丹沢火山灰 | ・姫島産黒曜石 |
|------|----------|---------|



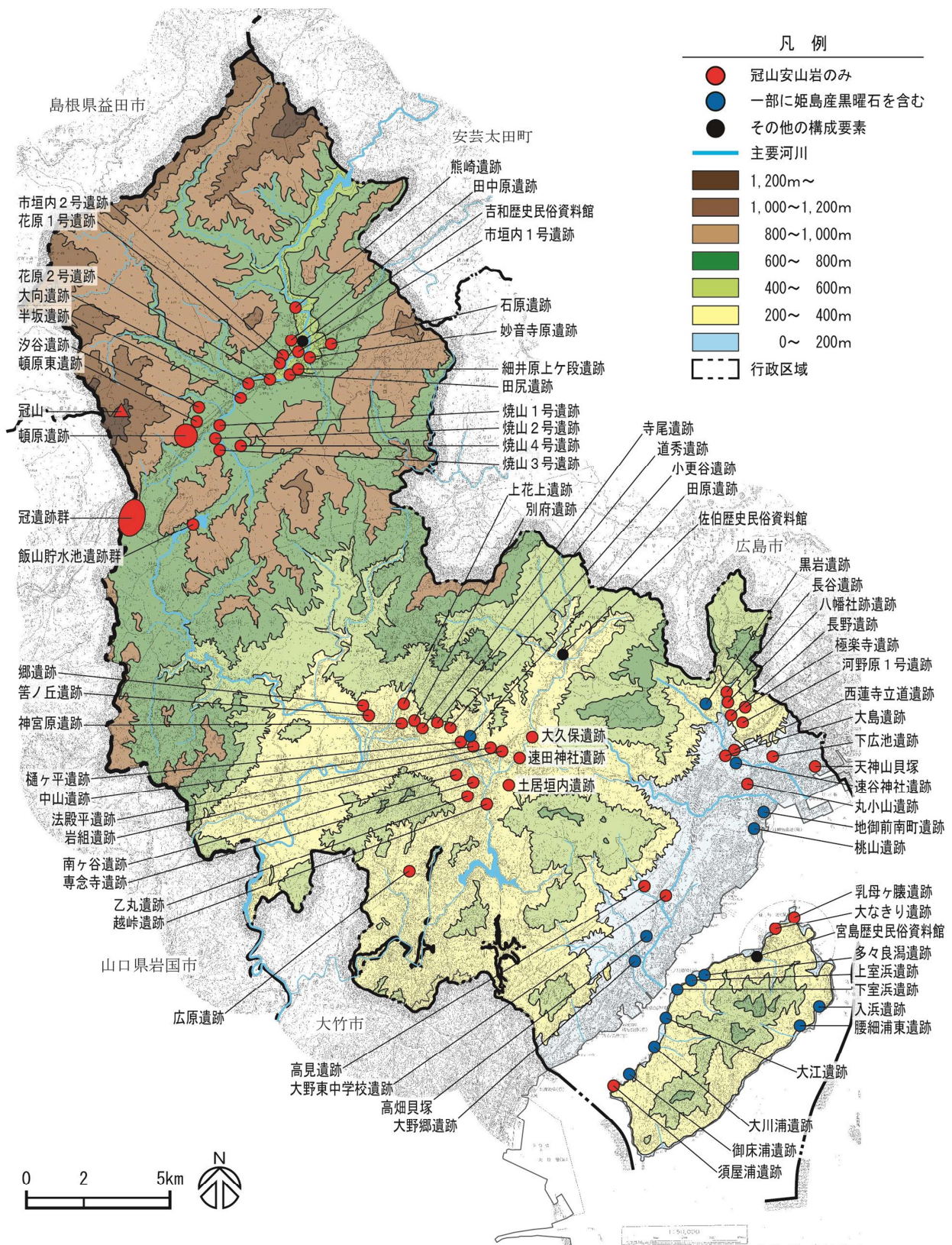


図 3-1 「石器となる石材に恵まれた冠高原」に関する文化財の分布



## 2 厳島神社と厳島信仰

厳島神社は、いわゆる宗像三女神（市杵島姫 命・田心姫 命・湍津姫 命）を祭神とし、海上守護の神として信仰され、漁民・商人の崇拝を集めてきた。古くは島の東側にそびえる弥山に対する信仰であったとされる。

国史におけるこの神社の初見は、『日本後紀』弘仁2年〔811〕7月17日条の記事、伊都岐嶋神、名神（古来から霊験あらたかな神に対する称号）の列に預かる、四時祭（春分・夏至・秋分・冬至の四時を祭日とする）である。貞観元年〔859〕に従四位下、天慶3年〔940〕には正四位上に列せられた。その後、平清盛をはじめとした平家一門の厳島神社への崇拝は特に厚く、社殿の造営や整備も行われ、神社への信仰が中央へ徐々に浸透していった。

戦国時代には、大内氏や毛利氏らの信仰が厚く、神事の復興や社殿の造営が行われている。近世においても厳島神社は徳川将軍家や広島藩の崇敬を受け、また瀬戸内海交通の要衝としても信仰を集めた。

厳島神社の神事は数多く、今日も人々の日常に根ざしている。その主なものをあげると、「桃花祭御神能」、「管絃祭」、「御島巡式」、「御島喰式」、「玉取祭」、「鎮火祭」、そしてこれらの多くの神事に伴う「舞楽」がある。

「桃花祭」は、室町時代に桃花が神前に供えられたのが始まりと伝わり、舞楽が奉納される。また、その後に能管（横笛の一種）や鼓の音が流れるなか、「神能」が神社の能舞台で数日間催される。演能は喜多流や観世流などである。

「管絃祭」は、「おかげん」とも呼ばれ、大潮の満月に近い旧暦6月17日に行われる平安絵巻さながらの海上祭典である。三弦（和琴・琵琶・箏）と三管（笙・竜笛・篳篥）に太鼓・羯鼓を加え、唐楽・催馬楽等が演奏される。祭りの当日、鳳輦に神社の御霊代を遷し、それを乗せた御座船が広島市中区江波と呉市阿賀の漕伝馬船に曳かれつつ、途中の火立岩で案内船を待ち、対岸の地御前神社に渡御する。そして、そこでの祭礼・管絃が終わると宮島に戻り長浜神社・大元神社に接岸し、祭礼・管絃を行った後に厳島神社に還御する。かつては数百の御供船（漁船など）が随行していた。

宮島の浦々に鎮座する七つの神社（杉之浦神社・鷹巣浦神社・腰少浦神社・青海苔浦神社・山白浜神社・須屋浦神社・御床神社）を船に乗って巡拝することを「御島廻式」という。

祭神「伊都岐島神」が鎮座するとき、この島を一周したという故事に基づいたものとされる。また、旧暦5月15日の「御島喰式」は、御島廻りの巡拝途中、養父崎神社の沖で鳥向楽を演奏しながら御師が祝詞を奏上する。そして、桵（ワラ製の筏）の上に3本の幣を立てて桵団子8～10個を載せ、雄雌一対の神鴉が飛来し、つえばみ上げるのを待つ神事である。上がった場合は御島廻りを続行する。

なお、大野地域の大頭神社では、旧暦9月28日の「鳥喰祭」において、「四鳥の別



写真 3-3 厳島神社の管絃祭

れ」と呼ばれる神事が伝わっている。終了後には、親鳥2羽は紀州熊野（和歌山県）へ帰り、子鳥2羽は宮島の弥山に残るといふ。

「玉取祭」は、旧暦の7月18日前後の日曜日、厳島神社本社と大鳥居の間の海中に櫓を設け、クスの木で作られた直径5寸（約15cm）の宝珠玉を若者たちが奪い合う祭りである。江戸時代には「延年祭」と呼ばれ、仏事のあとに恵比寿・大黒の福神像を奪い合っていたと伝わる。

「鎮火祭」は、12月31日の夜に行われる火難除けの祭事である。本社祓殿に祭壇を設けて「浄火」を松明に移し、御笠浜で町衆が持ち寄った松明に点火する。そして、神社の回廊入口と石鳥居の間を「ピピ」（笛の音）、「ヨイヨイ」とかけ声をかけながら何度も往復し、駆け巡るのである。江戸時代には「晦日山伏」と呼ばれ、僧侶らの行事であった。弥山（消えずの火）から降ろした松明を持ちつつ、神社で神前読経をあげていた。

「舞楽」は、平安時代末に摂津四天王寺（大阪市）から導入されたと伝わる。承安3年〔1173〕の銘のある「二の舞」、「抜頭」等の舞楽七面が現存し、後白河法皇が編集した歌謡集『梁塵秘抄口傳抄』にもこの「厳島舞楽」が記述されている。現在では正月や春秋2回の大宮祭をはじめ、主要な祭礼において舞楽奉納が行われている。舞曲は、最初に舞われる儀式的な「振鉦」の他、「蘭陵王」、「萬歳楽」、「太平楽」、「納曽利」、「抜頭」など20近くある。

厳島神社は、古くから歴代の権力者たちに崇敬され、維持されてきた。神事は数多く伝わるが、どれも人びとの日常に根ざしたもので、かたちを変えつつ現在も行われているのである。



写真 3-4 舞楽「蘭陵王」

表 3-2 「厳島神社と厳島信仰」に関する文化財一覧

#### 【代表する文化財】

- ・厳島神社（厳島社内宮）、伊都岐島神、宗像三女神（市杵島姫命・田心姫命・湍津姫命）
- ・舞楽（振鉦・萬歳楽・延喜楽・太平楽・鉦鉦・胡德楽・蘭陵王・納曽利・甘州・林歌・抜頭・還城楽・桃李花・賀殿・一曲・蘇利古・散手・貴徳）
- ・桃花祭御神能（能管・鼓）、喜多流、観世流
- ・管絃祭、地御前神社（厳島神社外宮）、長浜神社、大元神社、火立岩、御座船、江波と阿賀の漕伝馬船、唐楽、催馬楽（三弦・三管・太鼓・羯鼓）
- ・御島廻式・御鳥喰式（浦々の神社：杉之浦神社・包ヶ浦神社・鷹巣神社・腰少浦神社・青海苔神社・養父崎神社・山白浜神社・須屋浦神社・御床神社）、鳥向楽
- ・鳥喰祭（四鳥の別れ）、大頭神社
- ・玉取祭
- ・鎮火祭

#### 【関連する文化財】

- ・平家納経（神前読経）
- ・延年祭、福神像
- ・晦日山伏・松明



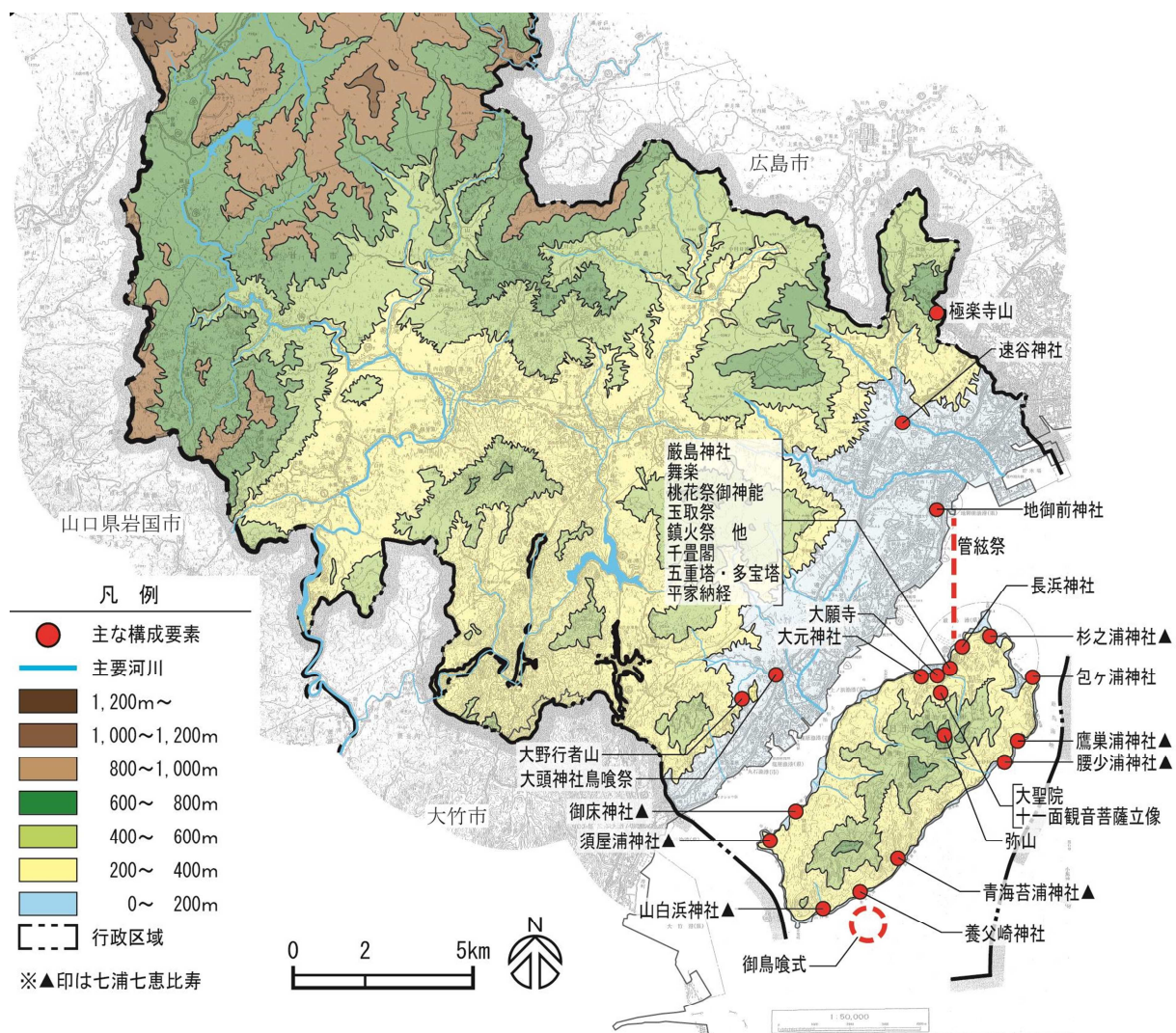


図 3-2 「厳島神社と厳島信仰」に関する文化財の分布

### 3 中世の武士たちと廿日市

平安時代末、厳島神社の神主佐伯景弘<sup>さえきかげひろ</sup>は、平清盛らを後ろ盾としてその地位を高め、安芸国内では荘園の寄進により、厳島神社領の形成が進んだ。

その後、源平の争乱〔1180～1185 年〕で平氏が破れると、安芸国内に点在する平氏側の荘園は、東国武士らに分け与えられた。そのことにより厳島神主家は佐伯氏から藤原氏（藤原親実）へ、そして安芸守護は甲斐源氏の流れをくむ武田氏（広島市安佐南区）へと代わり、また毛利氏（安芸高田市）、吉川氏（北広島町）、小早川氏（竹原市）らもこの頃に地頭職<sup>じとうしき</sup>を得て東国から安芸国内へ移住した。

藤原氏（藤原神主家）は、廿日市地域の桜尾城に本拠を移すが、その経済基盤となったのが「神領」と呼ばれた佐西郡（山里地域<sup>やまざと</sup>）である。神主家を構成する家臣団は一族や被官からなり、社領の管理者として現地に定住し、やがてはそこからの年貢の一部が給与



とされた。そして彼らは、戦国時代には「神領衆」と称されるようになった。

藤原神主家は、南北朝・室町時代を通じて周防・長門両国を支配する守護大名大内氏との結びつきを強め、安芸国内に散在する社領についても管理しようと考えた。大内氏としても周防国に接した神領の支配者、神家主を味方につけておくことの意味は大きかったのである。しかし、戦国時代初期の永正5年〔1508〕、神主藤原興親の死に端を発した神領衆同士の分裂抗争は神領を大内氏が直接支配するという事態となった。



写真 3-5 桜尾城跡

これに反発した友田（藤原）興藤は、大永3年〔1523〕に神領衆の指示を得て挙兵し、桜尾城に入って神主と称した。そして、天文10年〔1541〕に出雲の尼子氏と示し合わせ、再び大内氏に反旗をひるがえしたが、城が取り囲まれて敗死した。これによって鎌倉時代以来、300年余にわたって廿日市に君臨した藤原神主家が滅亡したのである。

桜尾城は、この地域の中心地として重視されており、大内氏や陶氏も家臣を在番させた。しかし、天文23年〔1554〕に廿日市宮内の折敷畑（明石口の戦い）で陶氏家臣の宮川房長が戦死すると（宮川甲斐守切腹岩）、毛利元就は佐西郡北部（山里地域）に点在していた陶方の諸城を奪うとともに、翌弘治元年〔1555〕10月16日の厳島合戦で陶晴賢を破った。この戦いは、その後の毛利氏の中国地方統一への分岐点となる。

こうしたなかで、廿日市地域に所在する洞雲寺は藤原神主家が長享元年〔1487〕に創建し、陶氏の菩提寺、周防龍文寺（山口県周南市）の僧侶、金岡用兼を招いて開いた禅宗寺院である。彼は、文明5年〔1473〕に焼失した曹洞宗大本山永平寺（福井県）の伽藍を復興している。毛利氏支配の頃には、桜尾城主の桂元澄や穂田（毛利）元清の菩提寺となり、天正15年〔1587〕の豊臣秀吉の九州下向では、羽柴秀長が宿所とした。

この洞雲寺には、永正7年〔1510〕に書写された「正法眼蔵」や、藤原神主家・大内氏・陶氏・毛利氏に関係する中世文書、金岡用兼禅師ゆかりの品々が伝わる。また、境内には友田（藤原）興藤・陶晴賢（全姜）・桂元澄夫妻・穂田（毛利）元清夫妻らの墓碑が建立されている。

廿日市地域の極楽寺は、標高693mの極楽寺山の山頂近くに建つ寺院で、開基は天平9年〔737〕とされる。現在の本堂（桁行三間、梁間三間、四方裳階付きの方形造り、二重屋根は柿葺き、向拝は唐破風）は享保4年〔1719〕に再建されているが、部材の多くは前身建物（永禄5年〔1562〕、毛利元就による再興）のものを再利用しており、法界寺阿弥陀堂（京都市）に類似すると言われている。

なお、本堂の十一面千手観音菩薩坐像は、平安時代中期の作である。

厳島神主家は桜尾城を本拠とし、市域の北部に広がる神領（山里地域）を経済基盤としていた。その後、毛利元就の中国地方統一の契機となった地で、市内の寺院には関係する武将ゆかりの文化財が伝わっているのである。

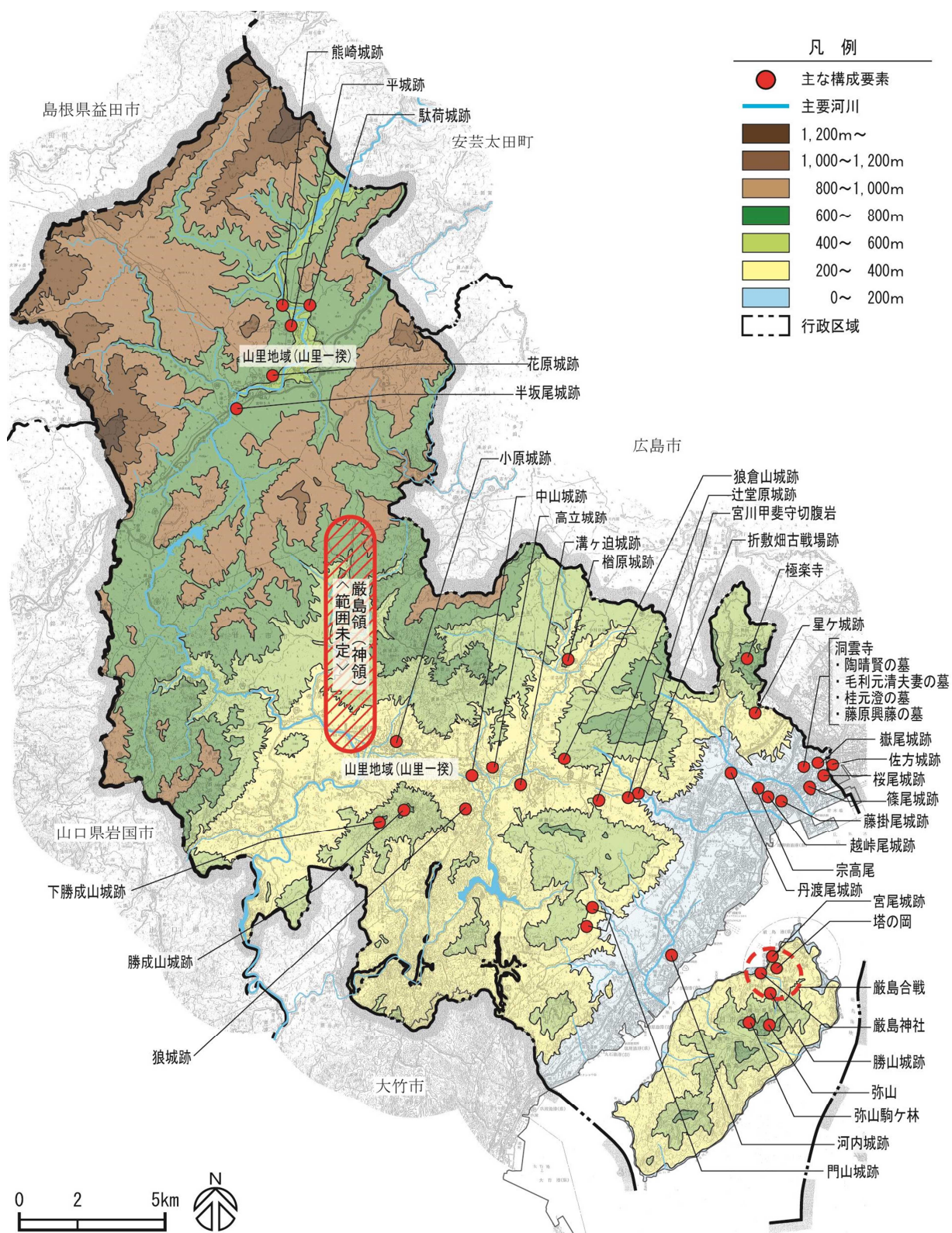


図 3-3 「中世の武士たちと廿日市」に関する文化財の分布



表 3-3 「中世の武士たちと廿日市」に関する文化財一覧

【代表する文化財】

- ・厳島神社
- ・厳島神社領（厳島社領・神領、土豪：神領衆）
- ・折敷畑古戦場跡（折敷畑の戦い、明石口の戦い）
- ・宮尾城跡（要害山）、勝山城跡、塔の岡（厳島の戦い）
- ・陶全姜の墓（洞雲寺）
- ・洞雲寺（藤原神主家の菩提寺）
- ・桜尾城跡（厳島神主家）
- ・山里地域（佐伯・吉和地域、山里一揆、中山城跡）
- ・宮川甲斐守腹切岩
- ・弥山駒ヶ林

【関連する文化財】

- ・毛利元清夫妻の墓（洞雲寺）
- ・大内氏館跡（山口市）
- ・桂元澄・藤原興藤の墓（洞雲寺）
- ・銀山城跡（広島市安佐南区）

## 4 人びとの往来とモノの移動

本市における人々の暮らしや産業、文化、そして政治を支えてきた基盤として街道と海道がある。瀬戸内海沿岸には西国街道（近世山陽道）、内陸には津和野街道などが通り、内海の港湾都市の1つとして繁栄した宮島が存在する。そして、これらに培われた有形・無形の文化財が今に伝えられている。

西国街道は、京都（東寺口）から淀川右岸を通り、大坂を経ないで瀬戸内北岸沿いに下関、九州に至る江戸時代の幹線道路で、五街道に次ぐ規模であった。寛永10年〔1633〕の幕府巡見使の巡行を契機として宿駅や一里塚、街道松、また石畳などが整備された。広島藩内の宿駅は広島城下のほかに西から玖波宿、廿日市宿、海田市宿、西条四日市宿、本郷宿、三原宿、尾道宿の7宿駅が設けられ、街中の本陣・脇本陣は大名の参勤交代、また藩主や幕府役人などの視察に利用された。市域では、この街道の痕跡を廿日市や地御前の旧道に沿った町並み、また「西国街道松」などにうかがうことができ、大野地域の向原地区などには良好な石畳道が確認されている。

津和野街道は、廿日市の宮内で西国街道と結節し、内陸の津和野（島根県津和野町）に通じる。津和野藩主が参勤交代に利用し、途中の六日市宿（島根県吉賀町）や宇佐郷大原宿（山口県岩国市錦町）には本陣が設けられた。また、国境近くの中道には石畳が残る。廿日市宿の東端、桜尾城跡の麓には津和野藩御船屋敷がおかれ、津和野藩主らはここから大坂蔵屋敷まで海路を移動した。なお、キリスト教禁止政策のなかで、幕末から明治初頭〔1867～1870頃〕にかけては長崎浦上地区の信者ら（いわゆる潜伏キリシタン）がこの街道を通り、津和野の山中、乙女峠に幽閉された歴史もある（浦上四番崩れ）。

一方、中世、瀬戸内海を航行する廻船は大半が宮島に寄港するため、東は音戸瀬戸（呉市）、西は大畠瀬戸（山口県柳井市）を通過する航路が設けられていた。宮島は、厳島神社の門前町としてだけでなく、瀬戸内海中央部の港湾都市として栄え、博多や堺はもちろん明国などの商人らを乗せた大型船（遣明船）が行き来するとともに、南方から坊津（鹿児島県南さつま市）や油津（宮崎県日南市）などの港を経由して、都に輸送される物資も中継していた。特に有力守護大名の大内氏と細川氏は、遣明船の主導権をめぐって大永3年〔1523〕に中国寧波（現浙江省）で衝突し（寧波の乱）、大内氏がこの貿易を独占したことで、その後に陶氏や毛利氏らがこの島を重視したのも交易の利権からである。厳



島神社には、博多講衆 20 名が寄進した銅製釣燈籠（重要文化財）や堺商人らが寄進した多量の絵馬などが伝わっている。

本市は、西国街道と津和野街道が通り、宮島は海上交通の結節点であった。このため、さまざまな文化が伝わりそれらが交わることで、独特の文化が生まれたのである。

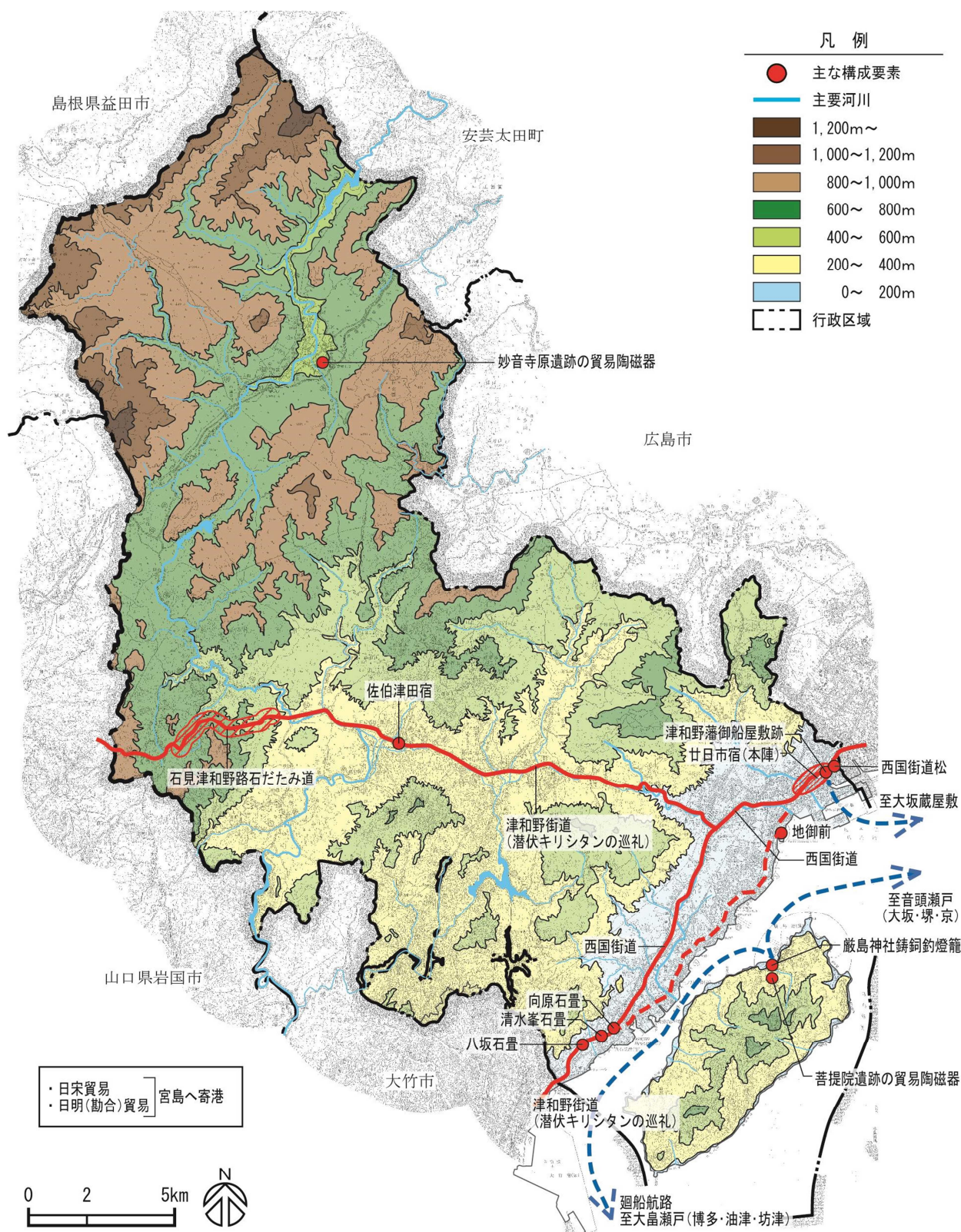


図 3-4 「人びとの往来とモノの移動」に関する文化財の分布

表 3-4 「人びとの往来とモノの移動」に関する文化財一覧

【代表する文化財】

- 西国街道（近世山陽道、長崎街道）
- 廿日市宿（宿駅、本陣、脇本陣）
- 町並み、街道松、一里塚、津和野藩御船屋敷
- 厳島神社の門前町、瀬戸内中部の港湾都市（廿日市市宮島町重要伝統的建造物群保存地区）
- 厳島神社の鋳銅釣燈籠、奉納された絵馬群
- 津和野街道（石見津和野路石たたみ道）
- 津和野宿
- 佐伯津田宿（本陣）
- 宮島菩提院遺跡出土の貿易陶磁器

【関連する文化財】

- 潜伏キリシタンの巡礼（浦上四番崩れ）
- 日宋貿易
- 日明（勘合符）貿易、（遣明船）

## 5 近現代の戦争の記憶

慶応元年〔1865〕5月に始まった第二次長州戦争は、翌2年9月に宮島の大願寺において行われた幕府軍艦奉行の勝海舟と長州藩の広沢真臣らとの会談で終結した。しかし、この戦いは「芸州口の戦い」と呼ばれたように、市域の村々が戦いの場となった。なかでも佐伯地域の津田槇が峠では、敵の弾丸から身を守るために堡壘を築いていた長州軍を幕府軍が奇襲し、多くの戦死者が出たと伝わる。また、大野地域の滝の下や四十八坂付近では激戦が繰り返され、戦死者は大頭神社近くに葬られた。この場所は千人塚と呼ばれている。廿日市宿では長州軍の東征を阻止するため、広島藩兵により町家に火が放たれた。記録によると、町家全体のほぼ三分の二が焼失したと伝わっている。

明治時代に入るとわが国は、隣接する朝鮮半島が清国やロシアの支配下に入ることを最も恐れた。明治27年〔1894〕に日清戦争が勃発するが、多量の物資を大陸に発送するため、山陽鉄道（現山陽本線）が広島まで開通した。そして広島に大本営等が置かれるとともに、南の宇品港は大陸へ兵士や物資を送るための輸送基地となり、付近には数多くの赤レンガ倉庫群が建てられた。この頃から厳島神社の通称千畳閣には、戦争に従軍する兵士らが無事の帰国を祈った杓子が多量に奉納されていく。

また、小さな漁村であった賀茂郡呉浦（呉市）に海軍工廠が設けられ、これを防衛するための要塞が広島湾を取り囲むかたちで築かれた。この広島湾要塞は、大野瀬戸から音戸瀬戸の間の島々に大規模な砲台7か所と堡壘6か所が設置されたものである。

このうち宮島の北岸には室浜砲台、南岸には鷹ノ巣高砲台と鷹ノ巣低砲台が据えられ、さらに包ヶ浦には陸軍省兵器補給廠の包ヶ浦分廠がおかれた。弾薬をはじめとする物資の補給基地や兵器工場（陶器製の手榴弾工場）等も設けられ、それを運搬するための道路が島内に整備された。島内の県道や市道は、大半がこれを利用している。

太平洋戦争が始まると、飛行機による空襲に備えて、宮島西端の岩船岳や対岸の地御前にある通称海軍山（地御前キラキラ公園）、佐伯地域の栗栖向山・玖島吉末などの山頂に防空監視所が設置された。また、特殊鋼を量産するために大野地区の大野鉾山では主にタングステン鉾の採掘がはじまるとともに、多くの電力供給を目的として小瀬川上流には栗栖川発電所が設けられたのである。

なお、昭和20年〔1945〕8月6日、広島市に原子爆弾が投下された際には、廿日市・大野地域の国民学校や役場が仮設の救護所となった。また、大野陸軍病院にも多くの市民



が収容された。

本市は、幕末の第二次長州戦争では戦場となった。その後の日清・日露戦争、また太平洋戦争では直接的な被害はなかったが、さまざまな戦争関連施設が設けられ、一部の遺構は戦争遺跡として現在も伝わっている。

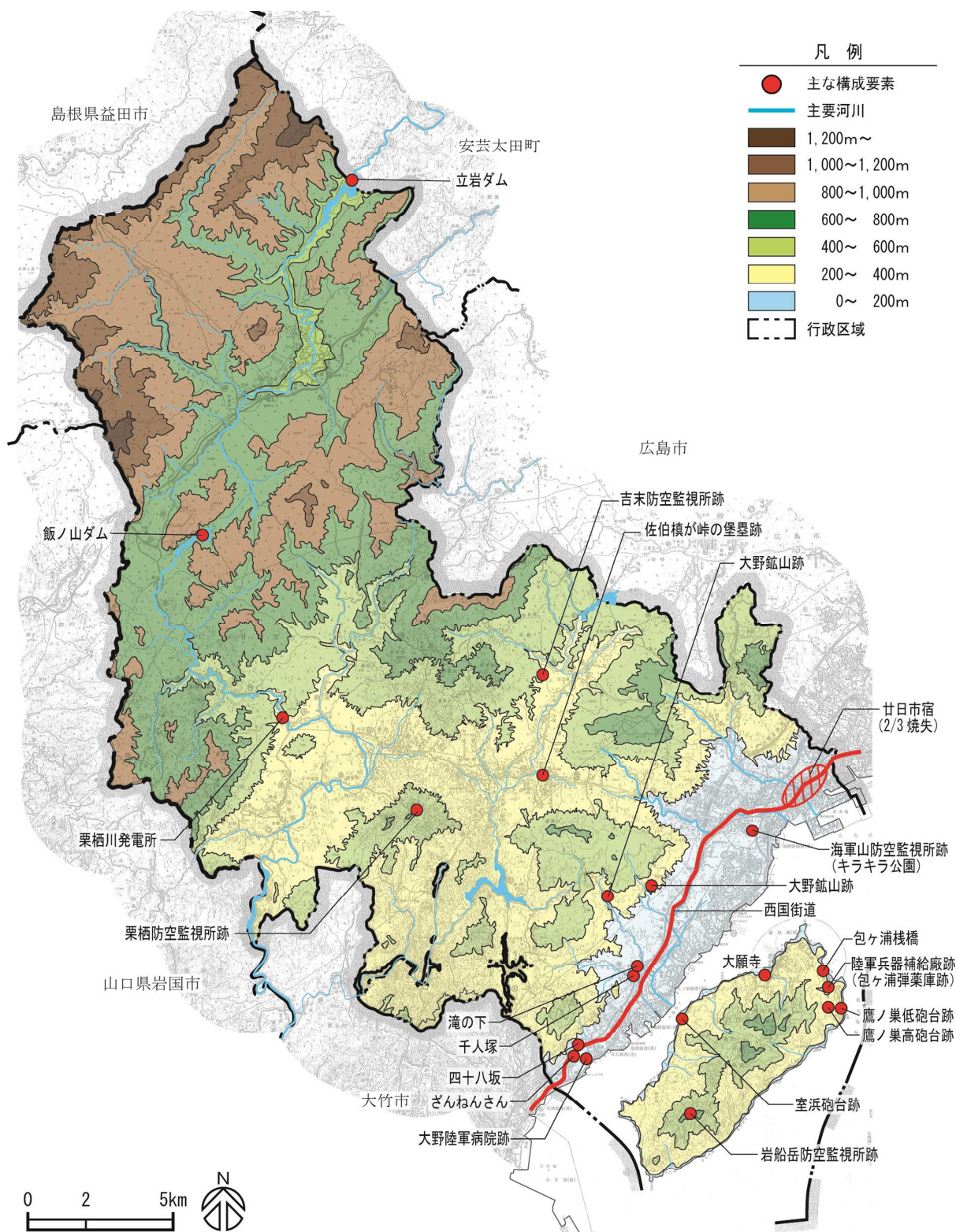


図 3-5 「近現代の戦争の記憶」に関する文化財の分布



表 3-5 「近現代の戦争の記憶」に関する文化財一覧

【代表する文化財】

- 第二次長州戦争（大願寺、勝海舟と広沢真臣の会談）
- 滝の下、四十八坂（古戦場跡、大頭神社の千人塚）
- 厳島神社の千畳閣（奉納杓子）
- 宮島包ヶ浦（物資補給基地、兵器工場など）
- 防空監視所跡（宮島岩船岳、地御前海軍山、栗栖向山、玖島吉末）
- 大野鋤山跡（タングステン鋤）
- 大野陸軍病院跡
- 津田槇が埜の堡壘跡  
（長州戦争古戦場津田槇が埜）
- 宮島室浜砲台、鷹ノ巣砲台跡  
（低・高砲台）
- 山陽鉄道（広島駅～徳山駅間）
- 栗栖発電所

【関連する文化財】

- 廿日市町家焼失図（慶応2年）
- 野坂、大願寺文書など

## 6 海・山のめぐみと食文化

本市には、瀬戸内海の島から西中国山地の山々まで多彩な気候風土が広がっている。

佐伯地域の北部、小瀬川上流の万古溪ではニジマスを淡水によって養殖しているが、その養魚場でふ化させた稚魚を2年弱育て、その後、瀬戸内海の大崎上島（広島県大崎上島町）付近の海域で海水養殖したものを「広島サーモン」と呼んでいる。また、太田川の上流、吉和地域の中津谷や細見谷には八郎杉がブナやナラの自然林の中に生育しており、その背後の冠山（標高1,339m）や十方山（標高1,328m）の雪解け水が流れ込む溪谷である。地元の漁業共同組合が維持管理し、ゴミやアマゴ等の溪流釣りが盛んに行われている。遠方からの釣り客も多い。

瀬戸内海では、古くからさまざまな網漁が行われていた。漁獲量はタイ・アナゴをはじめ、チヌ・カレイ・エビ・タコ・ナマコが比較的多い。カキは、明治の初め頃から養殖されていたが、竹製筏による養殖が考案されると各地に広まった。カキ筏の風景はこの地域における風物詩の一つとなっている。

また、これらの食材を利用した「鯛素麺」、「あなご寿司」、「あなごめし」などの郷土料理や各種の特産品なども継承されており、毎年2月には「宮島かき祭り」をはじめ、「地御前かきまつり」や「大野かきフェスティバル」が開催され、市内外から多くの来場者で賑わっている。

さらに、大野の海岸では他所に例を見ない広大な「あさり畑」が営まれており、「大野あさり」として農林水産省の地理的表示保護制



写真 3-6 大野かきフェスティバル



写真 3-7 大野の「あさり畑」

度登録産品（G I）となっている。全国的にも珍しい地割りによって、個々人が漁業権を持ち、畑の維持理管を行っている。

一方、市域の各所では、さまざまな種類の農園（野菜畑）とともに果樹園が営まれている。野菜畑で採れた大根・にんじん・ごぼう・里芋とともに、こんにゃく・椎茸・油揚げなどを出し汁で煮て、醤油や酒・塩で味を調える煮物（「はっすん」、「のっぺい」、「にしめ」と「角寿司」は有名である。

果樹園は、昭和戦前までは柿・桃・夏みかん・ビワ・ネーブル・洋梨・りんごが多かったが、その後は梨・栗・葡萄・みかん・ブルーベリー・イチゴなどに替わっていった。

この他に、佐伯地域で生産されている「佐伯長ナス」は、昭和49年〔1974〕からの米の減反政策に伴って栽培が始まった。降水量が多く、昼夜の温度差が著しいことを活かして栽培されているが、1株から長さ30～40cmの実が3本しか取れない希少種である。廿日市地域の宮内では、榊井光次郎がアメリカから持ち帰ったイチジクの苗木が「榊井ドーフィン」として生産販売されてきた。現在では国内で栽培されているイチジクの8割がこの品種である。キウイフルーツについても国産苗の生育に成功している。また、近年では平良イチゴの復活がみられる。

吉和地域では、清流を利用したワサビ田が作られている。大正期に石見地域から導入されたと伝わっており、昭和30年〔1955〕頃から本格的に谷間が開田され、今に至っている。昭和58年〔1983〕には水害に強い畳式栽培法（ワサビ田）も始まった。また、近年ではルバーブ（食用大<sup>だい</sup>黄<sup>おう</sup>）の生産にも力が入れている。

本市は、瀬戸内海の宮島から標高1,000mを超える西中国山地と南北に長く、四季折々に特徴的な海の幸、山の幸が豊富に手に入る。これらを使ったさまざまな食文化が今に伝わっているのである。



写真 3-8 佐伯長ナス

表 3-6 「海・山のめぐみと食文化」に関する地域資源と文化財一覧

【代表する地域資源】

- ・漁業（タイ・アナゴ・チヌ・カレイ・エビ・タコ・ナマコなど）
- ・カキ（かき祭り、カキ筏）
- ・大野あさり（あさり畑）
- ・淡水魚（ニジマス〈広島サーモン〉・ゴキ・アマゴ〈溪流釣〉）
- ・果樹、農園（柿・桃・夏みかん・ビワ・ネーブル・洋梨・りんご・梨・栗・葡萄・みかん・ブルーベリー・イチゴ・キウイフルーツ・ルバーブ・「佐伯長ナス」・「榊井ドーフィン」〈イチヂク〉）
- ・ワサビ（ワサビ田）

【関連する文化財】

- ・宮島、大野瀬戸（瀬戸内海国立公園）
- ・万古溪（市指定名勝）
- ・冠山、十方山
- ・吉和中津谷、細見谷（八郎杉・ブナ・ナラ）



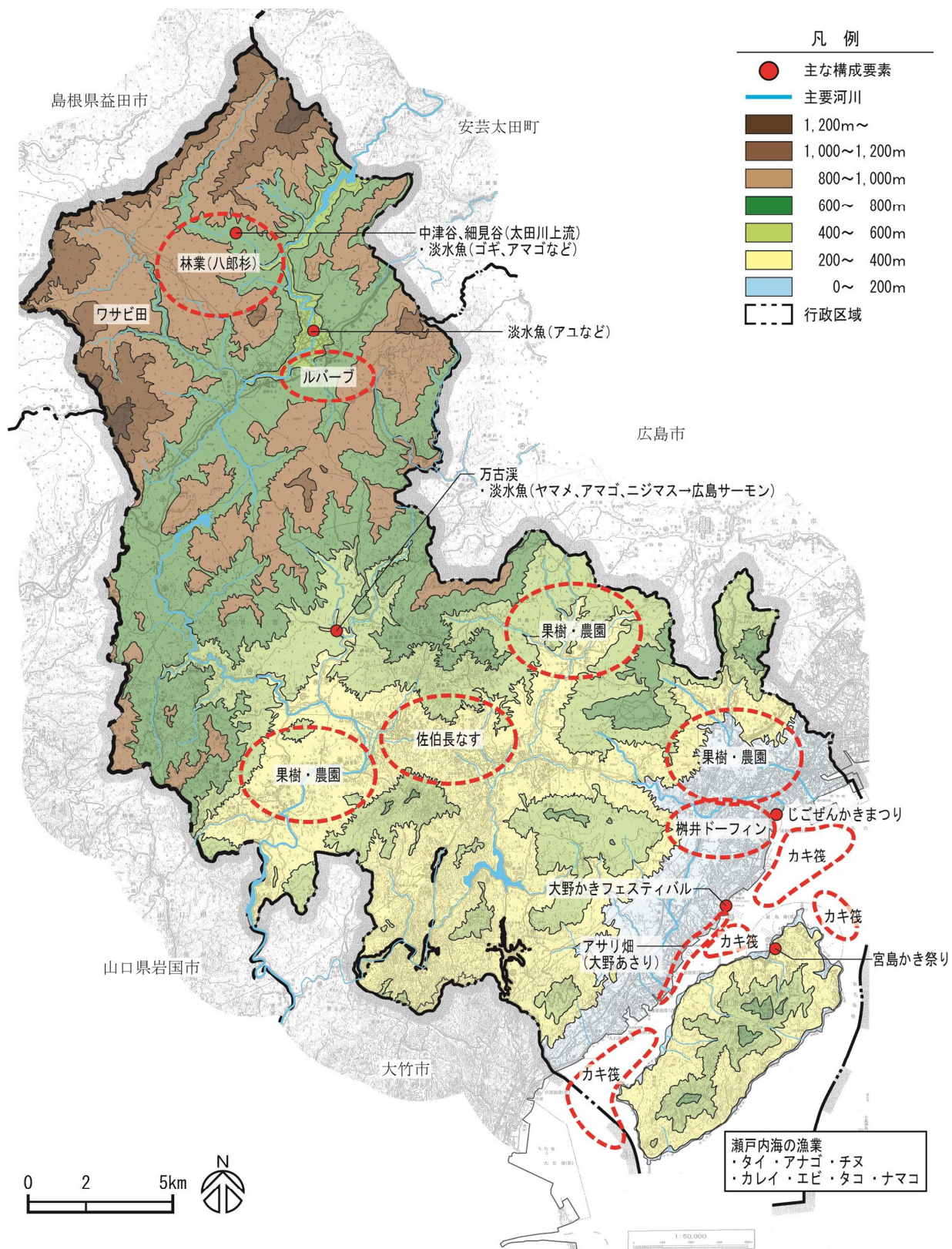


図 3-6 「海・山のめぐみと食文化」に関する地域資源と文化財の分布



## 7 はつかいちの木工文化

広島・島根・山口県にまたがる西中国山地では、江戸時代もしくはそれ以前から木地師<sup>きじし</sup>によってさまざまな挽物（木製の器）が作られていた。吉和の山中には木地師の集落跡（木地屋敷跡<sup>きじやしき</sup>）や彼らの墓石<sup>ぼせき</sup>が存在し、道具としてのロクロや、生産された製品が伝わっている。

また、本市の沿岸部は、古くから西中国山地の木材や木地製品の集積地や積出港<sup>ちづめちよう</sup>として栄えてきた。寛永15年〔1638〕の廿日市地詰帳<sup>ちづめちよう</sup>や宿場町絵図の中に「材木町」の名が見え、古くから佐伯郡内の山間部から木材が運び出され、それを扱う商人らがいたと考えられる。こうしたなかで、伝統的工芸品の宮島細工は、鎌倉時代に行われた厳島神社の再建に伴い、神主となった藤原親実に招かれた宮大工や指物師<sup>さしものし</sup>の技術が起源だと伝えられている。

このうち宮島細工は、木目の美しさを活かした木地仕上げが特徴で、丸盆・菓子器・茶道具などのロクロ細工、また盆・菓子器・衝立などに施される宮島彫りなどがある。昭和57年〔1982〕には国の伝統的工芸品に指定された。宮島名物としておなじみの杓子<sup>しんせん</sup>は江戸時代後期、神泉寺の修行僧誓真が、厳島神社（大願寺）の厳島弁財天が持っていた琵琶の形から思いついて製作を始めたといわれている。

また、木工製品は江戸時代、傘用「ろくろ」（傘を開閉する際の骨を束ねる部品）などのロクロ細工を中心に発展し、明治10年〔1877〕頃からは木工玩具の製造が始まった。昭和初期からは近代的な木工業へと発展し、高い技術を活かした家具や住宅用建材などの製造に力が入れている。

そして、大正10年〔1921〕には、日本で初めてとなる、「けん玉」の原型「日月ボール」の量産が市内の木工所で開始された。最盛期の1970年代には年間40万個以上のけん玉を製造し、全国の生産数の7割を占め外国にも輸出した。本市は「けん玉発祥の地」といわれている。その後、製造業者の転廃業が続き、平成10年〔1998〕には最後の1社も生産を中止した。しかし、多くの人々が復活を望み、平成13年〔2001〕には、はつかいち観光協会、廿日市商工会議所、廿日市市等が連携し、廿日市市木材利用センターでけん玉の製造を復活させ、子供たちへのけん玉普及にも取り組んでいる。

本市における木の文化は多くの人びとに培われ、地場産業へと継承・発展してきた。これらは現在に生きる文化財、さらには世代を超えた重要なコミュニケーションの道具の一つとなっているのである。



写真 3-9 「宮島彫り」の丸盆

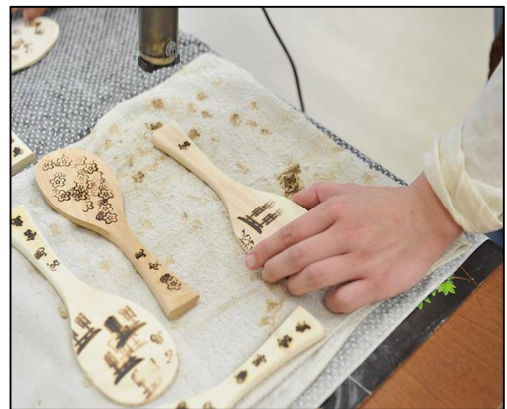


写真 3-10 杓子づくり

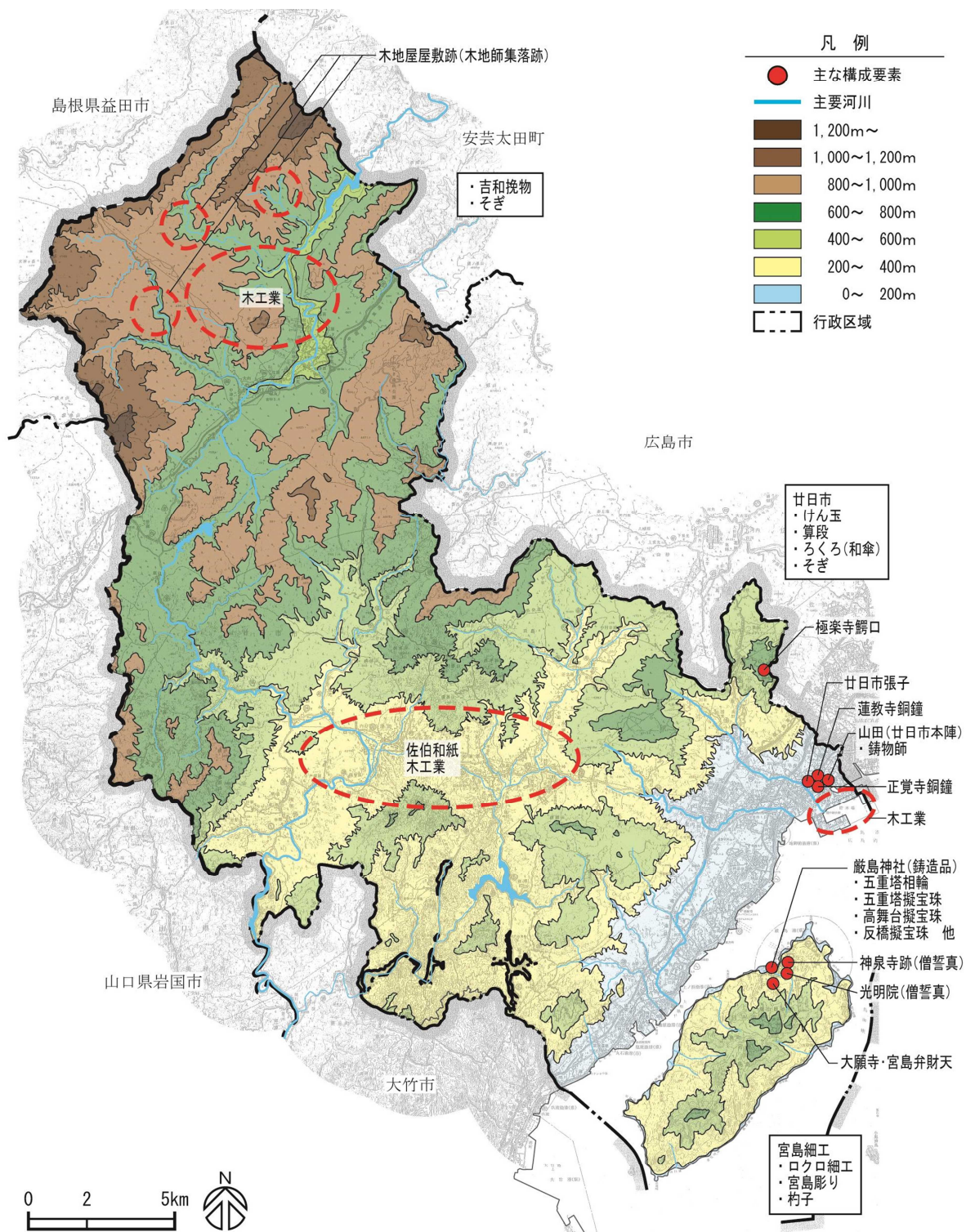


図 3-7 「はつかいちの木工文化」に関する文化財の分布



表 3-7 「はつかいちの木工文化」に関係する文化財一覧

【代表する文化財】

- ・厳島神社の再建（承元元年〈1207〉、貞応2年〈1223〉に焼失）
- ・けん玉（原型：日月ボール、けん玉発祥の地、けん玉の復活）
- ・宮島細工（ロクロ細工、宮島彫り、杓子）
- ・家具、住宅用建材の製造生産

【関連する文化財】

- ・誓真さん
- ・厳島弁財天（大願寺、琵琶）

## 8 暮らしの中に息づく芸能と祭り

南北に長い本市には、生活の中から生まれた民俗芸能をはじめとするさまざまな無形の民俗文化財が各地で継承されている。

このうち「安芸十二神祇」は、旧佐伯郡内（廿日市市を中心に東は広島市西部、西は大竹市域）に広がる神楽で、天神（天津神）七神、地祇（国津神）五神を合わせた十二神を神聖な数とみなし、面を被らない（素面）で舞う儀式舞と、面を被って（着面）で神々を演じる神祇舞からなる。十二番の舞を奉納するので「十二神祇」と呼ばれている。



写真 3-11 安芸十二神祇

この神楽の特徴は、舞いのテンポが速まるにつれて次第に神がかり状態となり、失神して倒れるという「託宣の舞」で（「死に入り」という。）、その年の豊作か凶作かの神託を受けるものである。古くは神社の神職が中心となって担っていたが、現在は神社の氏子らがそれを伝えている。廿日市地域の伊勢神社神楽団（原神楽）や川末斎庭神楽団、また佐伯地域の津田神楽団（津田神楽）をはじめ、河津原神楽団・浅原神楽団・栗栖神楽団が「お神楽」、「注連口」、「八岐大蛇」、「三本薙刀」、「灑水」、「恵比寿」、「大江山」、「塵倫の舞」と、「天臺將軍」や「將軍弓舞」（將軍舞）などを継承する。

この他に廿日市地域では、「渡御式」、「やっこ」、天満宮の「秋祭り」、洞雲寺の「花祭り」、極楽寺の「大茶盛」、地御前神社の「御陵衣祭」（馬とばし）、廣田神社の「獅子天狗舞」、佐伯地域では「友和おどり」（盆踊り）、「浅原盆踊り」、津田八幡神社の「渡御式」、河津原八幡神社の「渡御式」、河内神社の「湯立神事」、吉和地域では美濃木神社の「夜神楽」や「吉和音頭」、大野地域では大頭神社の「秋祭り」や「獅子舞」などがある。また、宮島地域では「宮島踊」や大元神社の「百手祭」（御弓神事）が行われ、四宮神社の「宮島のタノモサン」（田面船・田の実船）は農作物に感謝し豊作を願う祭りで、記録作成などの措置を講ずる必要がある。



大野地域に点在する浜辺（上の浜・下の浜・梅浜・塩屋・片浜など）には、それぞれに古くから胡子神社が祀られている。大漁や海上安全の祈願を目的としたもので、現在も講が形成されており、漁業関係者からの信仰が篤い。

説教源氏節人形芝居は、江戸末期に創始され、尾張名古屋を中心に全国に広まった浄瑠璃の一種である。廿日市地域の原には明治16年〔1883〕に伝わったが、現在まで伝承されているものは国内に2か所しかない。

新内の語り口に説経節の曲節を加え、人形芝居を上演する。また、「でこ」と呼ばれる人形を1人で1体操するという、古い人形遣いの形を残している。

このように「安芸十二神祇」は、託宣の舞と呼ばれる個性的な神楽で、旧佐伯郡内にある神社の氏子らが伝えている。また神社や寺院では、人びとの年中行事に沿った祭りなどが現在も盛んに行われているのである。



写真 3-12 秋祭りの風景

表 3-8 「暮らしの中に息づく芸能と祭り」に関する文化財一覧

#### 【代表する文化財】

- ・安芸十二神祇神楽（天神七神、地祇五神）      ・津田神楽（津田神楽団、演目：荒平など11演目）
- ・原神楽（伊勢神社神楽団、演目：神おろし・湯たて・所務分・荒平・天臺将軍など）
- ・河津原神楽団（演目：お神楽・注連口・八岐大蛇）      ・栗栖神楽団（演目：大江山・塵倫）
- ・浅原神楽団（演目：三本薙刀・灑水・恵比寿）
- ・宮島踊り、大元神社百手祭、宮島のタノモサン
- ・渡御式、花祭り、盆踊り、秋祭り、獅子舞、夜神楽、湯立神事      ・説教源氏節人形芝居

#### 【関連する文化財】

- ・廿日市市内の神社仏閣、祠      ・「<sup>しよひかえ</sup>諸控」（文献資料）      ・眺楽座（廿日市市民俗芸能伝承館）

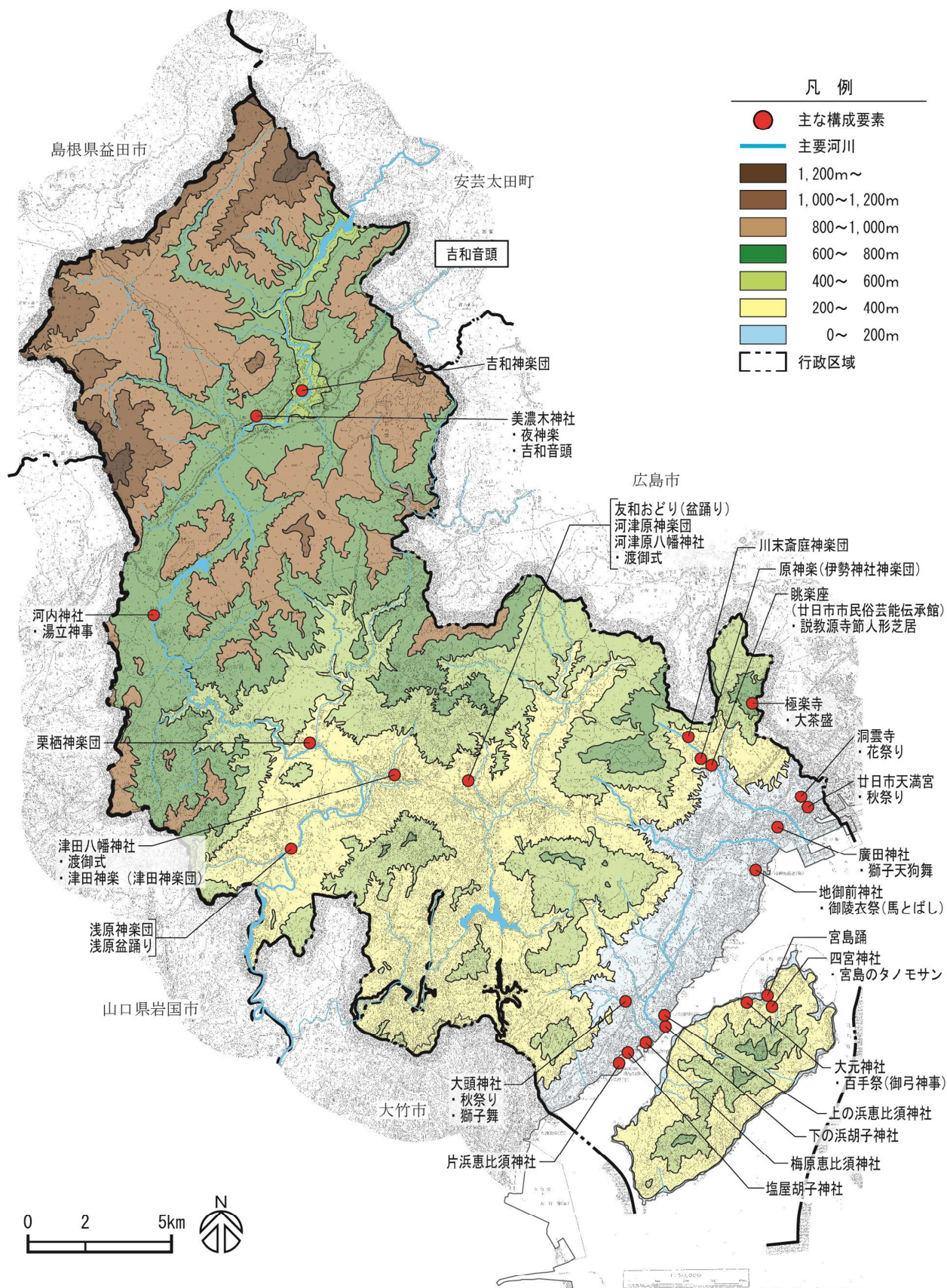


図 3-8 「暮らしの中に息づく芸能と祭り」に関する文化財の分布



## 第2節 歴史文化の全体的なまとめ

本市の北端、吉和冠山などの山岳部で産出する安山岩製の打製石器は、中国地方の西部を中心に各地から出土する。しかし、一方でこの地域一帯にはブナ林が広がっており、この中に生育する良質な天然スギ（八郎杉）は、早くから伐り出され、建築部材や木製の日用雑器として利用された。中世には、南の高原部まで含めた山間部が厳島神社の神領と位置付けられ、この地域の木材を使った産品は、津和野街道や大野瀬戸等を介して神社にも供給されている。また、近世の西国街道廿日市宿の中にはこれらを取り扱う商人らの町が存在し、宮島ではこの材木を利用して宮島細工が作られた。近代になると、沿岸部では木工玩具の製造も始まり、現在では輸入木材も利用して、家具や住宅用建材等が製造されている。

そして、宮島の厳島神社は、古くから航海の安全、海上守護の神として多くの人びとから崇敬されている。社殿群とともにさまざまな神事が今日まで伝わっているのである。島内の町並みはこの神社の門前町として形成されたが、博多や堺などを結ぶ内海航路の港町としても発展したため、中世にはこの利権をめぐり大内氏・陶氏や毛利氏らが争った。この争いは沿岸部や山間部の神領内にも広がったため、街道沿いには山城跡が数多く確認されている。さらに近世末の第二次長州戦争では、市域が長州藩と接することから主戦場の1つとなり、終戦の会談も宮島で行われた。明治以降には、宮島にも弾薬などの補給基地や兵器工場、巨大な砲台等が設けられた。

南北に長い本市は、瀬戸内海の島から標高1,000mを超える西中国山地の山々というように多彩な気候風土が広がっており、これが木材関連産業をはじめ、農業や漁業などを支える基盤となり、特徴的な信仰や民俗芸能、さらには食文化が生み出され、育まれてきた。

そこで本計画は、これらを踏まえた総合的な保存・活用の観点から、廿日市市の歴史文化の特性を次のように表現する。

### 廿日市市の歴史文化の特性

本市は南北に長く、南に宮島（世界遺産「厳島神社」）、北には吉和冠山（冠遺跡群）が広がり、その間にも数多くの有形・無形の文化財や自然のめぐみが存在し、そこに人びとの暮らしがある。

これらの中には、現在は活用が限定的なもの、体験が難しいもの、埋もれた存在であるものもあるが、今後の取組によって、「歴史文化を守り・活かし・伝えるまち」となる条件と、可能性を備えている。



～文化財の保存・活用を意図した全体的・包括的な特徴～

**多彩な気候風土から生まれた歴史文化や生業と、人びとの暮らし**



## 第4章 文化財の保存・活用の将来像と現状・課題

### 第1節 保存・活用の将来像

#### 1 廿日市市が目指す将来像

文化財の保存・活用は、文化財保護法の改正（平成30年〔2018〕6月）で示されているように、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで取り組んでいくことが求められている。

したがって、行政や文化財の所有者・保持者、関係する団体、市民などの文化財に対する理解と保存・活用への協力や支援、また参加が重要となる。そして、本市を訪れた人々などにも、本市の歴史文化と文化財に興味・関心を持ってもらうことが期待される。

また、『広島県文化財保存活用大綱』では、目指す将来像を次のように掲げており、その実現に本市としても寄与する必要がある。

#### 『広島県文化財保存活用大綱』

**目指す将来像：**県民、関係団体など多様な関係者が文化財及び周囲の自然環境・景観・伝統行事などの一体的な保存・活用に取り組むことを通して、県民一人ひとりが地域に誇りと愛着を持ち、内外から魅力ある地域として選ばれています。

そこで、市民をはじめ、市内外の人々が文化財を共有し、地域社会総がかりでその保存・活用が進んで行くよう、第3章第1節「廿日市市の歴史文化」を踏まえ、さらに『広島県文化財保存活用大綱』に準拠して、目指す将来像を次のように設定する。

#### ● 歴史文化の特性

多彩な気候風土から生まれた歴史文化や生業と、人びとの暮らし



#### ● 将来像

多彩な気候風土から生まれた歴史文化や生業と、人びとの暮らしを  
みんなで守り・活かし・伝える

図4-1 歴史文化の特性と将来像

## 2 将来像と方向性

文化財は、祖先から受け継がれてきたものであり、本市の成り立ちや地域の歴史文化などを示す貴重な遺産である。国や県、市指定の文化財はもちろん、その他多くの未指定文化財も地域社会のなかで相互に関連性を持ちながら、育まれてきたものである。また、これまで地域社会の根幹に関わる住民共有の財産であり、郷土への帰属意識を高め、精神的な拠り所として大切にされてきた。文化財が人口減少社会においても、地域社会再生の鍵として位置付けられる所以である。さらに宮島については、海外の人たちも高い関心を寄せており、インバウンドの観点からも文化財の果たす役割が大変期待されている。

ところが、社会全体が急速に変質し、住民の生活様式や価値観が変化していく現代社会において、文化財は意識的に継承しなければ失われる危険性が高まっている。また、本市が自ら行う保存・活用事業は、財政的にも人的にも限界があり、未指定文化財までは手が回らない状況である。このため、地域社会をはじめ、市民の主体的な取組が必要不可欠であり、行政がその気運を醸成し、継続する施策をとる必要がある。

そこで、本市における文化財の保存・活用は、市域全体に共通するもの（市域全体）と、宮島だけに係るもの（宮島）があるため（序章第1節4「本計画の戦略的視点」）、それを達成するための方向性を、次のように設定する（方向性1～3）。

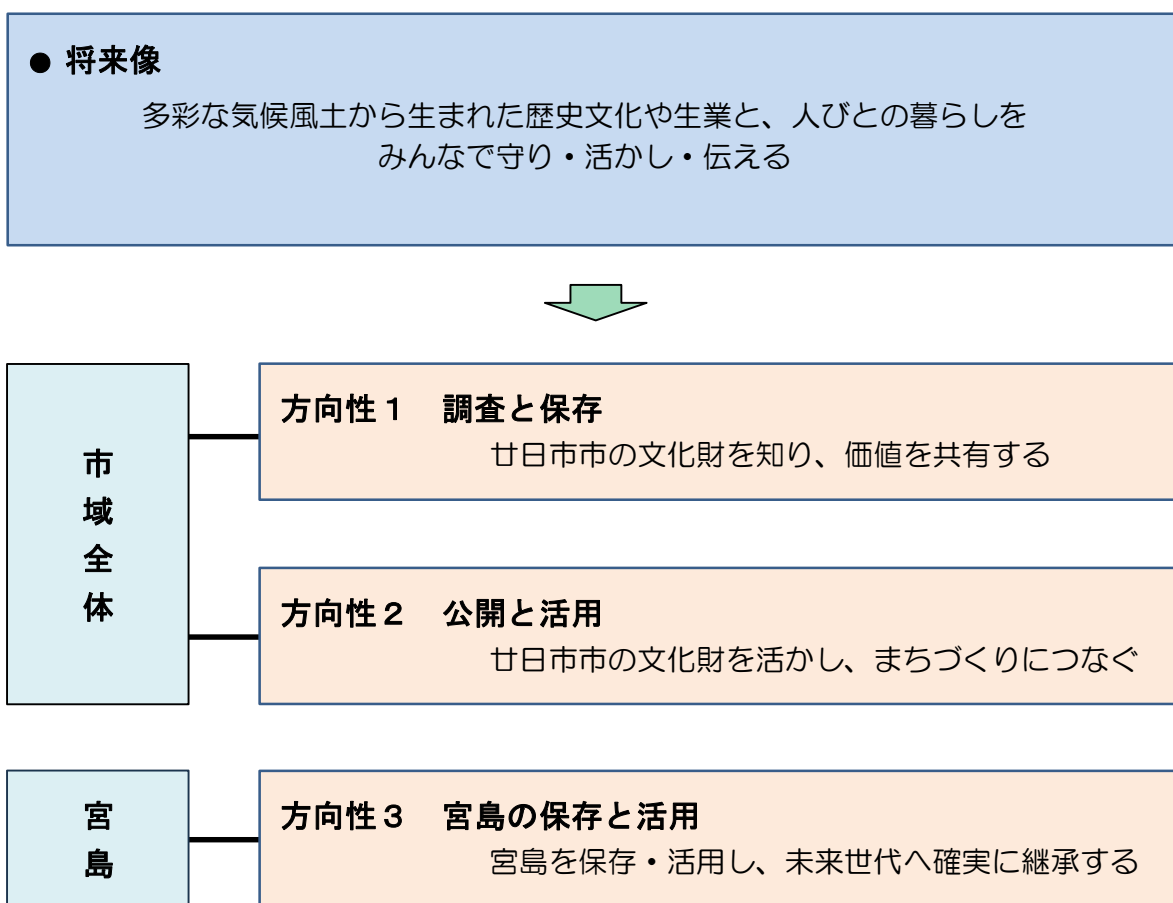


図 4-2 将来像とその方向性

## 第2節 文化財の保存・活用の現状と課題

本市の文化財は、宮島に集中して存在するとともに、この島は文化財保護法をはじめ、都市計画法、自然公園法（国立公園）、景観法、森林法などの各種法制度が適用されている。また、世界遺産でもある宮島は、国内外からの観光客が多数訪れており、本市はもちろん、わが国を代表する観光地の1つでもある。

このため、文化財の保存・活用に向けては、未指定のものを含めた多数の文化財やその周辺環境の把握、庁内関係課や関係機関、また各種民間団体や研究者などとの調整等、多種多様な対応と作業が必要となる。

そこで、本市における文化財の保存・活用の将来像を達成するためには、地区区分として市域全体に共通するものを「2つの方向性」、宮島のみに限定されるものを「1つの方向性」に大別し、この方向性に沿って現状を確認し、課題を整理する。

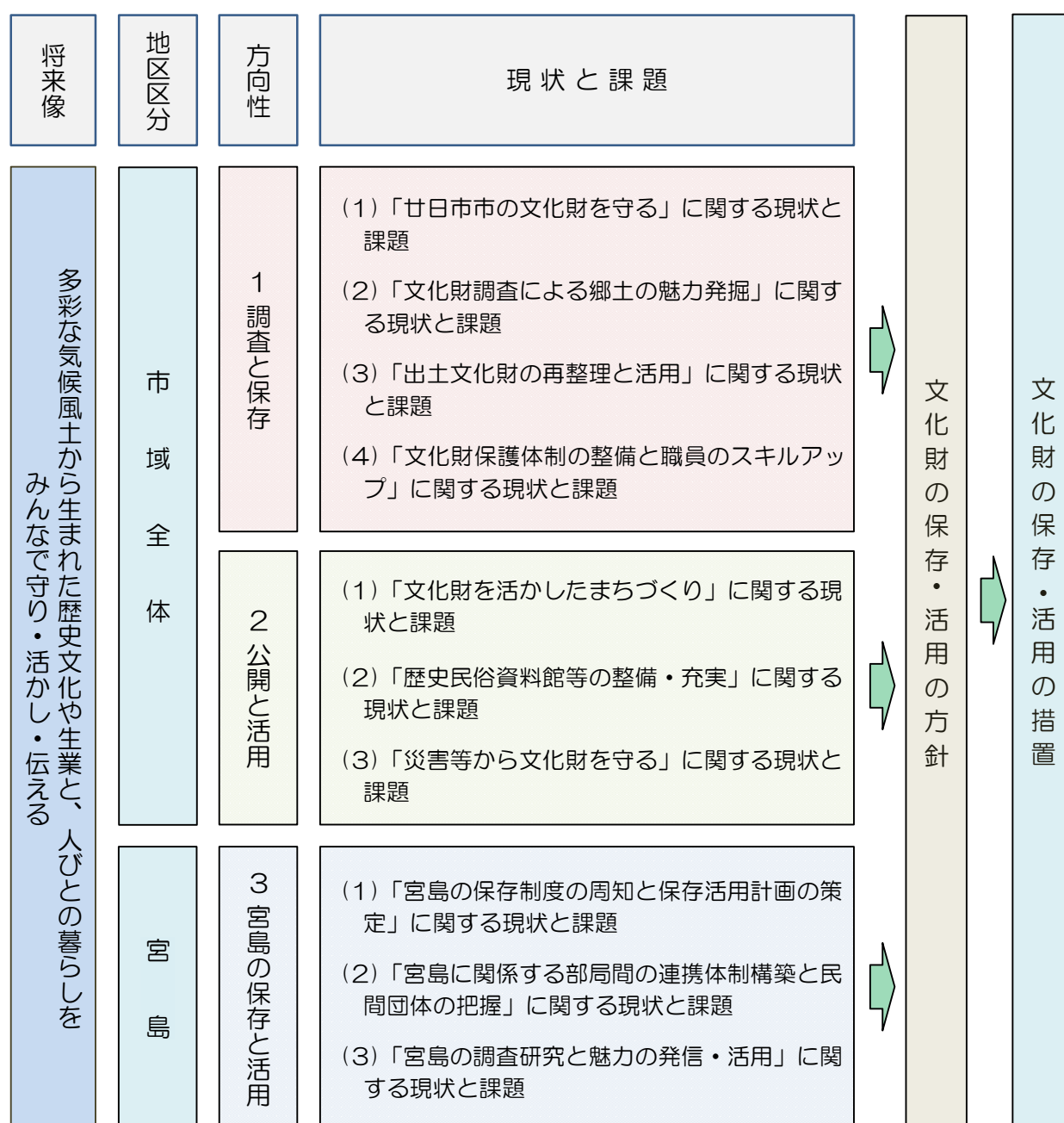


図 4-3 現状と課題の設定



## ■ 市域全体

### 1 調査と保存（廿日市市の文化財を知り、価値を共有する）

#### (1) 「廿日市市の文化財を守る」に関する現状と課題

##### 【現状】

本市には、宮島に数多くの指定等文化財が集積するとともに、瀬戸内海の沿岸部から内陸部、そして西中国山地の稜線上（島根県・山口県境）に至るまで、多種多様な指定等文化財とともに数多くの未指定文化財が存在する。これらは行政や所有者などで保護できるものではなく、市民や地域の協力も重要となる。

しかし、この「廿日市市の文化財を守る」についての現状は、次のとおりである。

市指定の文化財は、107 件の有形文化財・無形文化財・無形の民俗文化財・記念物が存在するが、その大半は広域合併（平成 15 年及び平成 17 年）以前の旧町（旧市）や旧村単位で指定されている（第 2 章第 1 節 1 「文化財の指定等の経過と特徴」）。つまり、当時の指定基準は自治体によって異なっていたため、歴史的・文化的な価値付けも旧町（旧市）・旧村で異なっている。

指定等文化財の保存管理の基本となる文化財台帳が未整備で、その範囲（区域）や所有者（管理者）などが明らかでない記念物（史跡・名勝・天然記念物）も存在する。また、指定等文化財の中には、近年は把握ができていないため、滅失や所有者などの転居により、再確認が必要なものもある。

無形文化財や無形の民俗文化財は、未指定のものを含めて各地で継承されている。しかし、過疎化（人口の著しい現象）や少子高齢化による担い手の減少や確保の難しさから途絶えたものもあり、その継承が困難となりつつある。

市内には多くの文化財が存在するが、指定されている文化財以外は、ほとんど保存されていない。指定等文化財の補助金としては、「廿日市市指定文化財等保存事業費補助金」「宮島踊りの夕べ事業費補助金」、指定等文化財及び未指定文化財双方の補助金として「廿日市市民俗芸能伝承団体補助金」、さらには未指定文化財の補助金として、「廿日市市文化資源保存活用事業補助金」などを交付しているが、それぞれが有効的に活用されていない。

指定等文化財となっていながら、維持管理が十分でないものや所有者・管理者が明らかでないものも多く、修理や保存措置などが手つかず、あるいは未解決になっている文化財が存在する。

無形文化財、無形の民俗文化財については、担い手の確保が難しくなるなかで、記録の作成は進んでいない。

##### 【課題】

##### ア 文化財の指定等の基準整備や現況把握

- ① 市指定文化財の明確な指定基準が整備されていない。
- ② 近年、文化財の新指定などが行われていない。
- ③ 指定等文化財の所在及び現況の確認と、台帳の作成・整備が行われていない。
- ④ 天然記念物の台帳（カルテ）の作成が行われていない。

## イ 文化財の現状を踏まえた認定や保存制度

- ① 未指定の無形文化財などについて、認定制度がない。
- ② 無形文化財などの後継者に対する育成支援が、計画的に行われていない。
- ③ 未指定文化財についての保存制度がない。
- ④ 文化財関連の市補助金制度について、整理が必要である。

## ウ 指定等文化財の保存修理や維持管理

- ① 指定等文化財について、必要な保存修理が行われていないものが多い。
- ② 指定等文化財の中には所有者などが不明で、管理されていないものもある。

## エ 無形文化財等の記録保存

- ① 無形文化財などについて、映像などによる記録保存が行われていない。

## (2) 「文化財調査による郷土の魅力発掘」に関する現状と課題

### 【現状】

文化財を保存するためには、そこにどのような文化財が存在し、その価値や魅力、また問題点や課題などを明らかにする必要がある。しかし、こうした調査は短期間では不可能であるため、継続的な調査を行わなければならない。

本市の未指定文化財は、168 件の調査報告書などを精査したところ、1,236 件を抽出することができ、さらに歴史ワークショップで市民（参加者）から示された 344 件を合わせると、1,580 件を数えることができた（第 2 章第 1 節 3 「未指定文化財」を参照）。しかし、文化財パトロールをはじめとする日常業務のなかにおいても、地域や種別によっては、これら以外にまだ把握できていない膨大な数の未指定文化財があることが明らかになっている。また、前述の調査報告書等のほかに、宮島を中心として本市の文化財担当職員が把握していない文献資料も数多く存在する。

いずれにしても、これまでの把握調査は地域と種別に偏りがあり、実施されている調査でも、所在確認を伴う未指定文化財のリスト化は行われていない。また、この未指定文化財については、地元での呼称は異なるが、実際には同じ文化財を指しているという事例も多々ある。

一方、指定等文化財については、宮島を中心に早くから各種の詳細調査が行われているが、現状の体制ではこのような調査を引き続き実施するには限界がある。また、国及び広島県や大学などの機関が行った調査も多数あるが、必ずしもその成果が本市の文化財保護行政に活かされているとはいえず、大学など研究機関との連携も限定的である。

埋蔵文化財包蔵地（遺跡）については、市域内に 218 件が知られている（第 2 章第 1 節 1 「文化財の指定等の経過と特徴」を参照）。しかし、その詳細については不明な点が多く、開発事業等が計画・申請される都度（年間 300 件前後）、対応している状態である。また、重要遺跡や国が選定した重要考古資料について、その内容を把握していない。

### 【課題】

#### ア 文化財の把握調査や詳細調査

- ① 未指定文化財の把握調査は、宮島地域ではある程度、また廿日市・佐伯・吉和・大野地域では、遺跡（史跡）、動物・植物・地質鉱物（天然記念物）、埋蔵文化財の一部、吉和地域では無形文化財や無形の民俗文化財について調査が行われている。しかし、

それ以外のものについては、把握調査がほとんど実施されていない。

- ② 指定等文化財や未指定文化財の詳細調査は、一部を除いてこれまで行われていない。
- ③ 文化財の把握調査や詳細調査の報告書が作成・刊行されていない。

#### イ 埋蔵文化財の調査と成果の整理

- ① 開発事業等に伴う事前の埋蔵文化財の有無確認と、現地調査が不十分である。
- ② 遺跡地図（GIS）が更新されていない。
- ③ 分布踏査の際に必要な赤色立体地図が導入されていない。
- ④ 重要遺跡や重要考古資料が把握されていない。

### (3) 「出土文化財の再整理と活用」に関する現状と課題

#### 【現状】

本市における埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の一部は、これまで本市教育委員会（合併前は各市・町・村教育委員会）のほかに、広島県教育委員会などによって発掘・試掘調査や範囲確認調査が行われてきた（第2章第1節1「文化財の指定等の経過と特徴」、第2節1「これまでの文化財調査」を参照）。しかし、一部については正式な調査報告書が出されておらず、調査の概要報告書（概報）のみしか作成されていない。

また、土器・石器などの遺物（出土文化財）も多数出土しているが、それらはリスト化（台帳化）や分別収蔵<sup>(注)</sup>がなされておらず、復原や各種の保存処理、さらには公開・活用も進んでいない。また、冠遺跡群出土した文化財（遺物）は国によって重要考古資料に選定されているが、文化財指定申請の作業は中断したままである。

（注）「出土文化財取扱基準」及び「出土文化財の保管基準」などを策定し、それに基づいて出土した遺物（出土文化財）を、出土状況からA・B・Cの各ランクに整理分別して収蔵・保管し、公開活用の利便性を図ること。

#### 【課題】

##### ア 出土文化財の再整理と活用

- ① 合併前に発掘調査された出土文化財の一部は、未整理の状態で保管されている。
- ② 合併前の発掘調査の一部は、概要報告書しか作成・刊行されていない。
- ③ 出土文化財（遺物）の中には、冠遺跡群のように重要考古資料に選定されているものがあるが、文化財指定の申請作業は進んでおらず、公開・活用されていないものも多い。

### (4) 「文化財保護体制の整備と職員のスキルアップ」に関する現状と課題

#### 【現状】

市域全体の文化財保護行政は、教育委員会教育部生涯学習課（文化財保存活用係）の職員5名（文化財専門職員3名〈1名は兼務〉）が行っている。また、宮島については生涯学習課に加えて、廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区を経営企画部宮島企画調整課（宮島まちづくり推進係）の職員5名（建築技師2名）が対応しており、このほか宮島歴史民俗資



料館には2名の職員（文化財専門職員1名〈生涯学習課兼務〉）及び非常勤職員と会計年度任用職員が勤務している。

このため、生涯学習課（文化財保存活用係）の職員は、指定等文化財の保存をはじめ、調査研究や文化財の各種計画策定、情報発信や公開・活用などについて、ほとんど取り組めていない。現状は、開発に伴う埋蔵文化財の有無協議事務（年間300件前後）とともに、宮島に関する現状変更事務（年間100件超）が事務事業の大半を占めている。

## 【課題】

### ア 文化財専門職員の充実と体制強化

- ① 必要な文化財専門職員の計画的な雇用と、十分な配置が行われていない。

### イ 文化財担当職員のスキルアップと、市職員の文化財保護意識の醸成・向上

- ① 文化財専門・担当職員のスキルアップに必要な、各種の専門研修があまり行われていない。
- ② これまで市職員への文化財保護研修が行われてこなかった。

### ウ 文化財に関係する行政関連部局や関係団体・大学などとの連携

- ① 文化財に関係する行政関連部局や、関係団体・大学などとの連携があまりない。

## 2 公開と活用（廿日市市の文化財を活かし、まちづくりにつなげる）

### (1) 「文化財を活かしたまちづくり」に関する現状と課題

#### 【現状】

文化財は、多様な役割を有しており、郷土の歴史や文化の理解において必要なものであることに加えて、文化財を公開・活用することによって、地域の活性化が図られるなどまちづくりの重要な資源ともなる。その具体例が宮島であり、さまざまな文化財が観光資源の役割を担い、国内外から多くの観光客が訪れている。ただし、その効果が市全体に波及しているとはいえず、観光客の宮島以外への回遊は極めて限定的である。

こうしたなかで、市民はもちろん歴史文化に興味をもっている人たちに対して、文化財の公開講座や講演会、またシンポジウムなど文化財の価値や魅力を伝える取組を行っているが、必ずしも全市的な対応までには至っていない。また、指定等文化財や冠遺跡群をはじめとする重要遺跡・重要考古資料の公開・活用も一部にとどまっており、見学可能なものについてもその位置や場所、連絡先などの案内も十分とはいえない。

文化財の案内板や説明板、また名称表示板及び誘導標識などの各種サインは、いわゆる「平成の大合併」以前に設置されたものが多く、しかも老朽化とともに形状やデザインの不統一が指摘され、外国語対応は一部にとどまっている。

こうしたことから、宮島以外では、複数の文化財をめぐることは一部に限られており、文化財を周辺環境とともに保存・活用するまでには至っていない。

このほか、地域団体（自治会など）や関係団体（文化財関係団体、観光協会など）において、文化財を活かした取組は行われているが、これらの団体との恒常的な連携は行われていない。

## 【課題】

### ア 各種文化財の学習機会の確保

- ① 文化財関連講座や講演会などの開催が少ない。

### イ 文化財に関する情報発信と案内板や説明板の整備

- ① 文化財についての情報発信がほとんど行われていない。
- ② 文化財のパンフレットなどが作成されていない。
- ③ 文化財への誘導標識、案内板、説明板などについて統一性がない。
- ④ 文化財の既存案内板、説明板などの老朽化が著しい。

### ウ 所有者等による文化財の公開・活用

- ① 指定等文化財の公開に際して、必要な支援が十分に行われていない。
- ② 指定等文化財の所有者などとの連携がほとんどない。

### エ 重要遺跡や重要考古資料の公開・活用

- ① 冠遺跡群をはじめとする重要遺跡や重要考古資料が公開・活用されていない。

### オ 文化財の把握調査に基づいた、総合的・一体的な保存と活用

- ① これまでは複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するという視点に欠けているため、関連文化財群や文化財保存活用地区は未設定である。
- ② 文化財をめぐる探訪（見学）ルートが作られていない。
- ③ 文化財の普及啓発及び、保存体制が整備されていない。

## (2) 「歴史民俗資料館等の整備・充実」に関する現状と課題

### 【現状】

市内には、本市が直接管理運営する歴史民俗資料館が3館（佐伯・吉和・宮島）あり、この他に文化財の保存・活用に関係する施設として、民俗芸能伝承館「眺楽座」（廿日市地域）や宮島伝統産業会館（宮島地域）がある。

このうち市立歴史民俗資料館については、宮島歴史民俗資料館を中心として、郷土の文化財について展示・収蔵することで情報提供や発信及び学習機会の提供の中心的な役割を担っている。吉和歴史民俗資料館は新たに建設された吉和複合施設に移転し、宮島歴史民俗資料館では移転を検討している。しかし、老朽化が著しい佐伯歴史民俗資料館は計画がなく、廿日市地域と大野地域については未定であり、現状の施設は設置場所が偏っている。また、これらの収蔵施設には膨大な量の資料が収蔵・保管されているが、台帳の作成や公開・活用は一部にとどまっている。

さらに、発掘調査で出土した遺物（出土文化財）の整理作業（洗浄・接合・製図・写真撮影・資料調査・原稿執筆等）を行う場所、またそれらを保管・収蔵する施設は、本市にはない。

### 【課題】

#### ア 収蔵資料の把握や整理と公開・活用

- ① 収蔵資料台帳の整理や更新が行われていない。
- ② 収蔵資料について、詳細調査が行われていない。
- ③ 明確な資料収集（収蔵）基準が作成されていない。
- ④ 資料館の収蔵資料がほとんど公開・活用されていない。

- ⑤ 収蔵資料のデジタル化が進んでおらず、公開もされていない。
- ⑥ 資料館の情報発信が少ない。

#### **イ 調査研究に基づく資料館の展示の充実や情報発信**

- ① 収蔵資料の調査研究に基づいた展示が少ない。
- ② 大半の収蔵資料については、調査報告書が作成・刊行されていない。

#### **ウ 文化財に関する学習機会の確保・充実**

- ① 資料館学芸員による展示解説、講座などの開催がほとんどない。
- ② ふるさと学習や出前博物館などの開催が少ない。

#### **エ 資料館等の展示や収蔵施設の整備・充実**

- ① 市内の資料館及び収蔵施設は、どれも狭隘で老朽化も進んでいる。

#### **オ 埋蔵文化財センター等の整備**

- ① 発掘調査等によって出土した遺物の整理作業や、公開・活用が行われていない。
- ② 出土遺物の収蔵保管及び展示施設がない。

### **(3) 「災害等から文化財を守る」に関する現状と課題**

#### **【現状】**

本市には、229 件の指定等文化財や数多くの未指定文化財が存在するが、一部のものを除き、防災・防犯のための設備が設置されていないものが多い。また、宮島の町家については令和元年〔2019〕6 月に都市計画決定で廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区、令和 3 年〔2021〕8 月 2 日には重要伝統的建造物群保存地区に選定された。しかし、防災計画の策定や体系的な防災対策はこれからである。

しかし、これらの指定等文化財や未指定文化財については、大半の防災・防犯対策実態が把握できていない。

さらに近年では、甚大な被害をもたらす自然災害（集中豪雨や台風・高潮など）が増加しているなか、文化財についても防災とともに被災時・緊急時には的確に避難させることが求められているが、その対策や対応方法等は未整備である。

#### **【課題】**

##### **ア 災害等から文化財を守るための周知や啓発活動**

- ① 防災・防犯対策の情報発信や、普及啓発が十分でない。

##### **イ 文化財の防災対策の実態調査や緊急時対応マニュアル**

- ① 指定等文化財について、防災・防犯対策の実態が把握されていない。
- ② 指定等文化財の防災・防犯計画がない。
- ③ 災害時における文化財の広域的避難態勢（マニュアル）が整備されていない。
- ④ 防災・防犯設備が整備されていない指定等文化財が多い。

##### **ウ 文化財の防火パトロールや防災訓練**

- ① 文化財防火パトロールが十分に行われていない。
- ② 文化財防災訓練が不十分である。



## ■ 宮 島

### 3 宮島の保存と活用（宮島を保存・活用し、未来世代へ確実に継承する）

#### (1) 「宮島の保存制度の周知と保存活用計画の策定」に関する現状と課題

##### 【現状】

宮島は、厳島神社を中心として世界遺産に登録され、文化財保護法による特別史跡及び特別名勝、天然記念物の指定、重要伝統的建造物群保存地区の選定などが行われている。またさらに、自然公園法（瀬戸内海国立公園）、都市計画法（風致地区：伝建地区は除く）、景観法（景観計画）、森林法（保安林）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護区）などの法制度、広島県、廿日市市の各種条例なども関係している。

このように宮島においては、さまざまな保護・保全等の法制度が重なっていると同時に、文化財保護法に基づく現状変更の許可（法第125条）なども必要となっているが、住民・事業者・行政など、またこの島に関係する人びとへの周知は十分とはいえない。

文化財関係の計画としては、旧宮島町教育委員会が昭和51年〔1976〕に策定した『特別史跡および特別名勝厳島保存管理計画策定報告書』を平成19年〔2007〕に広島県教育委員会が「近年の文化財保護対象の拡大や土木建築技術の変化に対応した内容」とするため、『特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画』と題して全面改訂した。

しかし、島内では、その後に広島大学を中心とした踏査による埋蔵文化財包蔵地の増加や、ラムサール条約の「登録湿地」への登録（平成24年〔2012〕）、伝統的建造物群保存地区の決定（都市計画決定：令和元年〔2019〕、国選定：令和3年〔2021〕）、紅葉谷川庭園砂防施設の重要文化財指定（令和2年〔2020〕）、さらには度重なる建築基準法の改正や、地域住民の生活環境の変化、また文化財の分野においてもICT（情報通信技術）の活用が求められるなど、現状に即した保存管理計画の改訂が各方面から望まれている。

##### 【課題】

##### ア 宮島の保存制度の周知

- ① 宮島について、さまざまな規制の周知が不十分である。

##### イ 宮島の文化財について、保存・活用に関する計画策定や改訂<sup>(注)</sup>

- ① 既存の『特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画』は、特別史跡・特別名勝・天然記念物の本質的価値を構成する枢要な諸要素と、それらと密接に関わる諸要素に分け、さらにこれを特別保護地区（世界遺産登録区域）と保護地区（世界遺産緩衝地帯）に大別しているが、以下のような問題点が指摘されている。
  - ・世界遺産登録区域は、厳島神社の境内と宮島都市公園区域が充てられているが、この保存管理計画では個人や商店の敷地、旅館、ホテル、市営住宅、さらには弥山への索道（ロープウェイ）施設や弥山山頂の社寺建物などもこの区域内に入れられているため、該当する土地や建造物・工作物などについては、島民の生活や宗教活動に必要な現状変更等が行えない状態が続いている。
  - ・令和元年〔2019〕に「廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区」が都市計画決定・告示された。しかし、この保存管理計画の策定当時から、伝統的建造物群保存対策調査が行われていない段階での地区区分は、調査後と大きく異なることが予想されていたため、都市計画決定・告示に合わせて保存管理計画の地区区分や内容、さらには島内

での現状変更等の許可権限の一部移譲について、廿日市市が受けることが検討されていたが、その作業は難渋している。

- 保存管理計画にあげられている諸要素の社寺仏閣、また地名や施設名等に間違いや省略が多く、その範囲や位置などについても文章で述べているのみで、写真や図面などで表示されていないため、現地を特定できないものがある。
- 現状変更等の許可基準に曖昧や意味不明な文章が多く、単位や色調（色相）などの間違いも多い（とくに土色帳の色名称と色相（マンセル値）が一致していない記述がある。）。
- 文化財保護法施行令第5条第4項第1号、イからルまで掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準と矛盾する内容が、保存管理計画に記載されている。

（注）・史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成主体は、当該史跡名勝天然記念物及び管理団体又は所有者である。

- 保存活用計画についての計画期間は、「概ね5～10年程度の期間を基本としつつ、個々の文化財の実情に応じて設定する」と規定されている。

（文化庁：『史跡等保存管理計画の策定について』会議資料）

- ② 宮島は、「特別史跡・特別名勝厳島」や「天然記念物瀨山原始林」の他に、「国宝・重要文化財の厳島神社社殿群」、「重要文化財林家住宅」、「重要文化財紅葉谷川庭園砂防施設」、「廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区」、「旧日本軍の軍事施設等に関する埋蔵文化財」とともに「瀬戸内海国立公園」、「ラムサール条約登録湿地」などが狭い島の中で重複する。

これらの中で、保存管理計画（保存活用計画）などが策定されているのは、『特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画』と『廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区保存活用計画』、『廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例（伝建地区を除く）』、そして『瀬戸内海国立公園（広島県域）管理計画書』である。

ところが、これらの現状変更等の許可基準はどれも内容が異なり、さらには保存管理計画などが策定されていない指定等文化財との境界・重複区域では、さまざまな混乱が生じているとともに島民などからの苦情も多い。

このため、これらの保存・活用を進めるための共通方針（包括的な基準）が必要であるが、こうした管理計画はこれまで策定されていない。

- ③ 『特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画』と『廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区保存活用計画』にまとめられている現状変更等の許可基準は大まかなもので、その具体例となる運用規程（既存の許可内容等をまとめた事例集）が作成されていない。

このため、広島県教育委員会や廿日市市教育委員会においても、文化財担当者によって工事施工業者や施主に対しての指示・指導が異なる場合があり、その結果、さまざまな問題が生じている。

## （2）「宮島に関する部局間の連携体制構築と、民間保護団体の把握」 に関する現状と課題

### 【現状】

宮島は、このようにさまざまな法制度が重複しているため、国・県及び市の関係する部局や機関は多岐にわたる。

このため、市だけみても、文化財保護行政を担当する教育委員会教育部生涯学習課（文化財保存活用係）の他に、宮島に関係する部局は経営企画部や産業部があり、国や県の部局や関係機関を合わせるとその数は大変多い。

さらに、島内においては、宮島地域コミュニティ推進協議会やその構成団体の他に、広島県自然環境課（野生生物グループ）が主導している「ミヤジマトンボ保護管理連携協議会」や、環境省と連携した「宮島地区パークボランティアの会」などの民間保護団体の活動が行われているが、これ以外に未把握の団体や活動内容も多岐に渡り、その数も多いと推定される。

#### 【課題】

##### ア 宮島に関係する部局間の連携体制構築と、民間保護団体の把握

- ① 宮島の保全に関わる関係部局・機関の連携が不十分である。
- ② 宮島に関係する民間保護団体などの把握・連携ができていない。

### (3) 「宮島の調査研究と魅力の発信・活用」に関する現状と課題

#### 【現状】

宮島には、広島大学大学院統合生命科学研究科宮島自然植物実験所、宮島こもん（広島工業大学地域環境宮島学習センター）、広島市立大学・サテライトハウス宮島などがあり、この他に広島大学大学院文学研究科

内海文化研究施設、世界遺産・厳島ー内海の歴史と文化プロジェクト研究センターや県立広島大学宮島学センターによって各種の調査研究や公開講座などが行われている。

文化財の公開・活用に関する拠点的な公共施設としては、宮島歴史民俗資料館や宮島伝統産業会館、また宮島水族館（みやじマリン）がおかれている。宮島歴史民俗資料館については狭隘や老朽化が著しいため、移転計画が検討されているが、ガイダンス機能を担う世界遺産センターや伝統的建造物群保存地区の町並みセンターなどは未整備である。

また、島内の建造物の修理や増改築等に伴う埋蔵文化財の発掘調査は、継続的に実施されているが、未指定文化財を含め、島内には未公開の文化財も多数存在する。

こうした歴史文化や自然及び観光などを含めた情報発信は、個別には行われているが、総合的な情報発信はできておらず、多言語対応やＩＣＴなどの活用も限定的なものとなっている。

#### 【課題】

##### ア 宮島に関係する文化財の公開と、多様な媒体による情報発信

- ① 宮島の指定等文化財の多くが公開・活用されていない。
- ② 宮島に関係する文化財の情報発信が不十分である。

##### イ 宮島に関係する調査研究

- ① 宮島に関係する調査研究が進んでいない。

##### ウ 宮島の文化財を保存・活用するための拠点施設整備と、

##### 埋蔵文化財の計画的な調査・研究

- ① 資料館や世界遺産センターなどの拠点施設が整備されていない。
- ② 宮島町伝統的建造物群保存地区内における埋蔵文化財の発掘調査が不十分である。



### 第3節 文化財の保存・活用の方針と施策

前節では、歴史文化の特性（第3章「廿日市市の歴史文化の特性」）を踏まえた将来像を目指すため、「市域全体に共通するもの」（市域全体）と、「宮島のみに限定されるもの」（宮島）に分けて方向性を示し、現状と課題とを整理した。

そこで、これらの課題を解決する必要から、この節ではそれぞれの方針を次のように設定する。

#### ■ 市域全体

#### 1 方向性1 調査と保存（廿日市市の文化財を知り、価値を共有する）

##### (1) 「廿日市市の文化財を守る」の方針

文化財の保存・活用には、文化財の所有者などとともに、市民・地域社会の理解と協力、そして参加が重要であることを鑑み、文化財指定基準の明確化とそれに基づく対応や管理、文化財全般についての保護制度の充実・強化や補助制度の検討、文化財の劣化や破損の調査と計画的な修理や維持管理、また無形文化財などについては、映像等による記録保存に取り組む。

表 4-1 (1) 廿日市市の文化財を守る

| 地区区分 | 方向性     | 課 題                  | 方 針                                                                                            |
|------|---------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市域全体 | 1 調査と保存 | ア 文化財の指定等の基準整備や現状把握  | ① 市指定文化財の指定基準を整備する。<br>② 文化財の指定等を促進する。<br>③ 指定等文化財の現況確認と、台帳を作成する。<br>④ 天然記念物の台帳（カルテ）を作成する。     |
|      |         | イ 文化財の現況を踏まえた認定や保存制度 | ① 未指定無形文化財の認定制度を創出する。<br>② 無形文化財の後継者の育成支援を検討する。<br>③ 未指定文化財の保存制度を検討する。<br>④ 文化財関連の市補助金制度を整理する。 |
|      |         | ウ 指定等文化財の保存修理や維持管理   | ① 指定等文化財の保存修理を行う。<br>② 指定等文化財の管理パトロールを行う。                                                      |
|      |         | エ 無形文化財等の記録保存        | ① 映像による無形文化財などの記録保存を行う。                                                                        |

##### (2) 「文化財調査による郷土の魅力発掘」の方針

本市では、これまで文化財の把握調査がほとんど行われてこなかったことから、この調査とリスト化（台帳作成）を優先的、計画的に進める必要があり、その実施にあたっては市民などの協力・参加を得なければならない。また、大学などと連携し、指定等文化財についても改めて詳細調査を実施し、調書を作成する。

開発事業等に伴う埋蔵文化財（遺跡）の発掘調査（記録保存）に対応するとともに、最新の測量技術などを取り入れた遺跡地図（GIS）や赤色立体地図の更新や導入に努めつつ、重要遺跡の確認調査や重要考古資料の把握に取り組む。

表 4-2 (2) 文化財調査による郷土の魅力発掘

| 地区区分 | 方向性     | 課 題              | 方 針                                                                                          |
|------|---------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市域全体 | 1 調査と保存 | ア 文化財の把握調査や詳細調査  | ① 未指定文化財のうち、把握調査が行われていない地域や種別について、優先的に把握調査を行う。<br>② 文化財の詳細調査を行う。<br>③ 把握調査や詳細調査の報告書を作成する。    |
|      |         | イ 埋蔵文化財の調査と成果の整理 | ① 埋蔵文化財の事前確認調査を行う。<br>② 遺跡地図（GIS）の更新を進める。<br>③ 市内全域について赤色立体地図を導入する。<br>④ 重要遺跡や重要考古資料の把握を進める。 |

### (3) 「出土文化財の再整理と活用」の方針

本市が収蔵・保管している出土文化財（遺物）などの数量や、保管状況を把握した上で未整理・未公開のものについては、再整理と分別収蔵を計画的に進めるとともに、この発掘調査報告書や調査年報等を作成し、刊行する。また、出土文化財等の公開・活用を進めるため、重要考古資料をはじめとする貴重な考古資料については、復元可能な資料や保存処理が必要な資料については、優先順位のもとに適切な手法で実施する。

表 4-3 (3) 出土文化財の再整理と活用

| 地区区分 | 方向性       | 課 題            | 方 針                                                           |
|------|-----------|----------------|---------------------------------------------------------------|
| 市域全体 | と 1 保存 調査 | ア 出土文化財の再整理と活用 | ① 出土文化財の再整理を行う。<br>② 発掘調査報告書を作成・刊行する。<br>③ 重要考古資料等の公開・活用を進める。 |

### (4) 「文化財保護体制の整備と職員のスキルアップ」の方針

文化財保護行政を的確に遂行するため、文化財の知識を有する文化財担当職員の計画的な採用と長期的な配置を検討する。

また、文化財担当職員の専門性などのスキルアップ及び、市職員や関係団体の文化財に関する理解や知識の醸成・向上に取り組むとともに、行政関係部局（庁内関係部局及び国・県等の関係機関など）や関係団体との連携を図る。

表 4-4 (4) 文化財保護体制の整備と職員のスキルアップ

| 地区区分 | 方向性     | 課 題                                 | 方 針                                          |
|------|---------|-------------------------------------|----------------------------------------------|
| 市域全体 | 1 調査と保存 | ア 文化財専門職員の体制充実・強化                   | ① 文化財専門職員の計画的な雇用を検討する。                       |
|      |         | イ 文化財担当職員のスキルアップと、市職員の文化財保護意識の醸成・向上 | ① 文化財専門・担当職員への専門研修を行う。<br>② 市職員への文化財保護研修を行う。 |
|      |         | ウ 文化財に関係する行政関連部局や関係団体・大学などとの連携      | ① 文化財関連部局や関係団体・大学などとの連携を検討する。                |

## 2 方向性2 公開と活用（廿日市市の文化財を活かし、まちづくりにつなげる）

### (1) 「文化財を活かしたまちづくり」の方針

文化財に関する学習機会の確保や、情報の提供・発信を進めつつ、文化財の公開・活用の支援、保存・継承及び活用を担う人材の育成支援、案内板・説明板や誘導標識などのサイン整備、パンフレット・リーフレットの作成と多様な媒体による情報発信、文化財をめぐるルートづくりと利用促進に取り組むとともに、協働による文化財の公開を支援を検討する。

また、冠遺跡群などの重要遺跡や重要考古資料（重要考古資料については、本市への所有権譲与を受ける。）については文化財指定の申請作業を行い、公開・活用を進める。

市民・地域団体などの参加に努めつつ、関連文化財群や文化財保存活用区域について検討・設定し、公開・活用に供する。

表 4-5 (1) 文化財を活かしたまちづくり

| 地区<br>区分 | 方向<br>性 | 課<br>題                        | 方<br>針                                                                                          |
|----------|---------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市域<br>全体 | 2 公開と活用 | ア 各種文化財の学習機会の確保               | ① 文化財関連講座や講演会などを開催する。                                                                           |
|          |         | イ 文化財に関する情報発信と案内板や説明板の整備      | ① 文化財に関する情報発信を検討する。<br>② 文化財のパンフレットなどを作成する。<br>③ 文化財の標識、案内板、説明板などを統一する。<br>④ 既存の案内板、説明板などを更新する。 |
|          |         | ウ 所有者等による文化財の公開・活用            | ① 文化財の公開を支援する。<br>② 文化財所有者との連携を検討する。                                                            |
|          |         | エ 重要遺跡や重要考古資料の公開・活用           | ① 冠遺跡群などの重要遺跡や重要考古資料を文化財指定し、公開・活用する。                                                            |
|          |         | オ 文化財の把握調査に基づいた、総合的・一体的な保存と活用 | ① 関連文化財群や文化財保存活用地区の設定を検討する。<br>② 文化財探訪（見学）ルートを検討する。<br>③ 文化財の普及啓発や保存体制を検討する。                    |

### (2) 「歴史民俗資料館等の整備・充実」の方針

本市には、歴史民俗資料館が3館（佐伯・吉和・宮島）あり、それらの現状を踏まえつつ、収蔵資料の台帳化とデジタル化に取り組むとともに、一部については詳細調査を行い、展示内容の充実と情報発信によって公開活用を促進する。また、学校教育などにおいて文化財を知り、学ぶ機会を確保・拡充する。

歴史民俗資料館の展示内容のリニューアル、そして資料館（展示施設）や収蔵施設などの再編と整備・拡充を検討するための調査・検討を進める。

また、発掘調査などで出土した文化財（出土文化財）の整理作業などを行い、その成果を公開活用するためのスペースを早急に確保するとともに、埋蔵文化財センターなどの施設整備の検討を行う。



表 4-6 (2) 歴史民俗資料館等の整備・充実

| 地区<br>区分 | 方向<br>性 | 課<br>題                   | 方<br>針                                                                                                                       |
|----------|---------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市域<br>全体 | 2 公開と活用 | ア 収蔵資料の把握や整理と公開・活用       | ① 収蔵資料台帳の整理や更新を行う。<br>② 収蔵資料の詳細調査を行う。<br>③ 資料収集（収蔵）基準を作成する。<br>④ 収蔵資料を公開・活用する。<br>⑤ 収蔵資料のデジタル化を検討し、公開する。<br>⑥ 資料館の情報発信を検討する。 |
|          |         | イ 調査研究に基づく資料館の展示の充実や情報発信 | ① 収蔵資料の調査研究を進め、展示に活かす。<br>② 収蔵資料の調査報告書を作成・刊行する。                                                                              |
|          |         | ウ 文化財に関する学習機会の確保・充実      | ① 学芸員による展示解説・講座などを行う。<br>② ふるさと学習や出前博物館など、館外での学習機会を増やす。                                                                      |
|          |         | エ 資料館等の展示や収蔵施設の整備・充実     | ① 資料館や資料収蔵施設の再編や整備・拡充を検討する。                                                                                                  |
|          |         | オ 埋蔵文化財センター等の整備          | ① 出土文化財の再整理と公開・活用を進める。<br>② 出土文化財の収蔵・保管施設の整備を検討する。                                                                           |

### (3) 「災害等から文化財を守る」の方針

近年頻発する自然災害などの発生状況や文化財の被害状況を把握しつつ、災害対策や防犯への備えとして、文化財所有者や管理者、また地域住民などの意識の向上や被害を最小限に食い止めるための防災・防犯対策の充実に取り組む。また、指定等文化財についての防災計画の策定と、緊急時における文化財の広域的な避難体制について検討し、マニュアル化し、自然災害や火災、盗難から文化財を守る取組を持続的に行う。

表 4-7 (3) 災害等から文化財を守る

| 地区<br>区分 | 方向<br>性 | 課<br>題                     | 方<br>針                                                                                                                 |
|----------|---------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市域<br>全体 | 2 公開と活用 | ア 災害等から文化財を守るための周知や啓発活動    | ① 防災・防犯対策の情報発信や普及啓発活動を行う。                                                                                              |
|          |         | イ 文化財の防災対策の実態調査や緊急時対応マニュアル | ① 指定等文化財について、防災・防犯対策の実態調査を行う。<br>② 指定等文化財の防災・防犯計画を策定する。<br>③ 災害時の広域的避難体制（マニュアル）を検討する。<br>④ 指定等文化財について、防災・防犯設備の整備を検討する。 |
|          |         | ウ 文化財の防火パトロールや防災訓練         | ① 文化財防火パトロールを行う。<br>② 文化財防災訓練を行う。                                                                                      |

## ■ 宮 島

### 3 方向性3 宮島の保存と活用

(宮島を保存・活用し、未来世代へ確実に継承する)

#### (1) 「宮島の保存制度の周知と保存活用計画の策定」の方針

宮島の文化財や歴史的・文化的環境、自然環境が守られるよう、地域住民や事業者などを中心に各種法制度の周知を図る。また、宮島に関する文化財関係の保存活用計画など（指定・選定文化財及び世界遺産など）管理団体が行う策定・改訂に協力するとともに、共通方針（包括的な管理計画）やその運用規定などを早急に検討し、作成する。

表 4-8 (1) 宮島の保存制度の周知と保存活用計画の策定

| 地区<br>区分 | 方向<br>性                                   | 課<br>題                        | 方<br>針                                                                                               |
|----------|-------------------------------------------|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 宮<br>島   | 3<br>と<br>活<br>用<br>宮<br>島<br>の<br>保<br>存 | ア 宮島の保存制度の周知                  | ① 宮島の保存などに関するさまざまな規制の周知を進める。                                                                         |
|          |                                           | イ 宮島の文化財について、保存・活用に関する計画策定や改訂 | ① 保存管理計画の改訂を検討し、管理団体の作成作業に協力する。<br>② 島内の文化財について、保存・活用のための共通方針（包括的な管理計画）を検討する。<br>③ 保存管理計画の運用規定を作成する。 |

#### (2) 「宮島に関係する部局間の連携体制構築と、民間保護団体の把握」の方針

宮島には、各種の法制度が重なるため、関係する国・県の関係機関及び市役所の庁内の関係部局も数多く、保護・保全に関わる関係団体なども複数存在していると推定されることから、これらとの情報共有と連携を図るとともに、民間の保護団体などの把握と、連携体制の構築に努める。

表 4-9 (2) 宮島に関係する部局間の連携体制構築と、民間保護団体の把握

| 地区<br>区分 | 方向<br>性 | 課<br>題                         | 方<br>針                                              |
|----------|---------|--------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 宮<br>島   | 3       | ア 宮島に関係する部局間の連携体制構築と、民間保護団体の把握 | ① 宮島に関係する部局・機関の連携を進める。<br>② 宮島に関係する民間保護団体を把握し、連携する。 |

#### (3) 「宮島の調査研究と魅力の発信・活用」の方針

厳島神社をはじめとする指定等文化財の所有者・管理者などの理解と協力を促し、文化財の公開・活用を促進する。

宮島における歴史文化と文化財、また自然や景観などの調査研究が進むよう、関係する研究機関などと連携し、その成果の把握・共有化を行うとともに、歴史・文化と文化財の公開・活用を進めつつ、さまざまな情報媒体を利用した情報発信に取り組む。

老朽化している宮島歴史民俗資料館の移転・再整備に着手するとともに、(仮称)世界遺産センターや廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区(重伝建地区)の町並みセンターなどの拠点施設の整備について検討する。

また、重伝建地区を中心に、建造物などの新築や増改築、また除去の際には、必ず埋蔵文化財に関する確認調査や発掘調査を実施する。

表 4-10 (3) 宮島の調査研究と魅力の発信・活用

| 地区<br>区分 | 方向<br>性    | 課<br>題                                     | 方<br>針                                                                |
|----------|------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 宮<br>島   | 3 宮島の保存と活用 | ア 宮島に関する文化財の公開と、多様な媒体による情報発信               | ① 宮島の指定等文化財について、公開・活用を促進する。<br>② 宮島に関する文化財の情報発信を検討する。                 |
|          |            | イ 宮島に関する調査研究                               | ① 宮島に関する歴史文化の調査研究を進める。                                                |
|          |            | エ 宮島の文化財を保存・活用するための拠点施設整備と、埋蔵文化財の計画的な調査・研究 | ① 歴史文化や文化財に関するさまざまな拠点施設の整備を検討する。<br>② 重伝建地区内の埋蔵文化財について、確認調査や発掘調査を進める。 |



## 第5章 文化財の保存・活用に関する措置

### 第1節 措置の設定の考え方

本市における文化財の保存・活用に関し、将来像の実現を目指して、本計画で取り組む措置の体系を以下のとおり整理・設定する。

前章（第4章「文化財の保存・活用の将来像と現状・課題」を参照）では、3つの将来像を実現するために地区を2区分し、3つの方向性を示した。そして、それぞれの課題に対して方針を示した。本章では、この計画期間である令和5年〔2023〕度～令和12年〔2030〕度に行う措置を列挙する。

取組主体（事業の推進体制）は、「市民」（一般市民など）、「地域」（地域自治組織・市内各観光協会・その他関係団体など）、「文化財所有者」「研究者」「行政」でまとめた。詳細については、次章（第6章「文化財の保存・活用の推進体制」を参照）で述べる。

事業計画期間（第1次計画：8年間）は、次のとおりである（序章第2節3「計画期間」）。

- ・前期：令和5年〔2023〕度～令和7年〔2025〕度
- ・中期：令和8年〔2026〕度～令和10年〔2028〕度
- ・後期：令和11年〔2029〕度・令和12年〔2030〕度（検証・改定作業を含む）

なお、措置の実施にあたっては、財源として市費（単独市費）に加えて、国費（文化財補助金・デジタル田園都市国家構想交付金など）、県費の各種補助金の活用だけでなく、民間などの資金も活用しながら財源の確保に努める。

### 第2節 文化財の保存・活用の措置

本計画における文化財の保存・活用に向けた措置、事業名とその内容については、次のとおりである。

#### ■ 市域全体

##### 1 方向性1 調査と保存（廿日市市の文化財を知り、価値を共有する）

##### (1) 廿日市市の文化財を守る

表5-1 ア：文化財の指定等の基準整備や現況把握

（重点措置：◎）

| 措置番号 | 重点新規継続拡充    | 措 置 と 内 容                                                          | 取組主体 |    |     |     |    | 計画期間 |    |    | 財源 |
|------|-------------|--------------------------------------------------------------------|------|----|-----|-----|----|------|----|----|----|
|      |             |                                                                    | 市民   | 地域 | 所有者 | 研究者 | 行政 | 前期   | 中期 | 後期 |    |
| 1    | 重<br>◎<br>継 | 文化財指定基準整備事業<br>・市指定文化財について、合併前の市町村で異なっている指定基準を整備する。                |      |    |     | ○   | ○  | ◎    |    |    | 市  |
| 2    | ◎<br>継      | 文化財指定等事業<br>・整備した指定基準に基づき、本市の成り立ちを考える上で重要なものについては、市指定重要文化財などに指定する。 |      |    | ○   | ○   | ○  | ○    | ○  | ○  | 市  |
| 3    | 重<br>◎<br>新 | 指定等文化財現況確認調査事業<br>・国、県、市の指定等文化財について、所在（範囲）及び現況を確認するための調査を行う。       |      |    | ○   | ○   | ○  | ◎    | ○  | ○  | 市  |

|   |        |                                                                                          |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|--------|------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4 | ⑧<br>⑨ | <b>文化財台帳作成・整備事業</b><br>・市指定文化財の種別（分類）・名称等を整理するとともに、国、県、市の指定等文化財すべてについて、個々の文化財台帳を作成・整備する。 |   |   | ○ | ○ | ○ | ◎ | ○ | ○ | 市 |
| 5 | ⑨      | <b>記念物指定確認調査事業</b><br>・国、県、市指定の史跡・名勝・天然記念物について、指定範囲や所有者などを再確認する。                         | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |   | ○ | ○ | 市 |
| 6 | ⑨      | <b>天然記念物現況調査事業</b><br>・動物、植物等の天然記念物について、定期的な現況調査を行い、その台帳（カルテ）を作成・更新する。                   |   |   | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 市 |

表 5-2 イ：文化財の現状を踏まえた認定や保存制度

| 措置番号 | 重点新規継続拡充 | 措 置 と 内 容                                                                               | 取組主体   |        |             |             |        | 計画期間   |        |        | 財源 |
|------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|----|
|      |          |                                                                                         | 市<br>民 | 地<br>域 | 所<br>有<br>者 | 研<br>究<br>者 | 行<br>政 | 前<br>期 | 中<br>期 | 後<br>期 |    |
| 7    | ⑨        | <b>無形文化財等認定制度推進事業</b><br>・未指定の無形文化財などについて、市による新たな認定制度を創出する。                             |        |        | ○           | ○           | ○      | ○      | ○      | ○      | 市  |
| 8    | ⑩        | <b>無形文化財等後継者支援事業</b><br>・無形文化財、無形の民俗文化財等の後継者育成にあって、その保存・保持団体や個人への支援を計画的に行う。             |        |        | ○           | ○           | ○      |        | ○      | ○      | 市  |
| 9    | ⑨        | <b>文化財認定制度推進事業</b><br>・未指定文化財について、いわゆる「市民遺産」など、市による新たな文化財認定制度を創出し、多彩な文化財を保存していくことを検討する。 | ○      | ○      | ○           | ○           | ○      | ○      | ○      | ○      | 市  |
| 10   | ⑩        | <b>文化財補助金制度検討事業</b><br>・指定等の有形文化財に対して支出している市補助金制度を再検討する。                                |        |        |             |             | ○      | ○      |        |        | 市  |
| 11   | ⑩        | <b>無形文化財等補助金制度検討事業</b><br>・指定等の無形文化財、無形の民俗文化財に対して支出している市補助金制度を再検討する。                    |        |        |             |             | ○      | ○      |        |        | 市  |
| 12   | ⑩        | <b>未指定文化財補助金制度整備推進事業</b><br>・未指定文化財の市指定等文化財への検討と、必要な市補助金制度を検討し、整備する。                    |        |        |             |             | ○      | ○      | ○      | ○      | 市  |

表 5-3 ウ：指定等文化財の保存修理や維持管理

| 措置番号 | 重点新規継続拡充 | 措 置 と 内 容                                                                                       | 取組主体   |        |             |             |        | 計画期間   |        |        | 財源          |
|------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|-------------|
|      |          |                                                                                                 | 市<br>民 | 地<br>域 | 所<br>有<br>者 | 研<br>究<br>者 | 行<br>政 | 前<br>期 | 中<br>期 | 後<br>期 |             |
| 13   | ⑪        | <b>指定文化財保存修理事業（市所有以外）</b><br>・国、県、市の指定等文化財のうち、市所有でない文化財について、修理や修復の指導・助言を行うとともに、必要に応じて市補助金を支出する。 |        |        | ○           | ○           | ○      | ○      | ○      | ○      | 市<br>県<br>国 |
| 14   | ⑪        | <b>指定文化財保存修理事業（市所有）</b><br>・国、県、市の指定等文化財のうち、市所有の文化財について、修理や修復などの計画を策定し、緊急性の高いものから実施する。          |        |        |             | ○           | ○      | ○      | ○      | ○      | 市<br>国      |

|    |   |                                                                                          |   |   |   |   |   |   |   |   |     |
|----|---|------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|
| 15 | 継 | <b>文化財保存管理及び修理事業</b><br>・災害、もしくは経年劣化等によって、傷みが著しい指定等文化財については修理や修復を行うとともに、必要に応じて市補助金を支出する。 |   |   | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 市県国 |
| 16 | 新 | <b>文化財維持管理事業</b><br>・指定等文化財の維持管理に対しては、地域の協力のもとで文化財の管理パトロールを実施し、必要な場合は指導・助言を行う。           | ○ | ○ | ○ |   | ○ |   | ○ | ○ | 市   |

表 5-4 エ：無形文化財などの記録保存

| 措置番号 | 重点新規継続拡充 | 措 置 と 内 容                                                                | 取組主体 |     |       |       |     | 計画期間 |     |     | 財 源 |
|------|----------|--------------------------------------------------------------------------|------|-----|-------|-------|-----|------|-----|-----|-----|
|      |          |                                                                          | 市 民  | 地 域 | 所 有 者 | 研 究 者 | 行 政 | 前 期  | 中 期 | 後 期 |     |
| 17   | 新        | <b>無形文化財等映像記録保存事業</b><br>・無形文化財、無形の民俗文化財等について、映像記録が必要なものについては、積極的に撮影を行う。 |      |     | ○     | ○     | ○   |      | ○   | ○   | 市国  |

## (2) 文化財調査による郷土の魅力発掘

表 5-5 ア：文化財の把握調査や詳細調査

(重点措置：◎)

| 措置番号 | 重点新規継続拡充 | 措 置 と 内 容                                                                                                             | 取組主体 |     |       |       |     | 計画期間 |     |     | 財 源 |
|------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|-------|-------|-----|------|-----|-----|-----|
|      |          |                                                                                                                       | 市 民  | 地 域 | 所 有 者 | 研 究 者 | 行 政 | 前 期  | 中 期 | 後 期 |     |
| 18   | 重<br>新   | <b>有形文化財（建造物）把握調査事業</b><br>・宮島地域を除いた廿日市・佐伯・吉和・大野の4地域について、未指定の有形文化財（建造物）の把握調査を行う。                                      | ○    | ○   | ○     | ○     | ○   | ◎    | ◎   | ○   | 市   |
| 19   | 重<br>新   | <b>有形文化財（美術工芸品）把握調査事業</b><br>・佐伯・吉和・大野の3地域を中心とし、廿日市・宮島地域についても未指定の有形文化財（美術工芸品）の把握調査を行う。                                | ○    | ○   | ○     | ○     | ○   | ◎    | ◎   | ○   | 市   |
| 20   | 重<br>新   | <b>無形文化財・民俗文化財把握調査事業</b><br>・未指定の民俗文化財については、過去に吉和・宮島地域において調査が行われているが、当時の記録資料が残っていないため、改めて全市的な未指定の無形文化財・民俗文化財の把握調査を行う。 | ○    | ○   | ○     | ○     | ○   | ◎    | ◎   | ○   | 市   |
| 21   | 重<br>新   | <b>記念物（遺跡・名勝地）把握調査事業</b><br>・廿日市地域は未指定の名勝地、佐伯地域は未指定の遺跡、吉和・大野地域については未指定の遺跡・名勝地について、把握調査を行う（赤色立体地図の活用）。                 | ○    | ○   | ○     | ○     | ○   | ◎    | ◎   | ○   | 市   |
| 22   | 重<br>新   | <b>記念物（動物・植物・地質鉱物）把握調査事業</b><br>・主に吉和・大野地域を中心として、未指定の動物・植物・地質鉱物について把握調査を行う。                                           | ○    | ○   | ○     | ○     | ○   | ◎    | ◎   | ○   | 市   |
| 23   | 重<br>新   | <b>文化財調査市民参加促進事業</b><br>・未指定文化財の把握調査に際して、文化財への関心や理解を深めるとともに親しみを持ってもらうため、多くの市民の参加を促す。                                  | ○    | ○   | ○     | ○     | ○   | ◎    | ◎   | ○   | 市   |



|    |        |                                                                                 |  |  |   |   |   |  |   |   |    |
|----|--------|---------------------------------------------------------------------------------|--|--|---|---|---|--|---|---|----|
| 24 | 新      | <b>文化財詳細調査事業</b><br>・指定等文化財はもちろん、把握調査によって明らかとなったさまざまな未指定文化財についても、必要に応じて詳細調査を行う。 |  |  | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ | 市  |
| 25 | 新      | <b>文化財詳細調査促進事業</b><br>・さまざまな未指定文化財の詳細調査を行う際に、大学や専門機関等の研究者に協力を求め、連携を図る。          |  |  | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ | 市国 |
| 26 | 重<br>新 | <b>把握調査・詳細調査報告書作成事業</b><br>・把握調査や詳細調査の結果について、調査報告書などを作成・刊行する。                   |  |  |   | ○ | ○ |  | ◎ | ○ | 市国 |

表 5-6 イ：埋蔵文化財の調査と成果の整理

(重点措置：◎)

| 措置番号 | 重点新規継続拡充 | 措 置 と 内 容                                                                                   | 取組主体 |     |       |       |     | 計画期間 |     |     | 財 源 |
|------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|-------|-------|-----|------|-----|-----|-----|
|      |          |                                                                                             | 市 民  | 地 域 | 所 有 者 | 研 究 者 | 行 政 | 前 期  | 中 期 | 後 期 |     |
| 27   | 継        | <b>埋蔵文化財事前協議推進事業</b><br>・開発事業等については、事前の埋蔵文化財の有無確認（試掘）調査を徹底し、その結果を遺跡の保存に役立てる。                | ○    |     | ○     |       | ○   | ○    | ○   | ○   | 市国  |
| 28   | 拡        | <b>埋蔵文化財保護事業</b><br>・開発事業等によって現状保存ができない埋蔵文化財については、詳細な発掘調査を実施する。                             |      |     | ○     | ○     | ○   | ○    | ○   | ○   | 事業者 |
| 29   | 拡        | <b>遺跡地図（GIS）整備事業</b><br>・埋蔵文化財の分布踏査や試掘・確認調査で明らかとなった内容については、既存の遺跡地図（GIS）に反映させる。              |      |     |       |       | ○   | ○    | ○   | ○   | 市国  |
| 30   | 重<br>新   | <b>赤色立体地図等導入事業</b><br>・広島県等の防災写真（データ）を利用した赤色立体地図を導入し、埋蔵文化財の分布踏査及びその保存に活用する。                 | ○    |     | ○     | ○     | ○   | ◎    | ○   | ○   | 市国  |
| 31   | 新        | <b>重要遺跡等確認調査事業</b><br>・市内に存在する重要遺跡については、史跡指定を目的とした確認調査を行い、時代・範囲・内容等を把握するとともに、その結果を報告書にまとめる。 | ○    |     | ○     | ○     | ○   | ○    | ○   | ○   | 市国  |

### (3) 出土文化財の再整理と活用

表 5-7 ア：出土文化財の再整理と活用

(重点措置：◎)

| 措置番号 | 重点新規継続拡充 | 措 置 と 内 容                                                                              | 取組主体 |     |       |       |     | 計画期間 |     |     | 財 源 |
|------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|-------|-------|-----|------|-----|-----|-----|
|      |          |                                                                                        | 市 民  | 地 域 | 所 有 者 | 研 究 者 | 行 政 | 前 期  | 中 期 | 後 期 |     |
| 32   | 重<br>新   | <b>出土文化財整理収蔵事業</b><br>・これまでの発掘調査で出土した文化財（遺物）については、必要に応じて整理作業を行い、適切に分別収蔵する。             |      |     |       |       | ○   | ◎    | ○   | ○   | 市国  |
| 33   | 重<br>新   | <b>発掘調査等報告書作成事業</b><br>・発掘調査された市内の埋蔵文化財（遺跡）のうち、その成果が公開されていないものについては、発掘調査報告書などを作成・刊行する。 |      |     |       |       | ○   | ◎    | ○   | ○   | 市国  |

|    |   |                                                                                                                              |  |  |  |  |  |   |   |   |   |    |
|----|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|---|---|---|---|----|
| 34 | 新 | <b>出土文化財保存処理事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>公開・活用を進めるため、復原可能な資料や保存処理が必要な資料については、優先順位のもとに適切な手法で実施する。</li> </ul> |  |  |  |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ | 市国 |
|----|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|---|---|---|---|----|

#### (4) 文化財保護体制の整備と職員のスキルアップ

表 5-8 ア：文化財専門職員の体制充実・強化

(重点措置：◎)

| 措置番号 | 重点新規継続拡充 | 措 置 と 内 容                                                                                                                           | 取組主体 |    |     |     |    | 計画期間 |    |    | 財源 |
|------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|-----|-----|----|------|----|----|----|
|      |          |                                                                                                                                     | 市民   | 地域 | 所有者 | 研究者 | 行政 | 前期   | 中期 | 後期 |    |
| 35   | 重<br>拡   | <b>埋蔵文化財専門職員等の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>埋蔵文化財（考古学）の専門職員をはじめ、文献史学や民俗学等、本市に必要な各分野の専門職員の計画的雇用と、配置を検討する。</li> </ul> |      |    |     |     | ○  | ◎    | ◎  | ◎  | 市  |
| 36   | 重<br>拡   | <b>文化財担当職員数の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の保存・活用などをスムーズに行うため、市内に存在する指定等文化財の、質と量に見合った担当職員数の確保を検討する。</li> </ul>    |      |    |     |     | ○  | ◎    | ◎  | ◎  | 市  |

表 5-9 イ：文化財担当職員のスキルアップと、市職員の文化財保護意識の醸成・向上

(重点措置：◎)

| 措置番号 | 重点新規継続拡充 | 措 置 と 内 容                                                                                                                   | 取組主体 |    |     |     |    | 計画期間 |    |    | 財源 |
|------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|-----|-----|----|------|----|----|----|
|      |          |                                                                                                                             | 市民   | 地域 | 所有者 | 研究者 | 行政 | 前期   | 中期 | 後期 |    |
| 37   | 重<br>拡   | <b>文化財関係職員育成事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市の文化財を担当し、また関係する市職員などに対して、必要に応じて文化財についての知識や技術研修を行う。</li> </ul>   |      |    |     |     | ○  | ◎    | ◎  | ◎  | 市  |
| 38   | 重<br>拡   | <b>文化財保護研修推進事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市職員などの文化財保護意識の向上のため、研修をはじめとする各種の周知活動を行う。</li> </ul>               |      |    |     |     | ○  | ◎    | ◎  | ◎  | 市  |
| 39   | 新        | <b>文化財活用職員育成事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光・農林水産・企画部局など、市やその関連団体と連携し、活用事業担当職員への文化財研修や情報発信に取り組む。</li> </ul> |      | ○  |     |     | ○  | ○    | ○  | ○  | 市  |

表 5-10 ウ：文化財に関係する行政関連部局や関係団体・大学などとの連携

| 措置番号 | 重点新規継続拡充 | 措 置 と 内 容                                                                                                              | 取組主体 |    |     |     |    | 計画期間 |    |    | 財源 |
|------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|-----|-----|----|------|----|----|----|
|      |          |                                                                                                                        | 市民   | 地域 | 所有者 | 研究者 | 行政 | 前期   | 中期 | 後期 |    |
| 40   | 新        | <b>文化財保護協議会の設置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定等文化財の保存と活用、また情報の共有を目的とした行政と文化財関連団体などとの協議会を設立する。</li> </ul> | ○    | ○  |     |     | ○  |      | ○  | ○  | 市  |
| 41   | 新        | <b>文化財活用促進事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の保存と活用に関して、地域住民や文化財関係団体、また大学・研究機関との連携体制を構築する。</li> </ul>    | ○    | ○  | ○   | ○   | ○  |      | ○  | ○  | 市  |

## 2 方向性2 公開と活用（廿日市市の文化財を活かし、まちづくりにつなげる）

### （1）文化財を活かしたまちづくり

表 5-11 ア：各種文化財の学習機会の確保

| 措置番号 | 重点新規継続拡充 | 措 置 と 内 容                                                            | 取組主体 |     |       |       |     | 計画期間 |     |     | 財 源 |
|------|----------|----------------------------------------------------------------------|------|-----|-------|-------|-----|------|-----|-----|-----|
|      |          |                                                                      | 市 民  | 地 域 | 所 有 者 | 研 究 者 | 行 政 | 前 期  | 中 期 | 後 期 |     |
| 42   | ④        | <b>文化財普及啓発事業</b><br>・本市の魅力を知ってもらうために、各種の文化財講演会や講座、また文化財探訪会等の事業を開催する。 | ○    | ○   | ○     | ○     | ○   | ○    | ○   | ○   | 市国  |

表 5-12 イ：文化財に関する情報発信と案内板や説明板の整備（重点措置：◎）

| 措置番号 | 重点新規継続拡充 | 措 置 と 内 容                                                                           | 取組主体 |     |       |       |     | 計画期間 |     |     | 財 源 |
|------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|-------|-------|-----|------|-----|-----|-----|
|      |          |                                                                                     | 市 民  | 地 域 | 所 有 者 | 研 究 者 | 行 政 | 前 期  | 中 期 | 後 期 |     |
| 43   | ⑤        | <b>文化財情報発信推進事業</b><br>・文化財の紹介動画など、ウェブサイトやSNSなどによる情報発信を検討する。                         |      |     | ○     |       | ○   | ○    | ○   | ○   | 市国  |
| 44   | ④        | <b>文化財パンフレット等作成事業</b><br>・誰が見ても分かりやすく、現地に行ってみたくになるような、文化財の紹介・解説パンフレットやリーフレット等を作成する。 |      | ○   | ○     |       | ○   | ○    | ○   | ○   | 市国  |
| 45   | ⑤<br>⑤   | <b>文化財サイン計画策定事業</b><br>・主要な文化財について、地図や誘導標識、また案内板、説明板などを新たに設置するため、文化財サイン計画を策定する。     |      |     | ○     |       | ○   |      | ◎   | ○   | 市   |
| 46   | ④        | <b>文化財説明看板等管理事業</b><br>・文化財の説明板、標識、標柱などについて、状況把握のためのパトロールを定期的に行う。                   | ○    | ○   | ○     |       | ○   | ○    | ○   | ○   | 市   |
| 47   | ⑤<br>④   | <b>文化財説明看板等更新事業</b><br>・文化財の説明看板などの更新・改修及び新設を進める。                                   |      |     |       | ○     | ○   |      | ◎   | ○   | 市国  |

表 5-13 ウ：所有者などによる文化財の公開・活用

| 措置番号 | 重点新規継続拡充 | 措 置 と 内 容                                                               | 取組主体 |     |       |       |     | 計画期間 |     |     | 財 源 |
|------|----------|-------------------------------------------------------------------------|------|-----|-------|-------|-----|------|-----|-----|-----|
|      |          |                                                                         | 市 民  | 地 域 | 所 有 者 | 研 究 者 | 行 政 | 前 期  | 中 期 | 後 期 |     |
| 48   | ④        | <b>文化財公開支援事業</b><br>・神楽をはじめとする郷土芸能団体や個人（法人）所有の指定等文化財について、積極的な公開を支援する。   |      |     | ○     |       | ○   | ○    | ○   | ○   | 市   |
| 49   | ⑤        | <b>文化財所有者等連絡協議会の設置</b><br>・指定等文化財の保存と活用を目的とした、所有者（管理者）などで構成される協議会を設立する。 |      |     | ○     |       | ○   |      | ○   | ○   | 市   |
| 50   | ⑤        | <b>文化財所有者等研修事業</b><br>・指定等文化財の所有者（管理者）などに対して保存と活用を目的とした研修会を、必要に応じて開催する。 |      |     | ○     |       | ○   |      | ○   | ○   | 市   |



表 5-14 エ：重要遺跡・遺物の公開・活用

(重点措置：◎)

| 措置番号 | 重点新規継続拡充 | 措 置 と 内 容                                                                                       | 取組主体 |    |     |     |    | 計画期間 |    |    | 財源 |
|------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|-----|-----|----|------|----|----|----|
|      |          |                                                                                                 | 市民   | 地域 | 所有者 | 研究者 | 行政 | 前期   | 中期 | 後期 |    |
| 51   | ◎        | <b>重要遺跡・重要考古資料等公開・活用事業</b><br>・冠遺跡群などの重要遺跡は土地所有者を、重要考古資料については広島県から譲与を受けて文化財指定の申請作業を進め、公開・活用を図る。 | ○    | ○  | ○   | ○   | ○  | ◎    |    |    | 市国 |

表 5-15 オ：文化財の把握調査に基づいた、総合的・一体的な保存と活用

(重点措置：◎)

| 措置番号 | 重点新規継続拡充 | 措 置 と 内 容                                                                         | 取組主体 |    |     |     |    | 計画期間 |    |    | 財源 |
|------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------|------|----|-----|-----|----|------|----|----|----|
|      |          |                                                                                   | 市民   | 地域 | 所有者 | 研究者 | 行政 | 前期   | 中期 | 後期 |    |
| 52   | ◎<br>◎   | <b>関連文化財群等設定事業</b><br>・把握調査の成果に基づき、市民参加によって関連文化財群や文化財保存活用区域を検討し、設定する。             | ○    | ○  | ○   | ○   | ○  |      | ◎  | ◎  | 市  |
| 53   | ◎<br>◎   | <b>関連文化財群等活用推進事業</b><br>・市民参加のもとで、関連文化財群や文化財保存活用区域を、地域づくりや観光資源などに活かしていく方法を検討する。   | ○    | ○  | ○   |     | ○  |      | ◎  | ◎  | 市  |
| 54   | ◎<br>◎   | <b>文化財観光ルート創造事業</b><br>・関連文化財群や文化財保存活用区域について、探訪（見学）ルートの調査・検討を行い、さまざまなモデルルートを設定する。 | ○    | ○  | ○   |     | ○  |      |    | ◎  | 市  |
| 55   | ◎<br>◎   | <b>関連文化財群等周知活用事業</b><br>・設定された関連文化財群や文化財保存活用区域の周知と、活用方法を検討する。                     | ○    | ○  | ○   |     | ○  |      |    | ◎  | 市  |
| 56   | ◎        | <b>文化財保存活用推進事業</b><br>・市民、ボランティア団体、観光協会などとの協働・連携による文化財ガイド、普及啓発及び文化財の保存・活用体制を構築する。 | ○    | ○  |     |     | ○  |      | ○  | ○  | 市  |

## (2) 歴史民俗資料館などの整備・充実

表 5-16 ア：収蔵資料の把握や整理と公開・活用

| 措置番号 | 重点新規継続拡充 | 措 置 と 内 容                                                         | 取組主体 |    |     |     |    | 計画期間 |    |    | 財源 |
|------|----------|-------------------------------------------------------------------|------|----|-----|-----|----|------|----|----|----|
|      |          |                                                                   | 市民   | 地域 | 所有者 | 研究者 | 行政 | 前期   | 中期 | 後期 |    |
| 57   | ◎        | <b>資料館等収蔵台帳作成事業</b><br>・資料館などの収蔵資料台帳を整理・作成し、必要に応じて更新する。           |      |    |     | ○   | ○  | ○    | ○  | ○  | 市  |
| 58   | ◎        | <b>資料館等収集資料詳細調査事業</b><br>・資料館などの収蔵・保管資料について、必要に応じて詳細調査を行う。        |      |    |     | ○   | ○  | ○    | ○  | ○  | 市  |
| 59   | ◎        | <b>資料館等収集基準整備事業</b><br>・資料館における資料の収集・収蔵基準を作成し、それに基づいた資料の収集・収蔵を行う。 |      |    |     | ○   | ○  | ○    | ○  | ○  | 市  |

|    |   |                                                                                |   |   |   |   |   |   |   |   |    |
|----|---|--------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 60 | 新 | <b>文化財小規模展示推進事業</b><br>・本市の各支所、市民センター、商業施設など、多くの市民が訪れる施設において、小規模な出張展示を検討する。    | ○ | ○ | ○ |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 市  |
| 61 | 新 | <b>資料館等収蔵・保管資料デジタル化推進事業</b><br>・資料館などに収蔵・保管されている主な資料をデジタル化し、インターネット上での公開を検討する。 |   |   |   |   | ○ | ○ | ○ | ○ | 市国 |
| 62 | 新 | <b>資料館等情報発信推進事業</b><br>・資料館の紹介動画などについて、ウェブサイトやSNSによる情報発信を検討する。                 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 市  |

表 5-17 イ：調査研究に基づく資料館の展示の充実や情報発信

| 措置番号 | 重点新規継続拡充 | 措 置 と 内 容                                                                            | 取組主体 |    |     |     |    | 計画期間 |    |    | 財源 |
|------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|------|----|-----|-----|----|------|----|----|----|
|      |          |                                                                                      | 市民   | 地域 | 所有者 | 研究者 | 行政 | 前期   | 中期 | 後期 |    |
| 63   | 拡        | <b>資料館等展示充実促進事業</b><br>・継続的な調査・研究で得た新たな知見を展示内容に盛り込む。                                 |      |    |     | ○   | ○  | ○    | ○  | ○  | 市国 |
| 64   | 拡        | <b>資料館等展示内容見直し事業</b><br>・資料館など（宮島以外）の展示内容をリニューアルするための調査・検討を進め、実施可能な施設から現在の展示内容を検討する。 |      |    |     | ○   | ○  | ○    | ○  | ○  | 市国 |
| 65   | 新        | <b>資料館等調査研究報告書作成事業</b><br>・資料館などにおける調査・研究で明らかとなった新知見について、報告書を作成・刊行する。                |      |    |     | ○   | ○  | ○    | ○  | ○  | 市国 |

表 5-18 ウ：文化財に関する学習機会の確保・充実

| 措置番号 | 重点新規継続拡充 | 措 置 と 内 容                                                                             | 取組主体 |    |     |     |    | 計画期間 |    |    | 財源 |
|------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------|------|----|-----|-----|----|------|----|----|----|
|      |          |                                                                                       | 市民   | 地域 | 所有者 | 研究者 | 行政 | 前期   | 中期 | 後期 |    |
| 66   | 拡        | <b>資料館関連講座等実施事業</b><br>・資料館の学芸員などによって、展示解説や関係する各種の講座・講演会を定期的に行う。                      | ○    | ○  | ○   | ○   | ○  | ○    | ○  | ○  | 市  |
| 67   | 拡        | <b>ふるさと学習推進事業</b><br>・市内の小中学校や本市を訪れる修学旅行生等を対象として、本市の歴史文化や文化財に関係する内容についての授業・講義・講座等を行う。 |      |    |     |     | ○  | ○    | ○  | ○  | 市  |

表 5-19 エ：資料館などの展示や収蔵施設の整備・充実

(重点措置：◎)

| 措置<br>番号 | 重点<br>新規<br>継続<br>拡充 | 措 置 と 内 容                                                                               | 取組主体   |        |             |             |        | 計画期間   |        |        | 財<br>源 |
|----------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          |                      |                                                                                         | 市<br>民 | 地<br>域 | 所<br>有<br>者 | 研<br>究<br>者 | 行<br>政 | 前<br>期 | 中<br>期 | 後<br>期 |        |
| 68       | ◎<br>◎               | 宮島歴史民俗資料館整備事業（再掲）<br>・宮島歴史民俗資料館の移転・再整備（リニューアル）<br>計画を早急に具体化し、着手する。                      |        |        |             | ○           | ○      | ◎      | ◎      | ○      | 市<br>国 |
| 69       | ◎<br>新               | 資料収蔵施設等（宮島以外）整備検討事業<br>・さまざまな収集資料を収蔵するための施設（宮島以<br>外の収蔵庫）の再編や整備・拡充を検討するため、調<br>査・検討を行う。 |        |        |             |             | ○      | ○      | ◎      | ◎      | 市      |
| 70       | ◎<br>新               | 資料館等（宮島以外）整備検討事業<br>・資料館など（宮島以外）の再編や整備・拡充を検討<br>するため、調査・検討を行う。                          |        |        |             |             | ○      | ◎      | ◎      | ◎      | 市<br>国 |

表 5-20 オ：埋蔵文化財センター等の整備

(重点措置：◎)

| 措置<br>番号 | 重点<br>新規<br>継続<br>拡充 | 措 置 と 内 容                                                                                                        | 取組主体   |        |             |             |        | 計画期間   |        |        | 財<br>源 |
|----------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          |                      |                                                                                                                  | 市<br>民 | 地<br>域 | 所<br>有<br>者 | 研<br>究<br>者 | 行<br>政 | 前<br>期 | 中<br>期 | 後<br>期 |        |
| 71       | ◎<br>新               | 埋蔵文化財整理事業施設等整備事業<br>・発掘調査で出土した文化財（遺物）の整理事業を行う<br>スペースを早急に確保するとともに、公開・活用と<br>収蔵保管を目的とした埋蔵文化財センターなどの施<br>設整備を検討する。 |        |        |             |             | ○      | ◎      | ○      | ○      | 市<br>国 |

## (3) 災害等から文化財を守る

表 5-21 ア：災害等から文化財を守るための周知や啓発活動

(重点措置：◎)

| 措置<br>番号 | 重点<br>新規<br>継続<br>拡充 | 措 置 と 内 容                                                        | 取組主体   |        |             |             |        | 計画期間   |        |        | 財<br>源 |
|----------|----------------------|------------------------------------------------------------------|--------|--------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          |                      |                                                                  | 市<br>民 | 地<br>域 | 所<br>有<br>者 | 研<br>究<br>者 | 行<br>政 | 前<br>期 | 中<br>期 | 後<br>期 |        |
| 72       | ◎<br>新               | 文化財防災・防犯等普及啓発事業<br>・文化財の所有者・管理者などへ防災・防犯対策につ<br>いて、情報発信及び普及啓発を行う。 |        |        | ○           |             | ○      | ◎      | ○      | ○      | 市      |

表 5-22 イ：文化財の防災対策の実態調査や緊急時対応マニュアル

(重点措置：◎)

| 措置<br>番号 | 重点<br>新規<br>継続<br>拡充 | 措 置 と 内 容                                                                       | 取組主体   |        |             |             |        | 計画期間   |        |        | 財<br>源 |
|----------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          |                      |                                                                                 | 市<br>民 | 地<br>域 | 所<br>有<br>者 | 研<br>究<br>者 | 行<br>政 | 前<br>期 | 中<br>期 | 後<br>期 |        |
| 73       | ◎<br>新               | 文化財防災・防犯等対策実態把握事業<br>・厳島神社をはじめ、市内の指定等文化財の防災・防<br>犯対策について、現状を把握するための実態調査を行<br>う。 | ○      | ○      | ○           | ○           | ○      | ◎      |        |        | 市      |

|    |        |                                                                                    |   |   |   |   |   |  |   |   |             |
|----|--------|------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|---|--|---|---|-------------|
| 74 | ⑧<br>新 | <b>指定等文化財防災計画策定事業</b><br>・市内の指定等文化財の、防災・防犯計画を策定する。                                 | ○ |   | ○ | ○ | ○ |  | ◎ |   | 市           |
| 75 | ⑧<br>新 | <b>文化財避難体制整備事業</b><br>・市内及び市域を越える大規模な災害に対応した、文化財避難体制を整備・検討し、それをマニュアル化する。           | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ◎ | ○ | 市           |
| 76 | ⑧<br>拡 | <b>文化財防災・防犯設備整備支援事業</b><br>・指定等文化財について、防災・防犯対策設備の整備や設置を検討し、所有者等に対して必要な指導・助言・支援を行う。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |   | ○ | 市<br>県<br>国 |

表 5-23 ウ：文化財の防火パトロールや防災訓練

| 措置<br>番号 | 重点<br>新規<br>継続<br>拡充 | 措 置 と 内 容                                                                       | 取組主体   |        |             |             |        | 計画期間   |        |        | 財<br>源 |
|----------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          |                      |                                                                                 | 市<br>民 | 地<br>域 | 所<br>有<br>者 | 研<br>究<br>者 | 行<br>政 | 前<br>期 | 中<br>期 | 後<br>期 |        |
| 77       | ⑧<br>新               | <b>文化財防災・防犯パトロール事業</b><br>・必要に応じて、広島県廿日市警察署及び廿日市市消防本部、広島市消防局などと連携した文化財パトロールを行う。 | ○      | ○      | ○           |             | ○      | ○      | ○      | ○      | 市      |
| 78       | ⑧<br>拡               | <b>文化財防災訓練実施事業</b><br>・文化財の所有者・管理者及び地域住民などが参加する防火・防災訓練を行う。                      | ○      | ○      | ○           |             | ○      | ○      | ○      | ○      | 市      |



## ■ 宮 島

### 3 方向性3 宮島の保存と活用

(宮島を保存・活用し、未来世代へ確実に継承する)

#### (1) 宮島の保存制度の周知と保存活用計画の策定

表 5-24 ア：宮島の保存制度の周知

(重点措置：◎)

| 措置<br>番号 | 重点<br>新規<br>継続<br>拡充 | 措 置 と 内 容                                                                | 取組主体   |        |             |             |        | 計画期間   |        |        | 財<br>源 |
|----------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------|--------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          |                      |                                                                          | 市<br>民 | 地<br>域 | 所<br>有<br>者 | 研<br>究<br>者 | 行<br>政 | 前<br>期 | 中<br>期 | 後<br>期 |        |
| 79       | 重<br>拡               | <b>宮島文化財保存活用啓発事業</b><br>・ 宮島の文化財や自然・景観等に対する法令などの説明会・研修会を、必要に応じて繰り返し開催する。 | ○      | ○      | ○           |             | ○      | ◎      | ◎      | ◎      | 市      |

表 5-25 イ：宮島の文化財について、保存・活用に関する計画策定や改訂

(重点措置：◎)

| 措置<br>番号 | 重点<br>新規<br>継続<br>拡充 | 措 置 と 内 容                                                                                                  | 取組主体   |        |             |             |        | 計画期間   |        |        | 財<br>源      |
|----------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|-------------|
|          |                      |                                                                                                            | 市<br>民 | 地<br>域 | 所<br>有<br>者 | 研<br>究<br>者 | 行<br>政 | 前<br>期 | 中<br>期 | 後<br>期 |             |
| 80       | 重<br>継               | <b>『特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画』改訂事業</b><br>・ 既存の『特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画』について、宮島の実状に合わせた改訂版を早急に検討し、管理団体の作成に協力する。        |        |        | ○           | ○           | ○      | ◎      |        |        | 市<br>県<br>国 |
| 81       | 継                    | <b>『廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区保存活用計画』改訂事業</b><br>・ 既存の『廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区保存活用計画』については、必要に応じて改訂する。                  |        |        | ○           | ○           | ○      | ○      | ○      | ○      | 市           |
| 82       | 新                    | <b>世界遺産包括的保存活用計画策定事業</b><br>・ 世界遺産「厳島神社」をはじめとする島内の文化財について、保存・活用のための共通方針（包括的な管理計画）を検討し、策定する。                |        |        | ○           | ○           | ○      |        | ○      |        | 市<br>県<br>国 |
| 83       | 重<br>新               | <b>宮島現状変更等許可基準運用規程策定事業</b><br>・ 特別史跡及び特別名勝厳島、天然記念物瀾山原始林及び廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区の現状変更等について、運用規程（施行方法の事例集）を作成する。 |        |        |             | ○           | ○      | ◎      |        |        | 市           |

#### (2) 宮島に関係する部局間の連携体制構築と、民間保護団体の把握

表 5-26 ア：宮島に関係する部局間の連携体制構築と、民間保護団体の把握

(重点措置：◎)

| 措置<br>番号 | 重点<br>新規<br>継続<br>拡充 | 措 置 と 内 容                                                                   | 取組主体   |        |             |             |        | 計画期間   |        |        | 財<br>源 |
|----------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------|--------|-------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          |                      |                                                                             | 市<br>民 | 地<br>域 | 所<br>有<br>者 | 研<br>究<br>者 | 行<br>政 | 前<br>期 | 中<br>期 | 後<br>期 |        |
| 84       | 重<br>新               | <b>宮島文化財等連絡協議会の設置</b><br>・ 宮島の保全と活用に関係する国、県の関係機関や、市の関連部局間との情報共有と、連携体制を構築する。 |        |        |             |             | ○      | ◎      | ○      | ○      | 市      |

|    |   |                                                       |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|----|---|-------------------------------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 85 | 新 | 宮島関連民間保護団体連絡協議会の設置<br>・宮島に関係する民間保護団体などの把握と、連携体制を構築する。 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 市 |
|----|---|-------------------------------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

### (3) 宮島の調査研究と魅力の発信・活用

表 5-27 ア：宮島に関する文化財の公開と、多様な媒体による情報発信

| 措置番号 | 重点新規継続拡充 | 措 置 と 内 容                                                                               | 取組主体 |    |     |     |    | 計画期間 |    |    | 財源 |
|------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------|----|-----|-----|----|------|----|----|----|
|      |          |                                                                                         | 市民   | 地域 | 所有者 | 研究者 | 行政 | 前期   | 中期 | 後期 |    |
| 86   | 拡        | 宮島指定等文化財公開促進事業<br>・厳島神社など、宮島の島内各所に所蔵されている指定等文化財について、公開・活用を促進する。                         |      |    | ○   | ○   | ○  |      | ○  | ○  | 市  |
| 87   | 新        | 宮島文化財情報発信推進事業<br>・宮島の未指定文化財を含めた資料の公開と、文化財の紹介動画などのウェブサイトやSNSによる情報発信（多言語対応）やイベントの開催を検討する。 | ○    | ○  | ○   | ○   | ○  | ○    | ○  | ○  | 市国 |

表 5-28 イ：宮島に関する調査研究

| 措置番号 | 重点新規継続拡充 | 措 置 と 内 容                                                                                | 取組主体 |    |     |     |    | 計画期間 |    |    | 財源 |
|------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|-----|-----|----|------|----|----|----|
|      |          |                                                                                          | 市民   | 地域 | 所有者 | 研究者 | 行政 | 前期   | 中期 | 後期 |    |
| 88   | 新        | 宮島歴史文化等調査研究事業<br>・宮島における歴史文化や文化財・自然・景観などについて、関係する研究機関などと連携し、継続的に調査・研究を進め、調査研究報告書などを刊行する。 | ○    | ○  | ○   | ○   | ○  | ○    | ○  | ○  | 市国 |

表 5-29 ウ：宮島の文化財や世界遺産を保存・活用するための拠点施設整備と、

埋蔵文化財の計画的な調査・研究

(重点措置：◎)

| 措置番号 | 重点新規継続拡充    | 措 置 と 内 容                                                                                  | 取組主体 |    |     |     |    | 計画期間 |    |    | 財源 |
|------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|-----|-----|----|------|----|----|----|
|      |             |                                                                                            | 市民   | 地域 | 所有者 | 研究者 | 行政 | 前期   | 中期 | 後期 |    |
| 89   | 重<br>◎<br>継 | 宮島歴史民俗資料館整備事業<br>・宮島歴史民俗資料館の移転・再整備（リニューアル）計画を早急に具体化し、着手する。                                 |      |    |     | ○   | ○  | ◎    | ◎  | ○  | 市国 |
| 90   | 新           | 世界遺産センター等拠点施設整備事業<br>・世界遺産センターや重伝建地区の町並みセンター、またビジターセンターなど、文化財の価値や魅力を伝えるための拠点施設の整備について検討する。 |      |    |     | ○   | ○  | ○    | ○  | ○  | 市国 |
| 91   | 拡           | 埋蔵文化財調査研究事業<br>・重伝建地区をはじめ、島内各所に点在する埋蔵文化財について、詳細な発掘調査を行う。                                   | ○    | ○  | ○   | ○   | ○  | ○    | ○  | ○  | 市国 |

### 第3節 計画期間内に取り組む重点措置

#### 1 重点措置の考え方

本市の文化財の保存・活用の措置は、前章（第4章「文化財の保存・活用の将来像と現状・課題」を参照）で示した将来像に基づき、現状を整理するなかで課題を明らかにし、それを3つの方向性、10の方針に体系化し、そこから91の措置（事業）を計画し、期間内に講じるものである。

このうち本計画（第1次計画）では、次の9つの措置（1～9、36措置）について、重点的に取り組む措置（重点措置）と位置付け、事業を実施する。

- ・重点措置1：再確認が必要な指定等文化財の把握（3措置）
- ・重点措置2：未指定文化財の把握調査（7措置）
- ・重点措置3：関連文化財群と文化財保存活用区域の設定（4措置）
- ・重点措置4：埋蔵文化財の保護と活用（5措置）
- ・重点措置5：文化財保護体制の整備と職員のスキルアップ（4措置）
- ・重点措置6：文化財サインや説明板等の計画・整備（2措置）
- ・重点措置7：歴史民俗資料館等の整備・充実（3措置）
- ・重点措置8：宮島の保存と保護体制等の構築（4措置）
- ・重点措置9：防災・防犯対策と避難体制等の整備（4措置）

#### 2 第1次計画期間内に取り組む重点措置

##### (1) 重点措置1 再確認が必要な指定等文化財の把握（3措置）

市指定文化財については、平成の広域合併前の市町村で異なった基準による指定がなされているため、これを早急に検討し、統一的なものに整理しなければならない。また、全ての指定等文化財について、近年、所在（所有者等）確認や現況把握を行っていないため、この確認・把握とともに台帳の作成・整備を行う。

表 5-30 再確認が必要な指定等文化財の把握

| 措置<br>番号 | 措 置            |                                                                    | 計 画 期 間 |        |        | 財<br>源 |
|----------|----------------|--------------------------------------------------------------------|---------|--------|--------|--------|
|          | 措 置 名          | 内 容                                                                | 前<br>期  | 中<br>期 | 後<br>期 |        |
| 1        | 文化財指定基準整備事業    | ・市指定文化財について、合併前の市町村で異なっている指定基準を整備する。                               | ◎       |        |        | 市      |
| 3        | 指定等文化財現況確認調査事業 | ・国、県、市の指定等文化財について、所在（範囲）及び現況を確認するための調査を行う。                         | ◎       | ○      | ○      | 市      |
| 4        | 文化財台帳作成・整備事業   | ・市指定文化財の種別（分類）・名称などを整理するとともに、国、県、市の指定等文化財すべてについて、個々の文化財台帳を作成・整備する。 | ◎       | ○      | ○      | 市      |

## (2) 重点措置 2 未指定文化財の把握調査（7措置）

未指定文化財の把握調査は、宮島地域である程度、また廿日市・佐伯・吉和・大野地域では遺跡（史跡）、動物・植物・地質鉱物（天然記念物）、埋蔵文化財の一部、吉和地域では無形文化財や無形の民俗文化財について調査が行われている。しかし、それ以外の地域や種別については、把握調査がほとんど実施されておらず、再確認を含めて全てのものについての調査を実施する。

表 5-31 未指定文化財の把握調査

| 措置<br>番号 | 措 置                   |                                                                                           | 計 画 期 間 |        |        | 財<br>源 |
|----------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------|--------|--------|
|          | 措 置 名                 | 内 容                                                                                       | 前<br>期  | 中<br>期 | 後<br>期 |        |
| 18       | 有形文化財（建造物）把握調査事業      | ・宮島地域を除いた廿日市・佐伯・吉和・大野の4地域について、未指定の有形文化財（建造物）の把握調査を行う。                                     | ◎       | ◎      | ○      | 市      |
| 19       | 有形文化財（美術工芸品）把握調査事業    | ・佐伯・吉和・大野の3地域を中心とし、廿日市・宮島地域についても未指定の有形文化財（美術工芸品）の把握調査を行う。                                 | ◎       | ◎      | ○      | 市      |
| 20       | 無形文化財・民俗文化財把握調査事業     | ・未指定の民俗文化財については、過去に吉和・宮島地域において調査が行われているが、当時の記録資料が残っていないため、改めて全市的な未指定の無形文化財・民俗文化財の把握調査を行う。 | ◎       | ◎      | ○      | 市      |
| 21       | 記念物（遺跡・名勝地）把握調査事業     | ・廿日市地域は未指定の名勝地、佐伯地域は未指定の遺跡、吉和・大野地域については未指定の遺跡・名勝地について、把握調査を行う（赤色立体地図の活用）。                 | ◎       | ◎      | ○      | 市      |
| 22       | 記念物（動物・植物・地質鉱物）把握調査事業 | ・主に吉和・大野地域を中心として、未指定の動物・植物・地質鉱物について把握調査を行う。                                               | ◎       | ◎      | ○      | 市      |
| 23       | 文化財調査市民参加促進事業         | ・未指定文化財の把握調査に際して、文化財への関心や理解を深めるとともに、親しみを持ってもらうため、多くの市民参加を促す。                              | ◎       | ◎      | ○      | 市      |
| 26       | 把握調査・詳細調査報告書作成事業      | ・把握調査や詳細調査の結果について、調査報告書などを作成・刊行する。                                                        |         | ◎      | ○      | 市      |

## (3) 重点措置 3 関連文化財群と文化財保存活用区域の設定（4措置）

これまでは、複数の文化財を総合的・一体的に保存活用するという視点に欠けていたため、関連文化財群や文化財保存活用地区は未設定であった。このため、重点措置 2 に位



置付けた把握調査が終了したものから順に、関連文化財群や文化財保存活用地区を設定し、活用方法を検討する。

● 関連文化財群と文化財保存活用区域設定の考え方と基準（要件）

- 本市の歴史文化の特性と魅力を活かし、それをわかりやすく伝えるストーリーとする。
- 市民をはじめ、廿日市市に関係する人びとが共感し、それを活かしたまちづくりにつながる内容とする。
- 市への来訪者にアピールでき、観光の質などの向上につながる内容にする。
- ストーリーは、指定等文化財以外にも、未指定文化財やその周辺環境などを取り込んだ遺産で構成する。
- 核となる施設や文化財、また歴史文化に関わるイベント等も含め、多種多様な取組を見据えた構成とする。
- 地区区分で分けた5地域（廿日市・佐伯・吉和・大野・宮島の各地域）に区分し、学校での郷土学習などへの活用につながる内容とする。

表 5-32 関連文化財群と文化財保存活用区域の設定

| 措置<br>番号 | 措 置           |                                                             | 計 画 期 間 |        |        | 財<br>源 |
|----------|---------------|-------------------------------------------------------------|---------|--------|--------|--------|
|          | 措 置 名         | 内 容                                                         | 前<br>期  | 中<br>期 | 後<br>期 |        |
| 52       | 関連文化財群等設定事業   | • 把握調査の成果に基づき、市民参加によって関連文化財群や文化財保存活用区域を検討し、設定する。            |         | ◎      | ◎      | 市      |
| 53       | 関連文化財群等活用推進事業 | • 市民参加のもとで、関連文化財群や文化財保存活用区域を、地域づくりや観光資源などに活かしていく方法を検討する。    |         | ◎      | ◎      | 市      |
| 54       | 文化財観光ルート創造事業  | • 関連文化財群や文化財保存活用区域について、探訪（見学）ルートの調査・検討を行い、さまざまなモデルルートを設定する。 |         |        | ◎      | 市      |
| 55       | 関連文化財群等周知活用事業 | • 設定された関連文化財群や文化財保存活用区域の周知と、活用方法を検討する。                      |         |        | ◎      | 市      |

#### (4) 重点措置 4 埋蔵文化財の保存と活用（5措置）

本市では、吉和地域が豪雪地帯対策特別措置法に基づいた豪雪地域に指定されているように、市域の北部では冬期の有無確認調査ができないため、その一手段として赤色立体地図を導入し、事前の情報を入手する必要がある。また、冠遺跡群をはじめとする重要遺跡・重要考古資料の文化財指定のために申請作業を進め、公開・活用に供するとともに、既存の発掘調査で出土した文化財については、未整理のものや概要報告書（概報）のみが作成されているものについて、早急に整理作業と報告書の作成・刊行する。

表 5-33 埋蔵文化財の保存と活用

| 措置<br>番号 | 措 置                 |                                                                                  | 計 画 期 間 |        |        | 財 源    |
|----------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------|---------|--------|--------|--------|
|          | 措 置 名               | 内 容                                                                              | 前<br>期  | 中<br>期 | 後<br>期 |        |
| 30       | 赤色立体地図等導入事業         | ・広島県などの防災写真（データ）を利用した赤色立体地図を導入し、埋蔵文化財の分布踏査及びその保存に活用する。                           | ◎       | ○      | ○      | 市<br>国 |
| 32       | 出土文化財整理収蔵事業         | ・これまでの発掘調査で出土した文化財（遺物）について、必要に応じて整理作業を行い、適切に収蔵する。                                | ◎       | ○      | ○      | 市<br>国 |
| 33       | 発掘調査等報告書作成事業        | ・発掘調査された市内の埋蔵文化財（遺跡）のうち、その成果が公開されていないものについては、発掘調査報告書などを作成・刊行する。                  | ◎       | ○      | ○      | 市<br>国 |
| 51       | 重要遺跡・重要考古資料等公開・活用事業 | ・冠遺跡群などの重要遺跡は土地所有者の協力を、重要考古資料については広島県から譲与を受けて文化財指定の申請作業を進め、公開・活用を図る。             | ◎       |        |        | 市<br>国 |
| 71       | 埋蔵文化財整理作業施設等整備事業    | ・発掘調査で出土した文化財（遺物）の整理作業を行うスペースを早急に確保するとともに、公開・活用と収蔵保管を目的とした埋蔵文化財センターなどの施設整備を検討する。 | ◎       | ○      | ○      | 市<br>国 |

#### (5) 重点措置 5 文化財保護体制の整備と職員のスキルアップ（4 措置）

本市は、国宝・重要文化財や特別史跡・特別名勝をはじめ、県、市指定等文化財や埋蔵文化財、さらには未指定文化財が数多くの文化財が存在するが、それに見合ったさまざまな知識を有する文化財専門職員が雇用されておらず、公開や活用までは手が回らない状態である。このため、計画的な雇用と配置を検討するとともに、市職員などに必要な職員研修を行う。

表 5-34 文化財保護体制の整備と職員のスキルアップ

| 措置<br>番号 | 措 置           |                                                              | 計 画 期 間 |        |        | 財 源 |
|----------|---------------|--------------------------------------------------------------|---------|--------|--------|-----|
|          | 措 置 名         | 内 容                                                          | 前<br>期  | 中<br>期 | 後<br>期 |     |
| 35       | 埋蔵文化財専門職員等の確保 | ・埋蔵文化財（考古学）の専門職員をはじめ文献史学や民俗学等、本市に必要な各分野の専門職員の計画的雇用と、配置を検討する。 | ◎       | ◎      | ◎      | 市   |
| 36       | 文化財担当職員数の確保   | ・文化財の保存・活用などをスムーズに行うため、市内に存在する指定等文化財の、質と量に見合った担当職員数の確保を検討する。 | ◎       | ◎      | ◎      | 市   |

|    |             |                                                   |   |   |   |   |
|----|-------------|---------------------------------------------------|---|---|---|---|
| 37 | 文化財関係職員育成事業 | ・本市の文化財を担当し、また関係する市職員などに対して、必要に応じて文化財の知識や技術研修を行う。 | ◎ | ◎ | ◎ | 市 |
| 38 | 文化財保護研修推進事業 | ・市職員等の文化財保護意識の向上のため、研修をはじめとする各種の周知活動を行う。          | ◎ | ◎ | ◎ | 市 |

## (6) 重点措置 6 文化財サインや説明板等の計画・整備（2 措置）

市内の文化財に関する案内板や説明板など、大半が合併前の旧市・町・村によって設置されたもので、管理者名のみを「廿日市市教育委員会」と変更している。しかし、経年劣化や災害などによって破損したものも多く、統一性もない。このため、市域全体のサイン計画を検討し、緊急性の高いものから順に更新・改修し、また新設を進める必要がある。

表 5-35 文化財サインや説明板等の計画・整備

| 措置<br>番号 | 措 置          |                                                          | 計 画 期 間 |        |        | 財 源    |
|----------|--------------|----------------------------------------------------------|---------|--------|--------|--------|
|          | 措 置 名        | 内 容                                                      | 前<br>期  | 中<br>期 | 後<br>期 |        |
| 45       | 文化財サイン計画策定事業 | ・主要な文化財について、地図や誘導標識、また案内板、説明板などを新たに設置するため、文化財サイン計画を策定する。 |         | ◎      | ○      | 市<br>国 |
| 47       | 文化財説明看板等更新事業 | ・文化財の説明看板などの更新・改修及び新設を進める。                               |         | ◎      | ○      | 市<br>国 |

## (7) 重点措置 7 歴史民俗資料館等の整備・充実（3 措置）

本市の歴史民俗資料館（3 館）のうち吉和歴史民俗資料館は、新たな吉和複合施設に移転し、宮島歴史民俗資料館については移転・再整備計画が進んでいるが、その他の 2 館と吉和歴史民俗資料館の収蔵庫については、狭隘で老朽化が著しい。また、廿日市と大野地域については未定である。このため、施設の再編と整備・拡充を目的とした調査・研究を進める必要がある。

表 5-36 歴史民俗資料館等の整備・充実

| 措置<br>番号 | 措 置                 |                                                          | 計 画 期 間 |        |        | 財 源    |
|----------|---------------------|----------------------------------------------------------|---------|--------|--------|--------|
|          | 措 置 名               | 内 容                                                      | 前<br>期  | 中<br>期 | 後<br>期 |        |
| 69       | 資料収蔵施設等（宮島以外）整備検討事業 | ・さまざまな収集資料を収蔵するための施設（宮島以外の収蔵庫）の再編や整備・拡充を検討するため、調査・検討を行う。 |         | ◎      | ◎      | 市<br>国 |
| 70       | 資料館等（宮島以外）整備検討事業    | ・資料館など（宮島以外）の再編や整備・拡充を検討するため、調査・検討を行う。                   | ◎       | ◎      | ◎      | 市<br>国 |

|            |                       |                                           |   |   |   |        |
|------------|-----------------------|-------------------------------------------|---|---|---|--------|
| 89<br>(68) | 宮島歴史民俗資料館整備事業（68 は再掲） | ・宮島歴史民俗資料館の移転・再整備（リニューアル）計画を早急に具体化し、着手する。 | ◎ | ◎ | ○ | 市<br>国 |
|------------|-----------------------|-------------------------------------------|---|---|---|--------|

## (8) 重点措置 8 宮島の保存と保護体制等の構築（4 措置）

宮島については、島内の文化財や景観などを保存・活用し、未来世代へ確実に継承するために必要な各種の保存管理（活用）計画を策定するとともに、関係する部局や機関との連携体制を、早急に構築する。

表 5-37 宮島の保存と保護体制等の構築

| 措置<br>番号 | 措 置                      |                                                                              | 計 画 期 間 |        |        | 財 源 |
|----------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------|---------|--------|--------|-----|
|          | 措 置 名                    | 内 容                                                                          | 前<br>期  | 中<br>期 | 後<br>期 |     |
| 79       | 宮島文化財保存活用啓発事業            | ・宮島の文化財や自然・景観などに対する法令などの説明会・研修会を、必要に応じて繰り返し開催する。                             | ◎       | ◎      | ◎      | 市   |
| 80       | 『特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画』改訂事業 | ・既存の『特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画』について、宮島の実状に合わせた改訂版を早急に検討し、管理団体の作成に協力する。              | ◎       |        |        | 市   |
| 83       | 宮島現状変更等許可基準運用規定作業事業      | ・特別史跡及び特別名勝厳島、天然記念物瀾山原始林及び廿日市市宮島伝統的建造物群保存地区の現状変更等について、その運用規程（施行方法の事例集）を作成する。 | ◎       |        |        | 市   |
| 84       | 宮島文化財等連絡協議会の設置           | ・宮島の保全と活用に関係する国、県の関係機関や、市の関連部局間の情報共有と、連携体制を構築する。                             | ◎       | ○      | ○      | 市   |

## (9) 重点措置 9 防災・防犯対策と避難体制等の整備（4 措置）

近年頻発する自然災害などの発生状況や、文化財の被害状況を把握しつつ、災害対策や防犯への備えとして、文化財所有者や管理者、また地域住民などの意識の向上や、被害を最小限に食い止めるための防災・防犯対策の充実に取り組まなければならない。

表 5-38 防災・防犯対策と避難体制等の整備

| 措置<br>番号 | 措 置             |                                           | 計 画 期 間 |        |        | 財 源 |
|----------|-----------------|-------------------------------------------|---------|--------|--------|-----|
|          | 措 置 名           | 内 容                                       | 前<br>期  | 中<br>期 | 後<br>期 |     |
| 72       | 文化財防災・防犯等普及啓発事業 | ・文化財の所有者・管理者などへ防災・防犯対策について、情報発信及び普及啓発を行う。 | ◎       | ○      | ○      | 市   |



|    |                   |                                                    |   |   |   |   |
|----|-------------------|----------------------------------------------------|---|---|---|---|
| 73 | 文化財防災・防犯等対策実態把握事業 | ・厳島神社をはじめ、市内の指定等文化財の防災・防犯対策について、現状を把握するための実態調査を行う。 | ◎ |   |   | 市 |
| 74 | 指定等文化財防災計画策定事業    | ・市内の指定等文化財の、防災・防犯計画を策定する。                          |   | ◎ |   | 市 |
| 75 | 文化財避難体制整備事業       | ・市内及び市域を越える大規模災害に対応した、文化財避難体制を整備・検討し、それをマニュアル化する。  |   | ◎ | ◎ | 市 |

## ● 防災・防犯対策について

防災・防犯について、第4章第3節2の「(3) 災害等から文化財を守る」で定めた方針は、次のとおりである（再掲）。

- ・近年頻発する自然災害などの発生状況や、文化財被害状況と把握しつつ、災害対策や防犯への備えとして、文化財所有者や管理者、また地域住民等の意識の向上や、被害を最小限に食い止めるための防災・防犯対策の充実に取り組む。また、指定等文化財についての防災計画の策定と、緊急時における文化財の広域的な避難体制について検討し、マニュアル化し、自然災害や火災、盗難から文化財を守る取組を持続的に行う。

本市では、『廿日市市地域防災計画』（一般対策編・地震対策編、令和3年〔2021〕5月）を策定し、防災対策に取り組んでいるが、文化財については、「市内文化財の実態を把握するとともに、防災対策について文化財所有者、管理者に対し、防災施設の点検や可能な修理補強等を指導し、安全の確保と文化財に対する防災意識の啓発を図ることを、廿日市市文化財保存活用地域計画に盛り込む。」としており（『廿日市市地域防災計画』第2章第4節第18項第6「文化財の保護」を参照）、災害ごとの対策を次のようにまとめる。

### ① 災害ごとの対策

#### ア 台風災害対策

##### （ア）リスクの把握

- ・指定等文化財の状況確認を行い、過去の資料も検討しつつ、影響を受けそうな箇所や物件を把握する。
- ・洪水や土砂災害は、地形・地質などの影響が大きいことから、赤色立体地図や空中写真、災害区域指定状況（土砂災害警戒区域など）、災害ハザードマップなどをもとに、起こりうる（想定される）被害について検討し、予測を立てる。

##### （イ）事前対策の推進

- ・リスクの把握を踏まえて、影響を受けそうな箇所の補強・修理、また浸水被害を軽減するための設備や排水施設の整備などについての検討を行う。
- ・排水路の点検や清掃、樹木の剪定などは、日常的な維持管理として行う。

##### （ウ）被災時の対応

- ・所有者などは、自身及び拝観者や見学者らの安全確保をしたのち、指定等文化財の被害についての状況確認を行い、廿日市市教育委員会（生涯学習課）等の関係機

関に連絡報告する。

- ・保護・救済の対応は、関係部局と協議し、被災状況に応じた適切な処置を講じるが、必要に応じて専門家（機関）などの指導助言を受けるとともに、関係者間について連携した取組を進める。

## イ 地震災害対策

### （ア）リスクの把握

- ・大地震の発生予測などについては、日常的に情報を収集し、想定震度や液状化などのリスクを把握する。

### （イ）事前対策の推進

- ・建造物については、可能な限り専門家による耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強の検討を行う。また、その際には『文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針』（平成8年〔1996〕、文化庁）及び、『伝統的建造物群の耐震対策の手引』（令和2年〔2020〕、文化庁）等のガイドラインを踏まえつつ、専門家の指導助言のもと、文化財価値を損なわない対策を検討する。
- ・美術工芸品については、震動による落下防止策を検討し、その対策を講じる。

### （ウ）被災時の対応

- ・所有者などは、自身をはじめ拝観者や見学者らの安全確保をしたのち、指定等文化財の被害についての状況確認を行い、廿日市市教育委員会（生涯学習課）等の関係機関に連絡報告する。
- ・広範囲に甚大な被害が発生した場合、連絡はライフラインや交通網復旧後の対応となることが予想され、その間に指定等文化財の破壊や盗難などの防止に努める。
- ・保護・救済の対応は、関係部局と協議し、被災状況に応じた適切な処置を講じるが、必要に応じて専門家（機関）等の指導助言を受けるとともに、関係者間について連携した取組を進める。

## ウ 防火対策

### （ア）リスクの把握

- ・指定等文化財のうち、建造物や伝統的建造物群（とくに植物性の屋根材が葺かれた建造物）などは、火災によって被災しやすいものであり、付近における火気の使用や可燃性の高い品物の存在、漏電の可能性など、火災発生リスクを把握する。
- ・美術工芸品などは、保管や展示場所の火災発生リスクを把握する。

### （イ）事前対策の推進

- ◎『国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン』及び『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』『世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画』（いずれも令和元年〔2019〕、文化庁）に示されている対策に基づき、以下の取組を推進する。
- ・建造物については、指定文化財自体、美術工芸品等については保管施設などを含めて、自動火災報知設備や消火設備の設置を進めるとともに、設備の老朽化への対応、設備の日常的な管理と定期的な点検・訓練を行う。
- ・設備の設置については、関係機関などとの調整を図り、文化財ごとに対策の優先度を設定するなど、計画的な設置を検討する。

- ・立地等の問題で、従来設備の設置が困難な文化財については、必要な設備や維持管理方法について、所有者及び関係機関・専門家などと協議を行い、個々の文化財に応じた効果的な対策を検討する。

- ・文化財の所有者等を中心として、防火責任者や火元責任者を定め、各々の責任を明らかにして防火に努めるとともに、火災発生時の被害を最小限に抑えるため、早期発見及び通報・期鎮火のため関係機関等との連携を強化する。



写真 5-1 防火訓練の様子（厳島神社）

#### （ウ）被災時の対応

- ・火災発生時には、早急に消防へ通報し、拝観者や見学者らの避難を速やかに行うとともに、自らの安全が確保できることを確認した上で、消火設備による初期消火活動を行う（屋内の場合は、火の手が天井に達していないことを確認する。）。
- ・指定等文化財が被災した場合、その状況を速やかに把握し、廿日市市教育委員会（生涯学習課）等の関係機関に報告を行う。

## エ 防犯対策

### （ア）リスクの把握

- ・美術工芸品の盗難や、建造物の汚損（落書きなど）等被害を受けやすいものを把握しておく。
- ・文化財としての価値や運搬の容易性、防犯機材の有無など、盗難などの可能性の高い文化財を把握する。

### （イ）事前対策の推進

- ・リスクの高い指定等文化財については、防犯設備の充実など、必要な防犯対策を検討する。
- ・廿日市警察署と連携を図り、指定等文化財の情報共有や被害情報、不審者情報などを所有者や地域住民へ周知する。また、住民参加の防犯パトロールの実施など、地域ぐるみでの防犯対策を推進する。

### （ウ）被害発生時の対応

- ・盗難や汚損などによる被害を発見したときは、速やかに警察署へ通報するとともに、被害状況を廿日市市教育委員会（生涯学習課）へ連絡する。

## ② 大規模災害への対策

大規模災害への対策については、『広島県文化財保存活用大綱』（令和3年〔2021〕、広島県教育委員会）や『広島県文化財防災マニュアル』（令和4年〔2022〕、広島県教育委員会）に次のようにまとめられている。以下、関係部分を抜粋し、掲載する。

●「広域的な相互支援」（『広島県文化財保存活用大綱』）

広島県において大規模な災害が発生し、本県及び市町の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査が実施できない場合、「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」で定めたカウンターパートである愛媛県及びその他の近隣県並びに文化庁及び国立文化財機構文化財防災センターに対し、応援を要請する。

●「大規模災害に係る対応（市町の対応）」（『広島県文化財防災マニュアル』）

【大規模災害に備えた体制の構築】

市町は、大規模災害に備え、平時から埋蔵文化財保護体制の整備や関係部局等との連携を行っておく必要がある。とくに埋蔵文化財については、遺跡地図の整備、発掘調査に係る調査基準の作成に努める必要がある。

【大規模災害時の対応】

大規模災害には、特に庁内の災害復旧事業担当部局との調整を十分に行う。また、県教委その他の関係機関との間で速やかに情報共有を図り、文化財保護に係る協力や支援を要請する。特に埋蔵文化財調査に係る体制の整備については、派遣職員の受入れも含めた柔軟な対応を図る必要がある。

③ 防災・防犯対策と避難体制などに関する措置

以上の対策を推進するためには、指定等文化財の災害に対する危険性を把握し、周知するためのハザードマップ的な文化財地図を作成し、所有者をはじめ各地域に情報の提供と共有をしなければならない。また、防災・防犯施設の実態調査を行い、施設・設備などの整備（更新を含む）を計画するとともに、巡視活用や防火訓練、修理等に伴う耐震補強など、ソフトとハードの両面から防災・防犯対策に取り組む。

また、災害・盗難などに応じた対策として、指定等文化財の種別や被災状況などに応じた適切な措置を講じるため、災害対応マニュアルを作成し、避難体制を含め、関係機関・近隣県内の行政や、さらに「被災（水損）文書レスキュー体制」（広島県市町公文書等保存活用連絡協議会【広文協】）や「広島歴史資料ネットワーク」などとも連携した体制を構築・整備することとする。



## 第6章 文化財の保存・活用の推進体制

### 第1節 廿日市市及び広島県等の組織体制

本市では、本計画にあげた措置（事業）を推進するため、文化財の所有者・管理者なども含めて体制の充実・強化を図るとともに、以下の行政及び行政関係機関、関係団体（民間）などとの連携に取り組む。

#### 1 廿日市市の庁内体制

##### (1) 関係する庁内組織

本市の文化財行政を担当するのは、教育委員会教育部生涯学習課である。また、本計画で明らかにしている措置（事業）についての庁内体制は、次のとおりである。

表 6-1 廿日市市の文化財に関わる庁内体制（令和5年〔2023〕度）

| 関係部局         |          | 関係事務                                                         | 備考                                |
|--------------|----------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 教育委員会<br>教育部 | 生涯学習課    | 世界遺産、文化財の調査、指定・保護保存、廿日市市歴史民俗資料館の運営、埋蔵文化財、伝統的建造物群保存地区、民俗芸能伝承館 | 文化財保存活用係<br>生涯学習推進係<br>(文化財専門職3人) |
|              | 教育総務課    | 教育振興基本計画など                                                   | 総務係                               |
|              | 学校教育課    | 学校教育の基本方針、教育課程及び学習指導、食育の推進など                                 | 教育指導係<br>食育推進係                    |
|              | 教育機関     | 学校、市民センター、学校給食センター、図書館、歴史民俗資料館、さいぎ文化センター                     |                                   |
| 総務部          | 危機管理課    | 地域防災計画、災害対策など                                                | 危機管理係                             |
|              | 人事課      | 職員の採用、職員の研修など                                                | 人事・人材育成                           |
| 経営企画部        | 経営政策課    | 総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略など                                       | 企画調整係                             |
|              | 宮島企画調整課  | 重伝建保存地区、宮島まちづくり事業計画など                                        | 宮島まちづくり推進係                        |
| 地域振興部        | 地域振興課    | 協働によるまちづくり推進計画など                                             | 地域協働係                             |
|              | まちづくり支援課 | 市民センターの活動・管理・運営の支援など                                         | まちづくり支援係                          |
| 産業部          | 産業振興課    | 商工業の振興、伝統的工芸品産業の振興など                                         | 産業企画係                             |
|              | 観光課      | 観光施設の企画、観光イベントなど<br>観光関連施設の管理など                              | 観光振興係<br>観光施設係                    |
| 生活環境部        | 生活環境課    | 防犯・暴力追放など                                                    | 市民生活係                             |

| 関 係 部 局  |                 | 分 掌 事 務                 | 備 考                      |
|----------|-----------------|-------------------------|--------------------------|
| 建設部      | 都市計画課           | 都市計画、緑化計画、景観計画、風致地区規制など | 都市計画係                    |
| 廿日市市消防本部 | 総務課             | 消防団に関することなど             | 消防団係<br>(吉和地域は広島市消防局へ委託) |
|          | 予防課             | 火災予防、防火指導など             | 指導係                      |
| 廿日市市支所   | 佐伯・吉和・大野・宮島の各支所 |                         |                          |

## (2) 関係する審議会等

本市が法律・条例・規則などに基づいて設置している附属機関で、本計画に関係する審議会・協議会は、次のとおりである。

表 6-2 廿日市市が設置している審議会・協議会

| 審 議 会 等 名          | 審 議 内 容                                                                                                    | 備 考            |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 廿日市市文化財保護審議会       | 教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する審議会である。                                      | 教育委員会          |
| 廿日市市伝統的建造物群保存地区審議会 | 市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長及び教育委員会に建議する審議会である。                                | 教育委員会<br>経営企画部 |
| 宮島歴史民俗資料館協議会       | 宮島歴史民俗資料館の運営を適切かつ円滑に行うために必要な重要事項について審議するための協議会である。                                                         | 教育委員会          |
| 廿日市市総合計画審議会        | 市政を総合的かつ計画的に運営するため、総合計画を策定する目的で設置されている審議会である。                                                              | 経営企画部          |
| 廿日市市都市計画審議会        | 都市計画道路や公園、下水道などの都市に欠かせない施設の計画決定や変更、及び土地利用の制限など、都市計画法に定める内容について審議する機関である。<br>廿日市市が定める都市計画は、この審議会の議を経て決定される。 | 建設部            |
| 廿日市市景観審議会          | 快適なまちづくりと活力ある地域づくりに資する景観形成のため、廿日市市景観条例及び廿日市市景観計画に定める景観に関する重要事項などを審議する。                                     | 建設部            |
| 廿日市市協働のまちづくり審議会    | 廿日市市協働によるまちづくり基本条例に定める協働によるまちづくりを実効性あるものとし、まちづくりの実情に的確に対応させるために設置されている審議会である。                              | 地域振興部          |

## 2 廿日市市内の地域団体・関係団体

### (1) 地域団体

本市には、まちづくりに取り組む団体の1つである地域自治組織が、28団体存在する（第1章第3節5「地域区分と概況」参照）。

それぞれの自治組織では、その地域に暮らす人びとが住みよいまちを創ろうと、身近な生活課題（防災・防犯・地域福祉・環境衛生・文化の継承など）の解決に向けて、自主的な活動が行われている。このため、こうした地域の自治組織においても、文化財を保存・活用したまちづくりの展開が期待される。

表 6-3 廿日市市内の地域自治組織

| 地 域   | 団体数   | 地 域 自 治 組 織 名                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 廿日市地域 | 11 団体 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐方アイラブ自治会</li> <li>・廿日市地区まちづくり協議会</li> <li>・平良地区コミュニティ</li> <li>・原地区コミュニティ推進協議会</li> <li>・串戸地区自治協議会</li> <li>・宮内地区コミュニティづくり協議会</li> <li>・地御前地区自治会</li> <li>・阿品地区コミュニティをすすめる会</li> <li>・阿品台コミュニティ</li> <li>・宮園地区コミュニティ協議会</li> <li>・四季が丘自治連合会</li> </ul> |
| 佐伯地域  | 4 団体  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・玖島地区コミュニティ推進協議会</li> <li>・友和地区コミュニティ推進協議会</li> <li>・津田・四和ふれあいまちづくりの会</li> <li>・浅原の未来を創る会</li> </ul>                                                                                                                                                     |
| 吉和地域  | 1 団体  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティよしわ</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                    |
| 大野地域  | 11 団体 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大野第1区</li> <li>・大野第2区</li> <li>・大野第3区</li> <li>・大野第4区</li> <li>・大野第5区</li> <li>・大野第6区</li> <li>・大野第7区</li> <li>・大野第8区</li> <li>・大野第9区</li> <li>・大野第10区</li> <li>・大野第11区</li> </ul>                                                                      |
| 宮島地域  | 1 団体  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮島地域コミュニティ推進協議会</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                              |

### (2) 関係する団体

#### ア 文化財等保存団体

本市には、指定等文化財及び未指定文化財の保存・活用（継承）に取り組む団体が16あるが、このうち神楽に関する保存（保持）団体が9と最も多い。しかし、その多くは構成員の高齢化、担い手の減少が顕在化している。

表 6-4 廿日市市内の文化財等保存団体

| 地 域   | 団体の名称            | 活 動 内 容                                 | 備 考          |
|-------|------------------|-----------------------------------------|--------------|
| 廿日市地域 | 伊勢神社神楽団          | 原神楽の継承・上演                               | 県無形民俗文化財     |
|       | 川末斎庭神楽団          | 川末斎庭神楽の継承・上演                            | 市無形民俗文化財     |
|       | 眺楽座              | 説教源氏節人形芝居の継承・上演                         | 県無形民俗文化財     |
|       | 原亥の子舞子連中         | 亥の子祭りの継承・開催                             |              |
|       | 廣田神社獅子・天狗舞保存会    | 獅子舞・天狗舞の継承                              |              |
|       | 地御前郷土文化保存会       | 地御前神社の御陵衣祭（流鎗馬）、盆踊り（地御前音頭の継承）、秋祭り、とんどなど |              |
| 佐伯地域  | 佐伯神楽保存会          | 佐伯神楽共演大会の開催                             |              |
|       | 津田神楽団            | 津田神楽の継承・上演                              | 県無形民俗文化財     |
|       | 河津原神楽団           | 河津原神楽の継承・上演                             | 市無形民俗文化財     |
|       | 栗栖神楽団            | 栗栖神楽の継承・上演                              | 市無形民俗文化財     |
|       | 浅原神楽団            | 浅原神楽の継承・上演                              | 市無形民俗文化財     |
|       | 玖島神楽団            | 玖島神楽の継承・上演                              |              |
| 吉和地域  | 吉和神楽団            | 吉和神楽の継承・上演                              |              |
| 宮島地域  | 宮島芸能保存会          | 宮島踊り（盆踊り）の継承・上演                         | 市無形民俗文化財     |
|       | 上卿屋敷保存会          | 林家住宅の維持管理・公開活用                          | 重要文化財        |
|       | ミヤジマトンボ保護管理連絡協議会 | ミヤジマトンボの保護と育成など                         | 瀬戸内海国立公園指定動物 |

## イ 文化財保護・研究団体

市内の文化財保護団体や文化財研究団体は、未指定文化財を含めた地域の歴史や文化の掘り起しと、その継承に取り組んでいる団体とともに、宮島については、マツをはじめモミジやウメなどの樹木管理、また公園清掃などに関わる団体が多い。

表 6-5 廿日市市内の文化財保護・研究団体

| 地 域   | 団体の名称       | 活 動 内 容                  | 備 考 |
|-------|-------------|--------------------------|-----|
| 廿日市地域 | 廿日市市郷土文化研究会 | 郷土史研究、会誌『廿日市の文化』刊行など     |     |
|       | 串戸歴史文化研究会   | フォトマップ作成、学校での歴史ワークショップなど |     |
| 佐伯地域  | 玖島歴史研究会     | 郷土史研究                    |     |
|       | 游 you       | 郷土史研究                    |     |
|       | 津和野街道関係の会   | 津和野街道の保存・公開活用            |     |



| 地 域  | 団体の名称           | 活 動 内 容               | 備 考 |
|------|-----------------|-----------------------|-----|
| 大野地域 | 大野歴史ガイドの会       | 郷土史研究、民具体験など          |     |
| 宮島地域 | 宮島地区パークボランティアの会 | 自然観察、野生動植物の調査・保護など    |     |
|      | 宮島さくら・もみじの会     | サクラ・モミジなどの管理育成、公園美化など |     |
|      | 宮島弥山を守る会        | 弥山登山道の清掃、弥山展望台の管理     |     |
|      | 宮島を美しくする会       | 島内の清掃など               |     |
|      | 宮島弥山倶楽部         | 島内の清掃など               |     |
|      | 宮島の山道をきれいにする会   | 登山道の除草・清掃             |     |
|      | 宮島未来ミーティング      | 宮島の海岸清掃               |     |
|      | NPO 宮島ネットワーク    | 宮島の海岸清掃               |     |

## ウ その他の関係団体

文化財の保存・活用（継承）が主目的ではないが、関係する行事・イベントなどの開催や情報発信などを行う団体には、次のようなものがある。

表 6-6 廿日市市内のその他の関係団体

| 団体の名称                     | 活 動 内 容                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 廿日市市文化協会                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・廿日市市の文化芸術の振興と継承、発展に寄与することを目的に設立。</li> <li>・廿日市支部（宮島を含む）、佐伯支部、吉和支部、大野支部があり、それぞれの地域の伝統・文化を継承しながら、文化的活動や生涯学習活動を行っている。</li> </ul>                                                             |
| 公益財団法人<br>廿日市市芸術文化振興事業団   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・はつかいち文化ホール、はつかいち美術ギャラリーの2施設の指定管理者として、廿日市市及び周辺地域の文化・芸術の交流拠点づくりに取り組んでいる。</li> </ul>                                                                                                         |
| 廿日市商工会議所                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所法に基づき、商工業の振興を目的として設立された、法律に定められた唯一の「地域総合経済団体」である。</li> <li>・事業所会員の希望や意見をもとに商工業、とくに中小企業の発展や、都市環境の整備充実などのために、国・県・市などに建議・要望を行い、各種の事業を通して会員企業の振興を図るとともに、地域の繁栄と社会福祉の増進に貢献している。</li> </ul> |
| 佐伯商工会<br>大野町商工会<br>宮島町商工会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会法に基づいて設立された認可法人で、地域内における商工業の総合的な改善発展を図り、併せて社会一般の福祉の増進に資することを目的とした経済団体である。</li> <li>・地域の文化や伝統をはじめとした地域資源を活用した特産品開発・観光開発や商店街活性化などを含め、地域づくり・地域おこしに取り組んでいる。</li> </ul>                     |
| 一般社団法人<br>はつかいち観光協会       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・廿日市の観光資源（歴史文化、自然、観光施設など）やイベント、宿泊に関する情報発信など、観光振興に取り組んでいる。</li> <li>・廿日市本部と宮島口本部がある。</li> </ul>                                                                                             |
| 一般社団法人<br>宮島観光協会          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮島地域を対象に、観光資源（世界遺産、日本三景、自然・動物、観光施設、グルメなど）やイベント、コース、宿泊に関する情報発信など、観光振興に取り組んでいる。</li> </ul>                                                                                                  |

| 団体の名称    | 活 動 内 容                                                                                                                                                                                      |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 宮島細工協同組合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>宮島細工は、鎌倉時代初期に神社や寺院を建てるために、各地から宮大工や指物師らの匠が招かれ、その技術の流れをくんでおり、経済産業大臣指定の伝統的工芸品に指定されている。</li> <li>宮島細工協同組合は、こうした工芸品の生産組合であり、宮島伝統産業会館の運営に協力している。</li> </ul> |

### 3 広島県及び広島市、広島県内の国機関・大学

#### (1) 関係する県庁内組織

本市における文化財の保存・活用に関係する、または連携などが期待される広島県庁内の組織・機関は次のとおりである。

表 6-7 廿日市市の文化財に関わる広島県の部局・機関

| 関 係 部 局      |                    | 分 掌 事 務                                  | 備 考                 |
|--------------|--------------------|------------------------------------------|---------------------|
| 教育委員会<br>管理部 | 文化財課               | 文化財の保護・保存と活用、特別史跡及び特別名勝厳島の管理団体（広島県）      |                     |
|              | 埋蔵文化財センター          | 埋蔵文化財の発掘調査と出土文化財の保管                      |                     |
|              | 県立歴史民俗資料館          |                                          | みよし風土記の丘            |
|              | 県立歴史博物館            |                                          |                     |
| 総務局          | 県立文書館              | 行政文書及び古文書の収集・整理、調査研究、文書の保存など             |                     |
| 環境県民局        | 自然環境課              | 瀬戸内海国立公園や西中国山地国立公園の管理、自然環境の保全と野生生物の保護など  | ミヤジマトンボ、オオサンショウウオなど |
| 商工労働局        | 観光課                | 観光振興施策の企画立案、観光客誘致、情報発信など                 |                     |
| 農林水産局        | 西部農林水産事務所<br>林務第一課 | 宮島の森林保全、宮島都市公園維持管理など                     | 自然保護係               |
| 土木建築局        | 砂防課                | 紅葉谷川庭園砂防施設の維持管理など                        |                     |
|              | 西部建設事務所廿日市支所       | 廿日市市全域の治山、国道（2号線を除く）・県道及び河川の維持管理、厳島港整備など |                     |
| 広島県警察本部      | 廿日市警察署             | 防犯、防災など                                  |                     |

#### (2) 関係する広島市の機関

本市の北部、吉和地域の消防業務については、地理的な理由から廿日市市が広島市消防局に消防及び救急業務を委託している。

表 6-8 廿日市市の文化財に関わる広島市の機関

| 関 係 部 局 |                   | 活 動 内 容   | 備 考                  |
|---------|-------------------|-----------|----------------------|
| 広島市消防局  | 安佐北消防署<br>安芸太田出張所 | 吉和地域の消防業務 | 安芸太田出張所<br>中筒賀 345-2 |

### (3) 関係する県内の国機関

本市、特に宮島の文化財保存・活用に関係する、または連携などが期待される広島県内の国機関は、次のとおりである。

表 6-9 廿日市市の文化財に関わる広島県内の国機関

| 関 係 部 局 |                             | 活 動 内 容     | 備 考                        |
|---------|-----------------------------|-------------|----------------------------|
| 環境省     | 中国四国地方環境<br>事務所広島事務所        | 瀬戸内海国立公園の管理 | 宮島全域及び極<br>楽寺山一帯           |
| 林野庁     | 近畿中国森林管理<br>局広島森林管理署        | 廿日市市域の国有林管理 | 市内の国有林                     |
| 海上保安庁   | 第六管区海上保安<br>本部<br>(広島海上保安部) | 宮島周辺の海域維持管理 | 厳島神社前面の<br>海域及び宮島島<br>内の海岸 |

### (4) 関係する県内の大学

本市、特に宮島の文化財保存・活用に関係する、または連携などが期待される広島県内の大学は、次のとおりである。

表 6-10 廿日市市の文化財に関わる広島県内の大学

| 関 係 部 局 |                 | 活 動 内 容                                                  | 備 考            |
|---------|-----------------|----------------------------------------------------------|----------------|
| 広島大学    | 内海文化研究施設        | 瀬戸内海を中心とした歴史・文化研究<br>(世界遺産・厳島 ～内海の歴史と文化プロジェ<br>クト研究センター) |                |
|         | 総合博物館           | 宮島を含めた学術標本の調査・収集、保存・管<br>理とその研究・展示                       |                |
|         | 防災・減災研究セ<br>ンター | 宮島をはじめ、西日本で頻発する相乗型豪雨災<br>害の実態に基づく防災・減災技術の再構築             |                |
|         | 宮島自然植物実験<br>所   | 宮島を中心とした瀬戸内の植物相や植生研究                                     |                |
| 県立広島大学  | 宮島学センター         | 厳島神社を有する宮島の学術研究                                          |                |
| 広島市立大学  | 宮島教育研究施設        | 宮島での教育研究活動                                               | サテライトハウス<br>宮島 |
| 広島工業大学  | 宮島学習センター        | 宮島の町並み調査研究                                               | 宮島こもん          |

## 第2節 地域社会総がかりの体制

本市の文化財を地域社会総がかりで、しかも効果的かつ実効性のある保存・活用を推進していくには、前項に示した各体制がそれぞれの機能と役割を主体的に担うとともに、各々の連携と協働が不可欠である。このため、以下の役割分担及び方針のもと、推進体制の整備と充実を図る。

### 1 行 政

廿日市市及び廿日市市教育委員会では、本計画に関係する部局が7部（20課・室）・1本部・4支所と多岐にわたる。しかし、本計画の措置（事業）を確実に実行していくにあたり、中心的な主体の一つとして、文化財の保存・活用のための体制及び仕組みづくりを進めるために、こうした関係部局を交えた庁内の推進会議を設置するなど、政策としての制度設計を検討し、必要となる財源措置についても講じる。また、廿日市市文化財保護審議会や伝統的建造物群保存地区審議会以外の審議会・協議会などの附属機関に対しても、文化財に関する情報を伝え、保存・活用のためのさまざまな指導助言を得る。

宮島については、特に国（文化庁）からの指示・指導や教示を仰ぎつつ、「特別史跡及び特別名勝厳島」の管理団体である広島県（広島県教育委員会）が本来の役割を担わなければならないが、廿日市市教育委員会としても、島内での日常の維持管理に携わっている環境県民局、農林水産局、土木建築局、さらには環境省、林野庁、海上保安庁等との情報共有はもちろん、連携の強化と保護・保全体制を構築する。

なお、広域災害等の対策も含めて広島県はもちろん、隣接する3県5市1町の自治体（広島県：広島市・大竹市・江田島市・安芸太田町、山口県：岩国市、島根県：益田市など）との情報共有と、より一層の連携を進める。

### 2 地 域

市内の地域自治組織は5地域28団体あり、地域の特性・個性を活かしたまちづくりの中核を担う組織で、行政との連携のもと、文化財の保存・活用に取り組むとともに、地域住民の自主的な活動を支えている。また、文化財等保存団体は4地域16団体、保護・研究団体は4地域14団体、その他の関係団体は7団体の合計37団体が明らかになっている。しかし、市内にはこれら以外の団体も存在していると予想される。

本計画では文化財に関し、こうした組織や団体間の情報共有や意見交換などのためのネットワーク作りに取り組むとともに、それぞれの立場や専門分野の知識・ノウハウを活かすかたちで、組織・団体の主導者らが、文化財の保存・活用を担うリーダーとしての活動を行い、文化財把握調査をはじめ、本計画に記載している措置の事業に対して、「(仮称)文化財市民調査員」とも呼べる市民が、一人でも多く参加できるように支援する。

また、このような取組を進めることで、市民の文化財に関する関心を高め、文化財に関する意見や考え方の把握に努めるとともに、未指定文化財のき損・滅失などの情報提供を受けられるようにし、多様な主体の協力・参加により、未指定を含む文化財の保存・活用を進める。



### 3 所有者、保持者等

指定等文化財の所有者や保持者などは、有形・無形の資産を直接管理し、また保持する立場として、本市の歴史文化を体現する資産の重要性を認識し、適切な保存管理と継承、また技（技術）<sup>わざ</sup>の向上と継承を継続的に行うとともに、行政や地域と協力・連携し、文化財の防災・防犯に取り組む。

なお、文化財の公開・活用にあたっては、その保存管理や防災・防犯、また所有者・保持者などのプライバシー保護を前提として協力する。

### 4 専門家、研究者等

文化財の専門家、研究者等（大学・研究者・技術者・研究機関・文化財保護審議会委員など）は行政と連携し、本市の歴史文化に関わるさまざまな観点から調査研究を行い、新たな事象の掘り起しや価値づけ、さらには保護・保存等の対応を行う。

調査研究の成果については、文化財の所有者や市民等に公開するとともに、それを各地域に還元し、活用していくための必要な指導・助言と協力などを行う。

また、行政が主体となって行う保存・活用の取組に対して、文化財の価値や魅力を損なわず、適切な措置を講じるよう、廿日市市文化財保護審議会などを通して指導・助言を得る。

### 5 協議会の設置

本計画を効果的かつ計画的に推進していくために、「廿日市市歴史文化まちづくり協議会」を設置する。

この協議会は、行政・関係機関、地域、文化財の所有者・保持者、文化財の専門家・研究者などの情報交換とその共有化、交流・連携、さらには協働の取組を推進する協議の場と位置づけることで、地域総がかりの体制の鍵となる。また、この協議会には、必要に応じて部会などを設けることにより、具体の取組に対して迅速かつ実効性を持って対応できるようにする。

なお、地域における歴史文化を活かしたまちづくりについては、それぞれの地域の市民・地域団体などを中心に活動が展開されるよう、国等の支援制度の活用を検討しながら、活動の支援、協働の取組の展開に努める。

### 6 支援団体の指定

本計画の取組を推進するため、本市のさまざまな文化財の保存・活用に取り組む各種団体を、必要に応じて「廿日市市文化財活用支援団体」（法第192条の2、「文化財保存活用支援団体」）として、本市が指定する。

廿日市市文化財活用支援団体は、文化財所有者などの相談に応じたり、調査研究、維持管理、情報発信など、本市のさまざまな文化財の保存・活用に関わる活動を通し、地域における取組を先導していく立場としての活躍が期待される。

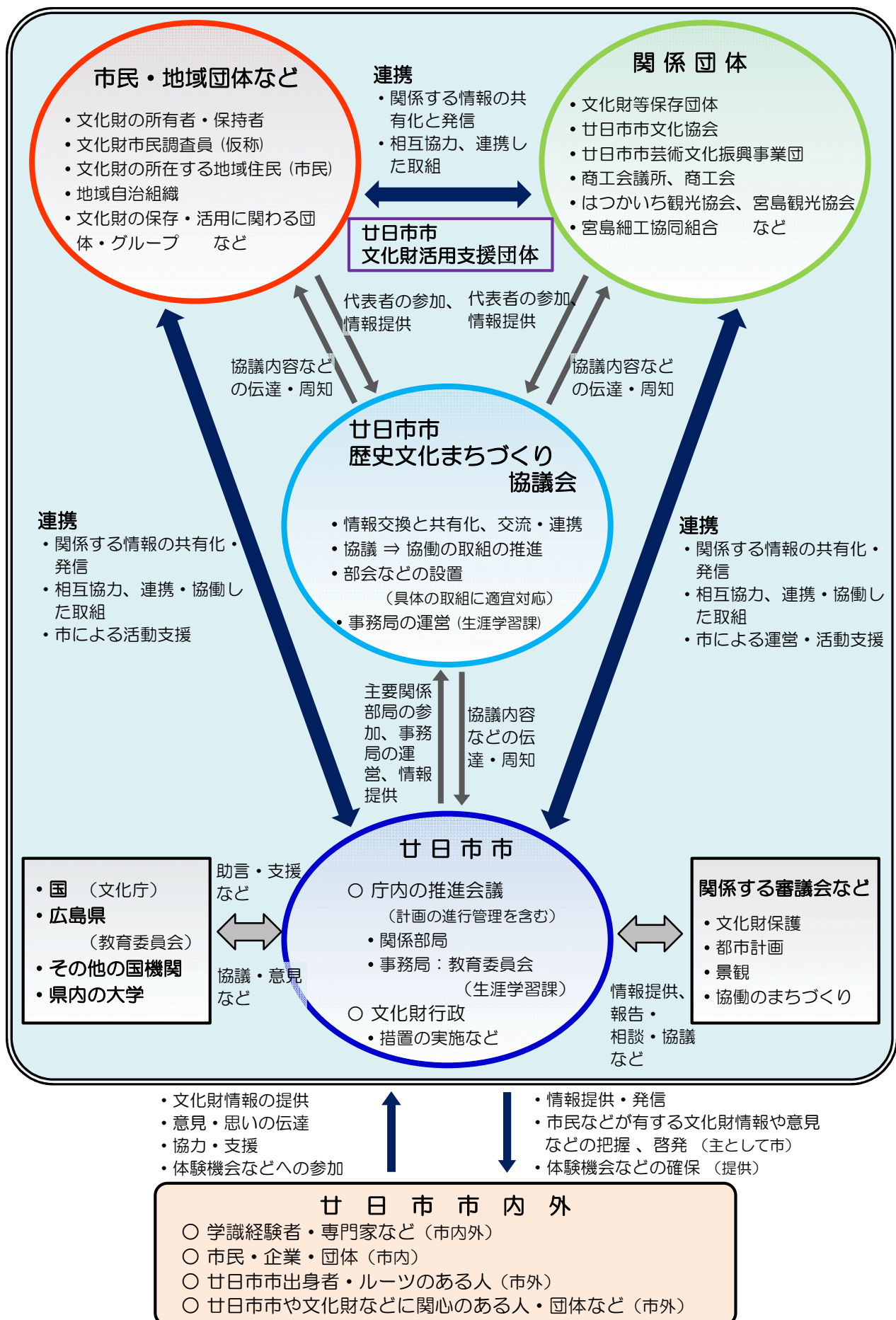


図 6-1 地域社会総がかりの体制づくり

## 第3節 計画の進行管理とその体制

### 1 進行管理の体制

本計画を具体化するためには、市民・地域団体、関係団体などの協力と参加が必要である。

また、措置（事業）は、本市役所の庁内組織においては、文化財の保存・活用担当部局（教育部生涯学習課）だけではなく、総務部、経営企画部、地域振興部、産業部、生活環境部、建設部、消防本部や各支所など、また市域の中に宮島が含まれることから、広島県や国の部局・機関等異なった組織が関係しており、そのための連携体制の充実が求められる。

このため、本計画の進行管理を適切に行うためには、既存の「廿日市市文化財保存活用地域計画協議会」を計画策定後も継続して設置し、情報の共有化と計画の進捗状況などの把握・分析を行う。そしてこの成果を次の取組や他の事業につなげ、また問題点を改善することとする。

なお、この「廿日市市文化財保存活用地域計画協議会」の事務局は、引き続き廿日市市教育委員会（教育部生涯学習課）が担う。

### 2 計画の進行管理の方法

本計画の実施にあたっては、限られた財源を有効に活用する視点が不可欠であり、その措置（事業）については、計画期間内での優先順位（重点的な措置の設定）を決め、年次計画（実施計画）を立案し事業化するとともに、必要に応じて見直しを行いながら、事業の実効性や成果を高めていくことが肝要である。

このため、市民などの参加度、関係する部局全体としての事業の進捗・効果の把握などの視点を持ちながら、進行管理についてはPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）の考え方を取り入れ、前述の「廿日市市文化財保存活用地域計画協議会」のもとで、計画の進行管理（確認と評価）を次のような手順で行う（図6-2）。

手順としては次の3段階が考えられ、段階1と段階2については毎年、段階3については各事業の終了年度、もしくは前期（令和5年〔2023〕度～7年〔2025〕度）・中期（令和8年〔2026〕度～10年〔2028〕度）・後期（令和11年〔2029〕度・12年〔2030〕度）ともに節目の段階で行うこととする。

- ・ 段階1：措置（各事業）の実施計画立案
- ・ 段階2：措置（各事業）の進捗状況について把握と確認
- ・ 段階3：措置（各事業）の評価と課題の抽出、改善点の整理・見直し  
～ 基本理念にどの程度寄与しているか ～

さらに、本計画の進捗管理については、年度毎に「廿日市市文化財保護審議会」に諮り、指導助言を得るとともに、その成果や経験などについては、令和13年〔2031〕度からの第2次計画の作成（改定）に反映させる。

なお、点検・評価の作業においては、点検シート及び客観的な評価が行えるような評価シート（課題、達成度、重要性、緊急性、優先度など）を作成し、これを活用する。

【措置（各事業）の進行管理の基本的な内容と手順】

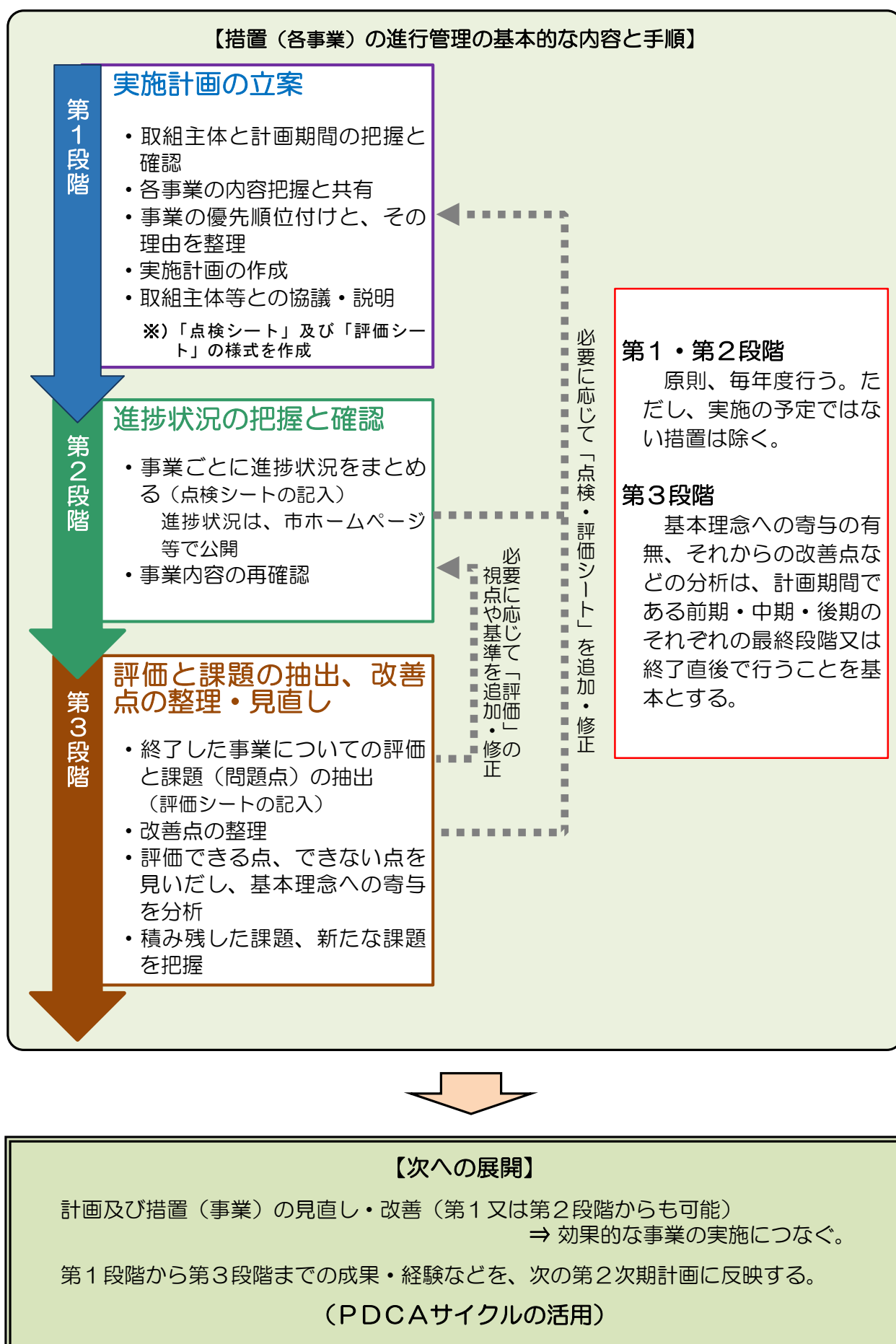


図 6-2 経過観察の基本的な内容と手順（段階）及び展開



